

平成20年第1回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成20年3月3日

平成20年3月3日広陵町議会

第1回定例会会議録（初日）

平成20年3月3日広陵町議会第1回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	中尾寛
理事	笹井由明	理事	吉村元伸
健康福祉部長	池田誠夫	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	北神理	水道局長	植村和由
会計管理者	松井定市		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 大西利実

書 記 野 瀬 一 吉 上 田 勝 代

山田議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成20年広陵町議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 1号	広陵町土地開発公社予算について
4 報告第 2号	財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算について
5 議案第 1号	広陵町後期高齢者医療に関する条例の制定について
6 議案第 2号	広陵町放課後子ども育成教室条例の制定について
7 議案第 3号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
8 議案第 4号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
9 議案第 5号	広陵町立学校設置条例の一部を改正することについて
10 議案第 6号	広陵町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正することについて
11 議案第 7号	広陵町立集会所条例の一部を改正することについて
12 議案第 8号	広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
13 議案第 9号	広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについて
14 議案第10号	広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて
15 議案第11号	広陵町心身障害者等福祉年金条例の一部を改正することについて
16 議案第12号	平成19年度広陵町一般会計補正予算(第4号)
17 議案第13号	平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
18 議案第14号	平成19年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
19 議案第15号	平成19年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)
20 議案第16号	平成20年度広陵町一般会計予算

- 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度広陵町老人保健特別会計予算
- 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 0 年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算
- 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 0 年度広陵町介護保険特別会計予算
- 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度広陵町学校給食特別会計予算
- 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算
- 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度広陵町水道事業会計予算

山田議長 まず、日程 1 番、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から 3 月 1 4 日までの 1 2 日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 3 月 1 4 日までの 1 2 日間と決定いたしました。

なお、報告第 1 号、第 2 号につきましては、委員会の審査を省略して、本日、お願いしたいと存じます。

山田議長 次に、日程 2 番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第 1 1 0 条の規定により

1 5 番 笹 井 君

1 6 番 竹 村 君

を指名いたします。

山田議長 次に、本日は第 1 回定例会でございますので、町長より平成 2 0 年度の施政方針を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。町長！

平岡町長 本日、ここに平成 2 0 年度予算を初め多数の案件を提案し、ご審議をお願いするに当たり、重点施策を中心に所信を申し上げ、議員各位を初め町民皆さんにご理解とご協力を得たいと存じます。

なお、今年度から教育費については教育長が教育に係る施政方針を述べることにしました。

私と十分協議を重ねて作成したことを申し添え、ご理解を賜りたいと思います。

昨年は、日本列島を大きく揺さぶりました。能登半島沖地震、新潟県中越沖地震、そして最高気温40.9度と74年ぶりの更新、食品の賞味期限の改ざんや原材料の偽装表示など、ことしに入っても中国食料輸入品の薬剤混入事件、原油高騰、こうした自然災害や偽装による消費者被害など、人々の生活を脅かす現象や事件が発生しています。さらには、地球温暖化等により地域環境も年々悪化していると言われていています。安全で安心して暮らせることを願う心は、だれもが皆同じであります。

今、改めて3万4,000人の町民の皆さんへの責任の重さを痛感いたし、新年度におきましても、「人にやさしい 人がやさしい 元気な町づくり」をスローガンに、引き続き町民の皆さんとともに関連諸施策の実現に邁進してまいります。私は、町政を担当させていただいて7年目を迎えています。職員と力を合わせて諸課題に取り組んでまいりますので、議員各位の特段のご理解とご配慮を重ねてお願い申し上げます。

さて、平成20年度におきましては、国や県の補助施策の減額や税収減の見込みから財政状況も非常に厳しいものとなっておりますが、さらに徹底した行財政改革を推進しながら、安全で環境に優しい子供の夢を育てる町づくりをテーマとして、1つ、安全で安心な町づくり、2つ目は人に優しい環境づくり、3つ目は、生き生きとした子供の教育環境づくりに取り組んでまいります。その主なものをピックアップしてまいりますと、広陵町防災センターの建設を2カ年で取り組みます。地域防災意識の高揚を図るとともに、地震災害に対する地域住民の安全の向上を目指し、備蓄倉庫の整備をあわせて行うもので、国庫補助事業として地域防災拠点整備モデル事業の採択をいただきました。

また、人に優しい環境づくりとして、健康づくりと多世代新旧町民の交流ができる場としてパークゴルフ場、百済寺公園を整備いたします。生活環境としては、平成20年度に旧清掃センターの解体・撤去工事を完了し、跡地利用計画の策定を予定しています。また、魚がすまいる中小河川、そして川辺の遊び場を取り戻せる取り組みをいたします。ご承知のように、大和川の水質は年々改善しているものの、またもや全国ワーストワンとなっております。下流域の町や人々に迷惑をかけないためにも、そして海もきれいにしようと。草深き田舎町としての役割を果たさそうではありませんか。受け継いだ自然の山や川は、子や孫からの預かり物なのです。それがため環境PR、不法投棄対策、公害検査を拡充するとともに、町ぐるみクリーンキャンペーンを展開してまいります。

次に、地球環境としては、車両使用の増加、各家庭の生活様式の向上などから、CO₂削

減が叫ばれる中、地球温暖化防止計画の策定とともに職場環境にも関連づけ、公用車を普通自動車から軽自動車に順次入れかえを行い、また町内各施設間の連絡・調整や町内出張等に利用する公用自転車の配備をいたします。さらに、健康保持の観点から自動車通勤の自粛と自転車通勤の奨励を促し、町民の皆さんにも健康保持のための推進を呼びかけます。今後も、1人でも多く実現に向け、協議を重ねてまいります。

次に、子供の教育環境であります。将来の町や地域をはぐくむのは子供たちからであります。確かな学力、生きる力を身につけさせ、未来を託す礎づくりは、家庭、学校、そして地域が大きな力を持っています。そんな中で、他の町にない積極的な取り組みをいたします。子ども育成課の設置とともに、子供育成クラブ、放課後児童健全育成事業の統合・充実、北京オリンピックに大きな期待を集める野村忠宏選手を招いて、第2回少年柔道大会の実施、また妊婦出産に係る積極的な健康診査の受診拡充措置を講じました。

また、活力ある町づくりに貢献を期待する大規模商業施設誘致関連事業であります。安部地区計画について、ただいま国、県、地元と協議を進めています。この地区計画に基づき大規模店舗が建設されますと、広陵町住民にとって生活面の充実や福祉面での効果、地域活性化への役割、そして経済効果は多大であります。

こうした新年度主要施策の背景にある我が国の経済状況であります。景気は地域間の回復にばらつきが見られ、中小企業の中には依然厳しい状況は変わらないと思います。

歳入について申し上げますと、人口の増加、土地の有効活用施策の成果として家屋の新築が増加し、個人町民税、法人町民税、家屋に係る固定資産税の増額を見込んでいますが、税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除の影響を受け、今年度の町税収入は平成19年度当初予算に対しまして1.5%の増となっております。

7ページでございます。また地方交付税につきましては、地方再生対策費4,200万円を見込み、基準財政需要額全体といたしましては、ほぼ前年と同額と見込み、一方、基準財政収入額につきましては、減収特例交付金や税等において若干の増額が見込まれるところから、差し引き交付税額として約1,000万円の減少、平成19年度交付額に比べ0.8%の減額と見込みました。さらに、これまで交付税の不足を補ってきました臨時財政対策債への振りかえ額が平成19年度に対し6.3%の減少で、実交付税は約3,000万円の減収、対前年度比1.5%の減額であります。

一方、歳出面では、冒頭でも触れましたが、環境に優しい町づくりなど必要不可欠な事業に積極的に取り組みます。さらに、旧清掃施設の解体、新清掃施設の周辺対策を初め清掃施

設などの維持管理費、社会保障費の増加など、数々の行政需要に対応すべく多額の財源需要が見込まれる中で、引き続き厳しい財政状況にあることは皆様ご承知のとおりであります。そのため、平成19年度は、保証金なしの高利な地方債の繰り上げ償還の承認を受け、19年度から3年間で金利5%以上の政府資金、公庫資金、下水道事業債を含め20億2,700万円を繰り上げ償還及び借りかえを実施し、将来における財政負担の軽減につなげ、あわせて公債費比率の改善を行います。

さらに、予算編成に当たっては、行財政改革方針により徹底した経費節減と事務事業の見直しを図るとともに、なお生ずる財源不足につきましては、財政調整基金の取り崩し、目的基金の繰りかえ運用により収支の均衡を図ったところであります。行革の推進により一般行政職220人体制は、人口規模において県で一番少ない職員数となり、給与にあっても、39市町村中29位のランクであり、努力の成果を生み出したと自負しています。参考に書いてございますが、平成20年度一般会計予算総額は歳入歳出100億円の整数にまとめました。対前年度比7.5%増の積極的予算であります。

それでは、平成20年度の当初予算の詳細につきまして歳入から説明させていただきます。9ページでございます。まず町税ですが、平成20年度は、所得税で行うべき住宅借入金等特別控除を住民税で控除するものであり、約2,600万円の減額になりますが、これは国から交付金として補てんされます。その他諸税、法人税などにつきましては、約3,000万円の増額を見込んでいます。次に、固定資産税であります。土地の課税につきましては、約1,600万円の減額、家屋につきましては、特例区域指定に伴う住宅開発等による新築家屋の増加で約3,500万円の増額、さらに償却資産につきましては、本格的な景気回復があまり見込まれませんが、約500万円の増額としました。町税全体としては、平成19年度当初予算に比べ約5,750万円の増額を見込んでいます。

納税の推進につきましては、納期内納付及び口座振替のなお一層の推進を図りつつ、悪質滞納者、大口滞納者に対し、善良な納税者に不公平感を持たれないよう納税交渉や文書等の催告を積極的に行います。また、滞納者には預金、不動産の差し押さえなどの強行手段をもって滞納処分を実施するとともに、町税の安定的な収入を図り、収納率の向上に努めてまいります。

次に、現在、国会で審議されています道路財源に関連します地方道路譲与税、自動車重量譲与税等につきましては、暫定税率存続として本町に配分される交付額1億6,800万円を予算計上しています。地方交付税につきましては、伸びは見込んでいません。また、住宅

借入金等特別控除に伴います住民税の減額分については、減収補てん特例交付金で新たに措置され、児童手当の拡充に伴います財源措置は特例交付金で、減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置は特例交付金で、本年度もそれぞれ措置されることになっています。

また、本年度は、防災センター建設及び旧清掃センター撤去などの事業によりまして国庫補助金が増加いたします。その他の歳入につきましては現行基準により積算していますが、今後におきましても受益と負担の適正化を図るため、近隣自治体との整合を図り、行政改革の答申を踏まえながら、よりきめ細かな見直しをしてまいります。また、町債につきましては、臨時財政対策債に3億10万円、防災センター建設事業債に1億7,770万円、マテリアルリサイクル推進施設整備事業債に1億6,360万円などを計上しています。

それでは、各分野における重点施策と諸事業につきまして、その概要を申し上げます。

まず、総務費関係からであります。各項目に共通する人件費の抑制につきましては、一般職員200名体制を目標として、退職者不補充で運営しているところですが、新年度は若干名の新規採用補充を予定しており、引き続き少数精鋭で行政運営を進めます。また、職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進するため、勤務評価をさらに綿密に実施し、その結果を昇任・昇格に反映してまいります。さらに、新年度におきましても先進地に学び、研修費用を計上し、職員の意識改革と士気高揚を図ります。

次に、行政と地域との交流や人づくりにつきまして、各大字・自治会単位で人にやさしい町づくり事業の積極的な取り組みをいただいております。今年度は新たに環境に優しい町づくりを地域の皆さんとともに取り組み、事業費の一部を助成します。

電算関係であります。現在、住民情報などを取り扱う町の基幹となる住民総合情報システムの入れかえ作業を行っており、新年度から本稼働させる予定です。電算業務は技術革新が進み、年代とともに複雑化しています。費用の妥当性やシステム構成などについて精査するためには、高度な専門知識が必要であることから、専門的知識を有するアドバイザーに点検・審査を願っており、今年度においても継続いたします。新聞等では、個人情報などが流出する事案が相次ぎ報道されています。セキュリティーポリシーの見直しとともに、セキュリティー対策システムを導入して個人情報の保護に努めます。

次に、交通安全対策といたしまして、自治会及びPTAを中心に毎月の1日、15日、25日の立哨指導や児童生徒には安全教室を引き続き開催します。また、防犯対策につきましては、今月開署されます香芝警察署、各交番等と連携し、より一層の効果を高めてまいります。

次に、民生費関係であります。まず、高齢者福祉であります。住宅生活をより充実させ、介護保険サービスを補完する軽度生活援助事業や、万が一に備えた緊急通報装置の設置、さらには家具転倒防止金具等の取り付け事業などの利用も一定の成果を上げるとともに、順調に推移している状況であります。引き続き円滑な運営のために、「人にやさしい 人がやさしい 元気な町づくり」の一環として、日常生活の安心を盛り込んだ諸施策を積極的に推進します。

就業成績奈良県一を誇るシルバー人材センターをさらに発展させるために、所要の業務拡大を図ります。

また、乳幼児の世話や保育施設への送迎、就学児童に対する放課後・土日学習、生活指導等の支援を行うサービスを開始し、子育て経験が豊富な高齢者の健康、生きがいを高め、かつ現在子育て奮闘中の方に自由な時間を提供する事業を展開します。この事業は、子供育成関連経費として教育予算に計上しています。

次に、障害者福祉につきましては、平成20年度においては3障害の一元化の一助とすべく、従前から社会保障の理念に基づき、重度の心身障害者、または心身障害児に支給させていただいている福祉年金の受給要件を精神障害者・児童にも拡充することとして、所要の措置を講じました。また、障害者計画及び障害福祉計画の平成21年度以降を見据えた計画の再編のために計画策定委員会を設置するとともに、国の指針に則した就労支援、自立支援対策の各目標の具現化に向けて必要な取り組みを行います。

次に、児童福祉であります。次世代育成支援行動計画の後期計画策定のために、今年度はニーズ調査委員会を設置し、調査項目等について検討をいただき、調査をいたします。15ページでございます。未就園児童のお母さんの情報交換及び交流の場として好評をいただいておりますなかよし広場につきましては、図書の実を充実を図るほか、ボランティア団体のご協力をいただいて季節の行事や講習会の充実を図ります。

この事業は、子供育成関連経費として教育予算に計上しています。町内6保育園の保育士に児童虐待防止及び発達遅滞児童等についての研修の機会を設けるなど、保育士のより一層の資質向上を図ります。夏休みの恒例行事となっています福井県美浜町への地域間交流事業についても引き続き実施し、次代を担う子供たちの健全育成を図ります。

次に、保健衛生関係であります。現在まで老人保健事業として実施しています基本健康診査につきましては、医療制度改革によって平成20年度から高齢者医療確保法に基づき医療保険者による40歳から74歳までの被保険者、被扶養者を対象とした特定健康診査、特定

保健指導が義務づけられ、また75歳以上の者の健康診査については、県内の各市町村が加入する広域連合に移行されます。高齢化に伴い、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、医療費に占める割合は約3分の1となっています。

このことから、将来的な医療費の削減を目指し、町民の皆さんが健診や保健指導を受けやすい体制づくりと生活習慣病の前の段階であるメタボリックシンドロームを、いわゆる内臓脂肪症候群が疑われる者に対する個別支援を各機関と連携しながら継続的に進めてまいります。

成人保健では、健康相談として実施しています健康増進会におきまして、町民に関心のある骨密度や肥満予防、血管年齢の測定等内容を充実し、健康づくりの意識や町民の健康レベルを高めてまいります。また、高齢化が進む中、生涯自分の歯で食べることを通して満足のいく食生活を送れるように、歯周疾患の予防が重要であることから、歯科保健知識の普及啓発と歯周疾患検診等の事業の推進を図ります。

母子保健につきましては、安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めるために、まず母体や胎児の健康確保を図り、少子化対策の一環からも妊婦中の健診費用の負担軽減として非課税世帯の妊婦一般健康診査を5回、その他の世帯の妊婦には3回とし、既に母子健康手帳を受けておられる4月以降の出産予定者も対象者として公費負担回数を増加いたします。同時に、未受診妊婦、いわゆるかかりつけ医のない飛び込み出産の解消に向けた取り組みとして、非課税世帯の妊娠判定受診料を公費負担することにします。

近年は、核家族化、女性の社会進出等の諸要因による社会構造の変化によって、子育てそのものや仕事との両立等のストレスからさまざまな不安が広がっており、家庭における養育機能を向上させ、自信を持って子育てができる支援がますます必要となってきました。これからのニーズを受けて、4カ月時点までの乳児の全件訪問に向け努めるほか、養育者の育児ストレスや子育てに関する不安や悩みを緩和し、子供の発達を支援する専門職によるアドバイスや母親への支援を行う子供相談、保健師による訪問を拡充します。

次に、18ページでございます。予防接種においては、厚生労働省の麻疹排除計画に伴い、新年度から5年間、中学1年生と高校3年生までの定期予防接種の追加を実施いたします。次に、救急医療につきましては、安心して子供の医療サービスを受けることができるよう、休日、夜間における救急医療体制の整備が必要です。

従来診療の行われていない時間帯の解消を図るため、このたび深夜の小児1次救急医療の体制を整えた橿原市と連携して、深夜診療を橿原市休日夜間応急診療所で受け入れできるよ

うにいたします。これらの事務事業の町民への周知と普及を図り、広陵町に住んでよかったと評価いただけるような保健福祉の環境づくりに努めます。

続きまして、衛生費関係について申し上げます。クリーンセンター広陵は、地元周辺地域を初め関係各位のご理解とご協力のもと、昨年3月より本格稼働を開始し、多数の住民の皆さん、そして日本各地から注目を集め、ご見学をいただきながら、はや1年を無事に迎えることができました。今後も、住民の皆さんにごみ減量、分別にご協力をいただき、操業に当たっては安心・安全、そして安定した効率性を常に研究・試行を重ねます。

一方、旧清掃センターにつきましては、国の循環型社会形成推進交付金を受け、施設の解体・撤去工事を最も安心・安全、そして効率性を考えて、総合評価方式による一般競争入札が適正と思っています。解体事業については、地元住民の皆さんにご理解をいただき、周辺環境対策には万全な体制で取り組んでまいります。

また、跡地利用につきましては、今年度で利用計画を取りまとめ、21年度で完成させたいと考えています。計画としては、マテリアルリサイクル推進施設の設置、住宅用地としての活用整備計画、公園の設置計画、管理棟改修計画を行い、環境を学び、発信できる施設と憩いのある地域づくりを考えています。

次に、環境対策であります。指定ごみ袋の導入により手数料収入の一部を広陵町環境にやさしいまちづくり基金に積み立て、町の環境対策事業に充当し、住みよい住環境づくりに努めてまいります。また、不法投棄、河川美化や違反広告物対策についても、引き続き環境指導員、ボランティアグループと連携をとり合って、町ぐるみで撤去作業を実施し、町の景観保全に努めたいと思います。

続きまして、農・商・工費関係であります。まず、農地費関係であります。今年度より農業水利施設である頭首工樋門ポンプ場及び用排水路等の復旧・修繕に係る費用に対して、土地改良事業等補助金交付要綱を制定し、農業基盤整備に努めます。

次に、農業の施策関係であります。農家における担い手の高齢化や集落機能の低下が急速に進んでいる状況を改善すべく、農地下限面積要件の緩和等を認めた生きがい特区のPRと担い手確保の事業を継続的に実施してまいります。

また、昨年4月にオープンいたしました、はしお元気村における農産物直売所の効果によりまして、地域の皆様の地産地消への関心の高まりも出店農家の増と生産品種並びに生産量の拡大、そして販売実績を伸ばすよう努めます。

また、水田経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策、そして水田農業構造改革と

いう国の農政3対策を活用し、行政農事団体、地域の農家の皆さんとの協力を密にし、農業行政を積極的に推進してまいります。

次に、商工関係であります。大企業における景気回復の兆しがささやかれる中、本町において従業員数29名以下の中小企業がほとんどを占め、その経営は好転しているとは言えません。中でも本町の基幹産業であります靴下、プラスチックにおいては、昨今の原油高が経営を直撃しています。今後も、国の中小企業対策を注視しながら、広陵町商工会とともに連携を深めてまいります。

また、平成17年7月から産業の活性化や町内の消費拡大を図るため実施いたしました個人住宅のリフォーム工事に対する助成は、引き続き補助を行ってまいります。広陵町靴下組合が行う靴下の市と広陵地域特産品交流物産フェアは、かぐや姫祭りと同様に広陵町を存分に町内外にアピールができる場でもあり、支援してまいります。

観光事業といたしましては、今年度は県指定文化財、弥勒菩薩座像見学用トイレ、南郷山王神社に設置します文化財ガイド養成に力を入れます。

次に、土木費関係であります。平成15年度から着手しています百済赤部線並びに古寺中線整備事業につきましても、順調に整備を進めていますが、新森橋のかけかえ工事は、今年度と来年度の2カ年にわたって実施いたします。本年度は下部工を予定しています。まちづくり交付金事業につきましては、引き続き集落間道路整備工事、百済寺公園及び古寺広場の整備工事を進めるとともに、百済新子廃川敷地の1万3,000平米を利用したパークゴルフ場の整備を進めます。

次に、災害に強い町づくりとして、予想されます地震及び水害等の対策として地域住民の住宅建築物の耐震化に対する意識を高め、積極的な普及及び啓発等の推進を図るため、昭和56年6月以前の既存木造住宅に対しましては、大規模地震に備え、安全な地域づくりの第一歩として耐震診断の支援を平成21年度までの継続事業として行ってまいります。また、平成19年度において広陵町耐震改修促進計画と地震ハザードマップを作成し、今年度において洪水ハザードマップを作成して全戸に配布するとともに、万一の災害に対して被害を最小限にするための対策の一助といたします。

地域の交通機関として利用してきた奈良交通バスが相次ぐ廃線で、これにかわる交通手段とルートについては今年度施行し、利用者の要望にこたえ改善を加えていきたいと思っております。町営住宅の管理につきましては、消防法に基づき、全戸に火災警報機を設置するとともに、古寺町営住宅においては駐車場及び農園の整備を進め、入居者の安全と環境整備を図ります。

次に、平成18年度に都市計画法第34条の規定に基づき、市街化調整区域の区域指定を行いました。この制度の趣旨に沿って順調に土地の有効活用や既存集落の活性化が図られており、適切な行政指導を行います。安部・平尾・疋相地内の丘陵部土地利用計画、仮称東真美ヶ丘地区と言っています。地権者及び周辺関係者と協議を進めています。市街化区域の整備に力を注ぎます。また、地区計画の策定に関しましては、現在3地区から申請があり、早期の地区計画の制定に向け、事務を進めてまいります。

次に、消防関係費であります。去年は、町内では災害等の発生は少なかったものの、国内では3月に石川県能登半島で、7月には新潟県中越沖で大きな地震が発生しました。また、8月以降の台風5号、9号では、暴風雨により各地に大きな被害をもたらし、自然災害の猛威にさらされた1年でした。こうした中、災害時に速やかに対応できる拠点となるべく、総合管理機能、防災教育機能、備蓄機能を備えた広陵町防災センターの整備に着手いたします。この施設は、広陵町の防災拠点として住民の生命、財産を守るとともに、防災教育・啓発の場として整備し、広陵町の防災性の向上に努めてまいります。あわせて自主防災組織づくりについては、各地域に呼びかけ、支援してまいります。

消防組合におきましては、一層の消防力向上のため、資器材の拡充と老朽化に伴う広陵消防署の改修工事を行います。

以上が平成20年度分の一般会計予算に計上しております主な事業の概要であります。

続きまして、特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計ですが、近年の国保を取り巻く環境は急速な少子高齢化の進展や経済情勢の変化により、数多くの問題に直面しています。こうした中、昨年、国において新たな高齢者医療制度の創設と医療費適正化計画を盛り込んだ医療制度改革法が制定され、平成20年度から現在の老人保健にかわる後期高齢者医療及び65歳から74歳までを対象とした前期高齢者医療制度が始まることとなりました。それに加えて本町が平成19年度に策定しました特定健康診査等実施計画書に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施いたします。

国保財政につきましては、団塊世代の国保への移行による高齢者割合の増加、寝たきりや介護を必要とする人の増加や医療費の増嵩などにより、ますます厳しい状況にあります。こうした中で、国民皆保険を堅持し、将来にわたって安定的で持続可能な医療保険制度を維持するため、給付の平等、負担の公平、そしてだれもが安心して医療を受けられる体制が望まれるところであります。そのため、今年度も引き続き保険税収納率のなお一層の向上を図り

ながら、医療費の適正化と保健事業の推進など重点目標に掲げ、健全運営の推進に努めます。しかしながら、平成19年度決算では2億円を超える累積赤字が見込まれる状況にあり、早期に税率改正について議論をお願いする必要があると認識しています。

次に、27ページでございます。老人保健特別会計について申し上げます。平成20年度から現行の老人保健制度は廃止され、新たに75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度が創設されます。平成20年度以降においても後期高齢者制度施行前に老人保健制度によって診察を受けられた医療費等に関する費用の収入、支出を行う必要があることから、市町村においては平成22年度末までの3年間は老人保健特別会計を残すこととなっており、平成20年度予算において所要の額を計上しています。

28ページでございます。次に、後期高齢者医療特別会計であります。国民の医療費の約3分の1を占める老人医療費の伸びが著しい中であって、国においては平成20年度から現行の老人医療制度を廃止し、後期高齢者医療制度が新たに創設されます。この制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象として、その心身の特性を生活実態などを踏まえた医療を提供するための新たな制度であります。

後期高齢者制度は、県内のすべての市町村で構成する奈良県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療の給付等が行われます。保険料の徴収及び窓口業務や諸手続きにつきましては、市町村が行うこととなります。後期高齢者医療制度の実施に向けて、被保険者となられる方に対しましては、町の広報等を活用し、被保険者一人一人にきめ細かな十分な情報と内容の周知徹底を積極的に行うとともに、広域連合との連携のもと、適正で円滑な事務運営に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計であります。急激に進む高齢化社会に伴い、核家族化による老老世帯やひとり暮らし世帯の増加は言及するに及ばず、寝たきりや介護を必要とする人が増加している現状で、介護の問題を社会全体で支える仕組みの存続意義はますます増大しています。この介護保険制度も施行から8年を経過し、介護保険事業計画期間の第3期の最終年度に入り、地域包括支援センターに代表される新しいマネジメント体制と比較的元気で健康維持等に努めていただく一般高齢者施策と、虚弱であり、要介護認定等を要する事前段階にある特定高齢者施策に大別された地域支援事業や要介護認定者の中でも比較的軽度の方を対象とした新予防給付サービスの提供など、適切な運営管理に努め、要介護状態になることへの防止、認定者であっても、その重度化への防止対策を体系的に確立していく必要性を再認識

するものであります。

なお、平成20年度は、第4期の介護保険事業計画期間となる平成21年度から23年度までの給付費の算定が必要な年度となるものであり、当該給付費に応じた適切な保険料を設定するために、介護保険事業計画等策定委員会の設置を予定しています。サービス利用に関しましては、従前から介護給付費適正化事業導入、関係機関の連携のもと適正・円滑な運営に努めていますが、これらの実績データを分析し、サービス利用料の推計を行い、負担の公平に配慮しつつ、3カ年の計画期間内に要する必要額を見積もりました。

31ページでございます。下水道事業特別会計でございます。下水道は、町民の皆さんの健康で快適な生活環境を確保するために、公共用水域の水質を保全し、公衆衛生の向上を図る上での必要不可欠な施設であり、県下でも一、二位を競う下水道整備状況と自負しています。その結果といたしまして、下水道を使用できる家庭は、平成20年1月現在で広陵町全体の97.9%に当たる1万567世帯となりました。また、そのうち公共下水道を利用されている家庭の割合である水洗化率は86.7%であります。下水道の整備につきましては引き続き実施し、供用開始地域につきましては公共下水道へ早期に接続を願うため、戸別訪問により一層推進してまいります。また、きょうまで接続促進のための補助金につきましては、一定の期限を設けることといたしました。

次に、墓地事業特別会計であります。町営石塚霊園は、平成19年度に63区画の区画整備事業を実施し、現在1,133区画の整備を完了しました。平成20年度は、保有しています区画についてPRし、募集をいたします。また、霊園の全体的な整備構想のもと、万全な環境整備や維持管理に努めてまいります。

次に、用地取得事業特別会計であります。平成15年度及び16年度に先行取得し、保有しておりますミニコミュニティー施設用地ですが、用地の一部3,000平米を多目的広場として、まちづくり交付金事業で整備いたします。また、昨年度先行取得いたしました防災施設整備用地につきましても、国庫補助金を受けて防災施設として整備を行いますので、それぞれ一般会計での再取得となります。一般会計からの売り払い収入を財源に繰り上げ償還を行いますので、これらの所要経費を計上しています。

次に、活性化商品券交付事業特別会計であります。平成17年7月から実施いたしました元気な広陵商品券は、広く町民の方に利用いただき、総額7,277万円を記録いたしました。地域活性化の一助となりましたが、当初の取り決めどおり、ひとまず平成19年12月28日でその発行を終了いたしました。券表面に示した使用期限平成20年6月30日まで

に流通したすべての商品券が利用されることを祈念するところであり、広報に万全を期します。

最後に、水道事業会計であります。上水道は、町民の皆さんに健康で文化的な生活を支えるライフラインであります。しかし、施設整備面におきましては、経年による老朽化が進み、また地球環境の変化による大規模地震、渇水、台風や豪雨など自然災害に備え、今後も安定した水の供給に向け、給水施設や配水管などの維持管理に万全を尽くす一方、将来にわたり町民皆さん方に大切な水を安定供給するため、給水施設全般の点検整備の再構築を進めなければなりません。加えて近年、社会情勢の変化により、水需要の伸びは期待できず、水道事業の経営を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

こうした中、本町水道事業におきましては、町民の皆さんのご理解をいただき、料金を改定させていただいたおかげをもちまして、収益的収支予算では黒字予算であります。収入におきましては、その大部分を占める水道使用料は、人口増加はするものの1人当たりの使用水量の伸びにつながらず、収入の増加は期待できない状況であります。一方、支出につきましては、企業職員の少数体制を維持し、人件費の抑制を図り、経費の節減に努めます。また、営業費の受水費につきましては、昨年度と同様年間282万トンを見込んでおり、費用として4億2,934万5,000円を計上しました。さらに、安定給水に不可欠な施設整備の維持修繕費、また安心して飲んでいただける水質維持のための管理費、薬品費、そして各家庭への蛇口まで安定した配水をするため動力費等を計上しました。

なお、未収金の回収については、与えられた職務を果たすための企業職員一丸となって取り組みます。

次に、資本的収支につきましては、赤字予算となっておりますが、主な事業といたしましては、近い将来必ず起きると言われている大規模地震に備えた真美ヶ丘配水場の受水槽、高架水槽及び管理棟の耐震診断結果による耐震補強工事の必要性に伴い、第三者による委員会及び国庫補助申請に関する実施計画書の作成費用、地域防災計画に基づく有事の際に備え、移動式給水タンクの購入費用、配水管のループ配管や石綿管の布設がえの工事をいたします。水道事業の運営に当たりましては、町民皆さん方の安心・安全な生活環境を守るため、自己研さんと先進事例を学び、より一層努力をいたします。

以上が平成20年度各会計予算案における主要な事業と施策でございます。

ご説明申し上げました20年度の当初予算は100億円の区切りのよい額となり、予算書に掲載している11の会計と土地開発公社9,025万6,000円、施設管理サービス公

社1億2,355万9,000円、社会福祉協議会1億932万7,000円を合わせた総トータルでは174億3,344万2,000円であります。

新年度におきましても、「人にやさしい 人がやさしい 元気なまちづくり」を進めていく上で、とりわけ環境に優しい取り組み、子供の夢を育てる取り組みを重点的に知恵を出し、汗を流して少数精鋭で生きた組織づくりをもって、町民の皆さんとともに躍動感ある行政運営を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議の上、適切なお決定、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。私の平成20年度施政方針といたします。ありがとうございました。

山田議長 では、次、教育長！お願いします。

安田教育長 教育関係の本年度取り組みについて申し上げます。教育の施政方針を申し上げるのは初めてですが、町長とは十分協議を終えたものでございます。よろしくご理解賜りたく存じます。

学校教育関係であります。教育三法の改正に伴い、地域とともに学校運営をよりよい方向に導くための学校評価を行うことや教育委員会の活動の自己点検、自己評価を実施するなど、教育を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。その中であって、昨年度に引き続き児童生徒の生活習慣の改善と学力の向上を目指した「早寝・早起き・朝ごはん」運動を学校と地域と家庭が協力して、さらなる展開を目指します。

昨年度から取り組んでおります学校図書館支援センター推進事業につきましては、支援員を学校図書館に置くことにより意欲的に読書する児童がふえ、また教師による本の読み聞かせなど着実な経過が実ってきており、今年度も引き続き事業を推進します。

いじめ問題については、学校、地域、家庭が連携して未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、本年度におきましても各小学校に子供と親の相談員、中学校に心の相談室及び学び相談室を配置し、いじめ、不登校、非行などで悩んでいる児童生徒、保護者や指導に悩む教員の相談とカウンセリングにこたえます。また、地域の大学とも連携を密にしながら、教員を目指す学生の若い力をおかりし、学校インターンシップとして学校でのさまざまな活動に研修を願っていくところであり、今年度も引き続き実施します。

特別支援教育では、特に発達障害の子供たちが増加する中で、町独自の支援員を雇用し、特別な配慮が必要な子供たちに対する具体的な支援を今年度も行います。

続きまして、社会教育関係でございます。昨年度に引き続き、広陵町生涯学習基本構想に

に基づき、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供、凶悪化する青少年犯罪の抑止に寄与するため、関係機関はもちろんのこと、学校、地域、家庭が三位一体となった事業推進を図ることなど、青少年健全育成のための地域活動にも積極的に取り組みます。

また、これまで健康福祉課で担当しておりました保護者の就労等による留守家庭の小学校1年生から3年生の児童を対象とした児童育成クラブ事業と、昨年9月から教育委員会で担当しております小学校4年生から6年生の児童を対象に週2回実施している放課後子ども教室を一体化し、国が進める放課後子どもプランより一層拡大・充実させた放課後子ども育成教室を開催します。

町内の1年生から6年生までのすべての小学生を対象に、平日の放課後から午後6時までと、日曜日・祝祭日を除く学校休業日については午前9時から午後6時まで、学校施設を利用した安全・安心な活動拠点づくりと学ぶ意欲のある子供たちに学習機会を提供します。預かる保育から教える教育に変わります。担当する先生も教員資格や地域の歴史や文化、社会の常識などを担当してくださる有識者を起用し、子供の健全育成を図ります。

次に、文化財関連についてであります。国の文化財保護の第一人者でもあります河上邦彦先生に所長を務めていただいて、数多くの成果を上げていただいています。また、町の文化財を守る広陵古文化会、1,500名に近い人たちのおかげで町の文化財を守ってくださること。大きな力であります。平成12年度から国及び県に補助を受け、進めております特別史跡、巢山古墳の整備事業は、平成20年度においても外堤の護岸工事整備及び発掘調査を進めます。宝の山と思われる中で大きな発見があることを期待しています。

平成17年に巢山古墳から発見された喪船は、保存処理が終了し、今年度は日本全国巡回展示する発掘された日本列島展に出品する予定です。また、本町の文化財保存センターにおいても、独自で保存処理を行った巢山古墳出土の木製品を中心に特別陳列を企画します。さらに、国の重要文化財に指定されている百済寺のリーフレットを作成し、文化財保護意識の高揚を図るとともに、昨年度組織いたしました文化財ガイド研修を重ねて、広陵町の文化財を町内外の多くの人々に知ってもらう機会をふやします。

次に、公民館活動でございますが、中央公民館の教室、講座、講習会等の主催事業の運営を見直し、今まで学習や文化に接する機会の少ない人たちに1人でも多く参加していただき、利用していただきやすい環境をつくり、学習していただく機会を提供してまいります。

社会体育関係におきましては、中央体育館に温水の出るコイン式シャワーを設置し、トレーニングルームの一層の活用を初め、利用者に快適なスポーツライフを願いたいと思います。

また、健民グラウンドにつきましては、雨天後の水はけ状態が悪く、利用者にご不便を掛けておりましたが、グラウンドの東の面の改修を行います。また、西谷テニスコートにつきましても、全面改修をしてから5年がたち、コート状態も悪化していることから、全面改修いたします。

図書館でございますが、昨年12月1日付で本町の前教育委員長で大阪教育大学名誉教授の菅野耕三氏を館長に迎え、菅野氏の能力を最大限に発揮していただける図書館運営を期待しています。平成13年度に制定された子ども読書活動の推進に関する法律に基づく子ども読書活動推進計画を策定し、平成19年度に設置された学校図書館支援センターとも共同で幼稚園、保育園、学校と連携し、子供の自主的な読書活動を支える条件整備を進めてまいります。また、かねてより要望がありましたカラーコピー機を導入し、利用者へのサービス向上に努め、さらに本の貸し出しのみならず、レファレンスサービスを今以上に充実してまいりたいと考えています。そのためにも、図書館職員の能力アップに努めます。

次に、学校給食特別会計でございます。学校給食につきましては、食品の安全確保について細心の注意を払い、実施してまいります。中国産冷凍ギョーザが原因と疑われる健康被害事例の発生に関しても、自主回収対象食品の納入の有無について調査した結果、安全確認の報告を受けています。現在では、中国産の給食物資すべてについて納入を見合わせており、国内産食材を中心に安心でおいしい給食を提供してまいります。また、昨年度に引き続き、地域と連携を密にし、はしお元気村直販所から導入も含め、引き続き軟弱野菜などの地場農産物を取り入れ、安心して安全でおいしい学校給食の運営を図るとともに、増大する食物アレルギーの対応にも尽力してまいります。食の学びをテーマに、食の大切さや正しい知識を身につけさせるために、食に関する指導の一層の充実に取り組みます。

以上が教育関係の主要な事業と施策でございます。どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、教育にかかわる施政方針といたします。

山田議長 ありがとうございました。

次に、案件に入りますが、議案の朗読につきましては、案件が多数ですので省略いたします。

山田議長 次に、日程3番、報告第1号、広陵町土地開発公社予算についてを議題といたします。

本件について報告願います。笹井理事！

笹井理事 それでは、平成20年度広陵町土地開発公社予算につきまして説明と報告を申し上

げます。

本予算につきましては、過日の2月27日に開催されました土地開発公社理事会におきまして慎重審議され、ご承認をいただいたものでございます。

それでは、別冊になっております広陵町土地開発公社事業計画及び予算書をごらんいただきたいと思っております。初めに、予算書の1ページをお開き願います。平成20年度広陵町土地開発公社事業計画書であります。国費事業用資産取得事業といたしまして、百済赤部線交通安全施設整備事業として、土地取得費3,000万円を計上し、事業進捗にあわせ新森橋から曾我川間の用地の一部を予定をいたしております。取得予定面積は937.5平方メートルを計画しております。

次に、項目の2、事業用資産売却事業といたしまして、新清掃センター関連事業として土地売却原価2,927万8,000円、土地売却収入として2,937万8,000円を計上しております。その売却面積は1,056.16平方メートルを予定をしております。この内容につきましては、町道古寺中線で3筆、516.72平方メートル、町道百済赤部線で1筆、27.44平方メートル、県道郡山広陵線で2筆、512平方メートルであり、公社先行取得用地分を町一般会計及び県より買い戻しを受けるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。平成20年度予算といたしまして、第1条に総則、第2条に収益的収入及び支出、第3条に資本的収入及び支出、また第4条では借入金限度額を20億円と定めておるものでございます。内容につきまして、10ページをお開きいただきたいと思っております。まず、収益的収入及び支出でございますが、第1款事業収益として、土地売却収益2,937万8,000円、第2款事業用収益として受取利息4万円を計上いたしております。

次に、支出でございます。第1款事業原価として土地売却原価2,927万8,000円を計上しております。第2款販売費及び一般管理費として10万円を計上しております。内訳では、普通旅費で3万円、消耗品等需用費で6万円、郵便代等役務費で1万円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございます。まず、収入といたしまして、第1款資本的収入、借入金として事業計画書のとおり3,000万円を計上いたしております。

次に、支出といたしまして、第1款資本的支出といたしまして6,087万8,000円、公有地取得事業として土地取得費3,000万円、賃金100万円、第2項借入金償還金として償還元金2,937万8,000円、事業外支出において、支払い利息5万円を計上し

ています。この場合の不足額3,087万8,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金及び借入金3,087万8,000円で補てんすることとしています。また、借入金につきましては、水道事業会計との間におきまして取引をやっているものでございます。

なお、予算に関する説明書につきましては4ページ、収益的収入及び支出は5ページ、5ページに資本的収入及び支出を掲げています。6ページには資金計画書、7ページには平成19年度の予定損益計算書、また8ページには平成19年度予定貸借対照表、9ページに平成20年度予定貸借対照表を掲げておりますので、ご確認をいただきたいと思ひます。

以上で平成20年度広陵町土地開発公社予算の説明及び報告といたします。どうぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 まず1点は、最後の11ページなんですけれども、資本的支出の中の第2目の事業管理費なんですけれども、これが事業用資産維持管理に伴う賃金ということで100万円の計上なんですけれども、これの内容について、従前はこのような経費がなかったのではないかというふうに記憶してるわけなんですけれども、この点についてご説明をいただきたいと思ひます。

それから、あとは土地の購入の交通安全施設整備事業の3,000万円の予算計上なんですけれども、これについては確実に取得できるという見込みのもとに予算計上されているのかどうかということもお聞きしておきたいと思ひます。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 事業管理費の100万円の計上でございます。事業の資産の維持管理に伴う賃金ということで明記しております。買い戻しを受ける際に、その管理する賃金ということで、そうした維持管理に伴う費用が生じた場合に、支払い義務が生じるという項目として100万円を計上させていただいておるものでございます。（不規則発言あり）実質生じたときに支払おうという科目で計上をしたものです。健全な事業用の資産を管理するために必要な資金として、賃金として計上をさせていただいております。

それから、3,000万につきましてはですが、これは水道との契約による償還金でございます。（不規則発言あり）これにつきましては、百済赤部線の新森橋から曾我川の間で国庫補助事業として採択する、そういう必要な用地購入ということで3,000万円を計上をさせていただいております。実態に即して用地買収の必要があったときに、この予算で購入を先行して取得するというものでございます。国費事業のいわゆる用地の先行取得に伴う予定

地としての3,000万の計上でございます。具体的にどの場所を購入するかということにつきましては、現在まだ発生はしておりません。新森橋から曾我川の間において、用地取得の財源として3,000万を計上をいたしておるものでございます。

山田議長 12番議員！

松野議員 まず最初の人件費、賃金の問題なんですけれども、買い戻しの場合とか健全な維持管理ということで賃金を見込んでるわけですが、それは完全な維持管理って、具体的に何なのか。あるいは買い戻しに、従前も買い戻しがあったわけですから、そのときに特別枠で賃金見込んでなかったと思うんですね。その点をもう少し理解できるように詳細にお願いしたいのと、じゃあだれに賃金に払うのか。そういう特別な部分に対して、特別な資格のある人に賃金を払うということになってるのかどうか、その辺も全くわかりません。それと、そういう形で延べ何人分とか、そういう具体的な積算のもとに予算は出てくるわけですから、そういう積算を具体的にどうされたのかという根拠も示していただきたいと思います。

それから、土地取得の3,000万円について、事業を推進するに当たっての先行取得ということ自体は理解するわけなんですけれども、今のご説明の中では、具体的な場所については特定していないという説明でしたが、やはり先行取得するときには、ここの部分をこっぴどく必要だから事前に取得しておく必要があるということで、その部分についての評価を鑑定しながら予算をつけていくというような段階も、鑑定は後になるかもしれませんが、そういう精算という部分については、あまりにもちょっと今の答弁の内容であれば不正確だというふうに思わざるを得ないんですね。とにかく予算だけ枠どりしといたら、あとはその都度様子見ながら実行しましょうでは、これは予算を立てる意味がないわけです。ですから、どこを何平米買って、そのためにどんだけの予算が要る。そして、それは着実に購入できる見通しがあるということで初めて予算が成立すると思いますので、再度その点についてお聞きをしたいと思います。

山田議長 副町長！

山村副町長 先ほど賃金につきましては、土地開発公社が町の方から要請を受けて取得しました土地、これを一般会計で買い戻しをしていただくまで管理をしなければなりませんので、草刈り等を行う費用として計上をさせていただいております。最終的に草刈り等を実施した場合の経費については、取得原価に上乗せをして町に買い戻しをしていただく予定をいたしております。

それから、予定の3,000万円については、事業計画書にもございますように、町道百

済赤部線の交通安全施設用地として、まだ未買収が何カ所もございます。現在、担当の方で鋭意交渉を進めていただいているわけですが、交渉が成立しましたら、この土地開発公社で取得をしたいということでございます。明らかに契約が可能という分については、一般会計で予算を計上して、国費を幾らということで計上させていただくわけですが、あいまいな部分を一般会計で予算計上しておきますと、国の予算を返還しなければならないと、町と県との間で問題が生じますので、土地開発公社で契約ができれば、ここで買収をさせていただいて、買収後に一般会計予算を計上して、国の補助金をいただいて、土地開発公社から買い戻しをするということになります。そのために、ほぼ見込みが立つ分について公社で予算を計上させていただいているということをご理解いただきたいと思います。どの程度未買収があるかは、担当部長の方からお答えをいたしたいと思います。

山田議長 森田部長！

森田都市整備部長 未買収の部分につきましては、ちょっと今、手元に資料を持っておりませんので、また後ほどでも連絡させていただきます。ちょっと今、手元に詳しい資料を持っておりませんので、また報告させていただきます。

山田議長 ほかにありませんか。6番議員！

寺前議員 昨年度も100万を予算化して、それを使っていないということで、そして、今の話でしたら、草刈り等ということですが、この事業全体から見ても、いわゆる草刈りが必要な土地を管理するというものが発生しているのかどうか。例えば古寺中線などではまだ整備してないところがありますけれども、今のこの説明ですと、百済赤部線ということになると、買収すれば大体管理が100万もかかるようなところというのが見当たらないわけなんですけれども、なぜこういう賃金として計上する必要があるのかということがよくわからない。というのは、先ほどの部長の答弁と副町長の答弁があまりにも中身が違い過ぎるんで、一体何がどうなってるのかということがよく理解できないので、そういう点ではきちんと統一した形で、1年間買収した後、何年もかければ管理が必要ですが、それほどの管理が必要だというような状況が生まれていない、あるいは生まれないということが基本にありますので、その点についてはもう一度きちんとした説明をしていただきたいと思いますように思います。

それから、この事業については、やはり何筆の残があり、そして買収が可能性のあるところ、あるいはまだ困難なところというような形での説明をしていただければ、開発公社予算として計上してきた理由がよくわかるわけなので、そういう点については後ほどでもまた説

明をしていただきたいというように思います。

それと、この事業全体の問題としてお聞きしたいんですけども、いわゆるこの事業は新清掃センター建設に伴う関連事業ということになっているわけなんです。それは着々と進められてきた各協定に基づく事業が進んでいくわけですけども、今回の百済寺あるいはまたパークゴルフ等々いろいろあるわけなんです、これが一般財源に与える影響はどうかという分析をやりながら進めているのかどうか。というのも、もちろん私たちは各太字で協定した問題について実行しなきゃならないというのは当然のことだと考えています。しかし、町の財源規模から見て一体どのような影響を与えてきたのか、あるいは新清掃センターの維持管理がどうかという問題についても十分な議論がされていない。そして、実質公債比率については、いわゆる比率が高いというような状況があらわれているわけですから、広陵町の財源の問題として、人件費を下げる等々の問題より以前に広陵町が今抱えている事業全体がどのようなのかということが大事だというふうに思うんです。

そういう点で、この百済赤部線の事業費全体は改めて今議会で幾らになったのか、あるいはそれに伴って使用したものが幾らになったのかというようなところも含めて教えていただきたいというように思うんです。これが広陵町の財源を今後どう活用するのかということに結びついていくわけですから、絶えず議会にそのようないわゆる進捗状況、新清掃センターに伴う進捗状況については、やはり報告しながら行っていく必要があると。部分部分については当然議会には提出されているわけですけども、全体の流れがつかめないという状況です。例えば部分部分には、いわゆる広瀬地区に朝市をつくるために1億円以上の予算が出されて、そして議会ではすぐ同意のような意見があつて引っ込めると、こういうような事態もあるわけですから、どうしてもやはり新清掃センター全体の予算、この関連する予算が広陵町財源に与える上でどうかということ審議しながら、値上げが繰り返し行われている状況は、いわゆる値上げの状況というのは、国保や、またその他下水道などの状況は、一般財源が使えないということから発生してる部分も多いわけです。そういうような状況を明らかにするためにも、一般会計の今後の状況あるいは新清掃センター建設以降の状況というものを報告していただく必要があるというように思うわけですけども、その点はどうか、お聞きしたいと思います。

それと、県道郡山広陵線というところの部分というのは、これはどういうところのどの部分なのか教えておいていただきたいと思います。

山田議長 副町長！

山村副町長 新清掃センターの関連事業で一般財源に与える影響をお尋ねでございます。常に長期的に財政計画を見ながら進めさせていただいております。中期財政計画も議会の方にもお示しをさせていただいているとおりでございます。また、社会情勢は常に変化をいたしておりますので、財政状況が一定であるわけではございません。平成16年度において交付税が6億円も減らされるという事態がございました。これは新清掃センター基本合意あるいは協定を締結した後にそのような事態を招いたわけでございますので、それらを含めて、協定を結んだ中にありましても、実現を優先させるべきものから優先的に取り組んでいるという実情でございます。

広瀬の問題も取り上げていただきましたが、議会に予算として提案をさせていただいておりませんで、全員協議会にこのような考え方はいかがなものかということを示唆をさせていただいて、ご意見をちょうだいいたしました。いろいろと難しい問題もございますので、この問題については広瀬区と十分調整をさせていただいております。約束だからということもおっしゃるわけでございますが、やはり投資をしてむだに終わってしまうということのないように、そのことを強く訴えているところでございます。地元とは十分調整をさせていただきたいと思っております。

それから、下水道事業の料金については、これは前々から寺前議員もおっしゃっていることとでございますが、下水道事業会計としては基本的には独立採算でいくべきという国の指導もでございます。一般財源で負担すべきところもあるのも事実でございますが、適正料金の設定に向けて長期計画で取り組んでいるということをご理解いただきたいと思います。

それから、県道の郡山広陵線につきましては、新森橋を東へ渡った南側の角、新森橋を今は2車線でございますが、右折レーンをとる関係で道路交差点の改良が必要ですので、県道を拡幅をしていただきたいと思いますということを県に申し上げております。そのために用地を取得できる条件が整いましたので、とりあえず土地開発公社で先行買収をさせていただいて、県の予算がつき次第買い戻しをしていただくというものでございます。

草刈りの100万円については、必要な経費に充てるものでございます。100万円すっきり使うというものではないというふうにご理解いただきたいと思います。

山田議長 6番議員！

寺前議員 この問題で私が質問してるのは、いわゆる新清掃センターの問題が広陵町財源に大きな影響を与えてきたということで、個々の問題について賛否の話をしているのではなく、絶えず個々の問題を出す場合に、新清掃センター全体の計画の中で遂行が行われ、これだけ

の財源が使われてる、あるいはこれだけがまだ残っている。そして、これが広陵町のいわゆる他の予算執行に、あるいはまた計画に影響を与える部分があるのかなのかということが議会にわかるような数字として、絶えず提示しながら議論をしていくことが必要だということに言ってるんですね。いわゆる広瀬での朝市で1億円以上の予算を使ってやるかどうかという問題は個々の問題であって、それは約束を遂行していく上についてはやらなきゃならない部分というのが前提にあるわけですから、それらが適切かどうか、あるいはまたそれが全体の広陵町財源に与える影響はどうかということの認識を常時示していただきながら、議会が責任を持って議論できる、そういうような対応をしてほしいということなのですけれども、その点について認識を一致していただいているのかどうか教えておいていただきたいと思います。今後の問題として重要だというように考えているわけですから。

山田議長 副町長！

山村副町長 新清掃センターの関連でお約束している事業は進めるということは当然のことです。ただ、やはり財源がなければ、幾ら約束といえども進められないということもまた事実でございますので、その財源を示しながら議会とご相談申し上げるとするのは当然のことです。今後その姿勢を進みたいと思います。

山田議長 質疑はありませんか。

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第1号の報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。お昼からは1時15分から開会いたしたいと思います。以上です。お願いします。

(A. M. 11 : 45 休憩)

(P. M. 1 : 20 再開)

山田議長 休憩を解き再開いたします。

山田議長 次に、日程4番、報告第2号、財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてを議題といたします。

本件について報告願います。都市整備部長！

森田都市整備部長 それでは、報告第2号、財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてご報告申し上げます。

なお、この件につきましては、過日の2月22日に開催されました当公社理事会において慎重審議いただき、ご承認いただいたものです。

別冊の当サービス公社の事業計画及び収支予算書をごらんください。まず、事業計画ですが、当サービス公社の主要事業でありました町施設及び県立公園の管理業務につきまして、平成20年度よりシルバー人材センターへ直接委託されることになりました。それにかわる事業といたしまして、サービス公社の職員及び期限つき職員を町に派遣し、住民のより一層福祉向上のため、事務支援等の支援事業を当サービス公社の新たな事業として今後取り組んでいくことといたしました。支援事業の内容につきましては、公的事務支援、文化交流支援、環境対策支援、幼保教育支援の4分野において行うものです。その他公社の自主事業といたしましては、はしお元気村朝市事業、文化の向上、体育等の普及・振興事業としての各種講座の開催や出会い事業、各公共施設の清掃・美化活動事業を行ってまいります。

続きまして、収支予算についてですが、5ページをごらんください。収入についてですが、まず初めに基本財産運用収入といたしまして、預金利息分14万円、次の事業収入331万9,000円ですが、事業計画で申し上げましたとおり、町及び県とシルバーが直接委託契約されることになったことにより、前年度に比べ1億980万2,000円の減額となりました。次の補助金等収入につきましては、職員の退職及び支援スタッフの町による直接雇用等により5,121万4,000円減額の1億1,449万7,000円となっております。その他雑収入560万3,000円を合わせました収入合計は1億2,355万9,000円でございます。

次に、支出についてですが、6ページをごらんいただきたいと思っております。管理費といたしまして1,694万4,000円、前年に比べ1億4,810万7,000円の減となっております。これにつきましては、公社職員の人件費をそれぞれの支援事業費に計上したことによるものでございます。次の受託事業費526万1,000円につきましても、先ほど申し上げましたとおり、町の施設及び県の公園管理業務がなくなったことにより、前年度に比べ1億911万8,000円の減額となったものでございます。次の支援事業費9,501万6,000円につきましては、本年度の新規事業でそれぞれの派遣職員の人件費を計上いたしております。次の自主事業費507万6,000円ですが、小科目の03の出会い事業費につきましては、今年度より01番の文化・体育等普及振興費に含ませていただいております。以上、支出合計1億2,355万9,000円で、当期収支差額はゼロ円となっております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

山田議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 まず最初に、第1点なのですが、事業方針についてお聞きしたいと思います。

これは前年度と全く同じで、数年間同じ文言ではなかろうかと思うんですけども、今回はサービス公社の事業内容、大きく転換されたわけですから、広陵町または奈良県、その他公共団体の維持する施設を管理運営することによりという部分について、とりわけ奈良県の施設の管理運営、公園ですね、なくなったんだから、事業方針についても、それから事業支援を新しく入れて、かなりちょっと変えられたというふうに思いますので、この事業方針についてもう少し正確に方針を明示すべきではないかと思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、支援事業ということで新たにといいますか、そういう形にされているわけなんですけれども、この支援事業の中身で公的事務支援事業というのは、役場の方での事務員の派遣ということだと思んですが、この公的事務支援事業の中で、なぜこういう形で事務支援をしなければいけないのか。3年期限でされるという予定でされるのか。具体的にどのような形でこれを行われるのか。従前と比較してメリット、デメリットを明確にさせていただきたいと思います。前からもサービス公社からというのもあったかとは思いますが、お願いします。

それから、文化交流支援事業なんですけれども、これに関して、支援事業というのは基本的には人件費の支出になってるわけですね。7ページでも、ここに計上されているのは人件費だけなんですけれども、これについてももう少し具体的にどのような形で、どのような事務をなされるのかということをお教えさせていただきたいと思います。同じく環境対策支援事業なんですけれども、クリーンセンターでの単価業務等の支援を行うものとするということですが、これについても人件費だけですが、具体的にもう少しご説明をいただきたいなと思います。

4番目の幼保教育支援事業については従前から行われているということで、事業の名前を改められたという認識ではありますが。これを見ますと、9ページですね、給与費明細書を見ますと、期限付きの雇用されている方は19年度の雇用と20年度の雇用を比較すれば、年齢が若返って給料の方が少しふえてはいるんですけども、期限付きと一般職の同じ職員1人当たり給与というところで見ましても、かなり給料の開きがあるんですね。その一番上の本年度の全体の職員さんの給与ですか、22人分を見ますと、1人当たり年間369万ということになるわけなんですけれども、期限付きとの給料の差がかなり大きいにもかかわらず

ず、やっぱり現実幼稚園とかでは担任を持ったりとか、そういう形で仕事をされているので、仕事の内容はあまり変わらない、変えようがないというのが実態だと思うんですね。

担任とか副担任してもらっていたら、その仕事が終わってから打ち合わせ会議とか一緒に入ってもらわなければ意思統一できないから、打ち合わせできないから、一緒にそこも入ってもらうことになるので、かなり同じ職場の中で同じようなレベルの仕事をしていて、これだけ給料が違うということについては、従前から大きな問題として指摘されてきたんですけども、今回、幼稚園の先生について正規の職員さんをふやすとお聞きしてるんですけども、その正規の先生が何人で、3年雇用何人とか、そういう雇用形態別に実態を教えてくださいたいのと、ことし新しく何人採用されたのか。それから、今後やはりこの問題は引き続き改善の方向を示していただかなければいけない大変大事な問題なんですけれども、その改善の方向性がどうなのかということについてもお聞きしたいと思います。

それから、はしお元気村の朝市は順調に運営されているのだというふうに思っているわけなんですけれども、今後のはしお元気村の朝市について、昨年度は違う場所で、清掃センターの東側で朝市の建物を建ててということもご説明いただいたわけですが、現状でじゃあどのような形で、どういう方向転換になったのか、今後どうされていくのかということをお明らかにしておいていただきたいと思います。

それから、かぐや姫祭りイベントに参加したり、竹取公園での七夕祭りイベント等が3番目の文化の向上及び体育等の普及・振興事業に入っていたんですが、今回は出会いの場となる出会い事業は明記されているんですけども、従前の事業はどのように20年度はなされる予定なのかということも確認しておきたいと思います。

それから、最初のとくにあわせて聞けばよかったんですけども、このようにサービス公社からシルバーへ委託していたのを直接シルバーへということに変更されている部分は大きいわけなんですけれども、この変更についての考え方を再度確認しておきたいんですが、メリット、デメリットを明らかにしていただけて再度ご説明をいただきたいなと思います。

受託事業、支出から見ます。6ページの方で町施設管理費ということで、まだ若干残ってるんですが、これを見ると、河川の堤防草刈りの委託料ほかということで、基本的にその程度の事業を受託事業として受けておられるということですが、これはどういう経緯の中で残さなければいけなかったのかという部分についてもお聞きをしておきたいと思います。この受託事業費ということで分けておられるわけですが、これの事務費とか、これが上の管理費とどのような観点で区別されているのかなど。同じ項目でも2つに分けて、修繕料でも一般

管理費では120万で、それから受託事業では70万とか、ずっと分けておられるんですけども、案分でなさってるのか、その辺のところも、少し事業の割にはそういう経費が大きいのかなというふうに思いますので、考え方としてお聞きしたらいいのかなと思ってるんですが、お願いしたいと思います。とりあえずそれだけお願いします。

山田議長 森田整備部長！

森田都市整備部長 まず、当初の事業方針についてということで、県の管理事務がなくなっているのに事業方針に入ってるということです、ここらにつきましては、今後の理事会の上で中身を見直しながら改めていきたいと思います。

それから、支援事業のメリット、デメリットということですが、一応サービス公社も当初は町の施設の管理業務を行うということで設立させていただいたわけですが、指定管理者制度という国の方針の流れの中で、広陵町におきましては一応直営という方針が出ましたので、サービス公社としては町の施設の管理業務として成り立っていかなくなったという中で、サービス公社の職員をどのようにしていくかという、いろんな流れの中で、サービス公社として独自の事業をやっていくかということで、いろいろ検討はしておるわけなんですけども、なかなか今のところサービス公社として成り立つ独自の事業というの見出せない状況の中で、最近の流れとして民間でできるものは民間にという中で、一応サービス公社の職員としてできる部分を町のそういう業務の中からお手伝いできる部分がないかという中で、そういう住民へのサービス業務につきましては、当然サービス公社の職員でも十分できることですし、また反対にサービス公社の職員の方がうまくできる部分もあるという中で、町のそういう公的事務、それから文化交流、それから環境対策という方向へ一応そういう職員を派遣させていただいて、サービス公社の職員の力を出すことが住民へのサービス向上につながるんじゃないかということで、今回こういう支援事業をさせていただいたものです。

それから、はしお元気村の運営についてですけども、一応はしお元気村につきましては、今後も継続する予定で事業は進めております。現在、土曜日、日曜日だけの週2回の分を今後はもう少し回数をふやして、より充実した方向で地場での消費と、地産地消ということと、またあわせてそういう作物をつくられる方の一つの楽しみといいますか、そういうことで今後も進めていきたいという方向で考えております。

それから、出会い事業以外の、以前は映画祭とか七夕のときの一応参画してサービス公社独自の事業をさせていただいておりましたけども、なかなか財源が厳しい状況になっておりましたので、その部分につきましては、去年ぐらいから多分中止させていただいてると思う

んですけれども。それにかわるものとして一応出会い事業等、あまり経費のかからない中で、より新しいものということで、一応去年から、19年度から出会い事業をさせていただいてるわけですが、今後もこういう方向で進めていくということで、従来行っておりましたそういう事業につきましては、今のところ考えていないというようにご理解いただきたいと思っております。

それから、直接シルバーへ契約変更になったということについてのメリット、デメリットということですが、一応県におきましては、サービス公社を経由してシルバーと契約する場合は、サービス公社へ事務費5%、それからシルバーへ事務費8%ということで、計13%の事務費がかかってた。そういう中で、県としても経費削減という中で、一応シルバーと直接契約をさせてほしいという、また法的にシルバーと直接契約することについて問題ないという結論が出ましたので、20年度からはシルバーへ直接契約されることになりましたので、委託する側からは費用的な軽減が図られたということでございます。

それから、受託事業の中になぜ草刈りだけが残ってるかということですが、河川の草刈りにつきましては、シルバー以外の各地元の自警団とか、そういう方が年間の行事として草刈りをされてる部分がございます。それに対して町の方から草刈り費用として直接はお払いきませんので、一応サービス公社の方で払っていただいているということで、地元の事業に対してサービス公社の方で対応させていただいてると。

それから、一般管理費とか受託事業の中に管理費があると。これはどのように分けてるかということですが、一応受託事業の中には公園事務所等をサービス公社で管理しておりますので、それに対する管理費等を受託事業の管理費で上げさせていただいてます。それ以外の管理費については、一般会計の方で管理費として計上させていただいているものです。以上です。

山田議長 副町長！

山村副町長 3年期限付きの職員のことについてお尋ねをいただいております。給料が安いというふうにおっしゃってるわけなんですけど、若い先生に来ていただきますので、給料は町の給与条例の初任給を適用いたしますので当然安くなるというのは、年齢に合った給料というふうにご理解いただきたいと思っております。ここに、給与費明細書に書いてあります一般職員のところは、以前から仕事をしていただいております事務職員の給料ですので、それと比較にはなりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、幼稚園、保育園の期限付き職員の問題については、以前からご指摘をいただい

ております。本年4月に正職員を3名採用することを決定いたしておりますので、その分期限つき職員は減員になるというご理解をいただきたいと思っております。また、今来ていただいている期限つき職員だけでは、学級編制から見ますと不足しますので、あと少し補充をしなければいけないと思っておりますか、もう少しその正職員と期限つき職員の比率を適正なものにすべきかどうか、今後も検討してまいりたいと思っております。（不規則発言あり）

基本的には正職員が3分の2、期限つき職員を3分の1というふうに考えております。それ以外に障害児の加配等についてはアルバイト、いわゆる支援スタッフで手配をしていきたいと思っております。クラス担任は正職員か期限つき職員を充てるというのを基本に学級編制をしていただいております。

山田議長 12番議員！

松野議員 まず、3年期限つき雇用の問題ですけれども、今、給料表で全く同じということだったんですけれども、今ちょっと例規集を持っていないので正確にははかりかねるところが私自身もあります。例えば19年の1月1日現在のところでは、平均給料の方が32歳で21万1,000円で、29歳で15万8,000円、それから20年になりますと、23歳で期限つきが16万円で、一般の職のところでは33歳で22万円ということになっているわけで、単純にこれだけ見ますと年齢が19年度は高かったけど、20年度は大分低くなりますが、給料の方は上がっているということになりますね。だから、給料表を改定されない限り、こういう事態はないわけで、少し給料を上げてもらえたのかなど。サービス公社の方ですから、それは俸給表、一般職とは関係ない部分でできるので、少し給料の面では改善していただけたのかなと喜んではいるんですけれども、今ご説明いただいたような俸給表に沿ってやっているということには、この資料の中からは理解できないんですけれども。そういう点で、やっぱり担任を期限つき雇用の方も持たれると、明らかにしているということになれば、その点の待遇の面では全く一致していただかないと、本当に職場の中で心を合わせて仕事をしていこうという努力をすごくされているのも知っていますけれども、そこについては人間ですから、何でかなという疑問が当然出てくるのではないかなというふうに思いますので、その点については正確に、少なくとも給料については町で採用されている一般職の方と同等にさせていただくのが当然だと思うんです。

それを同等にした上でも、やはりなぜ3年でやめなきゃいけないのかというのは、まだ本当にこれからの改善の課題だと思うんです。その待遇の問題とやっぱり3年間という問題で、それについて再度、特に給料の問題につきましては、今ご説明いただいたことがこの資

料から見ても私には理解しかねる資料ですので、正確なところをもう1回ご答弁いただきたいというのと、改善の方向性を持っていただいているのかどうかということについてもお聞きをしておきたいと思います。

それから、これ指定管理者制度でちょっと説明をいただいたんですけども、もう少し理解ができない部分がありますので再度お聞きするんですけども、指定管理者制度で町の直営にするということをお決めいただいて、私はそれでよかったなと思っているんですが。それで成り立たなくなって、シルバーへ出したということなんですか。ちょっと意味が、今説明されてたのがもう一つよくわからなかったんですけども。指定管理者制度との関連で説明いただいたので、その指定管理者制度との関連をもう少しちょっと整理してわかりやすく教えていただきたいと思います。

その上で、シルバーへ委託すれば安くなるという部分については、どの部分で安くなるのか、経費削減になるのか。先ほど県の委託事業についてはサービス公社を通さなければ、サービス公社の事務費5%が安くなるよということで、これはよく理解いたしました。そういう部分で言えば、シルバーとかサービス公社に委託をしないで、本当に広陵町の職員さんがきちっとすべて仕事をしていただければ、そういう事務経費がカットできるのではないかと逆に思うわけですね。給料が町職員さんと同じ給料表を使ってやっていますということで、そういうことを考えれば、シルバーの方をわざわざ経由して人件費を支給するよりは、広陵町の職員さんの事務と同じ作業の流れの中でやっていただいた方が安いんじゃないかということ、あっちやったりこっちやったり事務手続するよりか手間が省けて安くなるということは、普通に考えてあることなんです。今の説明聞いたら、なおさらそのことがはっきりしたと思うんですが。

そういう点について、この4つの支援事業ということで人件費をサービス公社経由でされるのは、3年期限が正規の職員さん、公務員はできないということで以前おっしゃっていたので、そうであれば、やはり公務員として成り立つような形の雇用形態に改善するのが一番好ましいことだと思うんですけども。やっぱりこれは毎年毎年ずっと尾を引いてる問題なんです。少し1年期限を3年にしていただいたり、苦肉の策でサービス公社にという、そういう経緯は理解してるんですけども、そうやって改善していただいたつもりでも、なおかつ尾を引いてる問題なので、実際の実務の経費の問題等も含めてトータルで考えていただければ、再度大きく見直すことができる部分だというふうに思うんですけども、表面的な広陵町の職員さんの削減が本当に大きな手柄になるのではなくて、やはり中身、実態を見

た形で、人数はふえても必要な部分に必要な配置をしていただくということは当然だと思いますので、この点については、町長のお考えが強く働いていると思いますので、町長の方からご答弁をお願いしたいと思います。

それから1つだけ。理事会に伴う幹事報酬という部分で半額になってるんですが、これは人数、理事の体制を変えられたのか、理事の報酬そのものを減額されたのか、その点だけ教えておいていただきたいと思います。

山田議長 都市整備部長！

森田都市整備部長 まず、一番最後の報酬の半額という件につきましては、皆さんと同じように一応、半日半額ということでさせていただいて、人数的に変わるものではございません。

それから、指定管理者制度云々で説明がわかりにくかったということですが、一応サービス公社自身はもともと町の施設の管理ということで当初設立されたように記憶しています。ところが、それが指定管理者制度ということで、町が直接施設を管理することになりましたので、サービス公社として町の施設の管理業務がなくなりました。なくなりましたので、そしたらサービス公社として次はどのような事業をしようかといういろいろ考えてるわけですが、当面の間は職員を各施設へ派遣して支援事業をしようということで、一応、支援事業にさせていただいたわけです。

それから、シルバーと直接契約することによって、県については事務費5%分が助かると、町はそういうメリットは一切ないです。結局管理費5%としてサービス公社へ支払いするか、サービス公社の事業費の不足する分を町の補助金として支出するか、支出する額には変わらないんですけども、ただ、直接シルバーと契約させていただいた場合、町が直接シルバーにいろんな事業をしていただく仕事について指導も管理もできますので、今回シルバーへ直接委託契約をさせていただくという方向に県に合わせて変えさせていただいた。県は経費の節減のために変えさせていただいたわけですが、町はそういう直接請負者にいろんな町としての指導もできる、監督もできるということで、一応、直接契約をさせていただくという方向に変えさせていただいたわけです。

それから、先ほども言いましたように、支援事業費として人件費を割ってるわけですが、これを支援事業費に割らせていただいたといいますのは、先日、県の法人検査がありまして、その中で一応19年度の予算の中であまりにも一般管理費がウエートが高過ぎると。本来であれば事業費が大体予算の8割程度で一般管理費が2割程度が好ましいと。広陵町の場合はこの一般管理費用に予算の立て方として公社の職員の人件費をすべて一般管理費に上

げておりましたので、あまりにも一般管理費が高過ぎるという指摘がありましたので、それでは法人として少し予算的に好ましくないとの改善を求められましたので、一応20年度につきましてそういう支援事業に対する人件費については当然事業というとらえ方をさせていただいて、そちらの方へ人件費を配分させていただいたものでございます。以上です。

山田議長 14番議員！

青木議員 施設管理サービス公社という名称でしたが……。

松野議員 私、町長に答弁してもらってなかったのに……。

山田議長 進めてください。

松野議員 いえ、町長に答弁をお願いしてたんですけれども。

山田議長 町長！

平岡町長 期限つき職員について改善の方向性はどうなのかというご質問があったかと思えます。町の本来の期限つき職員の採用は、医師とか弁護士とか、また税理士とか、そういう人々を採用する場合は期限つき採用は町直接の採用は認められているわけですが、教職員とか保育等についてはなかなか問題があるようでございます。本町は公社でやっているわけですが、これはやむを得ないというのが県の考えでございます。本町は、こうした期限つき雇用を保育園、幼稚園で取り入れて、将来子供がいないのに定年の60まで雇用しなければいかんという採用の仕方には問題があるということで、こうした対応をとっております。奈良県でもうちだけだと思いますが、全国的にも珍しい雇用形態でございます。非常に注目を集めておるところでございます。多くの照会もございまして、

私は、現行の公務員制度に異論を持っている一人でございます。改革を進めなければ、このままでは役所はもたないと。そういう趣旨から全国の各市町村で改革を唱える者集まると、こういう催しがあるのでございまして、全国改革推進会議というものがせんだってありました。全国の市町村は2,100あまりありますが、200あまりが賛同いたしまして、集まったのが100人あまりで、奈良県では私1人でした。賛同した市町村は斑鳩が加入してくれまして、今、問題になっていますのは、例えば窓口職員で職員だけしか対応できないんですね、民間の人を窓口で起用しようとするれば、それはだめですよというので、公務員制度で問われているんです。やっぱりセキュリティーとか、そういう問題があるわけなんです。さらに徴収は公務員で徴税吏員しかできないと、公務員しか徴収に当たってはいかんと、こうなってるんですね。これも民間はできないことになってます。こういうことを警察では民間の人にもう罰金取ってもいいように法律を変えたんですね。我々役所の方ではまだ民間にし

ていないわけです。こういうことすら国の方で、しっかりと改革を唱える各市町村が一般の職員で給料も1,000万近く支払いしてる人にそういう仕事をさせていいのかどうか、やっぱり合理的な、効率的な業務をさせようということでは我々立ち上がって、渡辺行政改革大臣に直接会議をせんだってしているところでございます。ことしは何ぼか具体化になってくると思いますが、今おっしゃるように期限つきでは雇用形態が悪いというようにおっしゃるようではございますが、役所の経営を考えてますと、こういう行き方しかやっぱりやっけない。そういうことをどうぞご理解をいただきたいと思います。今後の改善の方向性については、国がしっかりと方向を示してくれる、それを私どもも待っているわけではございまして、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思います。

山田議長 14番議員！

青木議員 ちょっと出ばなくじかれて、わけわからんようになった。町長の長い演説があったし、余計わからん。そこで今、関連しますけど、私自身も施設管理サービス公社、もう施設管理ちゅう名称からこれは変えないかんという状態やね、現状は。そこで人材派遣組織的な考え方になってあるように思うわけですね。そうすることによってこの施設管理サービス公社という存続がどこまで必要になっていくのか。

それと、今、町長おっしゃったように公務員しかできない業務は公務員、しかし、公務員以外でできる業務は別組織の民間とか、また、こういう組織でというお話だったと思います。そうすることによって施設管理公社というものを、そういう組織をもっと違った形をつくっていくのか、また保有していくのか、それとも全くこれはもう先細りでやっていく形で持っていくのかということの私、決断する分岐点に出てくると、こう思うわけですね。ということは、公社の方から今言うように本町に支援のいろんな事業のために派遣されて仕事していただく、業務していただく。それで正職員を、それだけ、いわゆるしてもらえから人件費として助かるとか、こういう考え方だったと思う。ということは、そうなってくれば施設管理サービス公社をきちっとした組織で残して、いわゆる公務員以外の業務の受ける形をとって、そういう機関として、組織として残すべきであるのかというこの、この辺のことをきっちり持っておられると思いますけど。というのは、サービス公社に職員として入られる、いや、これから採用しませんとかいろいろあると思います。その辺のことを町長、どの辺まで将来のことの展望を踏まえて、さっきちょっとお話あったことを踏まえて位置づけという、今後のもうなくしていく方向で行くのか、それとも、いや、違う形できちっと残してこれを活用していきたいというのか、そのところをちょっと聞きたいです。

山田議長 副町長！

山村副町長 確かに議員ご指摘の検討をしなければならない時期に来ているというふうに思います。ただ、先ほどからも出ております3年期限つきの職員の活用という、この方法もやはり今の状況の中では必要でございますので、そうしますと、サービス公社でないという雇用形態がとれないという問題もございます。施設の管理だけを見れば、指定管理者ということになりますとサービス公社で指定管理者たることは難しいと、この前も申し上げておたとおりでございますので、そのあたり今後、行財政改革の中でまた皆さん方ともご相談申し上げます、しかるべき方向性を出していきたいというふうに思います。

山田議長 14番！

青木議員 まだ決まっていないうことやね。というのは、おっしゃるとおりに当然、私、合併ちゅうのが将来的なことも町長、頭の中にあると思いますわね。町長の任期とか、それは別としてですよ。そのことをずっと踏まえた中で職員採用とか公社、別組織とかいうことは大変いろんな難しい問題が将来としては残ってくるように私自身は解釈してるわけですけど、その意味で、やはり合併は今すぐとか関係なかったとしても、そのことを踏まえた中で職員採用とかいろんなことも踏まえて、別組織で受ける受け皿のことも踏まえた中で、また公社の採用でする人が、その人たちの身分の問題も将来的なことを踏まえた中でここはきっちりとしとくのが必要であると。今、内部ではいろいろ研究されてると思いますけど、ここは町長、きっちりとしてほしいと、また、つくっておかないかと私は思うわけ。

ということは、おっしゃるとおり、そりゃ地方自治体、本当は、何だかんだ言うけど、やっぱり人間の人的の質とか人的な要素が大きなことを踏まえてるわけですから、結局住民サービス、いわゆる採算がどうとかいうのは別としても携わる職員さんの資質なり、また能力というのを大いに今後本当にむだのない人材の育成という方に、数じゃなしに方向づけになると思いますので、その辺のことを特に考えていただきたいということを申し添えさせていただきます。

山田議長 答えいいの、要るの、要るわけ。

青木議員 そうです。

山田議長 町長！

平岡町長 常に青木議員は、施設管理サービス公社についてご意見をいただいている一人でございます。町の方では、職員はいろんな職員が入りまじって住民福祉のために頑張っているわけでごさいます、皆さんのそれぞれの立場を職員自身がよく知っているわけ

でございますが、我々もいい職場環境を与えるとともに、待遇についても町の職員と隔たりがあつてはいかんわけでございます。意欲を欠くわけございまして、また国の制度、また県の指導、また近隣町村のこうした動き、また私どもの町の行政改革委員と、そうした人たちのご意見を聞きながら議員各位と今後協議を重ねてまいりたいと思います。

山田議長 6番議員！

寺前議員 議論を深めていただいたというふうに思うんですけども、やはり問題は、公社のあり方、形態がもう完全に変質したというところにあると思うんですね。シルバー人材センターが成長してきた中でこのような結果が起こっているということは間違いないと思うんですけども、この中で管理サービス公社のあり方はどうなのかという点については、やはり広く議論すべきだというふうに思うんです。

先ほど町長の理念として公務労働に対する考え方の一端が述べられたわけですけども、議員のところでも矢祭町ですか、議員は日当制になって1日出席2万5,000円、その他のところでは今、日当制にさせるための請願運動が起こってるところがあるとか、そういう形態はいろいろ変わってきてるというふうに思うんですけども、この問題で1つは……

(不規則発言あり) いや、事実を言うてる、提案してない、してない。その一番の大きな問題は、今言っているサービス公社の問題で副町長が言った、いわゆる期限つき雇用の問題については、これがなければなかなか困難な問題にぶつかるというのは一つあると思うんです。だけど、逆にそこが一番大きな問題なんですね。

これは共産党の赤旗の新聞なんですけども、2月27日の衆議院予算委員会で石井郁子、共産党の議員が厚生大臣に質問をしている中で、保育士は常勤が望ましいということを明確に述べてるんですね。というのは、大阪府での公立保育所の自治体の半数が非正規保育士の割合が5割超えると。それはなぜかという、2002年から実施されてきた政府の待機児童ゼロ作戦で保育所定員の125%まで超える超過定員が認められたためにこういう臨時職員がふえてきてるということで、この点では保育所を正規の定員に、正規っちゅうことは保育所を建てろということなんですけれども、結局こういうところにも保育士の問題が出ていると。保育士というのは、先ほど言った窓口の受付や、そういうところのものでは決してないと。そういう趣旨で私たちが再三期限つき保育士、幼保の問題について質問して、昨年度は採用していただいた、これは一つ大きな前進だと思うんです。採用していただいた人数、ちょっとわかりませんが、去年でしたら16名の保育士がおられたのが、今年度は7名の人で対応されようとしていると。その差についての採用が、これだけはなかったと思

うんですけれども、どのようになったのかちゅうのはわからないんですが、これは先ほど松野議員が言った、そういう資料がなければここで議論できないんですけれども、そういうような状況になっているんですけれども、やはり保育士、教育にかかわるところでの非正規職員、期限つき職員という問題は、これは公務労働あるいは採用の形態ではないんですね。子供の教育にどのように生かされていくのかという大事な問題なんです。これは世界に逆行する日本の保育行政という形で言われてる大学の方がおられるんですけども、子どもの権利条約ができてから子供が本当に大事にされている、あるいはまた子供の教育というものがどんなに成長する中で大きな影響を持つのかというのは、欧米ではもう科学的な証明なされている。日本でこのような形で期限つき職員を雇って保育に当たるという考え方を広げていくということは、大変な間違いを起こすことになるということなんですね。これは先ほど厚生大臣も、保育士は正規、常勤雇用が望ましいというように言わざるを得ない内容なんですね。

ここでもう言わないですけれども、なぜ保育は大事なのかという問題では、本当に30年にわたる追跡調査結果でも、欧米でどれだけの違いが出るのかという研究が出てるんですね。こういうようなところの問題を踏まえると、やはり期限つき保育の問題については最大限努力し、常勤に合わせていくということが必要だというように思います。そういう考え方に基づいて人数をふやしていただいたと思うんですけれども、この問題を公社の存続理由にするということは間違っているというふうに思うんですけれども、その点については再度お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、何といってもサービス公社の形態の問題は、任務が終わったという形になったときに、さすれば今、公社で採用した方々をどのようにするのかという問題が図らずも浮かび上がってくると、これは青木議員もおっしゃってる問題のとおりだというふうに思うんです。ところが、この問題は、同一職種に同一賃金という具体的な労働の形態があるんですけれども、現在のところでは公的事務に4名、そして文化交流に5人、そして環境対策、これは先ほど言ったクリーンセンターに5人、そして幼保で7人というように予算組みをされた。15人というのは昨年と変わらないわけなんですけれども、こういう中でなぜこういう、これは15人の公社の正職員の採用の形態ですけれども、これは同じように給料を払っているという形態は間違いのないわけですね、役所から給料を払っているということ。

そしたらいわゆる採用の形態が違うというだけですけれども、こういう方々を公務員に横滑りさせる、これはいいか悪いかというのは後の議論にしなければならぬと思うんですけども、させる場合、給料の形態はどれだけの差が出てくるのか、メリット、デメリットはどう

なのか。社会保険を使う、あるいはまた、逆に言えば差がついてるということであれば公務労働というのはそれだけ民間雇用よりも高い経費がかかっているのか、こういうような議論が起ってくるわけなんですけれども、そういう点でいえば公社の役割が終わって、期限つきスタッフの問題は別として、今15人の正職員の方々をそれぞれのところに派遣しているわけなんですけれども、そのあり方について一歩踏み込まなければならない時期というのは必ず出てくるだろうというふうに思うんです。そういう点で、そのような考え方のもとにいわゆる役所が採用する場合と、このままでいる場合との将来賃金も含めてどのような違いが生じているのかというのは検討されたことがあるんですか、それともその点についてはそのままになっているのかをどうか、お聞きしたいと思います。

それから、具体的に期限つき職員のところで、幼保、教育支援は7人になっているんですけれども、採用は8人になってるんですね。1名はどこで採用されているのかというのがちょっとわからないので、その点をお聞きしたいのと、それから元気村の朝市の収支決算は出たと思うんですけれども、その点の資料提供もお願いしておきたいというふうに思うんです。3カ月程度の部分は以前もらったことありますけれども、1年間はないので、この機会にどのような朝市の状況になっているのかと。それが町が今後の朝市の課題として進められているところと構想的には一致してきた内容になっているのか、それとも努力しなきゃならないところはどこにあるのか、成果はどこにあるのかという点をやはりこの予算の審議の中で出させていただく必要がある。でないと結局は議会が全くわからないままに次の朝市の経営を行っていくということになるわけですから、議会の審議の内容の空洞化につながるようなことについては避けなきゃならないというふうに思います。これは今後の議員の方々に必要だというふうに思いますので、その点についてのご答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほどのシルバーの人件費の問題ですけれども、いわゆる委託事業が直接シルバーにわたったと。これは一般管理費が非常に高いということは、いわゆる消費税の部分を省くために職員を含めて受託事業として契約をして消費税分を省いてきたという経緯があるかと思うんですけれども、シルバーにこれが直接わたった場合、シルバー自体が仕事の分類として一般、いわゆる民間事業の受託と、それから公務の受託を峻別して全国シルバー人材センター事業協会に報告しなきゃならない制度になっているんですけれども、こういうところの部分は大きく変化するだろうというふうに思うんですが、その点についてはシルバーの存続の問題について影響がないのかどうか。

というのは、シルバーについて民間受託をふやしなさいということで全国シルバー人材セ

ンター事業協会などが指導して、それに基づいてシルバー人材センターが補助金をもらっているというような形態があるんですね。それが公務労働が多ければ民間部分が少なくなってくると。今まではサービス公社からシルバーにわたった仕事の形態は民間からもらったという形で報告をしていたわけなんですけれども、それが広陵町役場や県から直接もらうと、これは明らかに公務というところになるわけなんですけれども、その点でのシルバーの影響というのはどのようなものがあるのかないのか、あるいはまたその議論はどうだったのかと。これは全国シルバー人材センター事業協会が優秀なシルバー人材センターの分類、形態で、いわゆる役所からの直接の費用じゃなくて民間で活躍しているということの位置づけが基本的にあるわけなので、そういう点での広陵町のシルバー人材センターのあり方の問題にも波及してくるだろうと思いますので、お聞きしておきたいというふうに思います。以上です。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 朝市の経理の状況ですけれども、一応4月28日に第1回目をさせていただきました。この間で87回、一応朝市を開かせていただいております。その87回の売上総額につきましては915万7,773円で……。

寺前議員 本文はよろしいです。後資料をもらった方がわかりやすいので、みんなにもらわんと数字が書けないと思うんです。

森田都市整備部長 はい。

それから、シルバーが直接契約することによって公務比率云々という話ですけれども、これについてはシルバーの方は問題ないという前提のもとに、県との直接契約をされる、町との直接契約をするという方向で一応こちらの方は聞いております。あくまでもこれはシルバーですので、サービス公社としてその中身まではちょっと十分には把握いたしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

山田議長 副町長！

山村副町長 まず公社の存続をどうするのかというのは、これから協議をさせていただくと先ほども申し上げたとおりでございます。廃止をすると、やはり職員の処遇というのが問題になってまいります。そのことも踏まえて支援事業として各公共部門に職員を配置をさせていただいて仕事をしていただいております。いわば訓練をしているというふうにご理解いただけたらと思います。切りかえた場合の給与については、給料、賞与等については全く町の職員と同じ水準で規定をさせていただいております。異なりますのは、退職手当、社会保険の部分でございます。その部分については合わすわけにはまいりませんので、切りかえた時点

で新たな制度にお入りをいただくということになるかと思えます。今後こういった方向に進むのではないかというふうにも思っておりますので、その節はよろしく願いをいたしたいと思えます。

山田議長 6番議員！

寺前議員 期限付きの問題で、やはり保育士を正規に採用していくという点について、これはどうしても取り組まなければならない問題で、広陵町の幼児教育をどのような視点から見るのかということに直接つながっていく問題だというふうに思うんですね。いわゆる若い保育士を採用していくということであれば、その方の将来の問題、あるいはまた必要でしょうけれども、そういう点では退職した方の力を活用していくとか、そういう形での雇用の問題等もあるというふうに思うんですけれども、期限3年付きの元気な方々を、それでおさらばですというような形の形態は、これはもう本当によくないということを確認していただかなければならないと。子供にとってもよくないということでもあります。だからそういう点で、この問題はどのような形で解決していくのかということなんです。町長が先ほど言った雇用形態のあり方という問題は、窓口については国も民間の採用を検討するための方向を打ち出している一例でもあります。また、その他のところでも民間委託という形での形態もあるんですけれども、保育士の問題については別の視点でとらえる必要があるというように思いますので、この問題を公社の存続理由とすることについては私は問題があると思うんですが、その点、再度お聞きしておきたいと思えます。

それから、いわゆる15名の職員の切りかえという問題になってきたときには、やはり町長の公約されている50人、5億円削減の形態の問題、いわゆるこの報告でも200人体制を維持していくということですが、既にこの問題については215人というように言わなきゃならないというふうに思うんですけれども、そういう点での町長の考え方にある職員採用の経過、流れというのは、この公社の雇用をされている方々との関係でどのようなイメージを持っておられるのか、そのことも聞いておかないと、この方々の将来的な身分の問題というのは消えていかないというふうに思いますので、お聞きしておきたいと思えます。

その他については、人員の配置の問題で、ちょっとこれを見てても去年との関係でわからないところがあるんですけれども、それはもう大きな問題ではないというふうに思いますので省かせていただきますけれども、再度そのようなところについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

朝市の問題については、資料でぜひ、今後の広陵町の農政のあり方にまでかかわる問題な

んですから、詳しい報告書を出していただいて議会での審議をお願いしたいというふうに思っています。

山田議長 町長！

平岡町長 今、期限つき職員とか、またサービス公社の職員が町の職員のように定年まで長くみんなと同じように勤めたいと、そんな願望はあるのは当然だと思いますが、私はこの期限つきの人は初めから、あんたらは頑張ったらそういうようにいい方向がありますよと、そんなこと言ってませんよ、一つも。3年間の期限ですよと、その期間、広陵町に汗をかいて町の子供たちに教えてくれますかということで、じゃあ、頑張りますというて来ていただいているんです。にもかかわらず皆さんがそのように、いや、もっと行けど、もっと町長へ言うて4年も5年も、また定年まで行くように言うたらええのやと、そういうように議員さんおっしゃってるんですか。そんなことは……。

寺前議員 期限つき採用職員が問題だと言うんです。

平岡町長 いや、その人たちはそういう条件でよろしいですよと、お願いしますと喜んで仕事をさせていただいているんです。にもかかわらず、その人には劣悪な環境をつくって、役所はむちゃな使い方をしているというように思われているようでは非常に残念でございまして、今、働いておられる人には本当にこの与えられた期限をしっかりと頑張ってもらっている。せんだって役所でおやめをいただいた人、あいさつにめいめい来てくれました。天理から来られている人でした。この3年間頑張らせていただきましてありがとうございますと、そういうようにあいさつを述べて職を終えていただいたんです。いいところあったら、またどんどん社会で頑張ってくださいと私はエールを送っていたんですが、基本的には喜んで帰っていただいたと思います。しかし、定年まで行く場合は新規採用職員に受験をしていただいたらいいんです。その機会も与えているんです。

役所を今、経営を脅かしているのは、やっぱり人件費なんですね。保育園も幼稚園も町立です。民間では50%まではアルバイトや、そういう人たちで経営を安定させているんです。役所は今まで100%でやってました。これが2割でもよろしい、3割減らしてもよろしい、50でもいいですよと、しかし、うちは3分の1この期限つきの人たち等をお願いをしているんです。本来は無尽蔵に先生を幾ら採用して子供たちの健全育成に経費を振り返らずやればいいのではないわけです。基本的にはやはり合理的な効率のよい職員を採用して当たりなさいとなってるんですから、このことをどうぞ皆さんもご理解をいただきたい。もう民間へ委託した方がこんな議論は行わなくても済むわけですから、極力こうした民間と競合する部

分は民間の人たちに保育園も幼稚園も切りかえしてはどうかと、こういう議論もあるわけ
でございます。こういうことを考え合わせて職員のこれからの意気込みをこの1年間もう一度
確認をさせていただこうと、そういうように思っていますので、どうぞご理解をいただきた
いと思います。

寺前議員 切りかえのことは、切りかえ。

平岡町長 切りかえのことにつきましても、私はこの1年間、現在と同じような仕事をしてい
ただいておりますので、公社職員を切り離して一般職に切りかえをする、その場合はどうし
た条件でいいのか、採用試験を新たにして、中には成績の悪い人はもうやめていただくと、
こういう立場をとるのか、この1年間よく協議をさせていただこうと、そのように思ってい
ます。

山田議長 質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第2号の報告は終わりました。

次に、日程5番、議案第1号、広陵町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題
とします。

本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 議案書の3ページでございます。よろしく願いをいたします。この条例は、20
年4月から発足をいたします後期高齢者医療制度のための条例でございます。基本的な事務
につきましては法令の中で定められております。法令に定められていない事務について、こ
の条例の第2条において定めさせていただいております。第3条におきましては、保険料徴
収の対象者、いわゆる広陵町が担任をする方を広陵町の住民というように規定をしているわ
けでございます。第4条では、普通徴収の納期を8期にするという内容を定めております。
以下、5条では督促手数料、6条におきましては延滞金の年利を14.6%、そして第7条
から第9条におきましては罰則規定を定めているという内容でございます。

なお、これまで職場の健康保険などの被扶養者で保険税負担をされていなかった方につい
ての半年間の保険料免除のための条文につきましても、附則において定めております。

この条例の施行日は、20年4月1日からでございます。どうぞよろしく願いをいたし
ます。以上です。

山田議長 次に、日程6番、議案第2号、広陵町放課後子ども育成教室条例の制定についてを

議題とします。

本案について説明願います。教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 議案第2号、広陵町放課後子ども育成教室条例についてご説明申し上げます。

議案書の8ページでございます。現在の児童育成クラブと放課後子ども教室を一体化し、子供の安全で健やかな居場所を確保するとともに、学ぶ意欲のある子供たちに学習機会を提供するもので、いわゆる国が推進している放課後子どもプランをより拡充して実施するものです。

第1条は、設置目的でございます。第2条は、各教室の名称と位置をうたっております。原則は学校敷地内で行うということで、学校の地番を規定しております。第4条は利用料で、午後5時までは4,000円、5時半まで4,500円、最終の6時までですと5,000円という内容でございます。現在の児童育成クラブと同様でございます。第5条の利用料免除の事由及び第6条のその他必要な事項については、施行規則で定めるという内容でございます。

なお、附則において、この条例の施行期日を平成20年4月1日とするとともに、広陵町立児童育成クラブ条例の廃止を規定しております。

以上、説明を終わります。

山田議長 次に、日程7番、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書10ページでございます。本条例につきましては、平成18年度よりすべての非常勤特別職に係る報酬の見直しから校医等につきまして報酬について削除し、そして一般の賃金といった形で手当支給として切りかえをしておりました。しかしながら、学校におきましても学校保健法第16条の規定の中で学校医の設置義務が掲げられておる、そういった関係で近隣市町村との状況も考慮しながら検討し、こうした職員につきまして改めて非常勤特別職の位置づけが適切であると思われますので、今回再度追加させていただくものでございます。

報酬額につきましては、従前の学校医10万円を5万円、歯科医において8万5,000

円を4万円、薬剤師5万円を3万円に改正したいと考えております。

なお、この改正による実質医師等への支給額の大差はございません。

施行日は、平成20年4月1日からと定めさせていただき予定をしております。以上よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 次に、日程8番、議案第4号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 議案書の11ページからでございます。健康保険法の一部改正及び地方税法の一部改正を受けまして、さらには後期高齢者医療制度並びに特別徴収制度の創設に対応できるように所定の改正をお願いする内容でございます。

皆様方のお手元に本日配付されております第1回定例会資料、この中の41ページに20年度のいわゆる保険税率の内容をわかりやすく表示させていただいております。簡単に申し上げますと、所得割、現行6.2%のものを医療分で4.6%、そして後期支援分ということで1.6%に割り振りをさせていただき、以下、資産割、均等割、平等割についても所定の割り振りをさせていただきました。現行の税率は、そのまま据え置かせていただいて20年度も対応してまいりたいという内容でございます。

条例の中身につきましては、非常に理解しにくい部分もございますが、内容を申しますと、それらの割り振りに伴いまして6割軽減の額あるいは4割軽減の額も金額修正をさせていただいております。さらに後期高齢者医療制度ができますことで、お二人世帯、夫婦世帯で旦那さんが後期高齢へ行かれて奥さんが国保に単身で残られるという場合のことも想定をいたしまして、5年間平等割を軽減、半減させていただきという内容についてもうたっております。また平成18年度、19年度で年金控除額が変わりました関係で激変緩和措置をとってまいっておりましたが、20年度からはその緩和制度がございませんので、その条文を削除している内容です。

さらには、国民健康保険の被保険者その世帯の全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主を対象として、年金から保険税を徴収させていただきための条文も定めております。ご承知のように介護保険料とあわせまして、もらっていただいている年金の半分を超えない方について特別徴収をさせていただきと、年金額の少ない方については従来どおり普通徴収で対応させていただきという内容もうたっております。どうぞよろしく願いをいたしまして、説明を終わります。

山田議長 次に、日程 9 番、議案第 5 号、広陵町立学校設置条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 議案第 5 号、広陵町立学校設置条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書 18 ページと、あわせて新旧対照表の 21 ページをごらんください。学校教育法の改正により学校の種類ごとの目的及び目標の見直しが図られる中で、これまで小学校、中学校、高等学校、大学の次に規定されておりました幼稚園に関する事項を最初に位置づけ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学という発達の連続性を踏まえた順序となったことによるものです。

平成 20 年 4 月 1 日からの施行でございます。説明を終わります。

山田議長 次に、日程 10 番、議案第 6 号、広陵町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 次に、第 6 号、広陵町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書の 20 ページでございます。あわせて新旧対照表 23 ページをお願いします。今回の改正は、金融機関のシステム変更により幼稚園の口座振替サービスが新年度から 18 日になったことによるもので、第 4 条における保育料等の徴収期日を毎月 10 日から毎月 18 日に繰り下げるとともに、その日が休日に当たるときは直前の平日に徴収することになっていたものを直後の平日に徴収するという改正をお願いするものです。

平成 20 年 4 月 1 日からの施行です。以上、説明を終わります。

山田議長 次に、日程 11 番、議案第 7 号、広陵町立集会所条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 議案第 7 号、広陵町立集会所条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書 22 ページでございます。あわせて新旧対照表の 24 ページをごらんください。今回の改正は、百済森及び馬見中 3 丁目の集会所建設に伴うもので、これまでの 14 カ所の集会所、公民館の次に森公民館と馬見中 3 丁目自治会館という名称で追加するものでございま

す。

なお、どちらも現在建設中ですので、工期は3月25日までとなっております、備品の搬入等ございますので、供用開始は4月初めになろうかと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

山田議長 次に、日程12番、議案第8号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 広陵町母子医療費助成条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書の23ページからでございます。この条例の改正につきましては、新旧対照表の25ページをごらんいただければわかりやすいかと思っております。これまでは社会保険もしくは国保に加入した上での老人保健という取り扱いでございました。この条例におきまして老健対象者は除外をするという規定を括弧の中でしておりますけれども、平成20年4月からは後期高齢者医療制度と独立になりますことから、この機会に条例第2条中の関係文を削除させていただくという内容の改正でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

山田議長 次に、日程13番、議案第9号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 議案書25ページからでございます。広陵町老人医療費助成条例の一部改正について説明をさせていただきます。

先ほど同様、新旧対照表の26ページをごらんいただきたいと存じます。老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律ということで変わりましたので、議案第8号の理由と同様でございます。第2条中の関係部分を削除させていただくという内容です。またあわせまして、入院の際の生活療養費の控除につきましても、適用者はこれまで70歳以上というように規定をされておりましたが、65歳に拡大されるということでございますので、条例の第3条の3号にその関係文言を追加させていただいた内容です。この条例の適用対象者は、現在110人おいでをいただいているという状況でございます。

条例の施行日は、20年の4月1日からでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

山田議長 次に、日程14番、議案第10号、広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 議案第10号、広陵町心身障害者医療費助成条例の一部改正について説明をいたします。

議案書の27ページからでございます。新旧対照表も27ページでございます。ごらんをいただきたいと存じます。後期高齢者医療制度の開始に伴いまして、従来の1歳以上65歳未満とこの条例の適用者を定めておりましたが、年齢制限の上限65歳という表現を撤廃し、障害者医療費助成の見直しに対応できるための改正でございます。65歳以上74歳までの障害1級あるいは2級、また療育手帳Aの方につきましては後期高齢者医療制度の対象者ではありますが、障害認定を取り消し申し出される方が中にごございます。そういう方たちに対する対応をさせていただくための条例の改正でございます。現在65歳以上74歳まででそういう障害1級、2級あるいは療育手帳A、すなわち後期高齢者の該当障害の方は現在108名おられるわけでございます。この内容について整理をさせていただいたという内容でございます。

この条例も施行日につきましては、20年4月1日からでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

山田議長 次に、日程15番、議案第11号、広陵町心身障害者等福祉年金条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

池田健康福祉部長 議案第11号、広陵町心身障害者等福祉年金条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の30ページ、新旧対照表28ページをごらんいただきたいと存じます。今回の改正は、平成18年4月に身体障害者、知的障害者、そして新たに精神障害者を含めた3障害に共通のサービス体系と一元化を図る障害者自立支援法が施行されました。これに伴いまして、本制度においても現行、身体障害者・児及び知的障害者・児を支給対象としておりましたが、新たに精神障害者・児を支給対象として追加するものでございます。条例の題目を広陵町障害者福祉年金条例と改めます。支給対象者は、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち障害児等18歳以上で1、2級該当者とするもので、支給額は障害児、18歳以上の1級該当者につきましては月額2,500円、年額3万円、2級該当者につきましては月額1,000円、年額1万2,000円を支給するものでございます。支給額を年額から月額に改めるものでございます。

また、障害の「害」の漢字の与える印象に配慮して平仮名表記をしております。しかしながら、法令名、法令用語につきましては表記変更ができないので、漢字となっております。この表記変更につきましては、平成18年度の広陵町障害福祉計画策定委員会において取り決めにいたしております。

施行は、平成20年4月1日からでございます。以上で説明を終わります。

山田議長 次に、日程16番、議案第12号、平成19年度広陵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第12号、平成19年度広陵町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書31ページでございます。歳入歳出それぞれ1,542万5,000円を追加し、93億2,504万1,000円といたすものでございます。

36ページの歳出をお願いします。総務費ですが、社会福祉協議会2億円に対する平成19年度より償還金相当額を減債基金に積み立てるものでございます。民生費につきましては、国民健康保険、介護保険それぞれの電算システムの改修費によります増額でございます。し尿処理費の葛城清掃事務組合の負担金につきましては、し尿処理費の減により減額です。公共下水道費、下水道事業特別会計の繰り上げ償還に対する繰出金でございます。香芝・広陵消防組合につきましては、中途退職者、人件費減少による負担金の減額でございます。

歳入に戻っていただきたいと思えます。35ページでございます。電算システム改修費の補助金を計上しております。ふるさと基金、財源調整によるものでございます。繰越金の確定により補正額8,090万でございます。

それから、33ページの繰越明許費でございます。起債の各事業につきましては、制度改正、地元との交渉においてやむなく年度内に完了する見込みが立たないために繰越明許費補正をお願いするものであります。

以上で平成19年度一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

山田議長 次に、日程17番、議案第13号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 議案第13号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ

いて説明を申し上げます。

37ページでございます。歳入歳出にそれぞれ1億3,406万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,263万9,000円とする内容をお願いするものでございます。

議案書の41ページ、歳出からご説明を申し上げます。

今回の補正をお願いいたします主な原因でございますけれども、第2款の保険給付費で1億835万6,000円の補正をするという内容と、同じく第2項の高額療養費で2,675万5,000円の補正をお願いするというのが主な内容でございます。これは1件当たりの医療費が高額化しているというように我々は見ておりますが、19年度におきます医療の支出の状況を見ますと、年度末まで現行予算では対応できないという見通しの中で、今回補正をお願いするものでございます。

これに対します歳入といたしましては、戻っていただきまして40ページをごらんいただきたいと思っております。保険税におきまして一般被保険者の保険税で8,534万1,000円の補正をお願いいたします。また国庫負担金におきまして5,050万5,000円の追加補正を見込んでおります。県支出金でも200万、そして町の一般会計からの繰入金につきましても662万5,000円の繰り入れを見込んでおります。この国庫250万、そして県支出金200万、一般会計の繰入金662万5,000円、これらはいずれも特別徴収をするがためのシステムの開拓といいますか、改修に伴う応分の負担分として今回補正をお願いする内容でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

山田議長 次に、日程18番、議案第14号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について説明願います。都市整備部長！

森田都市整備部長 議案第14号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、43ページをごらんいただきたいと存じます。今回補正をお願いいたしますのは、歳入歳出それぞれ4億3,175万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,885万4,000円とするものでございます。

次に、48ページの歳出から説明申し上げます。3款の流域下水道事業費の負担金補助及び交付金365万9,000円につきましては、平成19年度の県流域下水道の事業費が確

定したことによる精算分でございます。

4款公債費の償還金利子及び割引料4億2,809万5,000円につきましては、起債の元金を繰り上げ償還するものでございます。内訳といたしまして、繰り上げ償還する分として1億9,568万8,295円、借りかえ分といたしまして2億3,240万6,666円でございます。なお、借りかえによります効果といたしましては、利子の負担分で2,720万3,000円程度軽減される予定となっております。

次に、戻っていただいて、47ページをごらんいただきたいと存じます。歳入についてです。3款繰入金の一部会計繰入金185万4,000円ですが、これは下水道特別会計の不足分を一般会計から繰り入れいただくものでございます。4款町債の流域下水道債370万円につきましては、先ほど申し上げました流域下水道事業費負担金の差額分について起債をするものでございます。次の下水道事業借換債2億3,060万円は繰り上げ償還として借りかえる分でございます。次の5款の諸収入の水道事業会計借入金1億9,560万円につきましては、水道事業会計より借り入れ繰り上げ償還するものです。

戻っていただいて、45ページをごらんいただきたいと存じます。第3表、地方債補正についてですが、これにつきましては、繰り上げ償還に伴い地方債の追加及び変更をするものでございます。その前の第2表、繰越明許費につきましては、より効果的な投資を行うべく工事箇所の見直しや工事内容、方法等に時間がかかったことによりまして、年度内での工事の竣工が見込めず、やむを得ず繰り越しをお願いいたすものでございます。

どうぞご理解賜りましてご可決いただきますようによくお願い申し上げます、説明を終わります。

山田議長 次に、日程19番、議案第15号、平成19年度広陵町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明願います。水道局長！

植村水道局長 議案第15号、平成19年度広陵町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

50ページをお開きください。水道事業会計補正予算の実施計画でございます。1目企業債償還金1,075万4,000円の企業債償還元金につきましては、さきの議案第14号の下水道事業特別会計補正予算で説明された繰り上げ償還の内容と同様でございます。水道企業債は、総務省が地方公共団体、地方公営企業を対象に公債費負担の軽減策として年利5%以上の高利率企業債の元利償還金が経営を圧迫している地方公営企業で、みずから経営

改革を行い、公営企業経営健全化計画を作成した地方公営企業について繰り上げ償還を認めることとされました。このことにより本町の繰り上げ償還が承認され、保証金なしで年利7.1%の高利率企業債元金の繰り上げ償還を行うものでございます。繰り上げ償還をすることにより、これに伴う利息268万4,000円の負担軽減が図られることとなります。

以上で水道事業会計補正予算の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

山田議長 しばらく休憩いたします。3時10分までお願いします。

(P.M. 2:55 休憩)

(P.M. 3:15 再開)

山田議長 休憩を解き再開いたします。

次に、日程20番、議案第16号、平成20年度広陵町一般会計予算を議題といたします。

本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 それでは、議案第16号、平成20年度広陵町一般会計予算についてご説明申し上げます。

別冊、予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。本年度の一般会計予算総額を100億円と定め編成をさせていただいております。前年度に比べ7.5%の増額予算でございます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

16ページをお開きください。町税の個人分、法人分合わせまして3,230万円の増収を見込んでおります。固定資産では、新築家屋を考慮し2,650万円の増収を見込んでおります。その他、町税全体といたしましては5,750万円の増額となっております。

18ページ、2款地方譲与税でございます。そして20ページの8款地方特別交付金までそれぞれ所要の予算を計上しております。

22ページの地方交付税でございます。地方の再生に向けた地域活性化施策の充実に対処するための地方再生対策費4,200万円を見込んで計上いたしましたが、その他減額項目との相殺により前年度予算に比べ交付税におきましては2,000万の減額となっております。

23ページ中段に掲げておりますけれども、放課後子ども育成教育使用料につきましては1,920万円を見込んでおります。

それから、28ページでございます。国庫補助金でございますが、清掃費補助金として旧

清掃施設解体工事及び附帯設備につきまして9,080万円、土木費の補助金として道路関連事業で1億2,260万円、まちづくり交付金事業では5,190万円、さらに2カ年計画である広陵町防災センター建設事業で9,750万円の補助金をそれぞれ見込んでございます。

次に、30ページ中段の民生費県負担金でございますが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で新たに2,100万円を見込んでございます。

32ページでございますが、総務費の県の補助金でございます。観光トイレ設置に係る地域活性化事業補助金210万円、衛生費県補助金では妊娠判定受診料補助金及び健康増進事業補助金合わせまして160万円、そして34ページでございますが、土木費の県補助金では洪水ハザードマップ作成事業補助金として140万円、それぞれ新規事業として見込んでございます。

36ページをごらんいただきたいと思っております。各基金の繰入金でございます。財政調整基金1億6,000万を自主財源補てんとして組み入れたほか、各それぞれの基金につきまして目的に合った取り崩し、繰り入れを行っております。

40ページの下段、町債でございますが、地方一般財源の不足に対処するための臨時財政対策債について所要の見込み額、また主要事業に係る町債につきましてもそれぞれ目的別に計上をさせていただいております。

42ページ、繰越金でございますが、平成19年度歳計剰余金を4億円と見込んでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきますが、予算書の中身、多岐にわたっております。恐れ入りますけれども、定例会の資料の4ページの平成20年度主要事業一覧表によって抜粋してご説明を申し上げたいと思っております。ご了承をお願いいたします。

まず、地球環境にやさしいまちづくり推進事業でございます。資料の4ページでございます。1番の地球環境にやさしいまちづくり推進事業でございます。CO₂削減に向け町内各施設間の連絡調整や町内出張用として公用自転車の配備をいたします。費用として30万円を計上しています。次に、4番の広陵東部地区のまちづくり交付金事業でございますが、引き続き集落間道路整備工事、百済寺公園整備、百済新子廃川敷1万3,000平方キロメートルを利用したパークゴルフ場整備に合わせて2億6,200万円を計上しております。次に、障害者施策を総合的、体系的に推進するための基本計画及び福祉計画の策定費用200万円を計上しております。次に、次世代育成支援行動計画策定に伴うニーズ調査費用200

万円を新規に計上しております。次に、妊婦の積極的な健康診査の受診を応援するために710万円を計上いたしております。次に、旧清掃施設解体工事に伴い庭園樹木の移植工事費800万円を計上しております。次に、旧清掃施設解体工事費及びマテリアルリサイクル推進施設の設計計画費に2億7,260万円を計上いたしております。次に、県指定文化財勸菩薩像の見学者用トイレの設置事業720万円を計上しております。次に、老朽化橋の修繕計画策定費に330万円を計上しました。百済赤部線道路整備事業に1億5,000万、古寺中線整備事業に1,000万円、大塚36号線整備事業に3,800万、次の交通安全施設整備事業に2,500万、次の新清掃施設周辺地区の環境整備費用に9,500万円をそれぞれ計上をいたしております。

19番でございますが、地域の防災意識の高揚を図るとともに、地震災害に対する地域住民の安全に資するため2カ年事業として防災センターの建設に取り組みます。備蓄倉庫の改修費、用地買い戻し費を含め、初年度3億3,450万円を計上いたしております。

次に、高齢者活游子育て支援事業として、乳幼児保育から児童放課後学習、生活指導等の支援サービス補助金200万円を計上しております。次に、児童育成クラブ事業と放課後子ども教室を一体化し、安全で安心な活動拠点づくりと学ぶ意欲がある子供たちに学習機会を提供することを目的に4,180万円を計上しております。昨年に引き続き、第2回少年柔道大会開催費用に100万円を計上しております。次に、広陵、真美ヶ丘両中学校に設置するパソコンが8年を経過したため、新規入れかえ費用150万円を投じ、情報化教育の推進を図ってまいりたいと考えます。次に、巢山古墳保存修理事業に2,000万、出土木製品保存処理事業に300万を投じ、引き続き文化財意欲の高揚を図ってまいります。県民グラウンド整備工事、西谷公園テニスコート改修工事、中央体育館シャワー室改修工事にそれぞれの金額を投じ環境整備を実施し、利用者の利便性を高めてまいりたいと考えます。

これまで説明してまいりました事業費総額につきましては、13億760万円でございます。財源の内訳では、補助金で3億9,470万円、起債総額5億8,490万円、負担金1,920万円、自主財源3億880万となっております。20年度各事業を執行してまいり所存でございます。なお、各事業の予算計上科目につきましては備考欄に数字で記載をしておりますので、予算書と照合をお願いいたします。その他、人件費、物件費、扶助費等につきましては予算説明書で各費目ごとに所要額を計上いたしておりますので、説明を割愛させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

最後に、公債費でございますが、高率政府資金の繰り上げ償還につきましては、一般会計

で本年度において9,570万円を実施計画として計上しております。また今後の各会計ごとの繰り上げ償還並びに借りかえ予定債につきましては、恐れ入ります、資料の7ページに一括して一覧表で登載しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上で一般会計の説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 次に、日程21番、議案第17号、平成20年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 議案第17号についてご説明をいたします。

予算説明書の179ページからでございます。平成20年度広陵町国民健康保険特別会計予算、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25億3,880万円と定めるという内容でございます。19年度の当初予算は26億7,430万円でスタートいたしました。年度内における補正等で最終予算規模が29億4,260万になっております。この19年度予算と比較をいたしますと、86.2%の予算規模となったものでございます。これは平成20年度から後期高齢者医療制度の方へ国保会計から1,931人の方が移行をされます。被保険者が減少することと、あわせて65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者が一般被保険者となられるなど、制度改正に伴う国民健康保険の内容が大幅に変わったことによる予算規模の減少でございます。

なお、この予算につきましては、2月22日に開催をいただきました広陵町国民健康保険運営協議会におきまして説明を申し上げます。19年度の決算の見込みにおきまして2億7,500万円程度の赤字の見込みであるということも、あわせてご報告をいたしました。その旨ご報告を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。

予算説明書の196、197ページをごらんいただきたいと思っております。第1款の総務費は昨年より2,300万円程度減少しておりますが、これは19年度におきましては国保システムの改修、これは特別徴収に対応するための改修でございますけれども、ありましたけれども、今年度はそういったものが含まれておりませんので、減少となっております。

第2款の保険給付費でございます。一般被保険者の給付費につきましては、過去5年間の実績をベースといたしまして、人数8,130人で3.6%程度の医療費の伸びを見込みまして12億5,630万を計上させていただいております。一方、退職被保険者につきましては、人数で申しますと570人、そして医療費の伸びにつきましては1%程度の伸びを見

込み1億7,610万円を計上させていただいております。

主な内容について申し上げますと、開いていただきまして198ページ、199ページ、一番上の審査支払い手数料、前年より355万円増加になっております。これは連合会の方にレセプト管理や特別徴収に係る手数料がふえるという要因がその主な増の原因でございます。その下の高額療養費につきましても、一般被保険者の数がふえている関係で一般被保険者について相当な金額の上昇を見ております。1億2,090万計上させていただきました。移送費につきましては、例年どおりの科目設定をさせていただいている内容です。出産育児諸費につきましては、出産育児一時金35万円、60件分を見込み2,100万円計上させていただいております。その下の葬祭諸費につきましては、高齢、いわゆる75歳以上の方が後期高齢の方へ変わられます関係で葬祭の件数を大幅に減少すると見込み、36件分、1件3万円で108万円を計上させていただいた内容でございます。

200ページ、201ページの第3款後期高齢者支援金でございますけれども、これが今年度新たに加わる項目でございます。支援金といたしまして3億2,350万円を見込んでおります。事務費拠出金と合わせまして支払い基金へ納付をさせていただくものでございます。

第4款の前期高齢者納付金、これにつきましては、後期高齢者医療制度の創設や各保険者間の調整の結果として納付すべき額79万2,000円を計上させていただいております。

第5款老人保健拠出金、これにつきましては老人保健へ拠出するものでございますけれども、20年度におきましては平成20年3月診を中心としたほぼ2カ月程度分の医療費分を想定させていただいて、事務費拠出金と合わせまして8,443万5,000円を見込んでいる内容でございます。

第6款介護納付金につきましては、例年どおりの計上の仕方でございます。

第7款の共同事業拠出金でございますけれども、これも人数の増減等に伴う額の若干の変更はあるものの、例年どおりの支出をさせていただきます。合わせまして2億7,390万円を計上しております。

第8款保健施設費、特定健康診査等事業費、これが20年度で新たに取り組む事業でございます。予算規模といたしましては1,318万7,000円でございますけれども、対象となる方が国保の方で5,700人想定をしております。受診率をできるだけ高める努力をいたしながら、健康な町、広陵の実現、そして医療費の抑制につなげる取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。第8款の保健施設費の健康家庭表彰費あるいは医

療費通知、保健事業費については例年同様の事業を予定させていただいております。

204ページの人間ドック助成金につきましても昨年同様400万計上をさせていただいている内容でございます。特定健診との絡みもございますので、助成金額そのものを現在2万5,000円としておりますものを2万円として、人数をふやさせていただき取り組みをしたいと考えているところでございます。9款、10款、11款につきましては、所定の額を計上させていただいた内容でございます。

歳入につきましては、188ページ、189ページに掲げております。今年度の主な変わったところということで、一般被保険者、そして第2項の退職被保険者のいずれも第2節に後期高齢者支援金分現年課税分ということで、一般におきまして1億4,770万、退職におきましては1,450万それぞれ計上をさせていただきました。

めくっていただきまして、特に国庫支出金の3目、3段目のところに国が負担をさせていただきます特定健診の負担金156万1,000円、これは今年度から計上させていただくものです。

第3款の療養給付費交付金でございますけれども、退職者が570人と約1,580人程度退職者が減るわけでございます。その関係で交付金につきましては3億2,800万の減額となっております。

それに対しまして、第4款におきまして前期高齢者交付金ということで、同じく支払い基金から一般分へ移行されました1,580名の元退職者の方にかかわる交付金として3億1,250万が見込まれることで計上させていただいております。

第5款の県支出金につきましても、国同様、特定健康診査等の負担金156万1,000円を今年度から計上させていただきました。共同事業につきましては例年と仕組みあるいは算定の内容は変わっておりません。一般会計からの繰入金の内容でございますけれども、例年同様、保険税の軽減分あるいは保険者支援分等々、合わせまして1億1,789万7,000円を計上させていただきました。

第8款諸収入につきましては、所定の額を計上させていただいて、歳入歳出それぞれ25億3,880万円と計上させていただいた内容です。どうぞよろしく願いいたします。

山田議長 次に、日程22番、議案第18号、平成20年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 老人保健特別会計予算でございます。207ページからでございます。議案第18

号、平成20年度広陵町老人保健特別会計予算、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ3億9,860万円ということをお願いをする内容です。先ほどの国保会計でも申しましたとおり、20年の3月診を中心とした大体おくれるレセプトも合わせまして2カ月分程度の会計ということで、前年と比較いたしまして大幅な減額予算でございます。

内容について申し上げます。

まず歳出でございますけれども、218ページからでございます。一般管理費といたしましては、電算の委託料あるいはレセプトの委託料、合わせまして215万、そして本会計の大部分でございます医療諸費につきましては、医療給付費分で3億8,170万、支給分といたしまして1,220万、支払い手数料、審査手数料といたしまして150万、合わせまして3億9,545万円を計上させていただきました。予備費100万円を見込ませていただいております。

一方、歳入でございますけれども、戻っていただきまして214ページ、215ページでございます。支払い基金からの交付金といたしまして、50%を基準といたしますが、一定以上の所得の方のいわゆる3割負担分はこの基金の中でのみ対応されます関係で、50%よりも大きい額でございますけれども、2億1,237万円見込んでおります。国庫支出金につきましては3分の1を見込み、1億2,203万5,000円を計上しております。県負担金につきましては12分の1の負担割合で3,050万8,000円を計上しております。一般会計からの繰入金につきましても同様の趣旨で3,358万7,000円、そして第5款諸収入では第三者行為分ということで10万円を計上させていただきました。歳入歳出いずれも3億9,860万円という内容をお願いするものでございます。以上でございます。

山田議長 次に、日程23番、議案第19号、平成20年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 議案第19号、平成20年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算でございます。221ページでございます。歳入歳出それぞれ2億5,280万円と定めさせていただく内容でございます。

それでは、同じく歳出の方から説明を申します。

232ページ、233ページでございます。一般管理費といたしまして646万円、これは広陵町が担当いたします被保険者に対する納付書の通知のための印刷あるいは封筒製作費あるいは郵送代等々、そして電算の委託料、保守管理料でございますけれども、合わせまし

て644万計上させていただいております。

第2款後期高齢者医療の広域連合への納付金として2億2,748万7,000円を計上しております。これは保険料として一たん特別徴収、普通徴収ともこの会計に入ってまいりますものを事務費の負担分あるいは保険税の軽減にかかわる財政調整基金等入ってまいります関係で、これらをあわせて連合会へ納付するというものでございます。

第3款の保健事業費、健康診査費でございますけれども、これにつきましては、お年寄り、75歳以上の方の健康診査につきましても広域連合から広陵町に委託をされます。広陵町から奈良県医師会に再委託をさせていただくための費用を見込んでいるものでございます。1,786万3,000円を計上させていただいております。対象として想定させていただいておりますのは、受診率等も加味をいたしまして1,500人分を見込んで計上させていただいております。諸支出金あるいは予備費につきましては所定の額を計上させていただきました。

一方、歳入でございますけれども、228ページ、229ページに計上をさせていただいております。特別徴収での保険料が1億5,990万円、そして普通徴収で入る保険料を2,341万6,000円と、合わせまして1億8,332万6,000円を計上させていただきました。

2款、3款につきましては、1万円それぞれ計上させていただいて科目設定をさせていただいております。

4款の繰入金で一般会計からの繰入金ということでございますが、これにつきましては、事務費の繰入金分あるいは保険基盤安定繰入金分、合わせまして5,153万1,000円を繰り入れていただく内容でございます。

めくっていただきまして、諸収入につきましては、所定の額を計上させていただいております。一番最後の雑入のところで、先ほど申しました広域連合からの委託金ということで健康診査の費用を1,786万3,000円ということで見込んでいただいております。総額2億5,280万円の予算でございます。初めての特別会計でございます。どうぞよろしくご審議を賜り、ご可決をいただきたいと思います。以上、終わります。

山田議長 次に、日程24番、議案第20号、平成20年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。健康福祉部長！

池田健康福祉部長 議案第20号、平成20年度広陵町介護保険特別会計予算についてご説明

を申し上げます。

予算書の237ページをごらんいただきたいと思います。20年度は、第3期介護保険事業計画の3年目の最終年度の予算でございます。また第4期の介護保険料の改定等の介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定を行わなければならない年度であります。平成20年度の介護保険特別会計の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は15億600万円、対前年度比9.1%増、介護サービスの事業勘定の歳入歳出の予算の総額は730万円で、対前年度比52.1%増であります。

予算の主な内容につきましてご説明をいたします。

248ページをごらんいただきたいと思います。保険事業勘定の予算の歳入でございます。まず第1号被保険者の保険料でございます。3年間の保険料収納必要額、保険給付費、調整交付金調整額、介護予防事業費、包括的支援事業費等の19%に収納率98.6%をもって3年間の保険料の基準月額を月額4,000円、年額4万8,000円を基準として計算しております。滞納保険料等を含めまして全体の保険料徴収額を2億9,966万8,000円を計上させていただいております。

次に、3款の国庫支出金、次の250ページ、4款の支払い基金交付金、5款の県支出金、7款の繰入金の1項一般会計繰入金につきましては、公費負担割合により計上しております。

次の252ページでございます。7款繰入金の2項基金繰入金につきましては、歳入不足により準備基金から29万9,000円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出に移らせていただきたいと思います。256ページをごらんいただきたいと思います。1款の総務費の4項介護保険事業計画策定委員会費につきましては、第4期、平成21年度から23年度の3年間の介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定に伴う費用として347万6,000円を計上しております。

次に、2款の保険給付費につきましては、第3期介護保険事業計画の保険給付費見込み額等を基礎に算出しております。1項の給付諸費につきましては、総額14億2,421万9,000円、前年度比8.7%増を計上しております。

次の258ページ、4款地域支援事業費は、高齢者の方が介護予防状態になる前からの一貫連続性の介護予防総合相談支援等の事業費でございます。2項の介護予防事業費、1目の介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、介護認定を受けていない虚弱高齢者の方にはつらつ教室、筋力向上トレーニング教室、転倒予防教室、訪問指導などを行う事業として1,293万7,000円、次の260ページでございます。2目の一般高齢者施策事業費

は健康増進会、健康おはなし会、こころ・からだ教室、認知症サポーター講座などの費用として475万9,000円を計上しております。

次の260ページの3項の包括的支援事業、任意事業でございます。3目のその他事業費は、成年後見制度利用支援事業として、経済的理由により成年後見制度を利用できない人への支援として申し立てに要する経費、報酬を計上しております。また4目の介護給付費等費用適正化事業費の賃金は、法改正によりまして20年度から新規の申請に伴います認定調査につきましては、直営で実施することにより有資格者、ケアマネージャーの日々雇用の職員2人分を計上しております。総事業費として2,503万円を計上しております。

次の264ページ、基金積立金でございます。3年間での保険給付、保険料を設定したことにより剰余金を積み立てるもので、本年度は剰余金が発生しないので廃目としております。以上で保険事業勘定の予算説明を終わります。

次に、267ページ、268ページの介護サービス事業勘定についてご説明をいたします。

これは地域包括支援センターにおいて保健師等が中心となって要支援1、2の新予防給付の認定者の介護サービス計画の作成業務を行います事業所としての勘定でございます。

270ページをごらんいただきたいと思います。歳入として、新予防給付サービス計画の作成料の収入として730万円を計上しております。

次に、270ページの歳出でございます。事業所の一般管理費としてサービス計画の事務関係費用及びサービス計画委託料として730万円を計上しております。

以上で平成20年度の広陵町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

山田議長 次に、日程25番、議案第21号、平成20年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。都市整備部長！

森田都市整備部長 議案第21号、平成20年度広陵町下水道事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算に関する説明書の275ページでございます。平成20年度下水道事業特別会計の予算総額についてですが、歳入歳出それぞれ19億1,200万円と定めるものでございます。これは前年度に比べ7億500万円の増額予算となっております。

次に、288ページをごらんいただきたいと思います。まず歳出から説明申し上げます。1款の一般管理費2億2,374万5,000円ですが、委託料でマンホールポンプ点検清

掃委託料622万7,000円、下水道使用料業務委託料1,000万円などがございます。次の工事請負費700万円につきましては、真美ヶ丘地区内のマンホール修繕工事費用等として計上させていただいております。次の負担金補助及び交付金ですが、流域下水道維持管理市町村負担金の1億8,084万6,000円等となっております。

次のページをごらんいただきたいと存じます。2款公共下水道事業費の水質改善下水道建設費7,148万2,000円につきましては、工事請負費で4,285万7,000円です。工事内容につきましては、管渠の布設工事で延長距離にしまして180メートル分でございます。また補償補てん及び賠償金では、水道管の移設補償費等で519万円を計上いたしております。

次のページの3款流域下水道事業費2,483万5,000円につきましては、大和川流域下水道事業の負担金でございます。なお、19年度につきましては2,785万3,000円の負担額となっております。次の4款公債費15億5,075万2,000円ですが、1目の元金で長期債及び繰り上げ償還金の元金分として12億6,990万4,000円、2目の利子では、長期債の利子分として2億8,084万8,000円を計上いたしております。5款諸支出金の4,068万5,000円につきましては、水道事業会計からの借入金の償還金分を計上いたしております。

続きまして、284ページの歳入についてですが、1款使用料及び手数料では、下水道使用料3億3,701万9,000円を、2款の国庫支出金では公共及び特環の国庫補助金分として2,000万円を、3款繰入金では、一般会計からの繰入金として4億5,025万円をそれぞれ計上いたしております。次の4款町債では、借換債8億3,600万円を初め平準化債、公共下水道債等、合わせまして11億円を計上いたしております。

また、279ページですが、ここには起債の限度額等について定めております。

なお、下水道事業につきましては、公共下水道への早期に接続いただくための戸別訪問等、接続促進に努めるとともに、下水道整備におきましてもより効率的な投資に努めてまいり所存であります。

以上、簡単ですが、議案説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

山田議長 次に、日程26番、議案第22号、平成20年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。吉村理事！

吉村理事 議案第22号、平成20年度広陵町墓地事業特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

説明書の301ページからでございます。本予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,770万円をお願いするものでございます。

それでは、308ページの歳入からごらんいただきたいと思います。第1款の使用料でございます。管理料1,090基分538万4,000円、そして永代使用料の分でございます。墓地使用料23区画の販売を想定いたしまして2,231万円、合わせまして2,769万4,000円の予算を見込んでおります。手数料でございますが、これにつきましては、書きかえ手数料あるいは承継の許可書作成手数料6,000円分を見込んでおります。

一方、歳出でございますけれども、例年同様、人件費、そして墓地そのものの管理を委託します分で169万円、そして返還分、これは70万円の墓地を未使用で6割返還させていただくという内容で7基分を見込んで計上しております。なお、余剰金が出ます関係で一般会計繰出金といたしまして1,421万3,000円を見込んでおります。19年度で墓地整備63区画させていただきましたが、今年度では事業費としてはございませんので、廃目をお願いする内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

山田議長 次に、日程27番、議案第23号、平成20年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 議案第23号、平成20年度広陵町学校給食特別会計予算についてご説明いたします。

予算に関する説明書317ページをごらんください。歳入歳出それぞれ1億9,850万円と定めております。前年度と比較いたしますと150万円の増でございます。これは主に児童数が42名ふえたことによるものでございます。

歳出からご説明申し上げます。

326ページをごらんください。学校給食費として、給食調理員13名の給料、職員手当等人件費で6,259万1,000円、給食支援スタッフ11名分の賃金1,103万2,000円、賄い材料費1億1,781万1,000円を計上いたしました。賄い材料費の内訳は、給食材料費を昨年同様、1食平均257円と試算いたしました。原材料費の値上げが見込まれる上に食の安全を第一に考え、中国産給食物資すべてについて納入を見合わせていることから、献立の工夫により単価の上昇を抑えたいと考えております。給食の内容につき

ましては、子供のみではなく、教職員初め保護者や給食委員、教育委員も年に数回試食をする機会がございますので、意見、感想をいただき、献立に活かしていきたいと思っております。

次に、歳入でございます。324ページへお戻りください。給食費保護者負担金でございますが、前年度同様1カ月3,700円で計上いたしております。一般会計繰入金は、米飯給食補助、人件費、事務費等合わせまして9,621万1,000円を計上いたしております。なお、地場産品につきましては、現在ハウレンソウ、チンゲンサイ、コマツナ、ナスなどを使用しております、さらなる納入の拡大を図ってまいります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

山田議長 次に、日程28番、議案第24号、平成20年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 それでは、議案第24号、平成20年度広陵町用地取得事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明書333ページでございます。本予算は2億6,500万円として編成しております。

340ページをお開きいただきたいと思います。第1款財産収入でございますが、防災センター用地として先行取得しております3,750平方メートル、1億3,950万円、そして新清掃施設関連、多目的広場用地先行取得3,000平方メートル、8,500万円を売り払い収入として今年度、一般会計より買い戻しを受けるものでございます。繰入金につきましては4,040万円あまりを計上しております。

次に、歳出でございます。342ページでございますが、防災施設用地の元金、コミュニティー施設整備債元金それぞれ計上いたしております。残る関連用地の長期債の元金とも2億5,920万円あまり、そして利子で574万円を計上しております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。終わります。

山田議長 次に、日程29番、議案第25号、平成20年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。都市整備部長！

森田都市整備部長 議案第25号、平成20年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算に関する説明書の345ページをごらんいただきたいと存じます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360万円と定めるものでございます。これにつきましては、町長の施政方針にもありましたように、平成17年7月より昨年12月28日までの2年6カ月間にわたり実施させていただきました。その間7,277万円の商品券をご利用いただき、そのほとんどは既にご使用いただき、換金もいただいているところですが、一部いまだ換金されていない分がありますので、その換金に充てるため売り上げ収入の繰り越し分360万円を予算計上させていただいたものです。

なお、20年1月末現在では、発行済み額7,277万300円に対しまして換金済み額は6,833万1,200円で、443万9,100円が未換金額となっております。80万円程度につきましては今年度中に換金があるものと予定しており、残る360万円を予算計上させていただいたものです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

山田議長 次に、日程30番、議案第26号、平成20年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について説明願います。水道局長！

植村水道局長 議案第26号、平成20年度広陵町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

説明書の357ページをお開きください。平成20年度の水道事業会計予算の第2条、業務の予定量につきましては、給水栓数を前年度より316栓増加の1万1,616栓と想定し、年間の総給水量におきましては昨年と同様395万3,000立米といたしました。内訳といたしまして、県営水道からの受水では282万立米、自己水では113万3,000立米、1日の平均給水量として1万830立米を予定しています。

次に、収益的収入及び支出の第3条予算でございます。収益的収入及び支出の予定額といたしまして、まず収入では、第1款水道事業収益9億164万7,000円、一方、支出の第1款水道事業費用では8億8,945万7,000円で、差し引き1,219万円の黒字予算となっております。

次の資本的収入及び支出の4条予算でございます。358ページをお開きください。収入では、第1款資本的収入8,422万円、支出の第1款資本的支出9,157万9,000円、差し引き735万9,000円が不足いたしますので、この不足分につきましては全額、過年度損益勘定留保資金にて補てんいたします。

359ページの広陵町水道事業会計予算実施計画書をごらん願います。主な項目につつま

してご説明申し上げます。

まず3条予算でございますが、収入の営業収益8億9,588万1,000円につきましては、1目給水収益では収入の大部分を占めます水道使用料は対前年度比1.1%増、額にしましては904万9,000円増の8億5,128万9,000円の料金収入を見込んでおります。次に、2目受託工事収益3,056万8,000円につきましては、県の河川工事、近畿農政局の吉野川分水工事、下水道関連工事に伴う水道管移設がえ工事負担金などを計上いたしております。次の3目その他の営業収益1,402万4,000円につきましては、下水道使用料、徴収事務手数料及び消火栓維持管理負担金を計上しております。次に、2項の営業外収益576万6,000円につきましては、定期預金8億円に対する受取利息として435万円を、雑収入141万6,000円では職員駐車場料金、真美ヶ丘配水場の土地の使用料を見込んでおります。

次に、支出に移らせていただきます。水道事業費用の営業費用につきましては、その主なものにつきましては、1目原水及び浄水費で5億881万6,000円、内訳といたしましては、県営水道からの受水費として年間282万トンの費用分で4億2,934万5,000円が大部分を占めております。昨年より1%増の予算を計上しております。次の2目配水費及び給水費につきましては、配水場管理用業務費や管理情報データ更新による委託費などとして1,454万4,000円、修繕費といたしまして、真美ヶ丘配水場ポンプ整備や給水メーター取りかえ費用で2,187万7,000円など、昨年とほぼ同額の予算となっております。次に、3目受託工事費4,624万9,000円につきましては、さきの受託工事収益で説明させていただいた受託工事費用を予定しております。次に、総係費につきましては、人件費として6人分、委託料、その他手数料、通信運搬費、印刷製本費などを計上させていただきましたが、19年度に口座振替者に報償費を実施したことにより昨年度より12%減の予算となっております。次の5、減価償却費につきましては、本年度に焼却する有形固定資産減価償却費1億6,932万2,000円を予定しております。

続きまして、361ページをごらんください。資本的収入及び支出の4条予算についてご説明申し上げます。1目の工事負担金8,422万円につきましては、給水分担金250件を予定し、20ミリを主に口径ごとの分担金の合計6,007万円を、また開発に伴う施設分担金として100件で2,415万円を見込んでおります。

次に、資本的支出についてですが、建設改良費の1目、配水施設費7,957万5,000円でございますが、その主なものとして、2名分の人件費、次の委託費では真美ヶ丘配水

場の耐震補強工事のための国庫補助申請に関する実施計画書の策定費用などで1,000万円を、工事請負費では管末での濁り水解消のための配水管布設工事費や石綿管布設がえ工事費としまして5,000万円を、また浄水場の揚水ポンプ、水位計及び流量計の取りかえ費用としまして168万円を計上いたしました。次に、2目の固定資産購入費583万円につきましては、水道メーターの購入費として188万円、地域防災計画に基づく緊急用移動式ステンレス給水タンク6基で276万円を計上いたしております。次の企業債償還金617万4,000円につきましては、借り入れています企業債の元金の返済でございます。

今後の水道事業の運営に当たりましては、町民の皆様方により安全な水の供給のため、給水施設の点検整備、また安定した給水設備を確保するために浄水場、配水場設備全般の保守整備に向け職員一同、一層努力いたします。以上で、まことに簡単ですが、水道事業会計の概要とさせていただきます。

なお、ただいま説明申し上げましたほか、地方公営企業法によります予算に関する説明事項を362ページから371ページまで添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご可決をお願い申し上げます。

山田議長 ありがとうございます。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため3月4日を休会といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、3月4日を休会といたします。

3月5日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 4:15散会)

平成20年第1回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成20年3月5日

平成20年3月5日広陵町議会

第1回定例会会議録（2日目）

平成20年3月5日広陵町議会第1回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
6番	寺前憲一	7番	長濱好郎
8番	山本悦雄	9番	坂口友良
10番	乾浩之	11番	八代基次
12番	松野悦子	13番	吉岡章男
14番	青木義勝	15番	笹井正隆
16番	竹村博司（副議長）		

2 欠席議員 5番 山本 登

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	平岡 仁	副 町 長	山村 吉由
教 育 長	安田 義典	理 事	中尾 寛
理 事	笹井 由明	理 事	吉村 元伸
健康福祉部長	池田 誠夫	都市整備部長	森田 久雄
教育委員会事務局長	北神 理	水道局長	植村 和由
会計管理者	松井 定市		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 大西 利実

書 記 野 瀬 一 吉 上 田 勝 代

山田議長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第 1 号 広陵町後期高齢者医療に関する条例の制定について
2	議案第 2 号 広陵町放課後子ども育成教室条例の制定について
3	議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
4	議案第 4 号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
5	議案第 5 号 広陵町立学校設置条例の一部を改正することについて
6	議案第 6 号 広陵町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正することについて
7	議案第 7 号 広陵町立集会所条例の一部を改正することについて
8	議案第 8 号 広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
9	議案第 9 号 広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについて
10	議案第10号 広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて
11	議案第11号 広陵町心身障害者等福祉年金条例の一部を改正することについて
12	議案第12号 平成19年度広陵町一般会計補正予算(第4号)
13	議案第13号 平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
14	議案第14号 平成19年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
15	議案第15号 平成19年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)
16	議員提出議案第1号 予算審査特別委員会設置に関する決議について
17	議案第16号 平成20年度広陵町一般会計予算
	議案第17号 平成20年度広陵町国民健康保険特別会計予算
	議案第18号 平成20年度広陵町老人保健特別会計予算
	議案第19号 平成20年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第20号 平成20年度広陵町介護保険特別会計予算

議案第 21 号 平成 20 年度広陵町下水道事業特別会計予算

議案第 22 号 平成 20 年度広陵町墓地事業特別会計予算

議案第 23 号 平成 20 年度広陵町学校給食特別会計予算

議案第 24 号 平成 20 年度広陵町用地取得事業特別会計予算

議案第 25 号 平成 20 年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算

議案第 26 号 平成 20 年度広陵町水道事業会計予算

18 一般質問

山田議長 まず初めに、森田都市部長よりお願いいたします。

森田都市整備部長 それでは、こないだの本会議におきまして、朝市の収支状況、それと土地開発公社の 20 年度の買収予定地の明細等についての資料請求がありましたので、お手元の方にその資料をお配りさせていただいております。それにつきまして簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、はしお元気村の朝市収支決算の見込みについてですが、まず収入につきまして、雑収入ということで 152 万 2,000 円を見込んでおります。この内容につきましては、朝市の販売手数料 136 万 3,289 円、それから野菜袋等の販売手数料 1 万 8,971 円、それと朝市登録手数料 2,000 円の 70 人ということで、14 万円を見込んでおります。この販売手数料につきましては、一応販売額の 15% を手数料としていただくということで、その額でございます。

次に、支出の部ですけれども、はしお元気村朝市費としまして 54 万 9,000 円。この内訳につきましては、賃金で 25 万 7,000 円を見込んでおります。これは朝市の開催中、アルバイトを 1 名雇っております。3 名の登録がありますけれども、その 3 名の方、順次に一応毎回開催時 1 名、4 時間、時間単価 780 円でアルバイトを雇っております。それが 25 万 7,000 円。それと消耗品費といたしましては、バーコードリボンとかロール紙、レジ袋等、一応 23 万 2,000 円でございます。それから、負担金補助及び交付金といたしまして、これは朝市会場の光熱水費でございますが、げんき村と供用しておりますので、一応 5,000 円ということで、年 6 万円をお払いするものでございます。合わせまして 54 万 9,000 円の支出となっております。

次に、2 枚目の資料でございますけれども、交通安全施設整備事業買収予定地ということで、土地開発公社に 20 年度買収をお願いしております 3,000 万円についてでございます。

百済赤部線で用地を買収しなければならない部分につきましては、古寺、百済地内合わせまして、田で21筆、宅地で2筆、計23筆、面積にしまして1,291.13平米ございます。買収予定価格につきましては4,232万円を予定しております。そのうち、20年度で土地開発公社にお願いするものとしまして、その下段に書いております、田で16筆、宅地で1筆、計17筆分、面積にしまして937.50平米、買収予定価格3,000万円ということでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

山田議長 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

まず、日程1番、議案第1号、広陵町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

松野議員 まず、今回の後期高齢者医療制度についての問題点は、以前にも一般質問等の中で明らかにしてきたところでございますが、この制度について、保険料の問題ですけど、国の方が示していた保険料より、奈良県の場合はかなり高額になるということを示されているわけですけども、この保険料について、一つは、後期高齢者保険制度は2年ごとに見直しをされるということで、2年ごとに見直しをされるというのは、基本的には介護保険と同じで、保険料の値上げを検討するということなんですね。今回の制度の中で、保険料の値上げの2つの要因というのが示されていまして、一つは医療給付費の増加なんですね。これは医療給付費の増加は高齢者がふえるし、また医療技術の進歩等もありまして、この医療給付の増加というのは、もう目に見えているわけですよ。もう一つは、後期高齢者の人口増の中で、新しい今回の制度は後期高齢者が払う保険料が10%ということで、今はスタートするんですけども、後期高齢者の人口比が高くなるのに応じて、後期高齢者が払う保険料の財源割合を、例えば12%とか15%とかに自動的に引き上げていく仕組みになっているわけです。ですから、今回も予想以上に大変高い、年間8万4,000円、平均ですね、の保険料がもう2年ごとに見直しされるたびに、本当に青天井で値上げをしていくということが目にみえているんですけども、この点についてどのようにお考えなのか。年金はそれに連れてふえるわけ、全然ないんです、見通しは。減る見通しはあっても、ふえる見通しはないわけですね。これについて、本当に負担に耐えられるのかどうか、この点どのように思っておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、年金から天引きされるんですけども、これは後期高齢者じゃなくて前期高齢者の場合、とりわけ国保も年金から天引きされるということで、重大な問題なんですけれど

も、この年金から天引きされるということは、条例の方を見ましても、7ページの13条の方は、特別徴収の方法によって徴収するというもので、その2項の方では徴収することができるということになってるんですが、この特別徴収というのは、原則的には本人の同意が必要だと思うのですが、もう一方的に、介護保険もそうですが、今回も少ない年金から一方的に特別徴収をするということについては、どのようにお考えになっておられるのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから今度は、従前、老健の場合は、保険証の取り上げ、資格証明書の発行ということではなかったんですけども、今度は滞納すると保険証を取り上げると、資格証を出すということがうたわれているわけですね。これはもう本当に大変な問題で、これは2月19日の毎日新聞に記載されていた記事なんですけれども、国保の保険料を滞納すると、受診率がどのような変化があるかという記事なんです。これについては、全国保険医団体連合会が調査をしたんですけれども、資格証明書を交付された人が2006年度にどの程度医療機関にかかったかを調べた受診率調査の結果を公表したんです。回答があった39道府県のデータから推計したところが、資格証を受けた人の受診率は、保険証を持っている人の51分の1なんです。それと、もっとさらに、100人当たりの受診率、もう資格証明書交付者では、一般の人の受診率の場合に、山梨県の場合はもっと低くて、山梨県内の人の一般の人に比べて、344分の1だったとかいうことで、本当に保険証がないと医者に行けないという実態がリアルにわかっている、お金がなければ医者に行けない、金の切れ目が命の切れ目という実態が、この毎日新聞の2月19日の記事でも明らかにされているわけなんです。

そういうことについて言えば、とりわけ若い人よりも、高齢になると、どうしても医者に行かなきゃいけないというのは、だれもがわかっていることであって、とりわけ終末になったら、病気が、亡くなる前に入る保険になりますから、医者へだれ、すべての人がかかるということが前提なんです。にもかかわらず、このような保険証、滞納したら保険証取り上げるということについてどのようにお考えいただいているのか。何らかの対応をしなければ、これは本当に大変な問題なんです。重大な深刻な問題なんです。これについてはどのように考え、どのように解決すべきだということの方策を出しておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ大変大きな問題が、医療の制限なんです。これは政府が示しているのが、包括払いということなんですけれども、この包括払いになると、病気について何病が治療費幾らだとか、例えばですね、入院費は何日で幾らまでとかいうことで、保険のきく医

療に上限がついて、後期高齢者の方がそれ以上やっぱり治療が必要だということになれば、全額自己負担あるいは医療機関が赤字になるということになるわけですね。この具体的な数字を、全部はいいんですけど、主なものをその上限について、数字わかっていたら教えてほしいんですけども、その点で本当にこれもお金がないとまともな治療が受けられないということが示されているわけです。これについてはどのようにお考えなのか。それから、何らかの措置が必要なんですけれども、どのようにされる予定なのかお聞かせいただきたいと思うんです。

政府の方は、とにかく在宅死を推進させて、病院で亡くなるというのから在宅死に移行させるために、こういうむちゃなことを決めてきているわけですね。でも、今の状態の中で、在宅死がどれだけ手厚くできるかということを見れば、なかなかこれは実態としては困難なんです。体制も整わないままに、在宅死はやっぱり本当は自分の家で死にたいというね、そういう願いもあると思いますから、全部否定するわけでは全然ありませんけれども、体制も整わない中で、お金がないからもう病院から追い出して在宅死というのは、余りも人間としてひどい扱いではないかというふうに思うんですけれども、この問題についてはどのように認識され、改善の方向を考えておられるのかということもお聞きしたいと思います。

そういういろんな問題とそれから条例の方から見ましても、ちょっとこの条例についてはお聞きもしたいところあるんですけれども、これは国民健康保険税条例の方でお聞きします。

後期高齢者医療制度は、とにかく医療費を抑制して、それから高齢者から保険料をたくさん徴収する。それから窓口一部負担を今後どんどんふやしていくということで、本当にお年寄りの方は命を削る、うば捨て山って言われてるんですね。これはだれが言うてるかっていいますと、うば捨て山っていうのは、これはもとの厚生労働省幹部の人がうば捨て山っていうことをはっきり言ってるんですよ。こういう制度に対して、今本当に世論の中でも、こんな制度はやめるべきだということが大変高まっていて、全国で今500ぐらいかな、の議会で、もう改善あるいは廃止の意見書が国の方に上げられているんです。それから、共産党もストップしよう、改善しようということをもうずっと以前から言ってきましたけれども、今国会の中では民主党も社民党も共産党も野党4党がストップする、廃止する法案を提出しているという状況です。ですから、こういうときにやっぱり理事者として、広陵町民の命と健康をしっかりと支えることが一番重要な仕事ですよ、自治体の。あの建物をつくることよりも一番大事なのが、命と健康を守っていく、暮らしを守っていくということですから、こういう立場でしっかりとこの点については反対の表明をして、取り組んでいただくことが重

要なんですけれども、この点についてはどのように対応されるのかお聞きしたいと思います。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 松野議員から4点にわたりお尋ねがございまして、それに対しましてお答え申し上げます。

保険料のあり方、国が示した内容よりも、奈良県の場合、9,000円ほど上がっており。これらのことから、あるいは2年ごとの見直し、これは将来にわたり値上げを意味するのではないかというご懸念の中で、これに対する考えをお尋ねでございます。この制度を立ち上げられた根本的なところでございますけれども、やはり国全体の医療保障というものを将来にわたって国民皆保険の存続をするがためにどのような方法があるかということ、かねてから国あるいは地方で議論された中で、この制度ができ上がってきたというような認識の中で、私はやはり健康に対する国民一人一人の意識をこの制度改革を機にさらに深めていただくことによって、将来、社会保障、特に医療に係る部分の負担が軽減される社会になるように、町としてもまた保険者の立場でも取り組んでいくべきかなあと考えております。

それと2つ目に、特別徴収についてお尋ねをいただきましたが、これも我々もあと20年しますと、すべて後期高齢者医療のお世話を受けるわけでございます。年金というもののあり方ともかかわりますけれども、やはり所得に見合った負担を高齢者といえどもしていかなければならない社会が来ると。すなわち少子高齢化がますます進むわけでございます。団塊の世代がすべて75歳以上になりますと、高齢者の数は今よりも800万人ほどふえると。そして、支える人が1,000万ほど減るんじゃないかというようなことが議論されております中で、やはり年金による徴収というものもやむを得ないと考えているところでございます。

3つ目に、保険証の取り上げ、資格証明書の39府県にわたる数値をお聞きいたしました。我々保険の担当といたしましては、できるだけ資格証明書を発行しないという姿勢で、広陵町の場合、今日まで取り組んでまいっております。今後もそういう方針に変わりはありません。

4つ目の医療に対する制限のことについてお触れをいただきまして、在宅死あるいは病院死ということをおっしゃっていただきましたが、やはり医療費の適正化ということをお前提として、病のない社会、できるだけ少ない、病気を抑えるんだという国民的意識の向上をこの制度の創設とともに、我々考えなければいけない大事な点かなと考えております。以上でございます。

山田議長 12番議員！

松野議員 今、国民皆保険制度の存続のためということをおっしゃっているわけですが、これは国の税金の使い方が誤っているということは、今むだ遣いもあちこちで道路の特定財源、問題になってるわけですが、本当にずさんな税金の使われ方しておりますし、例えばイギリスなどでは、やっぱり道路一つつくるにしても、日本の20分の1の額でできて言ってるんですね。それはなぜかという、借金をして道路をつくるんじゃないで、税金の中で残った部分で、すぐに発注して効率的につくっているということで、本当に借金しても全く平気、もうそういう国の税金の使い方に根本的には大きな問題があるわけで、よくこの広陵町議会の中で、国の政治について言うと、国会行ってこいとか、ほかの議員の皆さんもやじ飛ばされますけれども、地方分権の中で国の政治をしっかりと地方議員も見て、また理事者もしっかりと国の政治を見ていくということが今まさに問われている中で、皆保険制度はこの医療改悪をしなくても従前どおり維持できるということは、日本共産党の方は財源を示して言っているわけです。

そういう部分でいえば、やはり存続のためにと、地方の自治体では言えないのではないかと。やはり国の政治が悪いからだ、問題があるということ、理事者の方も明らかに認識し、公表していただいて、はっきりと国の政治に物を言うということこそが今求められていると思います。とりわけ平岡町長は、この前の答弁の中でも税金の徴収について、全国大会に参加して積極的に国の方に物を言うという姿勢をお持ちなんですから、やはりこういう一番大事なところで、国であろうともやはり国の大きな仕事は国民の命と健康を守ることで、これは憲法に明記されていることですから、それは何としても手離せない大事な仕事なんです、基本的に。ですから、平岡町長もそういう点について、それこそ近隣自治体と手をつないで、はっきりと国の方に物を言うことが第1番にやっていただくことではなかったかというふうに思うんですけれども、この点については町長にお聞きをしたいと思います。

それから、医療にかかる費用を軽減するということを何回かね、保険料の今の問題のところとか、最後のところでも、健康的なそういう施策、健康を維持できる施策をとって、できるだけ病気を抑えることによって医療費を軽減するとおっしゃいましたけれども、これは従前からね、この予防医療については広陵町も一生懸命取り組んでいただいていたところなんです。でも、やっぱりそれだけで医療費を抑制するのは、今の制度の中では極めて困難なのは、もう実績から見ても当たり前なんです。今ここでそれを言われるなら、具体的な数字を示して

いただいて、20年度は医療費の削減を予防医療によってこなだけしますということを明確にしてもらわなければいけない。

しかし、そうではなくって、やっぱり20年度も大変な国保にしても赤字がふえますよということですね。今もう本当に取り組んでいただいています、保健センターの方で本当に人数もきちっと確保しながら頑張っていただいている、なかなかそれは困難なことなんです。ですから、それは説明に全くなっていない。医療費抑制の説明に全くなっていないということをおっしゃるを得ません。そういう中で、必ず保険料が値上げをしていくということは目に見えてるんですね。ですから、これは今でも本当に生活が大変な方が多くて、年金だけで暮らしていくのは本当に大変ですよ。もう本当に身近な人、何人も聞いていますけれども、その上でこの保険料の負担ということについては耐え切れないというのは、医師会の方もはっきりと指摘してらるんですね。だから、医者にかかれない人がたくさんふえてきた、実態として。妊婦さんの健診だってね、本当に行かない人がふえてる原因の大きな原因は、お金がないからということが大きいんですよ。ですから、公費負担でということをお願いしたわけで、それにこたえていただいたんです。しかし、後期高齢者についてはますます負担を増大させる一方なんです。ですから、そういう点については、本当に真剣に見直しをしていかなきゃいけない。アメリカに追随していったら、もう本当に大変なことになります。アメリカの医療はもう大変な、世界で最悪と言われてますよね。そういう問題があるんですけども、それについてどういう方向で努力していただけるのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、天引きされるということについて、本当にこれは憲法違反じゃないかという裁判も起こされている、介護保険のときにね、そういう大変重大な問題で、特別徴収というか、普通徴収は一般的な徴収の仕方、特別に違う方法でやりますよ、振替にしますよということ、もうそれを了解も得ないで特別徴収にするということは、根本的に誤りなんです。そういう点について、介護保険で味をしめて、またさらに天引きしていくと、食事代すらままならない人が出てくるということも目に見えています。ですから、この問題点についても、きっぱりと国の方に物を言っただけでいかなきゃいけないんです。決まったから仕方がないという時代は終わりました。決別をしてもらわなければいけません。ですから、その点についてもね、国に対してどのように取り組んでいただけるのかということをお聞きしたいと思えます。

少子高齢化の問題については、私はこれも国の政策の破綻だと思います。これは少子高齢

化見えてきたときに、やはり女性が安心して子供を産み育てられる方策をとってこなかったということが、やっぱりこういう数字になっているんです。スウェーデンでしたか、では特殊出生率が低くなってきてそれは大変な問題だということで、子供の保育所とかそういう社会的な手だてをして、出生率を大変高くして、安定した人口構成をつくることに成功いたしました。今の日本でいえば、このままでいえば、本当に外国からの移住の労働力に頼らなきゃいけないとかいうことも真剣に言われてきているような状況の中で、これは広陵町民の責任でも国民の責任でもないんです。国の政治の破綻、そしてまた行政、広陵町につきましては広陵町の独自の施策もとることができるわけですから、そういう点にこそ反省を求める問題であるということ指摘せざるを得ません。そういう点については、町長もどのようにお考えいただいているのか、この点もお聞かせいただきたいと思います。

とりわけ町長は広域連合の議員だったんですからその責任は大きいわけですから、こういう問題について発言をされたということを目にしていけないわけですけども、やはりきちっと発言をしていただかなきゃいけなかったわけで、今後も今すぐにでもそういう発言を国に向けて発信していただきたい。今、野党が先ほど言いましたように、廃止の法案出しておりますから、やっぱり地方自治体あるいはまた国民の多くの皆さんも一緒になって、その声を大にしていくことが今大変求められているということをご理解いただいて、ぜひお願いしたいと思います。

それから、こういう包括医療の問題もあります。そういう深刻な問題を、この議会の前に後期高齢者医療制度ということでパンフレットいただきましたけど、2つ。でも、そういう問題点は一つも載せてないんですよ。保険料がこうなりますよということだけしか載せてない。だから、やっぱりね、包括医療になって、医療はこうやってなりますという、そういう問題点も、それから2年ごとに見直しになって、値上げの可能性が強いということも明確な、見直し、そうですよ、そうですよ。そんなの、もうこんなの言わんだって決まってますやん。値下げできるような要素をつくってないですもん、システムに。だから、2年ごとに見直されるということもはっきり書いてもらわな困るし、とりわけ包括医療については、これは深刻な問題になりますし、個々具体的にそういうことを体験せざるを得ない時期が恐らく来るであろうということすべての方が理解できると思いますから、なぜそういうことを書かれないでね、多分これカタログいうかそういう見本でやられたと思うんですけども、やはり広陵町としてはそういう警告も、問題点も発信してもらわなきゃいけないと思うんですが、その点で、もう今すぐにでもこれはやれることを私はお願いしてるんです。国の方にき

っぱりと物を言ってほしい。まずは問題点を認識していただいて、理事者の方で。それで今すぐにでも国の方に、これはやめてほしいということをお願いしたいと思います。その点についてお聞きをしておきたいと思います。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 大きく分けて3点お尋ねをいただきました。

まず、私の方からお答えを申しておきたいのは、やはり一朝一夕に医療費が抑制をされるというようなことは、これはもうおっしゃるとおり、ないことをごさいます。しかし、この制度の創設と軌を一にして、国民、いわゆる40歳以上の方々に対して特定健診が実施をされると。当然高齢者の方も対象として、広域連合の方で実施をされます。現在、健診を行っているわけですが、その率合から見ますと、我々に課せられたパーセンテージというのは大変高いものがごさいます。5年後には対象者の65%あるいは70%の人が健診を受けていただくんだという目標で取り組んでおります。広陵町といたしましても、大変厳しいハードルではあるんですけれども、医師会のご協力をいただきながら、あらゆる機会を通じてPRをして取り組んでいこうということで、今考えておるところをごさいます。それがやがて徐々に住民の方々の健康意識というものがはぐくまれてくる一つの要素にもなるだろうと、私は考えております。

それと、いわゆる諸外国との比較の中で、国のどうのこうのという中でおっしゃっていただきました。大きな点につきましては町長からお答えを願うことになると思いますけれども、私、事務をしている立場で、やはり弱者のための制度であるという部分も大いにあるわけですね。やはり所得の少ない人については、いろんな軽減あるいは減免という制度も設けられておりますし、いわゆる限度額、高額療養費の限度額の取り扱いと、いろんなところで配慮をされております。この制度がなければ、だれが一番困るのかということを考えたとき、やはりこの制度は存続をいただきたいなあと思っているところです。

それと最後に、パンフレットは肝心なところが書かれてないというご指摘でございませけれども、我々としてはいわゆる住民の方に不安を与えるようなことはいたしません。やはりこの制度を真摯に受けとめて、広陵町が健康な町というように取り組んでいきたいという思いでこのパンフレットを各家庭に配布させていただいたものでございませ。当然、制度をよく知っていただいて、いわゆる特定健診にも積極的に受診をしていただくということも期待をしているものでございませ。以上でございませ。

山田議長 町長！

平岡町長 今、松野さんおっしゃったように、医療費の増大からこうした問題が起こっているのをごさいます。医療技術の進歩というものが我々に長寿社会をもたらしてくれているわけです。そのかわりに国保財政がもたなくなりました。1人年間400万以上の医療費を使う人も本当にどんどんふえてきております。年間1,000万使う人も幾人か広陵町にもおいででございます。病気の方はやっぱり治さないかんわけです。

せんだって、広域連合議会が開催されました。多くの傍聴者が見守る中で進められたのであります。今、松野さんおっしゃったようなことを、宇陀市の選出の議員さん述べられました。高齢者に負担をどんどんさす、そして滞納した医療証を取り上げる。これでは医療を受けられないと。国は医療をするように、病院へ行くようにさせない、そんな方向に今進んでいると。まさに国の法律は高齢者の福祉について考えている法にのっておりながら、全く逆行しておると。お金を取ればいいのかと。こんな制度はもう全くだめだというようなことを述べられました。傍聴者から多くの声も寄せておられたところでございます。

しかし、きょうまでこのまま放置しておきますと、市町村の国保財政はすべてパンク、崩壊いたします。それがために、国も負担をしているのでありまして、国が定めた医療制度でもございます。これも国の方で一方的に決められたものではないわけでありまして、それぞれ地方の意見を取り入れながら改善を加えられた、公平で持続可能なわかりやすい制度であるというようにここに書いてございます。しかし、ここにも問題点は幾つもお指摘のようにあるかと思いますが、今年度は初年度でありまして、我が町はこの制度の移行によって、幾分助かってまいるんです。きょうまでの保険制度と変わって、国の投資もふやしていただいております。しかし、これでは満足は決してしておりません。私は病気になればお医者さんところ行って直してもらおうというこの制度は、世界に誇れる制度でもございます。今、国は病気にならない方向をすればいいんだという方向に大転換を今年度からするわけございまして、65%の人が健康診査をせよと、そうなければペナルティーを与えると、こんな厳しい制度も今年度は打ち立てられておるところでございます。

私は関係市町村長また国のいろんな機関と相まって、改善について努力を惜しまないところでございます。いずれも正しいものではありません。いろんな問題点を取り上げて、強く申し上げるその意気込みを持っておりますので、どうぞこの制度をご理解をいただきたいと思っております。

山田議長 ほかにありませんか。6番議員！まとめてやってくださいね。

寺前議員 これはお年寄りのところで非常に関心が高い状況になっています。中身はよくわか

らないけれども、保険料から取られると、あるいはまた別建てになるという点は、広陵町から通知が行った保険証を4月1日にとりに来なさいですかね、変更になりますという、そういう通知を受けた方々がもう既におられるわけですから、知っておられるんです。何かわからないんです。とにかく変わるんだなというのは知ってもらえるんですけども、よくわからない。非常な不安に駆られておられるというのが今のお年寄りの実態です。

そういう中で、この問題を出しているところで、先ほどもあったように、民主党、共産党初め野党が廃止法案を提出してるんですね。これがもし廃止法案が可決されると、一体この条例の意味はどうなるのか。あるいは4月1日以降にずれ込むと、この法案、この条例はどうなるのかという点について、まずお聞かせ願いたいと思うんです。これは明らかに参議院では自民党を上回る過半数の野党が席を占めているわけですから、参議院では可決されるわけなんです。廃止法案が可決されるという事態になるわけですから、少なくとも自治体においてもこの問題については真剣に考えていただかないと、今ここに議会に提出していただけれども、実際に審議は何だったのかということになりかねないというように思いますので、その点については明確に答えておいていただきたいと思います。

それから、この3月3日に岐阜県の大垣市議会が開かれて、後期高齢者医療の廃止を求める意見書が可決されてるんですね。これは自民党クラブから出されたもんなんです。自民党クラブというのはどういう組織か知りませんが、自民党を中心とした会派だというふうにいるんです。そこから提出されて、廃止法案を、廃止をしろという意見書が可決されると。その中で自民党の方、保守系の方、これは自民保守系という形で載ってるんですが、戦後食料難の厳しい時代に日本を支えてくれた人たちにこうした負担を押しつけるのは申しわけない、このように自民党保守系の方々が思いを込めて、そして後期高齢者医療制度を廃止しろという意見書を出された。それで、現在、全国の自治体では、既にもう500近い自治体は廃止や中止あるいは改善の意見書が可決されている。

広陵町で今年の9月議会ですね、私たちは後期高齢者医療制度の意見書を出しました。否決されました。これは公明党の山村議員が反対討論をされて、中央で凍結が議論されているから、それに任せるべきだということにおっしゃいました。このとおりに凍結になったんですね。お聞きしますけれども、まず凍結になったという点は、ここにこの資料のところ、各家庭に配られた、それも今回の広報につけられた分ですから、本当に皆、今になって知ってる状態。その前にはいろいろありますけれども、こういうのが配られた。ここに保険料という形で、保険料は全員が納めますと、こう書いてるんですね。そのところで被扶養者の経

過措置が載っている。これはここに載っているとおりですね。ところが、これは経過措置であって、よく新聞でも使われてるんですけども、解凍されればもとに戻るという内容で、結局はこれは凍結だけであって、何ら改善になっていない。負担を先延ばしただけではないかという鋭い指摘がされて、あたかも改善したかのような意見を持って言われていますけれども、これについては明確にどのような形になるのかということもお答えしておいていただきたいと思います。

それから、私たちは軽減措置について意見も求めました。しかし、その内容について、今回のところでは、軽減措置については、ここにも書いているとおりですけども、7割、5割、2割軽減ということになってるんですね。ところが、これは生活保護基準以下の方々を対象にしてるような実態です。こういうような実態で、臨機応変な軽減措置、町長を初め担当者が少なくとも自慢していただいている広陵町の国保税の軽減措置には到底及ばない内容になってるんですね。こういうような問題についても、やはりきちんとした取り組みが必要だと。特に広陵町ではこういうことやっているんですから、これについてはちゃんと連合会に要求すべきだというように思うんですけども、その点についてはどのようなお考えを持って連合会と対応されているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどから医療費の増大について言っておられます。松野議員との質疑のやりとりもそのことも述べられています。しかし、この配られてるパンフの最初に、後期高齢者医療制度が始まります。こう書いて、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度にするためと、こうなってるんですね。これは結局はこのようなことを書いていますけれども、要は政府は、自民党はどういうことを言ってきたかということ、年寄りには金持ちだ、金持ちだからそこから金を取るのは当たり前ではないかと、こういう論法をかなり振りまいてきました。こういうような問題に対して事実なのかどうかということについてお伺いをしたいというふうに思うんです。

まずお聞きしますけれども、政府は毎年、政府ですけども、いわゆる日銀、金融庁などが毎年それぞれの中で、月に1回出してる資料もありますし、年に1回出してる資料があります。いわゆる2004年の国民生活基礎調査という、これは国が出している調査です。それから家計調査、これは決められた時期に出張させて、政府が発表しています。こういうようなところの問題と、それから国民生活基礎調査というのものもあるんですね。そういう中で、例えば世帯主が65歳以上の世帯の貯蓄率というのを発表してるんですね。その2004年の国民生活基礎調査から見ますと、貯蓄がない層というのが全年齢で9.4%、65

歳以上の年齢で10.3%あるんですね。実際に3,000万以上というところになると、全年齢で8.3、65歳以上になると10.8、これ高いんですね、ここの部分はね。このような形で、この本当の一部の方の数字になるんです。これを集約したものになりますと、こういうようなところでいうと、40代を100とすると、実収入の現役時代からの6割から7割程度にしかならない、平均ですよ。これは高所得者も含めた話ですから、あるいは先ほどの生活基礎調査によりますと、50万未満で、全年齢で5.5、65歳以上で3.3、200万以下でなると、いろいろ書いてるんですけど、こういうのをまとめますと、平均的な高齢者世帯では年間約60万円の赤字になると、収入から支出を引いた場合に。

これはどういうことかという、20年間で1,200万円の赤字になるんですね。実際に高齢者世帯では貯蓄なしを含めて、先ほどの例で挙げると、貯蓄額が500万以下が37%、1,000万円以下が57%になるんです、貯蓄額がね。そうすると、結局は20年生きていくと赤字になるという状態が発生します。結局は、OECD、経済協力開発機構25カ国中、日本は総体的貧困率ちゅうの7番目なんです。こういうような状態になっているわけですから、本当に世代間の公平とかいろいろ言ってる内容については、結局は高齢者が金持ちだと言わんばかりの宣伝をしているけれども、実態は大変な状態になってるといことも上げられます。

また、連合会での高橋議員が質問して回答した、高齢者の被保険者所得階層ですけれども、営業所得の方が2,625人、不動産所得の方が4,840人、給与所得をお持ちの方が5,309人、年金所得がある方でこれだけの方4万5,142人、そのうち所得のない層は8万1,750人となってるんです、全体で14万何ぼのうちね。ということは、結局ここでもあらわれてるように、加入している方々の所得階層というのは非常に低い。これは国保税と同じような反映があらわれてる、75歳以上の方でもですね。こういうところの実態から見て、世代間の公平あるいはお年寄りはお金持ちだというような論議にくみするのかどうか。その点についてお伺いしたいと思います。

それから、先ほども包括医療の問題がありましたけれども、結局は差別医療につながっている、こういうことが上げられるわけでありましてけれども、これは有名な元大臣の川崎厚労大臣が言ってることなんですけれども、高齢者と若い方には期待される医療の中身が違います。若い人は病気を治して職場に復帰してもらいたいけれども、高齢者は終末期医療を充実させることです。これどういう意味かおわかりだと思いませんか。年寄りは死んでいくから治療を余りかけなくてもいいんだ、こういうようなことを自民党は平然と言ってるんですね。

昔、渡辺大臣が、年寄り早く死ねば助かると、大蔵大臣のときにそういうような発言して有名になりましたけれども、こういう考え方、主張がやっぱりある。これはお年寄りが高齢の社会参加や人生をこれから歩いていくという、実際に平均年齢から考えても、立派に社会貢献を果たしていく方々に対する侮辱であり、認識の余りにも隔たりがあるというふうに思うんですけれども、この医療の差別化についてはどのように考えるのか。

残念ながらこの後期高齢者、条例の中にはこれについては触れられていないんです。もう4月1日から始まるんですけれども、これは実際、実態としてどうなってるのかをお伺いしたいと思います。

こういうような問題で、最後はやはり先ほども出てきました。結局は財源問題のところまで深刻な問題になるわけなんですけれども、2006年の小泉内閣の骨太方針、2006年という小泉の最後の骨太方針ですね。ここで、今後4年間毎年2、200億円ずつ削るんですね、社会保障予算。医療費についても同然に削っていく。そのためには、お年寄りの数を早く死んでもらって、医療費を削減していく、これが手っ取り早い、こういうことがこの後期高齢者医療制度の根底にあるわけです。だから、こういうような状態の問題を本当に広陵町の議会の皆さんが知っているのか、理解しているのか。こういうこと……（不規則発言あり）理解してない。理解してる。（不規則発言あり）そういうような、死によったこと聞いたことないということで、理解しているのかどうかと聞いてるわけなんですけれども、こういう後期高齢者医療の制度の理解不足がやはり根底にあるというふうに思うんです。こういうふうなところの問題に対して、値上がり、結局医療費がだめになるということについて、どのようになるのかということについてもお伺いしたいと思います。以上です。（不規則発言あり）

山田議長 吉村理事！

吉村理事 寺前議員さんの方から大変幅広い議論をいただきました。私思いますのに、今回の医療費制度の改革というのは、この国民皆保険というものが始まって以来の大改革であるというように受けとめております。いろんな方の発言あるいは数値をお示しをいただきましたけれども、どういう制度にも完全と、だれもがこれは全くすばらしいと言っただけの制度というのはなかなか構築は難しいと思います。ご承知のように、日本は世界一の長寿国です。かねてから日本は働きバチとか働き過ぎとか、いろんなことも言われております。そうした中で、長寿世界一を維持できているというのは、やはりこの国の医療制度にあるのではないかな。少ない例をとらえて、この制度の至らない点を論じるよりも、全体としてこの制

度を育てていくというんですか、そういうようなことを私たち担当者は肝に銘じて取り組んでいきたいなど。

この議論が始まって、広域連合の準備委員会ができて、もう2年、奈良県下だけじゃなしに全国でそういう取り組みをしてきているわけです。もちろん各市町村の担当課におきましては、それに向けていろんな事務、制度に対応する機械の改修とか、いろんなことをやってきております。なぜ今の段階で廃止ということを言われましても、我々としてはこれまでの準備している内容を着々と進めてやっていきたいなあと考えております。

いろんな点、お聞きをいただきましたが、これらの点に、細かい部分でございますので、委員会でご説明をしてみたいと思います。以上です。

寺前議員 負担の公平という点ではどういう認識であるのかと。これは町長に答えてもらった方がいいかわかりませんが。

吉村理事 いやいや、負担の公平ということで、いわゆる家計の状況等々いろいろご指摘をいただきました。この制度全体の中で、若者も大変なんですね。若人といいますのはゼロ歳から74歳までです。高齢者も大変だと思います。しかし、国全体の中で、負担の公平を見出していくということに尽きると思います。以上でございます。

寺前議員 包括医療の中身は今どうなっているかというのはわからない。今、常時値上げになっていて、2年間過ぎれば自動的に値上げになっていく仕組みになっていることについてはどうですか。要は国のお金は来ませんということですか。年寄り人口は必ずふえるわけですから。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 私はそういう懸念はございます。2年に1回ずつ見直されるということですので。総額はふえますけれども、お一人お一人の負担については、医療費が適正化されていけば、それも上がるということに決まったわけではないと思います。見直されていくというように考えているところです。

山田議長 6番議員！

寺前議員 今のと、最後、町長に答えてもらったらいと思うんですけども、委員会で議論をしたいということですけども、結局は私は具体的な数字を上げて意見を求めているわけなんですけれども、一つは包括医療の制度、いわゆるお年寄りに対する医療費を74歳以下の方と差別する医療についてはまだ決まってない、中身が。こちらに通知来てないというような状態なんですね。これは本当に国の怠慢であって、こんな事態になっても中身がわから

ないというのは、この条例、全国審議されていて、本当に困ってるだろうというように思うんですね。それと廃止法案、これは事務局の責任ではないわけなので、それは粛々とそれをやりたいというふうにおっしゃってますけど、わかりますけれども、実際に国会で廃止法案が提出されてるんですね。その場合、廃止された場合、どんな問題になるのかという点については認識を持って当たられてきたのかという点については、やはりもう一度考え方をきちんと聞かせておいていただきたいというように思うんです。

あと、広陵町での減免制度がやっぱりここにも3つの内容を書かれていて、7割、5割、2割減免書かれてるんですけども、これは町長が議員として出られているわけですから、広陵町の本当にすぐれているところ、これはまだ改善の余地が十分ありますけれども、いわゆる減免制度がもう少し細部にわたっているということですね。それと資格証の発行をしていない、こういう点については、私は本当にすばらしい取り組みをされてきたというふうに思うんです。こういう内容について、やはり広陵町でやってるんだから、連合会でもこれはやってほしいという意見は、やっぱり当然伝えていただく、あるいは改善するために努力していただくことが必要だと思うんですね。これは議員としての責任だというように思うんですけども、議員の問題ちゅうのは、ここにおられる議員とその立場は同様になるんですね。理事者であり、市長であり兼議員として参加されるわけですから、広陵町の議員が後期高齢者医療の制度をどれだけ知ってるのかというのを、私は侮辱に当たらない程度に答えていただきたいなというふうに思うぐらいなんですけど、こういうような問題に対して、やはりきちんと伝えていただくということが必要だと思いますが、どうでしょうか。

そして、その最後に、先ほど高齢者金持ち論について数字を上げて私は質問しているわけですけども、感想でも結構ですから、その点について、町長、高齢者というのが本当に金持ちなのかどうかという点についての認識をお持ちであれば、答弁していただきたいというふうに思います。

山田議長 町長！

平岡町長 いろいろご質問をいただきましたが、広域連合議会の町村を代表する議員でもあるわけございまして、積極的に私も発言をしてまいりたいと思います。議会の開催されるときは、事前に理事会という形でいろいろ調整の会議があるわけございまして、また広域連合の事務局長が事前に私どもと来ていただいて、いろいろディスカッションを深めているところございまして。こういう機会を通じて、どんどん我が町の実態を申し上げ、高齢者に負担のならないように、そして気軽に医療機関に行けるように、そういうように配慮をすべき

だと思います。そういう進め方を今後も進めていきたいと。これで余りやかましく言うようであれば、言い返してもらっても結構やと、そういうとこまで私申し上げていきたいと思えます。

また、包括医療制度についても申し述べられましたが、病院では国保中央病院では包括医療、DPCという言葉で言われておりますが、もう一括方式で、今日までの積み上げ方式でなくて、もう一つの病気が1回幾らだと、濃密な検査があっても、わかりやすい医療制度に変わるようでございます。この4月1日からスタートをされます。しかし、高齢者の保険治療については、いまだこれは決められておりませんので、今後この方がいいのかどうか、わかりやすくいいのかどうか。これは議論をされるものと思えます。しかし、大病院はそういう方向でもう進んでおられます。

それから、金持ち論でございますが、私は高齢者はいろんな人がおられると思えますので、一概にそういうことは言えないと思えます。以上です。

山田議長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程2番、議案第2号、広陵町放課後子ども育成教室条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。14番議員！

青木議員 私、総務委員会ですのでね、大まかなとこだけちょっとお聞きしたいと思えます。

本当に役所の縦割り等々踏まえた中でも、画期的にやっていただいたということはまず評価をしたいと思えます。

そこで、以前からあったいわゆる放課後子ども教室ですか、以前それが早速したところ、内容的には結構非常に不人気なところもあったということもお聞きしてましたし、それと別としてまたこれを合体をして、新たに教育委員会部局での形でやっていくということですので、一番大事なことは、やはり受け入れしていただき、また大いに活用していただく児童また保護者のご理解とかいろいろあって、結構ある意味での度数がふえていかなければならな

いと、こう思うわけですので、その辺の見通しというのか予測というのか、どのように立てておられるのか。それを少しお聞きしたいと思います。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 これまでの放課後子ども教室と児童育成クラブを一体として、今回放課後子ども育成教室を実施するという事なんですけども、一体ということですので、児童育成クラブのやってきたこと、また昨年から放課後子ども教室やってきましたことをいずれも満たしていくという考えでおりますので、そのためにコーディネーター、クラブ長と申しますけども、もうそういう責任者を配置し、そうした企画、立案をしていただいて実施していくという形でございます。また、募集を2月に行いましたところ、まだ29日で一応締め切りということなんですけども、随時に受け付けておりますので、まだ登録の申請は随時来ているところがございますけども、今のところは、今までやっておりました児童育成クラブと放課後子ども教室と合わせた人数程度でございますけども、今後これからまたふえていくものと推測いたしております。以上です。

山田議長 14番議員！

青木議員 一応、随時今受け付け中ということで、大体の人数の流れは出てるということですね。そこで、その受け皿というのか、教室の施設とかいろいろあるわけですよ。その辺の対応というのかな、そういうことも踏まえた上でやっておられるわけ。いわゆる募集をかけられて、いろいろ今どんどん応募されてるわけですね。その中で、受け入れ体制ちゅうやつやね。施設も踏まえた中での受け入れ体制ということきちっと受けて、整備しているのかということも踏まえてね、結局余り大勢来ていただいて、また断らんなんとかいうのもあるだろうし、地域のばらつきもあるでしょう。校区で、いや、ここで多いからこっちへ振りかえていくとか、それもあんのか、対応して柔軟性を持ってやれんのか。しかし、それは保護者の人の理解をどう得られんのかということの現実論として対応していくということになると思いますねんけどね。その辺の、もう4月1日ということですのでね。その辺の周知なり、また受け皿の対応なりをどこまできちっと整備されてんのか。一番大事なことやと思うので、その点、もう一回。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 受け皿となる施設でございますけども、現在、各1カ所でそれぞれ、子ども育成教室は学校内、児童育成クラブは独自の施設、また学校内というふうに分かれておりますけども、この統一した形で実施しますに当たりましては、学校内でやるということ

が一応原則といたしております、現在、学校外でやっております真美ヶ丘第一小学校のひまわりクラブですか、それを学校内に移すと。また西小学校区のあすなろクラブも定員は一応70人と決めておりますけれども、それを上回れば、また学校の教室も活用するといったふうに対策を講じているところでございます。現在のところ、一応分離しなければならないというところは、真美ヶ丘第二小学校区のもくせいクラブで、これは既にもう85人ぐらいの申し込みがございますので、一応第二小学校の中で2カ所に割ると。1カ所は既に独自の施設を持っておりますけれども、もう一カ所として、学校内、教室を使わせていただくという計画をしております。また、それ以外のクラブにつきましては、70人に到達するとは現在のところ見込んでおりませんので、現状でいけるかなという推定をいたしております。以上です。

山田議長 どうぞ、3番議員！

山村議員 放課後子ども育成教室の運営スタッフ、今、コーディネーターっておっしゃいましたけれども、そのほかに学ぶ、これからは意欲というか、そういう教室にしていくと、預かる保育から学ぶ保育にということで施政方針の中にありましたので、どういふ方々が運営スタッフとして入っていただくのか、従来の児童育成クラブ事業の指導員さんの扱いはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それと、安全面の確保になりますけれども、そういつてまた保険とか新たに入られる予定はあるのかどうか、また登録してない児童との交流っていうのはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 これまでの単に預かる保育ということから、学ぶ機会を提供するという趣旨でございますので、学校の宿題であるとか、予習復習であるとかいうことはもちろんでございますけれども、地域のそういう人たちとの交流、ボランティア活動をしていただきたいと思っておるんですけども、そういう人たちとの交流を通じまして、子どもたちに、これは施政方針の中にもございましたように、社会的な常識を学んでもらうとか、地域の文化、歴史を学んでもらうとか、そういう学習を取り入れていきたいと。そのためにコーディネーター、クラブ長を配置し、またそういう資格を持った指導員を配置するというところでございます。

それから、保険については、今まで児童育成クラブ同様、保険は加入させていただきます。それと、登録されてない児童との交流ということなんですけれども、これは全児童を対象とし

て、保育に欠ける子、欠けない子関係なしに登録できるということにしておりますので、そういうところで行きたいという子供たちは、例えば夏休み期間中であるとか、そういう形だけでも受け入れることができますので、そういうところで交流を図ればよいと思っております。以上です。

山田議長 3番議員！

山村議員 今、局長がおっしゃったことは、登録料を払ってない子供と払ってる子の交流の答えとちょっと違うかなと思うんです。登録料を払ってたら、保育に欠けない子供でも入ることは入れますけれども、払ってないことは、今までは学童の場合は、学童じゃない子との交流というのはできないというのが原則だったかなと思うんですけれども、それと同じように、登録料を払ってない子供との、普通一般の児童との交流という、同じ学校の敷地内で子供たちが遊びに来る場合もあるかなと思うんですけれども、そうした場合のこととかいう縦分けをどう考えておられるのかということで、もう一方の地域の方ですけれども、教える教育の放課後子ども教室ですので、畿央大学の学生さんたちをまたスタッフに入れるとか、そういうお考えがあるのかなということもお聞きしたいと思えますけれども。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 これまで放課後子ども教室におきましては、そういう利用料は無料だったわけなんですけども、この放課後子ども育成教室は、一律に5時までですと4,000円という利用料金をいただくということになっておりますので、登録しますと利用料金が発生すると。登録していない児童は当然この教室に入ることができませんので、そうした意味では、そういう登録してない子としている子との交流ということはないということになるわけでございます。

それから、畿央大学の学生という話なんですけども、これまでもそういう放課後子ども教室の中で、学習アドバイザーということで入っておりましたので、そういう志のある学生には引き続きお願いしたいと考えております。以上です。

山田議長 ほかにありませんか。6番！

寺前議員 まず、これがうまく機能すればね、子供にとって安心な放課後を過ごすことができるというように思うんですけれども、学童保育と放課後子ども教室の趣旨はやはり違うんですね。それをいわゆる厚生から教育と一体になってやろうとしているところなんですけれども、学童保育の理念、そして学童保育を受け入れてきた経緯等については、実態を含めて十分に理解をしていただいているのかどうか。それは学童保育の全国的な運動の高まりの中で

きてきましたし、そういう側面について、教育委員会ではどのように理解をしているのか。まず1点、それを聞いておきたいと思うんです。

それから、もう一つは、学童保育の中では、国は埼玉県や石川県など先進的な地域から、学童保育の設置基準についてきちんとしたものをつくっていかうということがつくられてきたんですね。それは現在、それをつくろうという形でできてるのかどうか。これについてどのような認識を持っておられるのかということをお聞きしておきたいというふうに思うんです。これは教育委員会がそういう面も理解した上で、こういう放課後子ども育成教室をつくるのかどうかということに結びつきますので、これは非常に大事なところだということに思います。

それから、3点目は、現在の学童保育に参加しておられる保護者の方々が、今度制度が変わって、何が変わるのかということ具体的に理解をしていただいているのか。名前は従来の学童保育のクラブの名前を引き継いでいただくということになっているんですけども、これが父兄の方々が今までの点も学ぶことについても、やっぱり勉強を見るとか、そういう形についてはやってこられたわけですけども、今度はさらに一步前進させた、前進というか一步踏み込んだ保護から学ぶという形での認識に立たれているわけですから、従前の学童保育のところとどこが違うのか。従前でしたら宿題なんかでも、指導員の方がしてもらいながら見ていただく、そして遊ぶ場もきちんと設ける。そういうような状況があったわけなんですけれども、それについてはどのような変化が出てくるのか。そういう点についてどうなのかということをお聞きしておきたいと思うんです。

それと、結局は実態として、両親が勤められている子供たちが多く、そしてそれでない子供が参加するというような流れになってきたときに、やはり子供の受けとめ方など、非常に違いがあるんですね。一方では、学童保育の父兄は、どうしても親がいないから見ていただくためのそういう施設を必要とされ、そしてそのための保育料、利用料を支払うというつもり意識が高いわけなんです。ところが、新しく両親やいわゆる放課後家庭に帰ってきて何ら従前と変わらないところの親が、利用料を払うということになると、それに対する期待はあろうと思うんですね。それはどのような学童保育との違いがあるということを確認にした上で説明をされているのか。そういう点もこの制度の統一を図る場合についての課題になっているわけなんですから、そういう点についてどうなのかということも問われると思うんですが、その点についてはどのように現状認識、あるいは現状説明をされているのか、お聞きしたいと思うんです。

これは統合していく場合の、いい制度にできるのか、それとも子供間の矛盾をつくるような形になるのか。あるいは、もっと発展的に広陵町がすばらしい放課後子どもの育成に寄与するのかという分岐点になってくるわけですから、いわゆる学童保育の制度の自体の理解が教育委員会にどれだけあるのかというようにかかってくるというように思いますので、そういう点についての質問を基礎に置いていますので、お答え願いたいと思います。

それが不十分であれば、従来の学童を担当させていた部長からも補足しながら、学童保育についての全国的な動き、流れというのは一層発展しているわけですから、これと統一して行わないということになっているわけですから、そういう点についての深い認識のもとにこれを実施しなければ成功しないというように思いますので、それが大前提にありますので、担当者及び教育長について、ご答弁をお願いしたいと思います。

山田議長 基本的なことですから、教育長が答えてください。

安田教育長 私は最後にやります。

山田議長 じゃあ、教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 学童保育の一番目は、理念とか基準とかおっしゃったわけでございますけども、当然その理念、基準を踏まえた上の一体化した新しい制度だということがございます。教育委員会でやる上の理解があるのかと、その点、理解があるのかという最後の質問なんですけども、これも子ども育成課を立ち上げるに当たっては、これまで健康福祉部でやってきた経験のある課長を配置されたということからでも納得いただけるのではないかと思います。

それから、制度が変わって、理解されているのか、父兄に対してですね、そういうことなんですけども、チラシをそういう配布した際にも、理解されてない方はやはり電話での問い合わせ等ございますので、その際にその趣旨を、今申しましたような趣旨を十分伝えてるといふ理解をいたしております。

それから、従前とどこが違うのかということなんですけども、これも先ほど申しましたように、これまでは1年生から3年生までの保育に欠ける子を対象としていたものを、欠ける欠けない関係なしに1年生から6年生までの全児童を対象とすると。また、学校内で行うということ、それから内容におきましては、これまでのそういう遊びを中心とした預かる保育をそういう学ぶ場を与えるということ、それから最後にそういうコーディネーター、責任者を配置して、学校との調整、父兄との調整、またボランティアとの調整に当たっていただくというところが異なるということがございます。

それから、子供間でこれまで学童に通っていた、児童育成クラブに通っておった子供とまた保育に欠けない、これまで家に帰ってた子が来るようになったということに対するそれぞれの違和感というものがあるかないかということなんですけども、制度としては全くそれはないという形です。あとは指導員またクラブ長のそういう子供に対する配慮で、そうした懸念はないと考えておるところでございます。

それから、放課後子ども教室に通っておった親が利用料を支払って新しくこの教室に入れるに際しての期待ということなんですけども、それもこちらの方で登録申請の際に、こういうことをやらせてもらうという説明は十分いたしておりますので、納得して登録いただけるものと解釈いたしております。以上です。

山田議長 もうええぐらいちゃうか。明快に答えしてんのちゃうか。うまいこと言うてんのちゃうか。もうええやろ。6番議員！

寺前議員 教育長に。

山田議長 後で2回目で聞いて。

寺前議員 2回目いうたら質問だけで、まあいいですけど。結局、城内担当課長は学童保育については熟知されてる方で、非常にそういう点では心配は要らないわけなんです。結局それは、教育委員会のいわゆる指導、教育長を初め教育委員会の中でどのような扱いをしていくのかということにかかってくるんですから、そういう点はやはり教育長が学童保育の歴史、また学童保育の現在独自に充実されている全国的な取り組みの状況などをやはりきちんと認識した上で、今度の問題を扱うことが、扱うちゃうか取り計らうことが必要だというふうに思うんですね。そういうところが重要な課題になってくると思うんですけども、そういう点についてお聞きしたいのと、先ほど言った利用料を払って、結局その子ども教室、クラブに来るという新たな参加者が、結局は塾との問題が出てくるんですね。これは全国的にも学びの場を塾との関係がどうなのかっていうのは、教育界ではもうさんざん議論されてきている内容で、この問題は非常に深刻な問題になっているわけなんですけども、学童保育の親は単純明快なわけなんです。それ以上に期待が持てることであれば、なおさら一層いいということになると思うんですけども、新たに保育に欠ける児童でない親が参加する場合に、どのような気持ち、期待で来られるのか。それは利用料を払うということは、いわゆる塾と同様な認識を持って来られるのかどうかという問題がありますので、そういう点についてどのようにお考えになるのか。

もう一つは、逆に言えば、塾に通っておられる実態について、どこまで把握されてるのか

という問題だろうと思うんです。過去には塾に通っておられる方の調査もされたことがあるわけですから、そういう点から考えて、その関係については、どんな認識でもってこの制度をつくられるのかということをお伺いしたい。

最後にですけれども、要は先ほどから言ってる問題は、学童保育の設置基準は充実されてきたと。今度、ここで取り扱うクラブの設置基準というものについて、施設やその他いろいろもろもろ、学ぶ場をより深めるということになれば、図書の充実やその他もろもろいろいろ出てくる。学校にはそういう図書館があるわけですが、その辺の活用はどうなるのか。あるいはその点での内容について、どこまで踏み込んで現在議論されているのかということになろうと思いますので、やはり設置基準についてきちんとしたものを持って臨むべきだと。学童については、定員基準やその他いろいろあるわけですから、6年生までとなってくる場合については、そういう同様の枠で指導していくというのは困難性が伴ってくるだろうというふうに思うんで、そういう設置基準、施設の問題あるいはクラス数の問題、指導員の問題、そして先ほどボランティアというようなことも出てくるんですけども、いわゆる指導員の教育の問題、その他について、設置基準をきちんと設けて、そしてこの内容に答えていくような中身がわかるということにしなきゃならないと思うんですけども、そういう点について再度質問しときたいと思います。

山田議長 じゃあ、総括して、教育長！

安田教育長 今言われてることね、きょう朝も朝日新聞に載ってましたね、大きくね。それまでにNHKもやりました。私はそのビデオ撮りまして、うちの教育委員会でもそれを見て、あれは川崎市の例だったんですけども、今言われている学童保育ができたときの趣旨、それから大きく3つに分かれている、例えば自分の本当の昔の自分らが自主的にやっていくそういうものから、時代の要請に向けて、また高負担、それから高サービスちゅうていうんですかね、11時、12時までやっているそういうところもある。またその中間的なもんもある。そんなことも教育委員会の方で一応そのビデオ見ながらも勉強しました。

私ごとですけれども、この学童のことについても、あるところでちょっと1年か2年間ほどこの設置のときにやったこともあるんですけども、私ら自身は教育もしながらですし、もう一つはある程度充実してからは、もう私ら引いた方がやっぱり地域の力を活用していくのには必要だなと思って、私らも抜けたこともあるんですけども、今言われてるように、その2つが合わせてね、100と100と合わせて200になるかと言われたら、私は正直言って疑問です。本当は答えの中ではね、100と100と足したら300ぐらいになるんですよ

と言いたいですけども、私は200以下になるだろうと思います。それは試行錯誤の中と
もう一つはやっぱり時代の要請の中で変わっていく、その中で、やっぱり保育とそれから教
育と、ある程度はどっかのところで合体ちゅうんですかね、そのところ、どれをお鏡にする
のか、おミカンにするのか、これは別としてですよ。やっぱりそういうことは一つのものに
考えていかななくてはならん。それが去年、私らが東京行ったときの話が、放課後子どもプラ
ンだったと思うんです。そしたら、文科省もそれならそれで、100点のものをつくること
はできてないですよ。東京都はまだ今はうまくやってることは聞いてますけどね。ただ、
本当に試行錯誤です。私も一生懸命そのことについてはやっていきたいと思いますのでね、
皆様のご協力をお願いしたいなど。また、いろんな形で私にも教えていただきたい。それ
が今やっているところの私の気持ちです。以上です。

山田議長 質疑はこれにて打ち切ります。（不規則発言あり）総務委員会に聞いてください。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま
せんか。

（異議なしの声あり）

山田議長 異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しまし
た。

山田議長 次に、日程3番、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑。6番議員！

寺前議員 これは当初は非常勤職員という形で定額制だったのが日当制になって、今度また非
常勤特別職になるということですがけれども、この経過、流れと金額が半分になっているとい
うことと、その辺の実行に移された経緯と医師会との話し合いの中身について教えておいてい
ただきたいと思います。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 お答えいたします。

17年までもこの報酬はのってあったわけでございます。ただ、18年と19年につきま
しては、いわゆる回数1回という形で校医の方、賃金という形で予算化をしてまいりました。
しかし、近隣の状況……（不規則発言あり）

山田議長 何を言うてんねん。

笹井理事 そういった関係で、今、18年度、19年度だけは賃金という措置をしております。

経過の中でございますけれども、医師会との中で我々、賃金という支払いをいただくよりも、やはり学校医として設置義務が学校保健法に掲げられておると、そういった内容につきまして、医師の立場としてやはり非常勤の特別職としての立場を重視していただきたいというふうな申し出もございました。そして、その中で近隣町との整合性も図ったわけでございます。確かに近隣の市町村におきましても、非常勤の特別職の措置をなされておる実態もございまして、今回、医師会との調整によりまして報酬を再度計上させていただいたものでございます。

賃金としてお支払いをしておりました18年、19年度のいわゆる学校医、歯科医、そして薬剤師等の支払い総計につきましては、18年度で263万円、19年度で280万5,000円というふうな学校の決算数値でございます。そしてまた、報酬が10万円であった時代の経緯につきましては、17年度で416万円ほど支払いをしておったわけですが、こうした経緯の中で、今回報酬に5万円として改正して掲げさせていただき、そしてまた健康診査においては、生徒1人当たり100円あるいは150円といった形で賃金と報酬を重ね持った計上をさせていただいております。そうした合計につきましては312万というふうな推移でございます。したがって、今回、報酬と賃金ということで予算措置もさせていただき、金額についてはさほど増減がないものというふうに説明を申し上げておったところでございます。どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程4番、議案第4号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 結局、広陵町は今回実質上の値上げは全くしない内容を提出していただいたと。ただ1点違っているところは、今までの国保税の徴収のトータルと、それから新たな支援金制

度ができたトータルで、最高限度額が3万円上がるというところだけですね、これは。それ以外は従来の国保税と全く変わらないということです、3万円上がった場合の増税額は幾らになるのかということだけ聞いておきたいというふうに思います。

それともう一つは、支援金、当然これは奈良県連合会から広陵町に要請された分が予算にのってるわけですが、その支援金というのは、それで賄うことになったのかというのを精査してないのでちょっとわからないので、今回の条例の税の枠の中で賄うことができるようになったのかということもあわせてお聞きしておきたいというふうに思います。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 限度額、これまでの医療費56万円が2つに分かれて、トータルで59万。すなわち3万円値上げに伴う内容についてお尋ねをいただきました。これの影響をお受けになって、実質値上げになる世帯数は93世帯程度になると。これは所得割あるいは資産割で相当な所得のある方、資産のある方について該当をしてくるのかなと。93件ですので、単純に3万円上がるということで279万、影響が出るのかな。ふえる方に影響が出ます。

もう1点、支援金の算定の状況についてお尋ねをいただきました。現時点で申しますと、広域連合へ支援する部分について、この税率の割り振りによって、ほぼ対応をできる割り振りになったというように考えているところです。以上でございます。

山田議長 6番議員！

寺前議員 ということは、国保税が赤字だというようにおっしゃっている中身は、結局は逆に言えば、支援金の分は赤字になるという状況なのかどうかですね。いわゆる国保税全体の中で支援金が要請された。その中で現在の体系のまま支援金の枠をつくったということになるわけですから、国保税だけの問題で考えれば、いわゆるその分についてマイナスになるという状況になるかと思うんですけれども、その点についてはどのような認識になるか。ちょっと意味わかっていると思いますので、実際、別に枠をつくったということでは理解してるんですけども、お願いします。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 支援金の関係での税との絡みというて、お尋ねをいただきました。19年度までは老人保健という制度でございましたので、そちらへの拠出金という形で相当の税の部分も回っております。あわせて、いわゆる75歳以上の方であっても、保険税を納めていただいております部分があるわけですね、国保ということで。この方たちが後期高齢者へかわられることによって、税による減もございます。半面、老人保健に対する拠出金の減る部分

もでございます。逆に支払基金から制度を前提として割り振って交付されてくる交付金もでございます。それらを総合的に見たときに、国保税の広陵町のこの税率を上げなかったことによって、厳しいということには変わりはないわけですが、支援金を設けたことによって、その分赤字になるということではございませんので、そのあたりご理解をいただきたいと思っております。

山田議長 12番議員！

松野議員 質問に先立って、議長に抗議をしておきたいと思っております。

先ほどの議案のときには、総務委員の方も2名も質問を受けながら、私は総務委員だからということで質問を受けられなかったのは、議事進行上、大変不公平であり、強く抗議をしておきます。今後こういう議事進行はやめていただきたいと思っております。

山田議長 別に反論するわけじゃないけど、あの議案ではね、もうあれ以上のものは出ないだろうと。

松野議員 違うんです。私、ほかのことを聞こうと思ってたのを。

山田議長 だからね、もうそれだから打ち切ったの。

松野議員 違うんです。それは聞いてから判断してください。私は全く別のことを聞こうとしておりました。

山田議長 だから、もうよろしい。もう何ぼ言うてももったいない。はい、どうぞ、次、始めてください。

松野議員 だけでも、別に総務委員会もありますし、一般質問で言いますからいいですけど、議事運営上の問題点を指摘しているわけです。

山田議長 はい、やってください。

松野議員 では、質問の方に入ります。

まず1つは、後期高齢者保険をつくるのは、先ほど町長もおっしゃったように、国保の財政を健全化することが大きな目的だったということですが、これによって国保の財政健全化は額にして幾ら、どの程度貢献できたのかという部分を明確にしていきたいと思っております。それが1点。

それから、7ページ、新旧対照表の7ページで、先ほど少し言いましたけども、第13条の特別徴収について言えば、65歳以上の国民健康保険の方は特別徴収、強制的にされるわけですね、特別徴収を。これが前期高齢者という位置づけでされるわけですが、また国保に加入されておられる中でも、こういう前期高齢者という特別の枠をつくって、特別徴

収されることについては、幾ら何でも同じ制度の中ですから、ひど過ぎると思うんです。ですから、この点について、特別徴収することができるのであればいいんですけども、するというところで条例を変えられることについて、広陵町の条例ですから、これをしなくても済むという部分はあると思うんですけども、上位法があるからということはいつもお聞きしますが、上位法もだめだということで、例えば議会で否決すれば、県の方がそれをもう一回審査して、意見を言い調整すると。それに対してまた意見言えるということで、いろいろな方法があるので、やはり自治体としてもそういう権限があり、そういう広陵町でやはり問題だと思えば、きちっとこの条例化しないで済ませるということもできるわけです。その後、県とか国がいろんな指導に入ることは目に見えてわかっているんですけども、強い抗議の意味でいえば、そういう方法もあるんだということは明確に議会も理事者の方も認識していただく必要があるかと思うんですけども、こういう中で、あえてこの13条の1項を入れられたのはなぜなのか。特別徴収について、本当に今まで支払いが困難な方がこれは年金からこれも徴収してしまうということについて大きな問題があります。ここには2つの問題点があるということ。特別徴収そのものに対する問題、それから同じ国保の加入者を差別して特別徴収するということについての問題点。この2点について、どのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、9ページの19条の2項なんですけれども、これは既に納入された特別徴収でたくさん町の方が特別徴収した場合は返さないで、滞納がある場合は滞納に充てるという内容だと思うんですけども、逆に滞納されていた方、例えば64歳の方が滞納あって、65歳になったときに、特別徴収するときに、上乘せして特別徴収される懸念がちょっと私持ったもんですから、その点の確認をしておきたいなというふうに思うんですけども、その点どのように対応されるのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、これはちょっと改正について、私も内容を少しちょっと忘れた部分があるのでお聞きして確認しておきたいですけども、14ページの平成18年度と19年度の減額の特例について、20年度ないわけなんですけど、ちょっとこれどういう内容だったのか、再度説明をしておいていただきたいなというふうに思います。

あと、後期高齢者保険で、世帯、2人で一緒にじゃなくて、お一人だけ対象が外れて国保という場合の減額についてお聞きしたいんですけど、これを2分の1に減額されて、これはそういう以前の国保を2人で入っておられたときと、それから1人の方が後期高齢者保険払って、もう一人の人が国保2分の1の減額の国保という場合の保険料の比較なんですけれど

も、2分の1で従前ととんとんになるだろうという試算のもとにされているのか。やっぱり高くなるということを試算しながら、2分の1にされているのかどうかですね、その辺の保険料の動向についてお聞きしておきたいと思います。

それから、全体として後期高齢者保険に国保から移行された場合に、世帯でお二人で移行された場合に、資産割は後期高齢者はないわけですが、そういう部分でいって、国保と後期高齢者の保険料の比較ですね、負担がどういう方向になるのかと。減額されるのか、全体として高くなるのかという部分についてはどのように試算されているのかということもお聞きしておきたいと思います。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 6点お尋ねをいただきました。

まず、後期高齢者制度ができたことによって、国保のいわゆる財政がよくなると。広陵町の場合、どういう貢献された部分があるのかということをお尋ねをいただきました。広陵町の場合、いつもお話に上がるわけですがけれども、いわゆる老人保健で医療を受けていただいているいわゆる高齢者の方については、医療費は県内において中位におられると、中ほど、県の平均の数値をほぼ維持されております。一方、若年者、いわゆる74歳以下の方の数字を見ますと、若年者の場合、65歳以下という数字もございまして、総じて申しますと、県下でも相当低いというように担当では受けとめております。その結果、やはりこの後期高齢者医療制度ができることによって、新たな制度に国保から1,931人の方が移行されることによる給付費総額の減というのは相当見込めるだろうと。あわせて、先ほど来説明いたしましたように、特定健診という大きな事業がございまして、やはりこの制度改革の大きな柱でございまして、これらの取り組みによって、医療費の、一朝一夕ではできないですが、将来にわたってよくなるというように我々は考えているところです。

それと、2点目ですが、いわゆる65歳から74歳の方についても、年金からの天引きということでございまして、これは全国を対象として、国保について対応をする内容でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

それに関連して、滞納等のいわゆる年金からかわることによって、上乘せ天引きが懸念されるというご発言ですが、そういう考えは持っておりません。年金は制度の開始に伴って対応するものでございまして、従来のものでどうこうするというものではございません。

それと、新旧貸借対照表におきまして、14ページの削除部分についてお尋ねがございま

した。この内容は、読んでいただきますとおわかりのように、平成18年度から年金所得控除が減額されました。その激変緩和ということで、3項及び4項で18年度、19年度の緩和措置をうたっていたものです。20年度からはこの緩和措置がなくなるということで、削除をさせていただきました。

次に、お二人の世帯からお一人が後期高齢者75歳で移られた場合の税の影響はどうかということでございますけれども、特にこれにつきましては、そういう世帯については5年間にわたって今までと同じ負担とするために平等割を2分の1にされるということですので、高くはないと思います。世帯で例えば広陵町の19年度の実例の数字を言いますと、2万7,000円かかっていたものが、お二人で2万7,000円でございます。これがお一人移られることによって、お一人残られた方にかかるのは、その2分の1ということでございますので、1万3,500円ということで、頭割りすると同じ割合というように認識しております。

6つ目で、後期へ移られることによって、税の負担はどうあるのかというお尋ねでございます。これはお一人お一人の状況によって大きく違う部分があると思います。固定資産税をたくさんおかけをいただいていたお年寄りにとっては、大変安くなる可能性が高いと思います。また、所得の点についても、後期へ所得をたくさんお持ちの方が行かれる場合は、限度額50万という数字がございますので、お一人でも50万かかる人が出てまいります。こういう方については、後期へ移ることによって、やはり金額的に負担が大きくなるというように思っております。概して、所得の少ない方につきましては、所得割が全くかからないという方については、いわゆる均等割3万9,900円という数字が示されておりますが、これについても7割軽減をお受けになる、あるいは5割軽減をお受けになる。また、今まで軽減を受けたこともない状況の方も、2割軽減という軽減措置がございますので、そういう意味では十分対応をさせていただいている内容と受けとめております。以上でございます。

山田議長 12番議員！

松野議員 まず最初の影響額のところは、予算のところでも出てくるかとは思いますが、差し引きとして幾ら程度プラスになったのかということ、やはりこれは数字の上での目的だったわけですから、国保の会計が改善されるということは、ですので、その辺が明確に出てきて当然と思うのでお聞きしましたので、数字がわかれば、数字でお答えをいただきたいと思っております。

その次の13条につきましては、全国を対象としてだからということなんですけれども、

先ほども言いましたように、やはり地方分権の時代の中で、一つ一つについてやっぱり住民を守るという立場で、きちっと自治体でできる最大限の意思表示をしていただくことが大切ですので、この特別徴収についてはどう考えて、仕方がないよというんじゃなくして、これは憲法に照らして是か非かという部分も含めて、どう考えておられるのかということだけ確認しておきたいと思います。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 1つ目のこの後期高齢者が始まることによる、どれぐらいの数値目標でございますけれども、委員会でわかれば説明をいたしたいと思います。

2つ目の、いわゆる天引きの問題でございますけれども、やはり大きな国の流れの中で、年金というものと国民皆保険、皆年金ということの中で、今年金については大変いろいろと議論をいただいておりますが、国民皆年金、皆保険を堅持していくという前提の中で、若いときからやっぱり年金を払うんだという意欲を持っていただくことも願って、こういういわゆる年金支給の段階から、年金から天引きをするという考え方が生まれてきたものと私は認識しております。以上です。

山田議長 8番議員！

山本悦雄議員 ちょっと1点だけ聞いておきたいですねんけどね、これから年金から源泉されると。これはいい制度だと思うんですよ。どっちみち払う意思のある人間はどっから払うたっていいんですわ。払う意思のない人間からでも取れるということで、これは大変いい制度だとは思っております。ただ、1点だけ聞いておきたいのは、これ、これからは年金をもらっておられる方の延滞はなくなると思うんですよ。せやけどきょうまで延滞されてる可能性がある。この辺は十分つかんでおられんのかどうか。これからまたそれを調査されようとしてんのか。そのときに、今までの延滞分もやっぱり回収する、回収っていったらちょっとおかしいですけども、納めていただく義務があると。それについて片一方から取ったことによって、そこらの対応をどういうふうにしようとしてるのか、その辺だけ聞いておきたいと思います。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 もちろんのことございまして、滞納分につきましては普通徴収という形で従前同様、普通徴収で町が収納に努めていくということはわかりはございません。以上でございます。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩します。1時半から始めます。

(P.M. 0:05 休憩)

(P.M. 1:35 再開)

山田議長 休憩を解き再開いたします。

山田議長 次に、日程5番、議案第5号、広陵町立学校設置条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程6番、議案第6号、広陵町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程7番、議案第7号、広陵町立集会所条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。6番議員！

寺前議員 これはそれぞれ町立という形になっているわけですがけれども、実質上、各大字自治会がいわゆる活用しているということなんですけれども、規則とそれぞれ教育委員会、管轄しているところで持っておられるのか、そしてまた、その規則について町としてもどのような全体の状況があるのかというのをつかんでおられるのか、そういう点を聞いておきたいと思うんです。

以前、町立でもいわゆる選挙での施設ということになっているところでも大字が拒否すれば使えないというような状況があったのですけれども、そういうような形で、やはり公立、いわゆる公の施設として大字が実質上管理運営しているところであっても、町が指定した場合について、町の意向が通らないというようなことがあってはならないと思うんですが、やはりそういう点についてお伺いをしたいというふうに思うんです。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 大字自治会の分館であるとか集会所につきましては、それぞれ大字で規則などをつくられてまして管理運営されているのが実態でありまして、町がまた中央公民館などが関与するということはできないのが現状でございます。

山田議長 6番議員！

寺前議員 そういうことじゃなくって、やはり実態を把握するということは必要だというふうに思うんですけれども、各大字自治会の規則、規約、あるいはまた運用のあり方というものについてきちんと情報を収集しておられるのかどうかということを知っているのと、これは総務部にお聞きしますけれども、こういう形で選挙のときにいわゆる演説会場の認定をしているわけですが、そういう場合、大字が実質支配をしている場合に、政党には使わせないというようなことがあってはならないと思うんですけれども、そのようなもの、状況というのがあった場合、選管及び町はどのような態度で臨むのかということにつながる問題ですので、1つは各大字集会所の規則、規約あるいはその他資料をきちんと把握し、実態をつかんでいるのかどうかということと、選管がそういう事態になった場合にどのような指導をして改善するのかということを知っているんですけど。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 今後、調査いたしまして、不適切な部分がありましたら指導いた

したいと存じます。以上です。

寺前議員 いや、だから収集してないちゅうことだね、今。

山田議長 うん、収集してないちゅうこっちゃ。まとめてないちゅうことや。

寺前議員 だからそれを収集してほしいということを言ってるんだ。

山田議長 選挙のときに使えるかどうかということを言うてるのか。

寺前議員 いやいや。だから、1つはやはり各大字自治会の使い方の問題があって、これはもう独自に自治会、大字が活用するちゅうのは、これはもう当然のことであって、何ら私がそれに対してどうこうというような言うつもりも全くないんですけども、やはり町全体としてそういう形なりにも、あるいは補助金を出す施設とって利用形態についてきちんとつかんでいくと。私の一般質問にある、各大字自治会のそういう活用の問題にもつながっていくんで、収集してるかどうかと、それだけの話なんです。

もう一つは、していなければ収集する必要というのは当然あるんじゃないかということを知ってるんですね。もう一つは、総務部の担当としてこのような公の施設を活用する場合、選挙では他の、大字推薦してる場合は大字以外の方がここで使われては困るというような形の事態がある場合、どのような対処の仕方をしているのかということを知っているんです。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 各大字の公民館の利用につきましては、それぞれの規則そのものは全部収集してるわけございません。一部その区あるいはまた自治会の方でそうした規則をもって運営がなされておるといのが実態だろうというふうに思います。今後そうした規則につきましても、町の方でどうした利用の規則を持っておられるかというふうな情報は収集してまいりたいというふうに思っております。

それと、個人演説会につきましては、公の施設につきましてはの申請があった場合については、その利用状況を判断いたしまして利用していただくということで利用していただいております。ただ、大字公民館、それから自治会を個人演説会場として申請をなされた場合に、それぞれの、今ある規則の中でどうした状況であるかというふうなことににつきましては、自治会、大字が考慮されるものだというふうに認識しておるわけでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

寺前議員 いやいや、そういうことを言ってるんじゃないなくて、その規則等々についてはそんなものは、あれは大字の問題で、要は政党やその他のところで大字が推薦してる場合に使用させないというようなことになった場合、あるいは過去にあったんですけども、それは適切で

ないということがはっきりしてるわけで、どういう指導をするかということです。だから葬式があってどうだ、そういう物理的な理由がある場合、それは別ですよ。そういうのがないにかかわらず、利用できないというのがあればどうするのかということ。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 そうした場合につきましては一応協議させていただこうという理解をしております。

寺前議員 そういうことじゃなくて、使えない事態は打開せんとあかんでしょ。（不規則発言あり）

山田議長 だから選挙みたいに個人で使えんだ。告示になってからなんだ。

笹井理事 そういったことにつきましては、制約とかそういうふうなもんは町でやっておりませんので、申請があれば利用していただくというふうな指導をやっていこうというふうには思っております。

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程 8 番、議案第 8 号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。12 番議員！

松野議員 これが老人保健法によるものを除くってという部分が削除されるわけですが、これにかわりまして後期高齢者医療に関する条例の対象のものを入れるということにはなっていないので、その点の、なぜそうなのかということをお聞きしておきたいと思います。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 ただいまのご質問、いわゆる老人保健法による対象の方を今回削除させていただきました。後期高齢者始まるので、ひょっとしたらここへ新たに後期高齢者の文言が入るのかなということでのお尋ねかと思えます。

後期高齢者と老人保健法による対象者とは根本的に医療制度の所属がかわります。国保に入っておられた方がこれに該当したわけなんですね。当町の場合、いわゆる今までの老人保健法に該当する人、後期へ移られる方につきましては、重度老人心身障害者医療費助成要綱というものを定めさせていただいて、それに対応しております。同じ対応をしております。

す。ですから今回、後期高齢者の文言をここへ入れる必要性は出てこないということなんです。

松野議員 要綱ではまだ（聞きとれず）

吉村理事 要綱で、例規集の中に75歳以上の方たちについてはここで助成をうたっておりますので、それに対応させていただきます。以上です。

松野議員 わかりました。

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

山田議長 ご異議なしと認めます。本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程9番、議案第9号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。12番議員！

松野議員 これについても1点だけお聞きしたいんですけれども、一番下の方の第3条の（3）のところで、法令の規定による払い戻し額、その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額。で、今度改正されたのが、入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額ということなんですけれども、これは実質的な部分での変更があるのかどうか、その点確認しておきたいと思います。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 現実問題といたしましては変更はないんですけれども、条例の整備上、今、私、それを入れておらなかった部分について明言化するというので、今までも対応は病院等の窓口ではそういう対応を続けていただいておりますので、その点ご理解いただきます。

山田議長 ほかにありませんか。質疑はありません。

（なしの声あり）

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程10番、議案第10号、広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正

することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程11番、議案第11号、広陵町心身障害者等福祉年金条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程12番、議案第12号、平成19年度広陵町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について質疑に入ります。6番議員!

寺前議員 繰越明許費のところ、33ページですけれども、この介護保険システム改修事業で262万5,000円、繰越明許費で補正を上げておられるわけですが、この全体像、いわゆるかなりのところで事業がおくれている支障を来しているということになっているわけなんですけれども、これはこの繰り越しになっても支障がないのかというように思うんですけども、これ実態どうなっているのか。

それと、システムの全体像についてお伺いしたいというふうに思うんです。

山田議長 健康福祉部長!

池田健康福祉部長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

介護保険制度の改正及び後期高齢者医療制度の創設に伴います介護保険システムの改修でございます。ご存じのように介護療養型の医療施設、これが平成23年度末に廃止されるわ

けでございます。その受け皿として既存の施設の改築、改修による新型の老人保健施設等の転換が認められてるわけでございます。この新型老健施設への対応のための給付管理のシステム、これを請求がもうやはり20年度以降に出てまいりますので、そのシステムを改修するというのが一つのことでございます。

それからもう1点は、介護保険給付費と後期高齢者、国民健康保険も一部介護保険のシステムによって特別徴収をするというふうなことでございますので、その医療給付の重複請求と突合を行って、適正化を図っていくシステムを構築するということでございます。そういうことで、国民健康保険の高齢者の世帯等に、また後期高齢者の医療の制度の方に対して保険番号、被保険者番号を伏せて、介護保険と突合して適正化を図るというシステムを構築するということでございます。例えば、介護保険の施設に入所されている方が入院等でなりますと、これは当然医療保険の方の対象になってきます。ところが施設の方からは、施設には入所していないのに請求が来ると、こういうところをチェックするとか、まずは介護保険で在宅の方が入院されると、在宅サービスは当然入院されてますからないのに、それに伴って請求がある。そういうところのチェックを行ってこういうふうなシステムを構築するということでございます。

ただ、この辺につきましては、国につきましては、国庫補助につきましては19年度予算で交付するというところで予算計上をされたわけでございますので、本年度計上させていただいたわけなんですけれども、ただ支出の方につきましては、まだ後期高齢者の方も十分に行っていないというふうな状況で、繰越明許というふうな形をとらせていただいているということをご理解をお願いしたいと思います。

山田議長 6番議員！

寺前議員 この問題、非常におくれおくれで、先ほども包括医療についてまだ決まってないというような状態で4月1日から始まるということで、すべてにわたって後手後手に国が回って自治体が難儀をしているというような状態になってるんですけれども、これは補助金の交付だけの問題でここに出してきているのか、それとも実態としてシステムの構築が4月以降にかかるということを出しているのか。かかるとすれば実際その対応というのはどんな形で遂行していくのかということになると思うんですが、そういう点についてもう少しお聞きしときたいと思うんです。

それから、減債基金を1,100万新たに積み立てるということですが、資料で出ているわけですが、今度は逆に借換債を新年度発行して対応していくわけなんですけ

れども、この中の減債基金が社協で借りた分という、社協で2億円出資していただいて減債基金として積み立てた経緯があるんですけども、そういうものを含めて実際に借換債を活用した場合に、どれだけの負担減になるのかということもあわせてここで教えといていただきたいと思います。

山田議長 健康福祉部長！

池田健康福祉部長 今回のシステムの変更につきましては、当然制度が4月から施行されるという前提においてシステムの変更の準備をするということでございます。これにつきましては、連合会との調整も全部ございますので、その辺を図りながらやっていくと。若干この辺は議員がご指摘されてるように非常に厳しい状況になろうかと思っておりますけども、給付に対しての適正化につきましては、制度が4月からスタートしても、本来の2カ月おくれぐらいで給付が出てきますので、それをすべてチェックしていくというようなものではないと理解しております。それ以後に対しての制度に対する適正化を進めていきたいと、このようなもののシステムでございますので、その点をご理解願いたいと思います。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 借換債につきまして、あるいは繰り上げ償還につきましては、資料の7ページに3年間で一般会計、下水道会計、上水道会計の借りかえ及び償還額の一覧を登載しております。これによるそれぞれの各会計別の効果額といったものにつきましては、一般会計で1億5,000万程度、下水道会計で3億5,000万程度、上水道会計につきましては260万程度と見込んでございます。よろしく申し上げます。

山田議長 14番議員！

青木議員 議案ちょっと離れるかわかりませんが、お許し願いたいと思います。

この33ページのまちづくり交付金事業ってこう出てますね。これ国会等の討論の中で、道路特定財源からの形であるということをお聞きしてます。それが事実かというのと、それとそうであったとして、今、大いに議論されてる中で、本町にとって道路特定財源が一般財源化されたときの大変なる影響があると思います。そのことが概算でも結構ですので、総務委員会で結構ですので、ちょっとお知らせ願いたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

まずこのまちづくり交付金のこと、道路特定財源からの出資となっているのか、ちょっと確認したいと思います。

山田議長 そのとおりやな。入ってるのか。(不規則発言あり)入ってるよ。入ってる。笹井

理事！

笹井理事 道路特定財源につきましては、私どものまちづくり交付金、特定交付金事業といった点についての財源については関係するわけでございます。今、議論のあります暫定税率の延長ということで、当初予算にも私どもの譲与税の関係につきましては旧年度と同様延長されるものだというふうな状況で財源の手だてをしております。もしこうした暫定措置が打ち切られるというふうな状況になりますれば、広陵町のその譲与税等につきましては7,000万ないし8,000万の減収というふうな状況になってこようかというふうに思っております。

また詳しく譲与税、そして自動車取得交付金、こういったことについても影響しますので、総務委員会の方で少し詳しい数字的なことを申し上げたいというふうに思います。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程13番、議案第13号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程14番、議案第14号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、産業建設委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程15番、議案第15号、平成19年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、産業建設委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程16番、議員提出議案第1号、予算審査特別委員会設置に関する決議については、吉岡君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。吉岡君！

吉岡議員 それでは、予算審査特別委員会設置に関する決議についてご説明します。

次のとおり予算審査特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、予算審査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。3、目的、予算審査。4番、委員の定数、8名。山村美咲子、吉田信弘、山本登、山本悦雄、坂口友良、八代基次、松野悦子、青木義勝。5、活動、本定例会の会期中とする。

どうぞよろしくをお願いします。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案どおり決議されました。

特別委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど委員により互選されました結果、委員長には山本悦雄議員、副委員長には松野議員と決定されましたので、ご報告いたしておきます。

山田議長 次に、日程17番、議案第16号、平成20年度広陵町一般会計予算、議案第17号、平成20年度広陵町国民健康保険特別会計予算、議案第18号、平成20年度広陵町老人保健特別会計予算、議案第19号、平成20年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号、平成20年度広陵町介護保険特別会計予算、議案第21号、平成20年度広陵町下水道事業特別会計予算、議案第22号、平成20年度広陵町墓地事業特別会計予算、議案第23号、平成20年度広陵町学校給食特別会計予算、議案第24号、平成20年度広陵町用地取得事業特別会計予算、議案第25号、平成20年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算及び議案第26号、平成20年度広陵町水道事業会計予算を議題といたします。

本案について総括質疑に入ります。質疑はありませんか。ないの。6番議員！代表質問について、施政方針についてどうぞ。短く簡単にまとめてね。

寺前議員 短く簡単に、歳入のところが主なところで、施政方針の中の7ページ、この7ページの終わりで、歳入との対比で総括的に冒頭で触れましたが、環境にやさしいまちづくりなど、不可欠な事業に積極的に取り組みます。さらに、旧清掃施設の解体、新清掃施設の修繕対策を初め云々という形で、引き続き厳しい財政状況にあることは皆様ご承知のとおりですと、こういうようになってるんですね。この中で、8ページには職員の220人体制、行政改革の実行によって、39市町村中29位のランクにあって、多くな財政的な成果を得ていると、努力してる、自負しているというようになってるんですね。

ここなんですけれども、これだけ財政的な効果、努力を持ちながら、なお今、読み上げたように、引き続き厳しい財政事情、この財政事情の中には、財政指標のところではいろいろ

あると思います。経常経費比率やその他いろんな指標があるわけですが、実際問題として今、世間騒がしているのが実質公債比率の問題があると思うんですね。これはこの後にある補償金なしの高利な地方債の繰り上げ償還の承認ということで20億2,700万を繰り上げ償還するという事はあるんですが、公債費比率の改善を行いますという形で、どれだけの改善を行うかというのが具体的にないので、ここでその点もあわせてお聞きしたいんですが、まず1点は、先ほど言ったように、厳しい財政状況という点で、奈良県下でもそういう実質公債比率の率が高い市町村になってるということが、職員の削減等で大きな行政改革の成果を自負しているというところと考えると、矛盾ではないんですけれども矛盾するんですね。これだけの財政的な努力を行っているにもかかわらず実質公債比率、これは連結決算という形になっているからだろうと思いますけれども、同じことなので、なぜこのようになっているのかということをお聞きしたいです。それは、新清掃施設の周辺対策を初め、清掃施設などの維持管理費、社会保障費の増加云々あるんですけれども、こういうものをどんな形で大変な厳しいという形で認識されているのかということが数字の上で反映していないんです。

だから、やはり一番この問題の大切なところは、議会や町民にわかるように厳しい財政事情というのは一体どこから来ているのか。これだけ職員削減を図って奈良県下でも自負するほどの効果を与えているのになお厳しいのはなぜなのか、こういうところの問題だと思うんです。そういうところの中身についてお教えいただきたいと思うんです。

なぜならば、いわゆる15年の9月に出された清掃センターの検討委員会の答申、各関連のアンケート調査によっても、人件費等を含めても非常に安く見積もった価格が、広陵町が出してきた栗本の確認書では44億以上に上がっている。これは人件費を含まない金額になっているというような状態からいうと、私はこの問題はそういうところにメスを入れるということを抜きにして、この厳しい財政状況になっているというところが明らかになってこないというように思いますので、その点をお聞きしたい。

それと2番目には、先ほど言った借換債によって公債比率やその他公債費の比率の改善と言っているのは、どれぐらいの改善がなされるのかということですね。ひいてそれが実質公債費比率を下げっていく効果がどんだけの影響になるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、歳出の問題でいえば、13ページ、シルバー人材センターをさらに発展させるために所要の業務拡大を図りましたとあるんですね。これは王寺ではボランティアが登下校

を車で送迎するような行政もやっているんですけども、これをいわゆるシルバー人材センターに依頼するということで、就学児童に対する放課後児童の生活指導の支援というのも含まれていると。こういう点ではどのような形でシルバーに財政的効果が出てくるのかという点をお聞きしておきたいと思います。それはその後のサービスの開始、子育て経験が豊富な云々であるんですけども、こういうところの問題についてお伺いしたいと思います。

それからもう1点だけですけども、もう1点について、ちょっと10ページですけども、いわゆる行政改革の言葉が上がっているのはここだけなんです。今後におきましても、終わりの方ですけども、受益と負担の適正化を図るため、近隣自治体との整合を図り、行政改革の答申を踏まえながらきめ細かな見直しを図りたい。きめ細かな見直しというのはい体何を言っておられるのかよくわからないんですけども、このきめ細かな見直しとは何なのか。行政改革にうたわれていた内容について、住民負担の部分はほとんど実行されているんですね。さらに実行するということがこの答申を踏まえていうようにあらわれているので、一体何なのか、その点をやっぱり明らかにしておいていただきたいというふうに思うんです。

それと12ページですけども、これは再三資料を出して、広陵町の、あるいは全国ですけども、電算の委託料あるいは使用料等が予算に占める割合が非常に高くなっている。これは決算や予算特別委員会で再三指摘しながら、改善のために努力をしておっしゃってきたわけですが。生駒での業者の例やその他もろもろ上げてきたわけですけども、今回、専門的知識を有するアドバイザーに点検審査を願っており、今年度においても継続しますというものについて、一体どれだけの効果が生まれているのか。これはもう本当に合理化に合理化を重ねて、単純な形で要は電算が、ほとんどすべてのところにわたって電子政府と言われるぐらいにこれが反映してきて、人件費が自動的に自然に減っていくと、手間がかからなくなるというようなものがあってしかるべきなのに、この電算の委託料、使用料が上がって、その基準も議会では全くわからない、質問をしてもわからない、答弁もよくわからないという形で今まで来たわけですが、この点でアドバイザーの点検整備はどんな効果をもたらし、ことしもどういう形で見直していくのかという点について、大まかな問題としてお聞きしたいと思います。

あとは具体的な内容は予算特別委員会でやっていただくことになると思うんですが、よろしくをお願いします。

山田議長 ありがとうございます。笹井理事！

笹井理事 まず、町財政につきましてですが、それぞれ各年度で5年、5億円といった経費節

減、50人の削減、そういったものを達成をしながら、なおかつこの財政事情、依然厳しいという状況はどこに原因があるのかというふうなご質問だというふうには思っておりますが、数年来、公債費そのものの比率というものが最大の重要ポイントということで広陵町、本町の場合の財政事情の一番の要因というふうに感じております。財政健全化法に伴います各指標を見てまいりましても、実質公債費比率、これが高騰をし続けておるといふような状況は、今もその一途であります。これらは過去の投資に対するいわゆる後年度負担というふうなものについてあらわれてきております。そしてまた、債務負担行為、いわゆる住宅公団、都市整備基盤、そしてまた真美ヶ丘のそうした学校施設、そういったものに伴います債務負担行為、これらを称して町の債務として後年度にわたる負担が大きいという状況でもございます。これらやはり一番の要因となる公債費比率の軽減につきましては、政府資金の繰り上げ償還の制度もでき上がりました、こうした5%以上の比率による高額な起債の返還によって公債費比率を落ちつかせるというふうな状況で、今、その計画書とともに削減を図ってきておるところでございます。

それで、行革の内容についてのきめ細かな見直しというふうなご質問もいただきました。当然、基本的にはそれぞれの収入面での見直し、そして削減施策というものについて断行をしまいつけてきておりますけれども、少し分野を広げて町の財源確保につきましてもきめ細かな見直しというふうな点にもポイントを上げております。しかるに、大規模商業誘致のいわゆる都市化による税収の確保、あるいはまた町内に所有しております財産、こうしたものを有効的に処分をいたしまして、遊休土地の活用を図る、そうした面での収入の確保。それから基本的にはそれぞれの町民の皆さん方がこの町を育成していただくというふうな観点で、いろんな分野で町に参画していただき、町のそうしたボランティア活動を通じまして、経費のかからない町づくりに参画していただくような施策、こういったものも積極的に取り入れてまいりたいなというふうに感じるところでございます。

それから、電算関係でもご質問あったわけですが、長年のいわゆる委託先であります委託先の業者につきましてもシステムの大幅変更はできないというふうな状況の中で、継続してそれら委託契約をするわけでございますけれども、新しいシステムの改修につきましても、専門的なアドバイザーにその内容が適切に、あるいはまた価格面が適切であるかというふうなことにつきましてもご指導を賜りながら、全部の委託契約の総額に対する経費はいかほど削減できるかというふうなこともチェックをいただきまして、やはり全額の総額のテンパーセントないし15%の削減が交渉によって図られたものというふうな実態でもございま

す。今後も電算関係につきましての経費につきましては、十分指導者のもとにチェックをかけていきたいというふうに思っております。電算によって人件費がやはり助かるというふうな考えもあろうかと思えますけれども、最近の情報化社会の中にあって、そのシステムそのものがコンピューター化するそのものが業務の一環でありますので、機械化が図れたということで人件費が削減できるという直接のメリットは大きくはあらわれてないというふうにも感じるところでございます。

以上、簡単でございますけれども答弁とさせていただきます。

山田議長 まだすんの。それで終わったんちゃうかね、寺前君。6番議員！

寺前議員 具体的な点で、借換債によって公債比率が下がるということなのですから、何%下がるのか。それが実質公債比率にどのような影響を与えるのかという点で、18%以下の場合については絶えず県に財政再建計画を報告しなきゃならないということが一つの足かせになっているわけですから、そういう内容についての的確にやっぱり答えていただきたいというように思うんです。

その流れの中でというよりも、やはり一番大きな問題は7ページの旧清掃センターの解体、新清掃施設の周辺対策を初め、清掃対策などの維持管理費、社会保障費の増加という形では述べられているんですけども、結局これらが広陵町の財政、財源にどのような影響を与えているのかということ、やはり厳しい財政の原因として議会に明確に出していただかなければ、議会の中での議論が進まない。夕張市以来、議会が見てこなかった、議会が頼りなかったというような事態になりかねないわけで、根拠を持って終えようとしているものにとって、非常に今後の財政という問題は、あの当時の議会議員は頼りなかったというように言われぬように、やはりこういうような厳しい財政の原因がどこにあって、その改善方法はどこなのかという点については出していただいて、この議論、最後でも議論に参加するということが必要だというように思うんですね。

そういうようなところから言うと、ここの部分について、先ほど私が指摘した、いわゆる清掃施設の維持管理費について、私たちは約35億の人件費を含めた維持管理費が専門家の検討委員会の報告で出されてきたにかかわらず、維持管理費が人件費を除いて今度は44億以上の維持管理費が15年間にわたって支出しなきゃならないというような状況があらわれてきているわけですから、新しく施設1年が過ぎるわけですので、そういう点についてもここに述べられている清掃施設などの維持管理費、こういうこの問題についてどうなのかということをやっぱり明確に、その部分は同等に、財政の厳しい原因になつてるというように認

識は一致しているんですけども、どれだけのものが厳しくなっているのかということについては数字で出てこないし、あられもない。また、新清掃施設の周辺対策という点については着々と進められておられるけども、これは当初に述べたように、それがどのような形で毎年度毎年度の広陵町の財源に影響を与えているのか。そしてそれがこの周辺対策にかかわる以外の地域、西校区や北校区、あるいはまた南郷や真美ヶ丘団地の方々に影響を与えているわけですから、そういう影響について、この問題が負担になっているというから、影響悪化をしている点については改善しなきゃならないわけですから、いましばらく辛抱するにしてもどのような形で辛抱していくのかというようなことが、数字として出てこなきゃならないというふうに思いますので、その点についてお願いしたい。

それからもう1点は、アドバイザーによる点検、そしたら15%という言葉をおっしゃいましたけれども、金額的に19年度での効果っていうのはどのぐらいあるのか、20年度の効果はどれぐらい予想されているのかという点については、やっぱり教えといていただきたいというふうに思います。それぐらいであとはやっていただいたらいいと思います。

最後に1点だけ、7ページの地方交付税の問題で、地方再生対策費が4,200万見込まれているわけであります。田原本は予算上ではこれ6,100万円見込んでるんですね。使い道もそういう形で明確になってきているんですけども、広陵町はこの交付税、新たな形で算入、基礎算入の中に入れられた地方再生対策費4,200万円はどのように使われようとしているのか、これについては述べておられないので、聞いておきたいというふうに思います。

それと最後に、これは地方自治体の財源が非常に厳しくなった真の原因は、自民党、公明党などが行ってきた三位一体あるいはいわゆる地方行革の流れの中で、地方交付税が大幅に削られてきたという点が、私たちの暮らしを直撃している、あるいは自治体の職員や首長を苦しめている大きな元凶になっているわけなんですね。だからそういう点で昨年の参議院選挙以後、揺り戻しが来ているというような形で言われてますけれども、こういうような認識をやはり町民と共有しなければ、忍びがたいを耐えろと言われても、その原因がわからなければ耐えられないということになりますから、そういう点での今現在共有している認識を町民にも共有していく大切な仕事があるんじゃないかということを指摘しておきたいと思います。

山田議長 だれが答える。吉村理事！

吉村理事 新清掃施設の維持管理の数値について言及をいただいております。その部分について

てご説明をいたします。

寺前議員のおっしゃっていただいております、いわゆる処理方式の検討委員会に出させていただきました数値につきましては、議員皆様をご承知のように、当時の同種の施設の平均的経費ということでお示しをさせていただきました。その後、地元との合意あるいは環境アセスメント等の実態あるいはそして広陵町の将来にわたる大気、水質等々いろいろな環境基準をどう守っていくかという環境アセスの中で、いろいろな議論をさせていただきました。そして、機種選定委員会おきまして広陵町が目指すいわゆる公害防止とっていいんですか、大気、震動、騒音もろもろの目指すべき数値を達成するために、機械の組み合わせ等々仕様書に定めてまいったわけでございます。その結果、競争入札によりましていわゆるこの施設の建設に踏み切らせていただいたと。そしてその際に、15年間のいわゆる維持管理費について各社から確定数字として確約書をとらせていただいた。その中で今後もこの確約書に基づいて検証しながら運用をしていくというスタートをさせていただいたわけでございます。原油等の高騰のあおりを受けまして、灯油につきましても大分値段は上がってきております。しかしながら、栗本と広陵町におきまして確約書に基づいたいわゆるオーバー分についてはおのおのの負担分について補償をするという確約をしております関係で、19年度の実情から、まだはっきりと確定はしておりませんが、ほぼ1,000万に近い補てん金を広陵町の方へ支払っていただく交渉を今、進めているところでございます。

15年間、我々が想定しております運転管理費用と申しますのは、旧の清掃センターの費用とほぼ同額、若干は上がるかもしれませんが、それと余り開きのない費用運営でやっていけるという考えでおります。

それと、冒頭に言いました処理方式検討委員会における数値というものは、リサイクルプラザ部分の費用は見込まれておらないというように私は認識をしております。数値、資料、今、手元にございませぬので、議員おっしゃった数値を頭に描きながら、これまで平成14年当時から今日まで積み上げてまいりましたいろんな委員会での議論、そして地元との合意、町のいわゆる安全安心の施設ということの中で、機器設備を仕様書に定めてまいりましたので、その点、ご理解をいただきたいと思っております。（不規則発言あり）

山田議長 笹井理事！

寺前議員 （聞きとれず）

笹井理事 各主要な事業につきましてはの影響といったことにつきましても、当然財政事情にあられてくるわけですが、当然、町として住民生活に直結した事業、そしてまた約束

をさせていただいた事業、こういった事業については避けて通れない事業として毎年度当然建設事業として組み入れていかなければならない。こういった事業を実施するために徹底した経費節減あるいは財政改革というものを検討して、新たな事業展開につなげていくために努力をしているものでございます。当然、地域地域の毎年に投じるそうした投資的事業につきましては必要なわけでございますので、これらをすべてストップするというふうなことはできません。やはり町行政にあった町の行政需要に合った事業を展開していかなければならないというふうな点につきまして、財源の調整をやっておるところでございます。

それから、今年度新たに地方再生対策費として算入された制度でございます。地方の自主的あるいはまた主体的な地域活性化施設に必要な歳出の特別枠として、これは普通交付税の費目に算入された額でございます。田原本町の比較もさせていただいておりましたが、与えられた基礎数値によって決まってまいってきた数値でございます。広陵町には4,200万のいわゆる計上となったわけでございます。この積算に対するいわゆる基準ということでございますが、第1次産業就業者比率、そしてまた高齢者人口比率等を反映をされておるものでございます。こうしたところで、私どものその基礎数値に合った算定した額が4,200万だというふうになったものでございます。人口規模において同種の……（不規則発言あり）そうした基準によりましての算出でございますので、個々人口がほぼ同人数の場合でも少々額が違ってきておるといことも考えられるわけですが、いろんな基準によって算定された、自動的に算出された額ということでご理解いただきたいというふうに思います。

寺前議員 その使い道。（聞きとれず）

笹井理事 これらは自主的に地域活性化施策に必要な特別枠ということで普通交付税に算入されてまいりますので、当然、一般財源という扱いになるわけでございます。しかしながら、本町におきましては主要事業として13億を計上し、そしてそれら特定財源を差し引いた純一般財源も必要とするわけですので、主要事業一覧表をごらんのとおり、税等の一般財源に充当をさせていただいておるといふうなことでございます。

山田議長 町長！

平岡町長 今、寺前議員さんからはこの施政方針について厳しいことを私、書いているわけですが、職員が一生懸命つくってくれた、我々も一生懸命この修正もした場所が過分にあるわけございまして、厳しさは国が三位一体の改革で地方交付税を減らした。これがやっぱり各市町村が大きな打撃を受けたものでございまして、また税収の伸び悩みというものもございまして、こうしたことから、職員は不断の努力をしてくれているわけございまして、その

おかげで新しい事業に取り組めるわけでございます。またことしの予算でも、旧の清掃センターの解体撤去に伴いまして、簡単に町費ではできるものではないわけです。これも国費をいただいた。そしてまた、新清掃センターの3,000平米についても、これも余剰な用地について買い戻しをするために国費をいただいているわけです。防災センターも必要だけでも、この建設費、そして現在、シルバー人材センターの前にあります倉庫の用地も結局は買い戻しをする。その費用も国費をいただいた。また、パークゴルフ場も廃川敷をあの用地を工事費に対してこれも町づくりの国費をいただいて事業をしている。百済寺公園もそうありますが、国から補助金を引き出して、そして努力をしてくれているわけです。お金あったら私、こんな努力も、職員もしないと思いますね。そういう意味で、一生懸命厳しさから生まれてきた、知恵を出してくれた、そういうおかげだと思っています。

また議員は、この厳しさの中でこんな厳しさをつくったのはだれやと、夕張になんのと違うかというふうなこともおっしゃっているわけですが、特色のある町づくりをこの草深き田舎の町ですけれども、みんなが力出してやればできるんです。町民の皆さんに夢や希望のある、光り輝くこの町づくりやってるんだということを町民の皆さんとともにやっぱり目指さなければ、もう厳しい厳しいばかり言ってますとみんなが意気消沈をしてしまうこととなりますので、しっかりとその意気込みをお伝えをいただきたいなと、そのように思います。

山田議長 8番議員！

山本悦雄議員 私も最後の議会でございますので、施政方針について1点だけご質問をさせていただきます。

ご承知のとおり、国から税源移譲ということで地方の住民税がふえてきた。これも自分たちが徴収しなくてはならない、その税金がふえてきたということでございます。これいろいろ施政方針見させていただきました。いろんなどこにいろんなど数字が書いてございます。それで見まして、延滞のとこの回収の問題のとこなんです。さらりと書いてるわけなんですよ、見ましたら。納税の推進につきましては、納期内納付及び口座振替のなお一層の推進を図りつつ、悪質滞納者、大口滞納者に対し、善良な納税者に不公平感を持たれないよう、納税交渉や文書等の催告を積極的に行います。また、滞納者には預金、不動産の差し押さえなどの強行手段をもって滞納処分を実施する云々と、これだけの文章で終わってるわけなんです。ほんで、一切数字目標も入ってございませぬ。数字を見ましたら、予算書を見ましたら、見込みですもんけれども、19年度でこれ5,000万、ほんで法人で300万ほどですか、約5,400万ほどの滞納を見込んでおられると。回収を見ますと2,300万ほど

の回収ですね。ということは、これを続けていきますと延滞がどんどんどんどんとふえてくばっかりなんですよ。延滞が減ったときは何かといったら、償却処分してしまったとき。不納欠損処理をしてしまって減ってるだけだと。実質はこういうことになってきている。

そういうことで、私らも前に和歌山へ研修に行って、そして県一本のこういう滞納の回収機構をつくって、そういうことをやってみたらどうかとか、いろんな提案を申し上げたわけでございます。これについてもやはり町長としては、県一本のこういう機構をつくって、そういう積極的な働きかけをして、延滞の改修に努めていくと。これと歌山行ったとき非常に効果があったということを聞いたことを町当局へも我々も申し上げておいた。そういうことについて一切書かれない。これやったらほんまの、文章から見てもほんまに努力するんかいなという、これ職員がつくったんだという話なんですけどね。本当にこの延滞金、これたくさん延滞金があります。この中身を十分精査して、悪質なのか、本当にもらえない、僕は滞納もあると思うんですよ、固定資産税なんか特に。もう倒産してしまってる、抵当権は設定されてる、その本人にはどうにもならないという部分のものはあると思うんです。だからそういうものの分類を十分されて、こういうふうにやりますというぐらい僕は積極的な施政方針であるべきじゃないかと思うんです。この辺、ひとつ町長のお考えを書いていただいているんですけど、もうちょっと具体的に町長の本心といいますか、町長ほんまにどう思っておられるのか、お聞きしておきたいと。最後でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

山田議長 町長！

平岡町長 収納対策について、まだこれでは生ぬるいというご指摘でございます。山本議員はもともと延滞金をしっかりとって、これが納税を推進させる原動力になるというお説でございます。そのとおりでございますが、現在、国税調査官OBでございますが、この人は収納の達人でございますして、職員を元気にさせてくれています。きょうまで数多くの滞納処分をやってくれました。差し押さえ、預金も押さえた。またいろんな物件も押さえてくれた。土地家屋も差し押さえをさせていただいているところでございます。きょうまでに歴代町長は差し押さえ処分なんてやったことはないと思います。私は悪質滞納者は徹底的に差し押さえをして、資産があれば押さえるところは押さえてくださいということにしました。また、インターネットでいろんな差し押さえた物件を公売するところまで先日、決裁をしたところでございまして、職員の意欲は十分持っていております。多くの滞納者がおられますが、この人たちにも差し押さえするんだというつもりで一生懸命頑張らせていただいていると

ころでございます。

職員の強化ももう少し図らなければ、今の陣容ではちょっとかわいそうやなど、そういう思いをしているところでございます。常に徴収の状況については我々把握をしているところでございます。

また、水道事業、国保の料金、こうしたいろんな料金面においてもそれぞれ担当の部長が率先して出向いて納税交渉に当たるようにということを申し上げているわけございまして、担当者任せではとてもらち明きません。悪いところになりますとどんどんやってまいりますので、いろんな滞納者には厳しい措置をとってるんですね。役所との取引をしない、いろいろな証明書等の発行にも制限を加える、住民サービスにも制限を加える、こういうとこまでいっているんですね。しかしお金のどないしても工面のつかない人、どうも対応できない人、これはもうやむを得ない。よくわかるわけでございますが、そうであって払えない、いわゆる悪質者については、徹底的に今年度対応してまいりたいと思います。昨年度よりも今年度、今年度よりまた来年度に向かって進めているところございまして、この国税調査官ももっと多く来ていただこうと今、手配をしているんですが、何せこの人はどここの市町村取り合いでございまして、我が町の調査官ですらねらわれてるんですね、他の町から来てくれと。こういう状況でございますので、もうどうしようかって。もうどこも行かんといてくれと、我々無理に引っ張ってるような状況でございます。職員にそこまでやれるノウハウというのはまだかなり厳しいようなものがございまして。こうした達人を皆さん方でも、いや、大阪の国税局OBのやつがおられますよということがあれば、即座に我々お力をおかしをいただきたいと思いますので、強化を図ることをお誓いを申し上げて答弁いたします。（不規則発言あり）

山田議長 はい。

平岡町長 おっしゃるように、これらの債権を奈良県で取りまとめて、一つの団体をつかって、組合をつかってそして処理をしてはどうかという方向では、県の方で我々も提案をしております。なかなか自分とこの債権を出そうと、皆、市町村長、何か引っ込み姿勢が多いようございまして。他府県ではどんどん成果を上げられているわけですが、我々も根強くその組織づくりに力を入れていきたいと思っております。しかしまだ私のような考えを持っている人は、ほん39もありますが、3つか4つぐらいですね。それいいなと言うぐらいで、もう一つ意気込みはありません。県の方ではやかましくそうやろうと今呼びかけてくれるところでございます。

山田議長 8番議員！

山本悦雄議員 意欲のあるところ、ありがとうございました。

そこでね、もう一つ意欲を出していただきたいというのは、滞納金の回収目標っていうものは当然あるわけなんですよ。その目標は何かといたら、ここはこの予算書だと思うんですよ。この予算書がその目標だと。その目標の数値が、こういうことしていいかのあかんかわかりませんねんけど、これは実質のことを書いておられるのかどうかかわかりませんねんけど、これに5,000万の、19年度の滞納見込み額に対して2,000万の回収ですよ、今ここに予算として上げられておるのは。これはもう滞納金がふえてもやむを得ませんよという予算をつくっておられると。目標を、ここに積極的に書いてるけども、実質的な目標は延滞金はふえますよという目標でやっておられるんじゃないか。少なくとも前年度の延滞金ぐらいの回収の目標は立てて、今後それを予算に上げてやってもらって、その最終はそれのところにいくかんかわからんですけども、やはりそのぐらいの形で今後やっていただけたらどうかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

山田議長 副町長！

山村副町長 先ほども町長の方から答弁申しあげました姿勢で職員が一致して取り組んでまいりたいと思います。

収納対策本部の強化も町長が申しあげております。人員配置も改めて見直しをしなければならぬと思っております。今、数字でご指摘いただきました点は、確かに前向きな姿勢に欠けるというご指摘は最もだと思いますので、このあたりの考え方をしっかり持って進んでまいりたいと思います。

山田議長 12番議員！

松野議員 まず最初に、先ほど寺前議員が質問いたしました新清掃センターの維持管理費について再度お聞きしたいと思います。

これにつきましては、やはり検討委員会とそれから後で出されました確約書との金額の差が9億円を超えるわけですね、15年間で。先ほどは同種の施設の平均的な経費をとったのだということでしたけれども、そのときに同種の施設といっても数少ないですよ。恵那市がありまして、あと糸魚川がすごい事故が起きていましてストップになったりとか、また名寄の方ではちょっと施設の内容が違うということもありまして、その平均をとるということができない状況だったと思います。そういう中で、RDF炭化施設を選ばれたその基準は、1つは、煙突がないということもおっしゃっていましたが、それ以上に検討委員会の中

で議論されてきたのは、建設費の金額、コスト、3種類ですね、3方式で議論されてきました。具体的数字を出していただいて、人数も、それから維持管理費についてもこの施設だったら何人の人件費を見なきゃいけないということも含めて出していただいて、その金額が検討委員会の中で、処理方式の安全性ももちろん議論していただいておりますけれども、一番安いのがRDF炭化方式だという結論だったはずですよ。ですから、それはそういう専門家が含めた中での数字を出していただいて、それに決められた大きな要因、基本的な要因であることには間違いのないわけで、それが稼働して、契約のときにはもうすぐにですね、知らない間に44億でしたかという、大変大きな金額に膨れ上がっていたということですよ。ですから、その点についてはやはり議会も、また住民の皆さんから見ても、これはなぜだと。きつい言葉で言えば、だまされたんじゃないかと思うぐらいの金額の乖離なんです。ですから、それについてはなぜなのかということは、議会も住民もきっちり納得のいく、内容で説明してもらわなきゃいけないんです。

これは先ほど環境アセスの中で云々とありましたけれども、施設整備で環境アセスのためには有毒ガスの除去とかそういう、あるいは水を下水に流すときのろ過とか、そういう部分でいろいろ施設整備の金額がかさむということは考えられるんですが、一管理費についてそれほど大きくかさむということについては、ちょっと考えられないです。ですから、どういう部分でこんだけの上乗せが必要になったということをきちっと金額入れた形でご説明をまずはいただかなきゃいけないと思いますので、いますぐそれができなければ、予算委員会るときにきちっと納得のできる資料を出していただきたいと思います。といいますのは、やはり大変厳しい財政の中で15年間で9億円といたしましたら本当に大きな金額ですので、とても大きな関心を持っているところです。

施政方針を読ませていただいて、やはり財政問題が一番今回も大きな問題だろうというふうに私も思うんですけども、いろいろな従前に比べて大きな建物を立てるとかという部分についてはかなり少なくなってきたというのは、どこの自治体も時代の反映もあるでしょうけれども、財政の面からも抑制していただいているというふうには思うんですけども、まず防災センターなんですけど、この防災センターも土地と建物を買うときに、私があつた建物は震災が来たら一番先に倒れるとか、そんな状況じゃないのかということをお協の中で聞きまして、大丈夫ですと、検査してそれで耐震の補強をすれば十分に使うに耐え得る建物だということを明言いただいたので、私の方もいいのかなと思って同意している経過があるわけなんですけれども、そういう点で、今度新たに建物が当初どおり使えるということで

あればやはりそれを使っていくことが大事なんじゃないかと。新たに建てる必要性がどんだけあるのか、幾ら国から補助金がおけるといいまでも、国のお金であっても税金ですから、我々の。全く国から出れば万々歳で、全部助かったということには今はならないわけですね。だからそういう点では、本当に新しく建てなければいけないのかどうか。ここの検討が我々議員に対して全く説明されていないでこのような形で予算と施政方針の中で出てきたということについては、納得ができないところなんです。そういう新しい建物がいいという場合は、これも古い建物を耐震補強をした場合には、こういう根拠で幾らかかって、新しい建物をつくった場合はこういうところで幾らかかるということと比較検討できる材料を提示していただいて、議会も理事者も一緒になって議論をして結論出すということが、今、求められている手法じゃないでしょうか。そういう部分におきましては、やはり国のお金がもらえるからということで安易に新しい建物を建てられる。そこにまた町民税も多額使われるということについては、大変厳しい財政ということを繰り返しおっしゃっておられる中では納得できないんです。

あわせて、百済の方のパークゴルフ場なんですけれども、こういう部分についても田原本と一緒にやらないんですよね。なぜなのかなというふうに思うんですけれども、田原本と一緒に同調してこない原因は何なのかということを確認にさせていただき、またこのパークゴルフ場がどれだけやはり、私、前、古寺の新清掃センターの建設案のいろんな問題があったときに古寺の住民の方から直接繰り返し聞いたのは、僕らはいろいろ金が欲しいということじゃないんだと、地元よね。そうじゃなくて安全なものをつくってほしいということが一番の願いだということをおっしゃっておられまして、ですからこれも清掃センターの関連での事業だと思わんですけれども、住民の皆さんはやっぱり広陵町の財政が本当に逼迫していたらもう少し待ちますよということは言ってもらえると思うんですよ。だから、絶対つくっちゃだめだとは言いませんけれども、少し財政のゆとりができたときに住民の合意を得てつくっていくという、そういう長期的な計画、住民合意の形成が今、必要なんですけれども、とにかくやらなきゃいけないという計画だったし、やるのだというような状況ではないのかというふうにも思われるんですけれども、この点でなぜ田原本と一緒にやらないのか、この原因について明確にさせていただいて、それから本当に逼迫しているのであれば百済、地元の方ともそういうご相談もしていただいたらいいんじゃないかと。地元の方は何とせよとおっしゃる場合もあるかもしれませんが、そういう経過をたどっていただいたのかどうか。そういうこともお聞きしたいんです。

その公園とか、あとは清掃センター絡みの道路建設、大体この3つがことしの主な、大きな支出になるだろうと思うんですけども、これで大体10億円なんですね。ですから、先ほど言いましたような、例えば防災センターとかパークゴルフ場の問題で見直しをすれば、一定の金額が生み出されるわけですから、私は住民の皆さんはそういう部分にお金を使うことよりも、やはり背に腹はかえられないような今の町民の暮らしの方、たくさんいらっしゃるような中で、今、国保会計が赤字というのであれば、そういうところを節減して、一般会計から国保家計へ繰り入れをしていく。そして値上げを何としても抑えていくということが十分できるということを指摘したいと思うんです。一般会計から国保会計へ繰り入れしてるところはたくさんあるんですよ。ちょっと今、手元に資料ないんですけども、幾つもありますし、最近もまたやります。国保会計へ一般会計から繰り入れしますということも決めた自治体もありますし、そういう形で広陵町の財政全体を見ながらどうしたらいいのか、そして一番優先的にお金を使わなければいけないのはどこなのかということが、住民が納得できるように、納得した説明できるようにしていく。説明をしていく、住民の皆さんに。そういうことがとても今大事な時代だというふうに思います。そういう点についてどのようにお考えいただいているのか。

次、先ほど山本議員の方も、しっかりと滞納もないようにやれということを強くおっしゃっておられましたけれども、やはり広陵町の住民の皆さんが広陵町は財政苦しい中、本当に広陵町民のために一生懸命住民サービスしてくれてるじゃないかと、こういう認識を持てるようになれば、やはり滞納も少なくなるんじゃないかと。もう無理にもらいにいかなくてもいい部分も出てくるんじゃないかなというふうに私は希望を、明るい広陵町をつくるための希望として持つわけですが。

この滞納の問題についてももう一つ触れたいのは、水道の滞納の問題、水道料金の支払いの問題含めてですけども、先般、給水がとめられたということで相談がありまして、それで行かせてもらって、本当に職員さんも大変な思いして努力して、やっぱり一番広陵町の役場の中でしんどい仕事は税金滞納を処理する、もらいに行くことが一番苦しい、しんどい仕事だと思いますので、そういう気持ちについては重々理解しているところなんですけれども、ただ給水につきましては、水をとめるということは命にかかわる大変大事な、重大な問題になるんですね。真鶴町で大分前なんですけれども、給水規制条例を真鶴町でつくったんですけども、それは裁判になって負けています。これはちょっと複雑な経緯があるので詳しくは申しませんが、真鶴町が裁判で負けてもとやるんだということでやったんですけども、

現実に給水とめることは法律違反ということ明確に出てるんですね。ですから、とりわけ水道料金につきましては命の水ですので、給水をした上で話をするという手段じゃなくて、違う方法をとるべきであるというふうに思いますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

以上、施政方針ですので主な点について2点お聞きしておきまして、あとについては予算委員会の中で質問させていただきます。

山田議長 副町長！

山村副町長 まず、新清掃施設の維持管理の点について、当初の数字と違うではないかというところをおっしゃっております。これについてはその段階、その段階での数字は我々も正しく提示をさせていただいたと思っておりますので、また現実の維持管理費の状況について資料をお示しして、具体的に委員会でご説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、防災センターにつきましては、災害に強い町づくりをしようということで、広陵町にとっても防災力が非常に劣っているというふうに思っております。そのために新たに用地を求めてその中にある財産を活用して防災センターをとという考えもございましたが、やはり指揮命令系統、いわゆる中枢施設がなければいざというときの防災をできませんので、この役場本庁舎も耐震補強をしなければならないという施設でもございますので、まず小規模ではございますが、建物を、センターを新築をさせていただいて、出のあの倉庫については防災備蓄倉庫等に耐震補強をして活用させていただいた上で一体的に防災機能を果たしていきたいと思っておりますので、そういった考え方で予算を計上させていただいたものでございます。

それから、パークゴルフ場については、田原本町は、一緒にやれば広いゆったりとしたコースがとれるというふうに田原本町に呼びかけをさせていただきましたところ、田原本町はまだ県から廃川敷として譲り受けておられないということでございます。譲り受けるにはやはり田原本の方も予算も伴いますので、現時点では到底無理だという返答がございまして、それなら広陵町だけで整備をさせていただきますということを申し上げて、この工事に入らせていただくことになりました。

また、田原本町側はグラウンドゴルフ場というのを別にお持ちでございまして、パークゴルフとの差異が少ないと見ておられるのかなという印象も受けまして、広陵町だけで、広陵町民だけが楽しんでいただけるパークゴルフ場づくりを進めてまいりたいと思います。

それから、環境対策、いわゆる新清掃施設に伴います環境対策事業についてはやはり地元
の考え方は非常におくれているというふうに言われております。いろいろ約束をしながらな
かなか進まないということも言われておるわけでございますが、非常に財政厳しい中で優先
順位を地元と相談をしながら鋭意進めさせていただいておりますので、ご理解をいただきた
いと思います。

なお、部分部分は議員ご指摘の点はごもっともということになるろうかと思いますが、行政
はやはりバランスが必要でございますので、有効な、それぞれの分野にわたって財源を適正
に配分をして予算を立てさせていただいているということをご理解をいただきたいと思いま
す。

水道の滞納については水道局長の方からお答えを申し上げます。

山田議長 水道局長！

植村水道局長 水道の使用料の未収金の処理につきましては、私どもの方もできる限り督促、
催促という形で、使用料の納入ということを呼びかけておりますが、それにもおこたえして
ない形の部分で強硬な措置をとらせていただいたというのが今、議員が言われたことでござい
ます。今後も皆さんには納付の方、呼びかけると同時に、やはり強行手段を行使しないよう
な形で支払っていただくような形でやっていきたいと存じます。（不規則発言あり）

いや、給水停止という形が強行手段ですよ。それを行使、できるだけしない形でやって
いきたいと。

山田議長 払えというこっちゃ。払うたら……（不規則発言あり）払わないより払うたらええ
やないかそんなの。

まだすんの。12番！

松野議員 いろいろとご答弁いただいたんですけれども、やはり行政手法としまして、これか
ら私も本当に先ほどから何回も繰り返していますけれども、地方分権の中で、やはり議会と
理事者の方でもう少しきちっと話、合意形成しながら進めるということがとても大事になっ
てきていると思うんです。ですから先ほども言いましたように、とりわけ防災センターの方
につきましては、全協でご説明いただいたのにかかわらず、こうしていきなり、私にしたら、
ほかの議員さんも同じだと思うんですけれども、いきなり予算があり、施政方針で述べられた
という状況になっているんですね。ですから、先ほど言いましたように、ここに至る経過に
ついては都度都度、理事者の方から議会の方にご相談いただいて、合意をとりながら進めて
いただくべきではないかというふうに思うんです。

ですので、先ほど言いましたように、いろいろな全体枠の見直しをしていけば、本当に不要不急、切実なものは何なのかということ言えば、今はやはり暮らしを守っていく、命を守っていくということが本当に切迫した住民要求になっていますので、ですからこういう場合に、たとえ防災センターは必要ですから建てるなどとは言わないけれども、前のところ、全協で説明いただいたとおりにそこを補強すれば少しでも安くできるのであれば、やっぱりそういう努力するべきだというふうに思いますので、今回、防災センター、あそこの倉庫を補強していくにはどれだけ費用がかかるという見積もりだったのかということも含めて資料を出していただかなければならない問題だと思いますが、とっておられないだったらとっておられないで資料出てこないんですけれども、そういう調査をされたのであれば資料を出していただくのと、それから先ほど言いましたように、今は本当に後期高齢者保険制度も、国保の皆保険制度を維持するためにはもうやむを得ないんだということをおっしゃっておられますけれども、でもそれは高齢者の方の命を削ったりするような形でのやり方であれば、とても皆保険制度とは言えないんです。その制度の根本を今崩しつつあるんです。ですから、そうなんです。やっぱりヨーロッパの方では医療費はほとんど要らない。無料で会計窓口がないという国もあるわけですから、本当です、小さな会計窓口があったら所得の低い方が病院来る交通費をお支払いする会計窓口だけあるというような、そうやってやっている国もあるわけですし、これ以上この保険制度が崩れたら、とてもとても皆保険制度とは言えないということになりますので、やはりそこに一番手だてをした上で、前も言いましたように、残ったお金でやはりそういう道路とか建物をつくっていくということになるのではなかろうかと思うんですけれども、ここの暮らしと命が大変重大な時期に来ているということの行政の中での認識をどのようにお持ちいただいているのかということを確認をさせていただきたいと思います。

やはりそういうことを先、優先していけば、先ほど言いましたような形で繰り入れもしていただけると思うんですよ、国保の会計の方に。あるいは後期高齢者の方では広域連合の中で頑張ってもらっていて、独自の減免制度をつくったり、あるいは資格証は出さないでおきましょうということをお約束させたり、平岡町長ほど力量のある町長であればそういうことも可能ではないかと私は思っているわけですから、そういうことが見えるような形で頑張ってもらいたいなという強い思いで、再度、今の暮らし、命の問題についてどのように認識していただいているのかということをお聞きしたいと思います。できたら町長の口からお聞きしたいと思います。

お金の問題でいえば、やはりこれも繰り返しますが、国へきっちりと物を言っていくということが大事です。先ほども帰ったときに、食事しているときにテレビつけたらニュースで、どこかのところに……。

山田議長 もういい加減にしてください、時間ないですからね。

松野議員 300億円の駐車場をつくっていて、その出入り口をわざと消して、それに追加工事でまたお金を何百億か出すということで、1台当たり1億円の駐車場をつくるということなんですね。ですから、本当に国のむだ遣いを、しっかり行政としても自治体としても見て、やっぱり物をはっきりと言っていていただく。これがない限り地方財政は厳しくなるばかりですので、それも強くお願いしたいと思います。

最後に、給水の面につきましては努力いたしますということですが、これは法律違反になりますので、給水はストップはしないということをお約束いただきたいと思います。以上です。

山田議長 答弁は、答弁しようがないな。何聞いてはんの。何を聞いての。何を聞いてんや。

松野議員 いや、だから（聞きとれず）

山田議長 答えるのか。（「ようわからへん」の声あり）

松野議員 （聞きとれず）

山田議長 ようわからんやろう、何言うてんのか。

松野議員 （聞きとれず）

山田議長 はい。

山村副町長 先ほども申し上げましたように、行政バランスでございます。町長も町民の暮らしを守るという立場で予算編成をいたしておりますので、その点、ご理解をいただきたいと思います。

後期高齢者医療制度というように、どんどん医療改革、医療制度改革が行われております。私も国民健康保険を以前担当しておりました、私の上司に今の町長がおられました。減免制度も立ち上げたのもそのときでございますので、そういった精神で今後も町長は行政に臨まれるというふうに思っております。ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから水道の滞納につきましては、滞納額の高額なものはやはり、生活用水はさておき給水停止等の強権措置も考えていかなければと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

山田議長 14番！どうぞ。

青木議員 町長施政方針についてね、予算措置されてないところだけちょっとだけお尋ねしたいと思うんです。

これ町長の直筆でっか。ああ、これは迫力あるわ。

山田議長 青木さん、短うにしてください。時間あらへんのやから。

青木議員 これは立派な施政、こんなん初めてやからね、ええ、習字の先生かいなど、こう思うて、まあひとつお褒めの話で。

そこで、予算に関係ない措置は出されてないところで、町長の一番の目玉の一つは、いわゆる積極的な町の活性化ということで、力説をされておりますね。いわゆる大規模商業施設の誘致事業ということでんな、これは安部地区の。これ現実性の問題も含めまして、今現在、どのような状況にあって、見通しとしてどうであるのか。ここにあるように地域活性化への役割、そして経済効果は多大でありますと、こう書いておられますので、それも含めまして、いかにどのような形で実現性の割合が高くなったかということも踏まえて、そして一番大事な、いわゆる母体であるイズミヤさんのひとつ意欲ある取り組みもあると思います。行政はサポートですしね。それと、町が町長みずからそういう形であらゆる機会におっしゃってる話ですので、町民の皆さんもこれは広陵町挙げてバックアップしてるんじゃないかなということを認識されてると思いますので、それも踏まえて、法的な責任とかはないと思いますが、その辺のことを踏まえてね、町がある程度かかわった大きな事業の一つである。それと住民サービスの一つである交通、いわゆるその施設が買い物客に対してのバスなりを出すという話も聞いておりますので、そのことを踏まえてちょっと町長が現況の説明と将来の見通し、そして実現性の高さ結構、そしてまた、それであれば何年後に開店されるという形もあれば、わかっておればおっしゃっていただきたいなど、こう思うわけでございます。

それと、はしお元気村の直売所のことに絡みましてね、広瀬地区の直売所の話も当然以前からいろいろ出てました。それが今余り地元のことについても余りそない大きな声も聞かれないように思っておりますので、どのような形で今現在なっておるのかということをお聞かせ願いたいと思うわけですから、よろしくをお願いします。

山田議長 中尾理事！

中尾理事 安部地区の大規模商業施設、イズミヤの件でございますが、議会のごとにご説明は申し上げていますが、今現在は以前と比べますとかなり状況的には進んでいるということをお知らせしておきたいと思っております。現在、協議中の中で、先ほど議員のご質問にありましたように、警察の道路関係協議ですとか、またその商業的な部分の協議ですとか、農政の部分の

協議ですとかいう、そういうインフラを含めたいろんな協議を開始していると、県ともう今盛んにやっているという状況下にあります。イズミヤさん自身も、今月の私どもと一緒に行くんですけども、今月の9日、16日の2つの日曜日を使いまして、地元の説明にも入っていききたいという状況でございまして、いよいよ具体的に話を煮詰めていくという段階に来ております。見通しといたしましては、平成22年の春にオープンをするという当初からの目標でございしますが、イズミヤさんの方は21年の年末にできないかという希望を持っておられますが、その辺のところを目標にしてやっていきたいというふうに思っております。

また、沿線の中和幹線もごく最近、大和高田市の方に聞きましたところ、状況としては22年の春にはオープンできると、開通するという事も聞いておりますので、その辺、一体となったタイミングになるのではないかなというふうにも思っております。

先ほどのご質問にもありましたように、バスを走らせて町のためにサービスをさせてもらうということも約束をしておりますので、一日でも早くそういう状況になるよう、これからも漏れ落ちのないように詰めていくというつもりでございしますので、頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

山田議長 副町長！

山村副町長 広瀬の直売所に関しましては、はしお元気村に広瀬の方から出品をしていただいて、今は広瀬の方以外にも広まりを見せて順調に運営をさせていただいているという状況でございまして。広瀬の皆さんに、はしお元気村で訓練をしていただいて、行く行くは広瀬ということも申し上げております。議会の方にも以前、9月議会に町の基本的なプランをお示しをしてご相談を申し上げたところでございますが、運営について一番心配でございますので、議会の方からもそういうご意見をいただきましたし、地元にもその運営について大丈夫かという投げかけもしてきたわけでございますが、なかなか明確な答えが得られないということで、このまま施設だけを建設してしまうということはいかにも危険ということで、予算も編成をさせていただいていないという状況でございます。広瀬からは何が何でもやってほしいという声は確かにございます。いろいろと協議を重ねまして、そのような議論も進めた結果、やはりなかなか難しいというふうにご理解いただけたのかなと思います。

ただ、やはり広瀬の農業振興に何が一番いいのかというところは、今後これから十分こちらでも考えをお示しをし、また地域の皆さんからも考え方を出示していただいて、すり合わせをしていきたいというふうに思います。

この前も広瀬区へ出かけまして、役員の皆さん方とご相談を申し上げ、できればこの6月

ぐらいまでに何らかの振興策を出せばなということ、明確なプランは何もございませんが、今後すり合わせていきたいというふうに思っております。

山田議長 14番議員！

青木議員 イズミヤの件は大いに乗りかかった船ということもあるでしょう。そしてある意味での起爆剤になる。知事さんも地域活性振興策には大いに積極的にやりたいって、荒井さんがこの間ちょっと新聞か何かでおっしゃっておられたと思います。その辺で、それで一番ちょっと心配もしておられた、言いました農用地の問題とか、それはクリアできたということですね。地域農用地の返還する地域のやつはできたということ、それでよろしいわけですね。そやからより具体的に進んでいると、こういうことですね。

そこでね、これはとらぬタヌキの皮算用ということにもなるとは思いますけど、本町にとってマイナス要因はどんなあたりになるかも、いわゆる小さい店舗が大変な影響を受けるということは、もう既に受けてるけど、ほかでも。その意味ではあるかもわかりませんが、いわゆるメリットとして、経済効果は多大なる経済効果ってここに書いてます。その多大なるタヌキの皮算用はどのぐらい踏んでおられるのかなということも踏まえまして、お聞きしたいなど、こう思うわけでございます。

というのは、やはり近隣の高田市、いろんな意味で大変対抗意識もあるでしょう。隣がよくなるということは片っ方が、風船と一緒に片っ方押したら片っ方膨らむということになるわけですけど、これはしようのないことで、向こうも民間であり、企業でありますから、大いにその辺は簡単に撤退っちゃうのもなかなか難しいわけですからやるとは思います。その辺は本町としての、町としてのサポートは大いに結構です。しかし町民にマイナス要因の残ることのないように、ひとつそれだけは注意していただきたいなど、こう思うわけでございます。

そしてね、広瀬地区のことについて、直販所のことについてはね、私もいろいろかかわった関係で、やはり、それはもう既に諸般の後のこともすべて含めて大変困難であるということも私もそう主張してますし、また意見として聞かれたときはもうそういうように述べてます。その辺のことは理解していただいていると思います。

そこで、さっき副町長おっしゃったように、それにかわる地域の振興というのが大事です。何も直売所つくるのが目的でないわけですので、地域の振興として町、地域おこしのひとつの起爆剤の一つとして何をやったらええんかということ、役所の方でいろいろ研究もされて、これは大いに結構ですけども、私はやはり地元の当事者がそのような形で大いに知恵も

出して絞ってもらうのが一番の基本だと思います。そこでそれをするによってみずから立ち上げていくことに対しての責任とまた喜びと苦しみ等があって初めて一つの大きな事業が動くわけですから、その意味で他人がしよって、ちゃんとしてくれよった、掃除してくれよった部屋にはごみはほかしやすい、落としやすいですけどね、みずから掃除した部屋にはごみは落としにくいわけですので、その意味では汗をかいていただく、サポートは町が当然すべき、協定の守るといふことの一つとしてね、それは大いにやっていただきたいと思うので、おんぶにだっこ、負うてくれ、ねぶってくれのやり方はどうかなど、こう思うわけですので、その点、改めましてどのように取り組んでいくという考えを持っておられるのかということをご答弁をお願いしたいと思います。

山田議長 中尾理事、副町長。はい、中尾理事！

中尾理事 イズミヤが来て効果といいますか、費用面での金額的にどういう数字になるんかということですが、税金が幾らだから幾らという部分は少し難しい部分があるんですけども、効果という部分につきましては、いわゆるイズミヤの規模のことを先に説明しますと、簡単に言いますと、いわゆるスーパーセンターという、センターでもスーパーでも大きな規模のセンターが今、全国で6つ持っておりまして、来月に和歌山がオープンしまして、広陵の店で8つ目になるという規模の、床面積の総面積が2万平米近くになる大型の店舗をスーパーセンターと言っていますが、そこでは大体年商、目標として50億円ぐらいの規模の商売といいますか、商いをしようという目標を立てておられます。その中で、いわゆるそれだけの規模の金額が外へ流出しておったという資料のデータもあるんですが、それを町内で消費していただくということになるわけなんですけど、効果としましては、いわゆるそれによる町の先ほどの話でもあります巡回バスの部分の効果ですとか、具体的に言いますと450人から500人というまあまあ大体具体的な数字も出てるんですが、雇用をされますのがそれぐらいの数字でありまして、いわゆる就業の予定者の方が450人で、それで雇用の予定されるのも400人というぐらいの規模であります。また、税収等の経済の波及効果としましては、固定資産税、その土地と建物の両方合わせての固定資産税といわゆる事業税、償却資産税というものが見込まれるんじゃないかなというふうに思っております。あと金額的には具体的にあげられないといいますか、あげることが必要ないかと思いますが、いわゆる災害時にそういう、大規模災害のときに店のものを全部供給するとか、場所を供給するとかいう協定によっての支援の効果も当然見込まれます。それと地域社会との交流という部分で、いろんなイベントの会場にしたりという部分の効果もあらわれてくると。その辺を金額

にするのは難しいですけども、それとそこの店舗の中でやる農業の機能という部分で、地産地消の地場の野菜をそこで売るということも計画しておりますので、その辺の地元に対する効果もかなりの額的には上がってくると思っておりますので、当初、一番最初に言っていたのが2億円ぐらいかなという部分の話はさせてもらったときも、5億言うてしまったか、あるんですが、今、はっきり幾らだという部分はまだわかりませんねんけど、大体その辺の最低でも効果はあるんじゃないかなというふうには認識しております。以上です。

山田議長 副町長！

山村副町長 広瀬の問題につきましては、やはり議員おっしゃるよう地域の方々の意欲がなければ成り立たないと思います。過日も役員の方々に、地域からもいろいろ提案をしてくださいということをお願いしております。その中からすり合わせていきたいなと思っております。なかなか広瀬地域の農家の方、はしお元気村では一生懸命出品をさせていただいておりますが、専業農家もあれば定年後の楽しみとしてしていただいている方もございますし、値段のつけ方もそれぞれでございます。はしお元気村は少し安売りをし過ぎではないかと、専業農家から見ますとそのようなこともおっしゃる方もございます。それはそれでその店の特徴だとは思いますが、そういった形でいろいろ考え方がまちまちでもございますので、今後、そういったところでどのようなものを見つけていくのかということ、ちょっと思案をしているところでございます。

また、過日もイズミヤへも出品できませんかという問い合わせもございまして、まだイズミヤの方の形は決まっていないので、その意欲はお伝えしますというふうに申し上げてまいります。

いずれにしても今後地域の皆さん方と十分相談をして進めてまいりたいと思います。

山田議長 11番議員！

八代議員 私は簡単に言います。

予算が7億ふえたわけですけども、町債とか何かで繰り上げ返済とか借りかえ、非常にこれ努力していただいておりますが、それで大体財政効果いいですか、正味、金利負担等財政効果はどのぐらいあるのかということ、これ1つ。

もう一つは、積立金、普通の家庭で貯金だとは思いますが、ふるさととかタクシーの基金がありますね。減債基金繰入金とか財政調整基金繰入金、ふるさと基金繰入金、これは貯金だとは思いますが、違ってたら認識を改めますんで訂正してほしいんですが、一体残高どのぐらいあんのか。これはゼロまで取り崩せんのか、その辺簡単に教えてください。あと

は予算委員会でやりますから。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 借換債、繰り上げ償還の効果といったことにつきましては、一般会計ベースで1億5,000万、下水道会計ベースで3億5,000万、水道は260万、そういった今、効果額を想定しております。これは利率において20年度以降、3カ年で借換債を実行していくものでございます。総額20億円程度がございすけれども、その3年間の効果額として5億を見込んでおるものでございます。

それから、基金のそれぞれの目的別に掲載をしておるわけですが、いわゆる積立金、財政調整基金でございすけれども、20年度末では1億6,000万の残高を想定しております。減債基金では3億4,000万、それから環境施設整備基金では5,000万、これは下水道のいわゆる接続費用に補助金4万円を補助をさせていただいておる基金でございす。それから、昨年度と申しますか、19年度に環境にやさしいまちづくり基金というものを設置いたしまして、いわゆるごみ袋の手数料を1,000万を計上して、それぞれ町ぐるみのクリーンキャンペーンあるいは環境PR、それからごみ減量PR、こういったことで取り崩しをして、そしてまた新たに積み立てをしていくという繰り返し基金ですけれども、これにつきましても20年度残額で1,200万。それから下水道接続促進対策基金として浄化センター関係の各大字につきましてのいわゆる20万円の補助金の制度によるものでございすますが、この基金は3,200万。そして地域福祉基金2億9,000万、これについては毎年、充当先は健康福祉大会といった経費には充当しているわけですが、地域福祉基金としては2億9,000万。ふるさと基金、これについては地域のいわゆる文化事業等に財源を繰りかえ運用をしておりまして、かぐや姫祭りを初め町の3大祭り、そして図書購入、こういったことで取り崩しというよりも繰り替え運用を、取り崩しは3,000万ということでふるさと基金の残が20年度末が1億3,000万。そしてふるさと水と土保全基金、これにつきましては原資1,000万の基金でございまして、現在も1,071万、大きくはそれらの基金についてあるわけでございす。土地開発基金につきましては、今、現金では9,300万、土地にいたしまして3億円ということで保管しております。合わせまして基金の合計は14億円余りあるわけでございす。

当然、財政調整基金につきましては自由に取り崩し、使うことができる基金でございすますが、残る基金につきましてはそれぞれ目的を持った基金でございすので、目的外に使う場合は繰りかえ運用として利用をいたしますが、最終的には戻さなければいけない基金という

ことになってございますので、自由に使える基金といえば1億6,000万、これだけの余力といたしますか、貯金といたしますか、そういうことで基金の状況を説明させていただいておきたいと思っております。以上でございます。

山田議長 11番！

八代議員 そうしますと非常に心寂しいということですね。今、民間株式会社のあれでも、自己資本の欄にいろんな積立金あるんですね。簡単に使える任意積立金とかあるし、ちょっとなかなか難しい法手続的にいろいろあるんですけどね。結局、こちらではもう自由にできるのはほんのわずかしかないと、こういうことですか。そうすると、やはりさっき言いましたように、前にも一般質問しましたように、入るをはかって出るを制すると。さっき山本議員の質問にありましたように、やっぱりむだな支出はやめていただくと。入るべき、入らなければならない、両方ですね、特に税金なんかは入るべき金と延滞等入ることを努力してもらわなきゃ、いろいろありますけどね、その辺ひとつ、本当に貯金がない、100億の世帯にとって考えたら100万円の収入で1万6,000円しかないと、こういうことになりますわな、100億円で1億6,000万やから。そういう点、ちょっと心していただいて、予算を組んでいただきたいなと思っております。それだけです。よろしくお願ひしたい。

山田議長 3番議員！

山村議員 施政方針の中で少し聞かせていただきます。

17ページの、私たちも署名を集めまして町長にお願いいたしました妊婦健診の公費負担の拡充でございますが、本当に皆さんの署名を重く、町民の声を重く受けていただき、3回、また非課税世帯には5回という拡充を実現させていただき本当にありがとうございます。

この中でお聞きしたいんですけれども、この公費負担の無料券っていうか、発行の仕方ですね。そういうのをどういうふうにして発行していただくのか、ここにはありがたいことに4月以降でも母子手帳を既に受けられてる方にも発行していただくということもあわせて書いていただいておりますので、そういう、どういうふうに渡していただくのかっていう方法の仕方と、もう一つお聞きしたいのは、里帰り健診ということで、本当に実家に帰られて健診を受けられる場合、全国どこでもこういうのは可能なのかということをお聞きしたいと思います。

それと、23ページの地域の交通機関としてということで、これに奈良交通の廃線でこれにかわる交通手段とルートについて今年度試行し、利用者の要望にこたえ改善を加えていきたいと思っておりますっていうのがありますけれども、これは具体的にどういう形で、コミュニテ

イーバスなのか、それともダイヤモンドタクシーとか、そういういろいろな方法があると思いますけれども、どういう方法で走らせていただくのか、それもルートなんですけれども、お声はやはり真美ヶ丘地域の方にしても、公共機関、役場とかさわやかホールとか、そういうところに行くというのがなかなか交通手段がなくて困っておられるっていうご意見も聞いておりますので、どういう交通ルートっていうのを考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

山田議長 健康福祉部長！（不規則発言あり）

池田健康福祉部長 まず、17ページの妊婦健診のご質問でございます。これにつきましては、当然4月以降につきましては妊娠された方は当然母子手帳を交付に来られますので、そのときにまず3回の受診券をお渡しさせていただきます。そのとき非課税かどうかという確認は、ご本人さんの同意をもらって、所得の調査をしなければなりませんので、それで非課税というふうになりましたら、あと2回分につきましては、受診券を郵送で送らせていただくというふうなことに考えております。

それから、4月以降に出産される方、これにつきましては、広報で周知をさせていただいて、役所の方へ来ていただいて交付をさせていただくと。1回もしくは2回になると思います。母子手帳の発行しているのはわかるんですけども、ただその方が途中で流産とかされるとか、そういうのがありますので、その名簿をもって案内通知を出してあげるということでもし失礼があったらだめだというふうなことで、広報周知でさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、里帰り健診につきましては、なかなか医療機関の方で受け入れ、どういうふうにされてるかということは我々も十分周知してないわけなんですけども、今、市町村間での連絡をとってそれは診ていただけるような調整は図られると思います。里帰りして出産ができなかったらこれは困りますので、その辺は医療機関とも十分調整はされてるというふうにご認識はしております。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 公共交通機関の件でございますけれども、各議員さんからも一般質問が出ておまして、その際にも町長の方からご答弁申し上げるというふうには感じております。現在としては直営方式あるいは委託方式、その他各主要駅乗り入れ、それで病院、大店舗、そういった経路地のルート、こういったことにつきましても、実際に乗っていただける方等々と相談を申し上げ、そしてまた議会とも協議しながら最良の方法を結論づけたいと、かように思っ

ております。どうぞよろしくお願いいたします。

山田議長 3番議員！

山村議員 済みません。妊婦健診のことはそれでわかりましたけど、今の交通機関のことですけれども、議会と相談してっておっしゃいましたけれども、いろんな関係機関の方がありますね、交通機関とかまた利用される住民の方の代表とか、そういう方々との連絡協議会とかの立ち上げってというのは考えておられませんかでしょうか。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 いろんなそうした方々とも相談申し上げる機会を設けていきたいというふうには思っております。

山田議長 質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号は、予算審査特別委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 3:45 休憩)

(P.M. 4:05 再開)

山田議長 休憩を解き再開いたします。

山田議長 これより日程18番、一般質問を行います。

発言の通告書がございますのでこれより発言していただきます。

なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。

質問の回数は会議規則により、3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにいたします。

なお、次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることができないので、よろしくお願いいたします。

まず、坂口君の発言を許します。

坂口議員 またしても質問のトップバッターでございます。今月で皆さん方も最後でございます。再び来月、お会いすることをちょっと祈りながら、最後の質問したいと思います。

質問事項1、今議会はまさしく町財政再建議会でございます。今年度予算から見て町財政再建策はどうかということについて質問したいと思います。

既にご存じ、資料を渡されております公債残高、いわゆる借金でございます。約250億、一般と下水道合わせて約250億、土地開発でございます、約250億以上でございます。しかし今、いよいよ20年度から旧清掃センター撤去工事始まります。新規公債もしなくてははいけない。この中で、旧の今まである公債減らし、また新規の発行もするんですが、効率よく新規も発行し、トータルで公債の比率、公債額を減らしていかなくてはならないと、このようになっております。財政再建はどうでしょうかということで質問したいと思います。

この財政再建については、1つは借金を減らすというのが1つ。もう一つは、収入をふやす、この2つの策がございます。3つ目としては利子を減らす。今、一般と下水合わせて両方で6億以上の金利を払ってるところでございます。この辺についてもトータル的に金利を払ってる分を減らし、財政の再建を図っていききたい、このように考えております。

また、本町の貯金、最初のころは20億、30億っていう貯金が残ってたんですけど、だんだんと減ってきたと、このような状態でございます。本町の貯金、基金ですね、貯金は一体どのぐらい残っているのかと。この貯金も国の方ではどうも埋蔵金というてまだまだマル秘のお金が残っていると、こういうようなこともあるんですが、埋蔵金などはないのかということで、この際、すっきりとすっきりと財産のマイナスあるいはプラス、すべてすっきりと皆様方の町民の前に明らかにして財政再建を図っていききたい、このように考えております。

2番目の質問事項、またもや財政再建ということで、国保会計策はどうか。

過日、国保の委員会がありました。赤字が2億数千万円、このような赤字であるということです。しかしその赤字の内訳を見ると、いわゆる未収分が2億以上あると、このようなことでございます。この収支バランスをどうとっていくのかということであります。この2億数千万円の赤字、これがどンドン次年度繰り越すと、こうなってくるんですが、この収支バランスをどのようにとっていくのかということであります。また今議会には国保の条例改正出されております。上限を3万円上げたいと。それによってふえるお金、300万ばかりなんです、3万円上げようというふうなことですが、滞納が2億数千万あるんやから、この辺ちょっとしっかり払うてもうたら別段こんな上げなくてもええんじゃないかな

と、このようなことも考えれることでございます。反対に上がる人には僕はよう説明しないんですが、ちゃんと当局しっかり説明してですね、何でこんな上げらなあかんやしっかり説明して、私はちょっとこれはどうもこの97名の方、私はよう説明しませんので、その辺ちょっと当局はしっかり、どう説明したらいいのかということを経理的にご理解願えるかということについて質問したいと思います。

3つ目、これも財政再建、下水道会計。

下水道会計、料金入っております3億数千万円。利子も3億ほど払うておると、このような数字であります。下水道料金払うて、普通の人やったら下水道料金払うてるの、これは水代で払うてんかなと、こういうふうな感じなんです、どうもこの会計見ると利子分がそのぐらい要ってるということについて、今、公債残高、あるいは借りかえ、いろんな策もございますので、企業会計という特殊な枠でくくってるからこのようなことにもなってくるんですが、どう予定しているのかということです。このままの企業会計でいくと、また下水料金値上げですよと、こういうふうな話を出てこざるを得ないということになっております。この辺についてもちょっとお聞きしたいということで3番目でございます。

4番目、図書館運営。

私はちょっと図書館運営、運営と今まで言うてましたので、今までよう財政の滞納とか取り上げたんですけど、この図書館の今までほんまにすっきりと何十万冊と貸してあるが、一体ちゃんと返ってきてるのかなと、どうなんののかなと、だれも聞いたことないんですが、一遍これはどういうふうになってんでしょうかねと。私も図書館で本借りたら、中、破れてたり、何か落書きされてたり、結構目につくときがあるんですわ。広陵町の図書館で借りんですよ、私も。何やえらい傷んでるなど、こういうことなんですけど、一体この辺の実態はどうなのかと。それで高い単価の本も借りるんですよ。きれいな、学術書ですよ、私借りるのは。何かこれも汚れたり落書きあったり、中身を外してあったり、あれっとか思って中身が外してあったり、破損が目立つ。この辺ちょっと大丈夫かなと。ちゃんと全品、年間40万冊ぐらいの貸し出しやってるのちゃんと全部返ってんねんかいなと、そういうふうなこともちょっと心配しております。また行方不明になってるのもあるんじゃないのかなということですね。今、一応、みんなバーコードで管理してるっちゃうことなんです、この辺は一体どうなのかということで、毎年本代1,500万円かけてるんやから、一体この辺はどうなのかと。ちゃんと貸してですね、全部返してもらってますかということでございます。現状はどうでしょうか。この辺についてお聞きしたいと思います。

以上4つでございます。

山田議長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。町長！

平岡町長 いつもトップバッターの定位置を確保されてのご質問でございます。しかも手短におまとめをいただきました。

今年度予算は町財政再建策はどうかと、そういう質問でございました。本町の貯金は幾らか、埋蔵金はあるのかどうか、こういうことも言われました。

答弁でございますが、本町の財政状況はご承知のとおり、国の三位一体の改革等により交付税が年々減少し、税収につきましても顕著な伸びは見込めず、引き続き厳しい状況となっております。そうした中、ご指摘の公債費の増嵩につきましては、財政硬直化の大きな要因となっております。公債費減少に向けた取り組みが必要不可欠であると認識しております。

取り組みといたしましては、政府資金の繰り上げ償還制度ができましたので、5%以上の高利な地方債の繰り上げ償還を実施し、その財源には減債基金の活用、借換債の発行、水道会計からの借り入れ等を予定しており、実質公債費比率の改善、将来における財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。さらに、新規発行債についても旧清掃施設の解体、防災センター建設など、必要最小限に抑制することにより、実質公債費比率の改善につなげてまいりたいと存じます。清掃施設建設に伴う元金の償還も始まり、実質公債費比率の大幅な低下は見込めませんが、平成20年度、21年度をピークに徐々に改善していくものと考えております。また、財源増加策による実質公債費の改善も考えており、大規模商業施設設置に伴います経済的効果に期待を寄せるとともに、以前から申し上げております都市的土地利用によりまして、税収の確保を図ってまいりたいと存じます。

次に、基金についてのお尋ねでございますが、平成18年度末で保有しておりました積立基金は13億6,000万円ですが、平成19年度に2億円、20年度予算におきましては3億8,000万円取り崩しをしており、20年度末では減債基金等への積み立てもございますが、残高は8億円程度となる見込みでございます。大変厳しい財政状況であり、經常収支比率、実質公債費比率等、財政構造的にも悪化しておりますので、今後も事務事業の抜本的な見直しを踏め、行財政改革を進めてまいり所存でございます。

また、埋蔵金といったものはありませんが、町には土地という財産があります。中でもことしは遊休土地の活用といった点から、一部払い下げの計画をまとめたいと考えております。さらに町にすぐれた人々が存在することも町の知的財産として見逃すことはできません。子供教育、健全育成においても積極的に取り組むことが、町の将来に大きな成果が期待される

ことにつながるものと考えています。

次に、これは私の考えであることを前もって断って申し上げます。坂口議員は町民に配布をされている広陵フォーラム、この書類でございますが、2月28日によりますと、広陵町の財政は町民が負担する町民税でもっている。地元企業の衰退で借金に頼り、財政状況は急激に悪くなっている。さらに、自転車操業みたいになってきました。夕張市とよく似たパターンになってきた。危機感を持ってると、こういうことをこの文章に書いてある。そのとおりがわかりませんが……（「事実と違うのか」の声あり）事実とは私はフォーラムの読者から、そんなに悪いのか町長と、こういうことをご質問をされてるんです。

そこで私申し上げるのは、町民税でもっているというのが、それは歳入総額の3分の1であります。その他の収入も国税であります。町民税ではとても賄い切れないということをやちゃんと新聞に書いてほしいと思います。それから借金に頼りというのがありますが、有利な起債をやっぱり借りているんですね。借金でない、交付税でちゃんとそのとき返すとき、元利償還、合わせて返してくれるんです。その分もありますので、また借金は後年度の負担をしてるので、明確化したものでございまして、応分の意をやっぱり理解してほしいと思います。また、自転車操業、夕張と似ているって、こんな厳しいことは余り……（「言うてんで、みんなこの間も」との声あり）どうぞ……（不規則発言あり）住民に不安やまた心配をあおり立てんようにお願いしたいと思います。夢、希望、活力、しっかり次代の青年にもいい町であると、議員頑張っているということをしっかりとPRを願いたいと思います。

次に、2番の財政再建でございます。

国保会計の策はどうかと。答弁は、平成19年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込みにつきましては、医療費の状況がこのまま推移するものといたしますと、平成19年度単年度収支において約1億5,400万円の財源不足を生じる見込みであり、この結果、前年度繰り上げ充用金を含めると歳入歳出差し引き不足額は約2億7,500万円となる見込みでございます。本町といたしましても、従来から健全な国民健康保険財政運営のために努めてまいったところでございますが、一方では、議員ご指摘のとおり、国民健康保険税の滞納者があることも事実であります。今後も滞納者対策を強化し、町税、水道使用料、国民健康保険税など総合的にとらえ、スタッフの充実を行い、さらに収納率の向上に努め、適正な財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、医療費の適正化と町民の皆さんの健康維持のため保健事業、特に平成20年度から実施いたします特定健康診査への取り組みなどの充実にも努めてまいりたいと考えており

ます。

次に、地方税法改正により国民健康保険税の賦課限度額の改正についてでございますが、これは現行は医療分の限度額56万円が、改正後は医療分47万円、支援金分が12万円で、合計で59万円となり、差し引き3万円の増額となる内容でございます。現状におきましては、限度額超過の世帯が175世帯ありますが、改正後の税率で試算いたしますと、医療分と支援金分について今後はそれぞれ別に算定することとなるため、合計の賦課額が従前より増額する世帯は93世帯と見込まれ、所得の多いこれらの世帯については限度額課税となると考えているところであります。

次、3番の財政再建、下水道会計策はどうかというご質問でございました。

下水道特別会計におきましては、ご指摘をいただいておりますとおり、平成18年度決算におきまして、下水道使用料2億5,500万円に対し、償還金利子3億3,200万円という状況であり、過去の高金利で借り入れた起債の長期償還利子も下水道経営を圧迫する一つの大きな要因と考えております。

平成19年8月に地方財政法法則に定める行政の簡素化及び効率化に関する計画として、国から公的資金補償金免除繰り上げ償還等実施要綱の通達があり、補償金免除繰り上げ償還の対象とされた公営企業債の繰り上げ償還を行うため、公営企業の財政健全化計画を策定して認定を受けております。その中で、本町財政健全化への課題といたしまして、公共下水道への早期接続促進及び下水道料金のさらなる適正化取り組み、また企業債残高が高騰する中であって、事業費の抑制や費用対効果を考慮した事業の推進、並びに高金利起債を繰り上げ償還や借りかえすることによる償還利子の減少に努め、より一層の健全経営を目指すものであります。

現在、高金利の繰り上げ償還及び借りかえ事務を平成19年度より順次予定しているところであり、その効果額として約3億8,400万円を見込んでおります。

4番の図書館につきましては教育長が答弁いたします。終わります。

山田議長 教育長！お願いします。

安田教育長 坂口議員の質問4、町立図書館における本の返却状況、破損状況及び不明本についてお答えいたします。

町立図書館における本の返却状況ですが、平成20年2月29日現在の延滞人数は717人で、延滞冊数は2,592冊でございます。そのうち3カ月以上の延滞は294人、668冊となっております。延滞の原因として、紛失、返却忘れ、住所移転等があり、紛失した

人については弁償していただき、その他の人に対しては根気強く督促しております。

次に、落書き、切り取りなどの破損被害についてですが、ご推察のとおり時々発生しており、最も多いのは落書きです。そこで破損の実例を利用者に見ていただき、注意を呼びかけるとともに、心ない人の良心に訴えるため、ことし1月に1カ月間、破損本を展示いたしました。効果があらわれることを期待しております。

また、昨年9月に22万4,472冊の蔵書点検を実施いたしましたところ、764冊の不明本を確認いたしました。これは貸し出し手続せず持ち帰られたものと判断しております。館内の監視を強化するのはもちろん、本に広陵町立図書館のゴム印を押したり、貴重な本を閉架書庫に置き、さらに高価な本は置いてあるレファレンスコーナーを利用する際に荷物をカウンターへ預けていただくなど、利用者に協力をお願いしております。

このため、不明本の数は年々減少しております。今後も町民の財産である図書館資料紛失しないよう、あらゆる対策を講じたいと考えております。以上です。

山田議長 2回目の質問を受けます。9番議員！

坂口議員 町長のご指摘、まことにありがとうございます。

広陵町はいずれにしても三割自治、このような状態でございます、多くが国の助成とか県の助成に頼ってるというのが現実でございます。私、怖いのは、国は地方交付税を、これは水道の蛇口と一緒にそこをきゅっと閉めたらもう一遍に、国は財政再建を図ってますから一遍に閉められるということです。各大都市はそのための自主財源というものを拡充をしようという、これからの方針も変わってますわ。国はもうはっきり言うてんですよ。いつまでも国に頼るなど。いつまでもおると思うな親と金と、こういうことになってんですわ。だけでも、国がはっきり言うてますので、広陵町、三割自治から脱して、自立していかなければいけないということで、私は町長にちょっと応援のメッセージをして気を引き締めていきたいと、こういうふうに思ってます。

早速私の指摘に対して、今年度、方針でも書いてます。繰り上げ償還5%以上と、こういうふうなこともお聞きしました。これにより3年間で20数億、6億ほどの利子が助かると、一般の方針でも聞きました。まことに私の方針に沿った施政方針が出てきたのかなと、このように理解してるところでございます。

そこで、埋蔵金もないと、こういうこともお聞きしたなら、あとしっかり本町の財産を守っていただきたいというのは、土地とか家とか、あと貸してる町営住宅とかあります。これも本町の財産でございますので、その辺についてもはっきりと財産を守っていただいて、

多分20、21年度がピークになると思うんですよ。あとそれ以後は大きな開発ないので、この勢いで町の財政再建に取り組んでいただいでですね、これまた次の4月に新しい議員さん集まったら、当然そのことは始まると思います。一応ここで全員が終わりですので、最後はこれで気持ちよく質問を終えて、次の第2番目に行きたいと。

最後の質問ですが、ちょっと町長にもメールを送っておかなあきませんのでね。次、会えるか会えないかちょっとわかりませんので、だれもがわかりませんので、こういうふうなことでございます。

私のチラシ、数字はちゃんと合ってますよ、町民税、個人がこんだけ、法人こんだけ、法人が大分少ないね。これが大都市行くと個人と法人が半分半分、企業城下町いくと個人と法人、法人が8割、個人が2割、これが企業城下町、こういうふうになっております。ですから本町もちょっと産業をしていただきたいということで書いております。

2番目の国保会計。ここも非常に滞納がごっつい、この間、過日の国保委員会でも資料を見ました。非常にちょっと滞納大きいねと。滞納大きいし、ほんであとどのようにして今度上がりますよという人に対して説明するのかなということ、ちょっと考えてたんですわ。そういうことを考えてですね、この辺についてもね、今回そうしたわけでね、どのように納得していただくかと。別にこんなん上げないでも滞納している人取ったら上げないでもええがなという、そんな気もするし、この辺はどう判断したらええかなと思うんですが、どうでしょうかね。これ、ちゃんと当局の方で納得していただいで、90何人の方、上がりますよ、これ。確実に上がるんやからね。こんなんまた聞いてくんねん、何で上がるねんというふうなことになってますからね、この辺どのようにして納得していただくかちゅう策を教えてください。2番目、お願いします。

今度、理事さん、昇格おめでとうございます。

山田議長 何て。（不規則発言あり）何言うてんねん。ああ、吉村理事か。

吉村理事 おっしゃるとおり、2億円程度の滞納があるという実態はこれは紛れもない事実でございます。これはついでには引き続き滞納の減少というか、滞納の確保、税として納めていただく努力をやはり精いっぱい取り組んでいく必要があるかと思っております。

他の町と比較をしての議論はいたしませんけれども、滞納の収納率だけを見ますと、広陵町は苦しい中でもできるだけ納めようという方が比較的多い町であろうと喜んでおります。今後その数字がもっと上がるように、収納対策部門とも十分連携をとらせていただいで取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

山田議長 9番議員！

坂口議員 それではまた吉村新理事に奮闘をお願いしまして、この質問は終わりたいと思います。

3番目に下水道、これはほんまにちょっと構造改革みたいなことが必要じゃないかなという感じがします。ここにも書いてございます。そういうふうなことを考えておるといふうなことなんです、下水道、高金利のを借りてるといふのが一つ問題があります。広陵町は非常に広いところを下水道、真美ヶ丘ニュータウンとかみささぎ台100%入ってますから、それに合わせていかなあかんというふうにな問題もあると思います。（不規則発言あり）ちょっと読んで、ここに書いてあります。（不規則発言あり）ここは企業債の繰り上げ償還、これは一緒にやっていっていただきたいと、このようなことでこの回答ということで、頑張っって次も、次期も繰り上げていってください。お願いいたします。

4番目の質問（不規則発言あり）

山田議長 もう少し歯切れよく言うて。聞こえにくいねや、何言うてんのか。

坂口議員 はい、聞こえにくい。じゃあこれ3番目終わりました。

4番目、図書館ですね。非常に見えざるお金が発生してるんですわ。この本、結構なくなってる本が高い本も結構多いんですよ。ですからその辺の回収の仕方、多分、どないしてんか、電話かけてんかはがきで送ってんかちょっとわかりませんが、その辺はどのようにして請求ちゅうんですか、何かつつくちゅうんですか、どのようなことにされているのかなということと、もう一つ、カードは何か1回つくったら何かずーっと数年前のがずーっと残ったままなんやけど、本来は毎年毎年、新しく作り直すとかして、現住所はおらんし、何やどこか行ってもうてまだカードを持ってるという人も多いと思うんですけど、その辺の考えはどうなんでしょうかね。図書カードは1回発行したら何かそのまま切りかえなしというふうな形になってんですが。要するに回収策の方法と、新規のカードの任期ちゅうんですかね、そういうような期間はないですか、有効期間とか。その辺はどう考えてるでしょうか。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 滞納されてる利用者、またその本があるわけでございますけども、これにつきましてはここに今、答弁で回答いたしましたように、紛失したという方については弁償していただいておりますけども、電話しても、なかなかそれ紛失したとは言わずにまた返しますと、近いうちに返しますと言いつつなかなか返さない人がおられるわけでございます。そういう人に対しましては根気強く毎週日曜日とか土曜日の家に両親がおられる

日や時間帯を見計らいまして、職員が督促の電話をしておると。また、年に何回かは一斉にそうした督促の強い文面のはがきを送る場合もございます。

それから、カードの切りかえでございますが、昨年12月の末に、何年か、例えば2年間利用されてない方については、カードを機械から登録を抹消したという手続をいたしました。今後こうしたことでカードを切りかえていただくと。また新たに、来られた方には借りていただけるわけです。改めてカードを登録していただくということでお願いしたいと。そういうことで紛失本をなくしていくということの対策といたしたいと思っております。

カードの切りかえ、たしか5年利用されてなかった方の整理だったと思います。以上です。

山田議長 次、移ってください。

坂口議員 いずれにしても、本といえども町財産でございますので、その辺の管理はしっかりしていただくということを要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

山田議長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後6時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、午後6時まで延長することに決定いたしました。

次に、八代君の発言を許します。

八代議員 4年目の最後の議会に一般質問させていただく。感無量でございます。

簡潔にいたします。1番は市町村合併問題についてでございます。2番は広陵町防災対策についてでございます。

県は、奈良縣市町村合併推進構想を18年4月だったかな、発表しております。その概要は承知いたしております。2年後に現在の合併推進法の期限が来ます。そこで、現時点においてどうなっておるのかお聞きしたい。

広陵町の場合、4市1町で県は合併したらどうかと提示をしております。1対1の合併でもいざ具体的な合併協議に入りますと色々な問題が出てまいります。4市1町と、5つの自治体の合併であります。2年という、18年4月からちょうど今で2年たちました。つまり道半ばに来たわけですが、合併問題は道半ば程度に来てるんかどうかということについてであります。

その間、知事は柿本さんから荒井さんにかわられました。荒井さんも柿本さんの引き継ぎ期間がほぼ私は3月で、遷都1300年ということで後始末も、知事としての仕事はあらかじめ終わられたんじゃないかなと。あと1300年祭は実務者段階の段階に入っておられますので、4月以降、知事はこの合併問題に力を入れられてるんじゃないかなと、これは私個人の想像でして、誤っているかどうかはわかりませんが、そこから来て合併問題に対してどういうニュアンスが持っておられるのかなと。もちろん基本的には合併推進は変わらないと思いますけどね、そういう感じや。つまり、柿本知事と荒井知事との個性の考え方が出てるのかなという、これは町長の感覚的な回答で結構でございます。

その中の2番としまして、町長の方針はどうかなと。県が国の以降を踏まえて4市1町を提示しとるわけでありますから、お金と権力を握ってる県、国が言うとるわけでありますから、住民団体から引き起こした合併と違いまして、それなりの根拠を持って対処しないとやはり難しい。そういう点でどのような状態なのかなと私は思います。

例えば、最近の、これは1月1日の奈良新聞に、職員が住民と比較として、あれ私の責任ちゃうね、何でかな。動いてへん。（「ああ、動いてへんわ」の声あり）どっちみち早う終わりますから。例えば、町長も一部の会合で言われたと思いますけども、人口を職員数で割りました比率が出ておりました。御所市は3万1,175人に対して職員数395人、職員1人当たりが79人の住民をお世話してるいうか、なります。同じようにまた香芝は136人、これは後で言いますが、広陵町は152人ですからよく似てますね。葛城市は96人、高田市は67人、高田市の場合は市民病院が入るとるから、市民病院のお医者さん、看護婦さん、その他の職員さんを控除してしないとちょっと公平欠くと思いますけれども、この5つから見ますと、職員数が非常に多いということは非常にいいという面もあるし、逆に考えれば他の市は非常にきめ細かいサービスをしてはるんじゃないかと、皮肉で考えたらそういうことも言えます。ただ、この4市1町はこのまま合併して果たしてこのような極端な是正、これはほかにこれも例えば今、準公債費比率一つでは広陵町はワーストツーと言われておりますけども、ほかの指数、国も4つの指数で判断すると、こういうことでございますね。ですから、そういう面から見て4市1町で合併する場合におきまして、このようなことを念頭に置いて考えておられると私は思っておりますが、その辺、どのように考えておられるのかお聞きしたい。

2番目、広陵町の防災対策についてであります。

施政方針演説によりますと、国庫補助事業として地域防災拠点整備モデル事業として採択

され、広陵町防災センターが建設するとあります。出の場所で建てるということも概要はわかっているんですが、近い将来の南海あるいは東南海地震を想定して、住民の生命・財産を守るために建設とは思いますが、具体的なことが発表段階にあるのかどうか、もう少し予算ものってるわけですから、もうちょっと早目に具体的なことがわかればなと思います。これはハード面の対策であります。

それでは、その2としまして、地域の防災意識の高揚を図ると、これも書いてございます。これも非常に大事であり、文字どおりそのとおりだと思いますが、そのソフト対策ですね、つまりマニュアルをお聞きしたい。もちろん分厚い、後でお見せしますが、いろんなマニュアルあるのは承知しておりますが、実際的に大災害が起こった場合、例えば去年起こりました能登半島とかあの辺の地震ですね、地震の規模に比しまして死亡者数が非常に少なかった。これはやはりその地域地域の独自の防災対策が功を奏したのではないかなと、そういうことを読んだこともございます。そういう意味で、本に書いてあるあれは、私も今、後で、再質問でお見せしますが、そういうことを承知した上で、広陵町に合った、ほんでももちろん自治会、区長会に協力をするとかいうことも聞いておりますが、その辺も踏まえてひとつお聞きしたいと思います。以上です。1回目の質問を終わります。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。町長！

平岡町長 ただいま八代議員からご質問がございましたので、お答えします。

市町村合併問題について取り上げていただきました。答弁として、平成17年4月より5年間の時限法として新合併特例法が施行され、奈良県としてもこの新合併特例法に基づき、市町村合併を推進するために平成18年3月30日に奈良縣市町村合併推進構想を策定しています。当町もこの構想を土台として、長期的な視点に立ち、合併の必要性について構想自治体や住民の皆さんと考えていかなければなりません。

ご質問の、荒井知事の合併に対する取り組みは、地域の町づくりを中心テーマとして市町村と積極的な情報共有を図りながら、合併の是非、必要性について認識を深めていきたいとしています。

また2番目の質問ですが、当初、広陵町は3市3町という枠組みの中で、平成16年10月に、新庄、當麻町の両町の合併が先行し、今日の合併新法を迎えている状態です。当町としましては、県合併構想自治体間においては、財政状況や都市基盤整備状況から見てまいりますとデメリットの方が多いと感ぜられるところから、私は橿原市を中心とした大和中央市とでもいいでしょうか、大きな構想で関係首長が話し合いを進めているところでござ

います。また、水道事業や消防施設、清掃施設等はさらに広域での統合により、行政サービスの向上が図られるものとして協議を進めています。

こうした中、県下の商工会においては、既に広域統合に向け整備がなされているところでございます。

次、2番の広陵町防災対策についてのご質問でございます。

採択されました地域防災拠点整備事業計画についてご説明申し上げます。地域防災拠点施設整備モデル事業は内閣府の補助事業で、地震防災対策特別措置法に基づき、地方公共団体が施設を整備し、地域住民の安全の向上に資することが目的とし、都道府県に原則1カ所とされ、全国の数多い自治体の申請の中で、本町が県下で唯一採択されました。

広陵町防災センターは、地震災害発生時における地域の災害対策活動の拠点としての機能及び平常時における防災に関するPR、教育、訓練等の場として活用する施設であります。センターは鉄骨づくり3階建ての建物と防災倉庫であり、1階には防災展示学習コーナー、情報収集室、事務室を配置し、2階には総合指令室、対策調整室、総合指令室には災害時には災害対策本部を設置する予定でございます。また3階には防災研修室を備え、住民等への研修会、講習会の会場として利用します。また、現在の倉庫に全面改修を施し備蓄倉庫とし、その中には防災資機材、災害復旧機材、日用品の備蓄を初め、応急食料調達エリアも完備する予定であります。そして平常時における具体的なソフトプランですが、防災展示室には防災関係資料、防災用品、防災マップ等を展示し、防災意識の向上に努めます。また、防災研修室では、小・中学校職員及び防災関係機関、団体を対象に防災学習会、自主防災研修会等の各種研修会、講習会を予定しています。こうした講師には、専門的分野から消防組合にも協力を求め、指導に当たっていただくよう要請してまいりたいと考えています。

今議会に詳細にご説明申し上げし、ご理解をいただき、さらなるお知恵をいただきたいと思っております。以上のとおりでございます。

山田議長 では2回目の質問を受けます。11番議員！

八代議員 18年3月の奈良県市町村合併推進構想、概要をちょっと見ておりますと、この3番目ですかね、構想対象市町村の組み合わせ、こういう項目があります。その中で、基本的な考え方として、対象市町村の組み合わせについては、国の基本指針を踏まえた上で、本県の現況や将来の見通し等を踏まえ、次の1ないし3を目指す組み合わせとすると、こう書いてあります。その1番というのは、人口1万人未満の市町村の解消、これは広陵町は該当いたしません。新たな市制施行、これも該当しないと思っております。すると3番です。3、人口1

0万人程度以上の市制の拡大と、広陵町はこれに該当して決められたんだと思いますが、それによりますと、先ほど言いましたように4市1町の合併であり、そのときの想定人口は24万1,871人、市の面積は151.43平方キロ。ただ、町長の今の答弁では、ちょっとこれと違いまして、大和中央市という構想を持っておられます。

そこで、先ほど言いましたように、ちょうどあと2年を残すだけになりましたけど、首長同士とかあるいは県議会というところで具体的に進展図る会議とか、あるいは会議を行う計画とか、そういうのはどうなっておるのかなとは、県のこの去年の秋にあったシンポジウムにも出席させていただきましたけども、概略一般論ばかりでよくわかりません。

それから、組み合わせの、私は市町村合併による効果とはどんなもんが考えられるかといえますと、我々住民から見ますと、合併というのは住民サービスの維持向上、2番目、利便性の向上、3番、地域コミュニティー・市民活動の振興、4番目、地域の知名度向上・イメージアップ、5番、行政経費の理解の向上、産業活動の円滑化、防災力の向上、これが住民から見たメリットだと思います。そして市町村から見ますと、専門的できめ細かい施策の推進、2番目は、権限移譲による自立性の向上、3番、広域的なまちづくりの充実、4番、行政の基盤強化、経費の削減、こういうのが自治体から見たメリットだと思います。また、県から見た市町村への権限移譲の進展が図れる。出先機関等の再編による経費の削減、調整等の事務の削減など、また国から見たら、地方分権、構造改革の推進、あるいは調整等の事務の削減と、つまり国、県、それから自治体、それから一番大事な国民、この4つの観点から見て市町村合併の推進はメリットがあると、こういうことでありますが、これに4市1町の合併構想はそれに該当するのか、ほかにもっといい選択肢はあるのか、これは先ほど町長がおっしゃいましたので、それはそれとして結構だと私は、だから選択肢と検討されたら、それについてどのように行動されておられるのか、それを少しお聞きしたい。

山田議長 だれがお答えする。町長！

平岡町長 今、いろんなメリットの話をさせていただきました。おっしゃるとおり、そのとおりでメリットは多いわけですが、果たして4市1町が仲よくいけるかどうか。今、葛城の議会に出ていただいても非常に混乱をしているわけですね。我田引水な、我が町さえよければいいというような、そんな感覚でお互いに話し合っておられるわけです。なかなか一致協力して力を合わせてやっていこう、そういう思いには到底ほど遠いように思います。私はこのデメリットが多いと、こういうように書いてございますように、県の方でも余り積極的に私どもに働きかけはしておられません。町長どう思ってますかと言われるぐらいで、

担当管理職がお聞きに来られる程度でございまして、積極的な勧めはありません。むしろ吉野山間、宇陀の方の1万未満の市町村についてしっかりと合併を促進さそうと。隣の滋賀県、三重県ではもう村は一つもありません。奈良県はまだかなり村があるんですから、これこそが今、県の課題として一生懸命取り上げているところでございまして、私どもの方では、当分この4市1町いうのはほど遠いのではないかと、そんな思いでございまして。私もなかなか心の整理といいますか、今は十分、その意欲に燃えていたときもあつたんですが、皆さんの意見を尊重しながらもう一度仕切り直すと、そんな感があるのではないかと思います。これは私の考えでございまして。

山田議長 3回目どうぞ。11番議員！

八代議員 そしたらこれは簡単です。

町長が本町の自身、住民のことで真剣に考えておられるのをお聞きしまして、大変結構なことだと思いますが、それに対して、この県の方針に対してあからさまな、極めて消極的な態度をとりますことによってしっぺ返しはないのか。例えば、防衛庁の配置体制ですね、この前の中国のあれで、何（聞きとれず）36個の市庁舎建設の差しとめしましたですね。あれは極端やと思いますけども、やっぱりそういう点、ひとつ町長の政治力で住民に大きなデメリットがないようにひとつ努力をお願いしたいと思います。それでこれは別に答弁は結構でございまして。

それで2番目に移ります。

広陵町には非常に広陵町地域防災計画というのがございまして。私も読ませていただきました。それからその他奈良県からは「自主防災組織結成の手引」とかあります。あるいは市民防災研究所から「やってみよう！！発災対応型防災訓練」、こういう立派な手引書あるいは解説書があるんですが、それから先ほどハードとしては非常に立派なものができるんですが、問題はそれを運営する人の問題を私はあえてお聞きしたいわけでありまして。

せんだって、防衛省のイージス艦、1隻1、500億円からの管制が12分前に見つけとつてもわずかされ違いできなかったと。これははっきり言って人の問題であります。それと同じように、一緒に議論はおかしいんですけども、やはりいかに立派な器をつくりましてやっぱり人の問題が大事だと思います。そしてその人の問題ですね、それに対するこういう本で勉強するのは非常にいいんですけども、私は1年ほど前の議会におきましても防災士の訓練が奈良県で開催されたときに、広陵町はあの時点ではわずか8名しかいなかった。だれでも簡単に取れる資格なんですね。そやけどいざ災害が起こりますとやはり第一線に立つのは

町の職員であります。ちゃんとこの本には第1次的な責任は自治体にあると書いてあります。それを運用するのはやはり大災害であれば主権の制限もあると思いますから、公権力行使に入りますから、やっぱり広陵町としてあれば、職員さんがその第一線の将に当たり、そして町長、副町長以下がそれを指揮監督する立場にあるわけですから、十分な知識が要るんじゃないかなと思って、1年前にそういうこともしたらどうかという提起しまして、それは若手職員中心に勉強に行っておられるようですが、それはそれで引き続きやっていただきたい。

それですね、そのマニュアルといいますのは、例えばこういう立派な本じゃなしに、自治会とか区長会で、いろんな自主防災組織の立ち上げを町が適切に指導しておられるかなということであります。狭い16.3平方キロの広陵町域でありましても、いろんな大字があります。いろんな自治会があります。そしてその取り巻く環境、人口すべて違いますね。したがって、それぞれに合うた小さい世帯でありますけども、その立ち上げを町として指導していただきたいなど、単にやれやれではだめだと思います。

ここに、例えばいろんなあれありましてね、例えば奈良市ではこうこうしているとか、あるいはこれ、例えば奈良市の朱雀地区の自主防災組織はこうしてるとか、あるいは小さい自治体であれば、奈良市は大きい市ですから奈良県では、右京地区ではこうしていると。それから例えば上牧町では西大和6自治会連絡会でこうしてるとか、いろんな勉強をしております。つまり、こういう立派な本の勉強っちゅうのは総論的に理論的なことなんですけど、現実運用に当たりましては、各自治会、区、その方々に対して指導していただけるような実務的な防災組織の立ち上げが必要ではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

山田議長 副町長！

山村副町長 防災センターを立ち上げてハード面は充実してもソフト面がついていないと役に立たないというのはご指摘のとおりだと思います。この防災センターを中心に広陵町の防災を担うのはやはり人でございまして、これはもう広陵町の役場の職員だけで担えるものでもございません。地域の町民の皆さんすべてで有事に備えるという心がけが必要だと思います。防災士の養成等、また自主防災組織の育成等については、この防災センターを契機として、全町一斉にでも自主防災組織をつくっていただきたいなというふうに思っております。

今後、いろいろな情報を地域に提供させていただいて自主防災を組織を立ち上げていただき、また日常の訓練、それからいろんな平時から備蓄をしていただく等備えていきたいと思っております。

ご意見いただきましたとおりに進めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

山田議長 11番議員！

八代議員 実のある、効果ある結果が出ますように、ひとつ精いっぱい頑張ってくださいまして、1年ほどたちましたら、もしまた発言の機会があればまたお聞きしたい、こう思います。終わります。

山田議長 以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用われなかった一般質問につきましては、6日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。大変ご苦労さまでした。

(P.M. 5:04延会)

平成20年第1回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成20年3月6日

平成20年3月6日広陵町議会
第1回定例会会議録（3日目）

平成20年3月6日広陵町議会第1回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	中尾寛
理事	笹井由明	理事	吉村元伸
健康福祉部長	池田誠夫	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	北神理	水道局長	植村和由
会計管理者	松井定市		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 大西利実

書記 野瀬 一吉 上田 勝代

山田議長

[テープ中断]

議会第1回定例会第3日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10 : 04 開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付議事件

1 一般質問

山田議長 まず日程1番、一般質問を行います。

5日の一般質問に続きまして、これより青木君の発言を許します。どうぞ。

青木議員 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては本当に忙しくて、そこへ座っておられるのも大変息苦しいほどのときでございますが、どうかご勘弁をいただきたいなと思います。

また、本会議はやはり議会議員にとっての責務でございますので、本会議中は休戦ということでございますので、私も安心してここでおしゃべりをさせていただくことお許し願いたいと思います。

話はころっと変わりますが、アメリカ合衆国におきましては、大変大統領の指名の予備選挙で盛り上がっているようでございます。共和党はマケインさんですか、ほぼ決定ということですが、民主党におきましてはクリントンさんとオバマさんとの大激戦である、どちらになるかというぐらいになっているようでございますので、我が日本国にとって、どちらの大統領が一番ベストでベターであるのかということも大変関心があるわけでございます。私は、少数派であるかもわかりませんが、オバマさんが当選された方が日本国にとってはいいんじゃないかなと、これは私の個人的な気持ちでございます。そういう意味で大変緊張のあるよその国ですが、影響力の強いお国の大統領選挙でございます。

そこで、同じ民主党という名前は一緒ですのやけどね、我が日本の民主党もなかなかいろんな意味で迷走もし、大変ややこしくなっているようにも思います。自民党もそうござい

ますが、何とか国会がびしっとして、我々地方自治体にとってなんとか潤いのある活力のある施策をやっていただくことを、我々地方議員といたしましてもお願いする次第でございます。

それを多少関連を踏まえまして、私の質問に入らせていただきたいと思います。

まずは議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

地方公共団体財政健全化法についてでございます。大変難しいようなことで、私大変不得手な題材でございますが、ちょっとお聞きしたいなど、こう思うわけでございます。

平成19年の6月に公布をされ、20年度決算から判断適用とされるとなっております新法で、財政の健全性の度合いを4つの指標で判断されることとなりますが、その意義と、本町の4つの指標の現況と将来の予想、いわゆる予測、すなわち見通しをお示しをいただきたいと思えます。そして、国の真のねらい、いわゆる目当ては何でしょうかということも感じておられましたらお答えを願いたいと思えます。

まず最初は、勉強不足で申しわけございませんが、4つの指標についておのおのご解説をお願いしたいと思います。この指標が国の財政の指標の指標指数を超える自治体が出た場合、それが公表されたときに、国、県から示されている合併の枠組みの自治体との、今現在も一部行っております一部事務組合などの広域事務行政、そしてまた、これからそれを拡大していこうという状態になっているわけですが、とうにその先にあるまた合併問題にも大きなかわりを持ち、関連すると思えますが、本町においても平成22年度内に決断をしなくてはならない、いわゆる合併か単独町制かの協議にも関連することと私は解釈をしておりますので、どうかその点をご考慮の上ご答弁をいただきたいと思えます。

まず第1回目の質問は終わります。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。町長！

平岡町長 ただいま青木議員からご質問のありました地方自治体財政健全化法について、4つの指標の現況と将来の予想、そして見通し、さらには国の真の目的は何かというご質問でございます。

答弁は、従来の地方財政再建制度は実質収支比率のみを使っており、再建団体のみの基準しかなく、早期健全化、再生という概念がなく、夕張市のように自治体の取り組みがおくれ、事態が深刻化してしまう実態がございます。また、実質公債費比率など他の指標に問題があっても、健全化の対象にならないと課題が多く、それを克服するため、透明なルールに基づき、早期健全化スキームを設け、それでも改善しない場合は再生スキームに入ると、2

段階の新たな手続を構築するのが今回の健全化法であります。

まず、第1の実質赤字比率でございますが、一般会計と普通会計の実質赤字の標準財政規模、いわゆる税と一般財源相当枠に対する比率でございます。早期健全化基準は赤字比率14.11%で、本町は黒字のため該当いたしません。従来においても健全化を維持してまいりたいと考えております。

次に、第2の連結実質赤字比率につきましては、水道会計、国保会計等、全会計を含めた標準財政規模に対する赤字比率でございます。特に公営企業会計は、流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスの場合は赤字額となります。早期健全化基準は赤字比率19.11%で、本町は黒字のため該当いたしません。従来においても健全化を維持してまいりたいと考えております。

次に、第3の実質公債費比率でございますが、この指標につきましては既におなじみの指標でございますが、普通会計の公債費、公営企業繰出金に係る公債費相当額、公債費に準ずる債務負担行為額、一部事務組合の公債費に係る負担金等の標準財政規模に対する比率でございます。早期健全化基準は25.0%でございます。当初起債許可団体の基準であります18.0%を想定されておりましたが、当該団体数が多く、結局起債制限の及ぶ25.0%となったところでございます。本町は指数は21.2%でございますが、平成25年度で18.2%の見込みでございます。できるだけ早期に18%を切るよう努めてまいりたいと考えております。

最後に将来負担比率でございますが、公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率でございます。早期健全化基準は350%となっておりますが、土地開発公社に対する債務保証などの算入比率が決まっておらず、現在国において調整中でございますが、本町土地開発公社におきましては債務保証は発生せず、問題はないものと判断しております。

健全化法を通じた新たな指標の形成は、地方財政の健全化は当然のこと、公会計改革とあわせて地域が財政の実態を共有し、地域が持つさまざまな資源を活用する発想に転換し、地方自治体運営の再生に結びつける取り組みであると考えられております。

国の真相の目的とは、こうした財政指標から、健全化に向け頑張れない自治体は大きな枠組みの中で合併につなげてもらおうとするもくろみがあるようにも推測いたしますが、本町は非常に厳しいところを自覚しながら、財政運営を図ってまいり所存でございます。

以上のとおりでございます。

山田議長 ありがとうございます。

では、2回目の質問を受けます。14番！

青木議員 質問した私も、大変難しいやつをえらい選んでしまうたなという後悔もあるわけです。ただ、おっしゃるように、細かいことは私は専門的にはわかりません。しかし、私はこういういろんな指標なりを国がやるのには、やはりきちっとした国の目当てが当然あるわけですね。地方自治体を何とか助けようやないかという温かみのある施策じゃないと思うわけですね。

ということは、健康診断をしてやな、わし大丈夫や、どこも悪いことはあらへんと僕も言うてますけどね、しかし、こないきやきつう健康診断されたら、おまえ、あかんでというようなことを言っているように思うわけですね。早期発見をして、何とか早い目に治したがええというのは建前で、ぼちぼちあかんやつだったら、もう一緒になって合併推進のためにやっぱりやらないかんちゅう、この裏をとるといような考え方が私は最終の目的であると、ここにもちょっと町長も書いておられますがね、企みてっかな、やっぱりそういうようなのね、と私はそうとっております。それやなかったら何のために出してあるかわからないわけですね。

そういう意味で、そこで本町のこの指標については、まあまあ町長もおっしゃるように、心の中ではまだまだええ方や、健全な方やでと、ちょっと坂口君の見解と違いますけどね、とおっしゃりたいのかなと、こう思うわけです。

そこでね、もちろん本町のことは大事です。しかし、今後何も即合併じゃなしに、いろんな業務についてもいわゆる広域、広域でやろうやないかと。もう既に広陵町においても消防組織であり、いろいろそういうことでは、またし尿処理、いろいろありますね。そういう広域には今ある、それをどんだんどんだん拡大していきなさい、そして、最後は合併というすんなりとした方向で入るべきではないかなという道筋をつけておられるように私は思いますのでね。

そういうことで、先ほども1回目の質問にも触れましたが、本町のみならず、やはり近隣の合併の枠組みに示されている自治体のことについて、これではっきりといろいろ出てくるわけですね。お互いがストリップになるようなもんですかね。そこで、ぐっと素肌を見てから結婚してもええなというような感じになるわけです。

その意味でね、本町が単独町制でやっていきたいと、これは当然思われるということや、また、住民の皆様の多数もそう思っておられるかもしれません。町長は特にそう思っておら

れるかもわかりませんがね。そこで、町長がおっしゃる大合併、大きな広域の大規模合併というのはおっしゃっておると思います。しかし、一発でそこまで行くのかどうか、それはわかりません。

そこで、近隣の枠組みの中での4市の中でのこういう数字の指標ですね、それが一番気になるわけですね。というのは、広陵町単独町制でいきますと、これはよろしい、選択の自由で。ただし、近隣が瀕死の患者さんがどんどん出てきた場合は、それをどうするのかということにもなってきますわね、国としても。もちろん財政再建団体にほうり込んでいってという話もなきにしもあらず。しかし、ひとつの合併という一つのプロセスを持って何とかしようやないかというような考え方があると思いますので、そこで、他の自治体、近隣の自治体についていわゆる的確な判断材料になっていくわけですので、そこで瀕死の重症者を、何とかリングルなりを打って、カンフル剤でという形で我々が利用と言うたら言葉が悪いけど、活用されたら、大変何のために、町長がいつも言うてなさる、200何人を切ったとうがいうて、一生懸命頑張ってきてくれはるのやけど、合併になってしもうて、えらいよその大きな、きのう八代議員もちょっとおっしゃってましたけど、そんな人の面倒を見ていかんのやったら、ええ、努力したのに、汗かいたのに、町長一生懸命で頑張って職員さんに嫌われてまでやったのにやな、合併の段階になってもうたらもとのもくあみやということになることにもなれば、何のためにやったかわかりませんね。

そういう意味も踏まえて、本町の指標、ただし、おっしゃる今現在はこうである数字ですからね。これは10年後、一体どのぐらいの数字をたたけるのかな。いわゆるこのままずっと健全やないけどね、指標。いわゆるこれかて国もせこいでんがな。初め18%やって、20%に上げて、よう見たら、えらいみんな病気や。そうや、これは病気のちょっと数字違うやな、いわゆる血糖値でも下げようや、もうちょっと上げてから行こうやいうた、平均値で持っていくようなことになっているわけですね。ということは、裏を返せば、結果、国の目当てが見え隠れするのがわかるわけです。と私は思います。

そういう意味で、この指標、今示されている広陵町のこの指標が一体どのぐらい保っているのかということ、一番大事なことになると思いますので、どのようなシミュレーションを今持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

山田議長 2回目の答弁をお願いします。笹井理事！

笹井理事 ご指摘のとおり、4つの指標でもって町の将来にわたる財政負担はどうかというふうな、国のいわゆる新法でございます。

町長が答弁いたしましたように、現在はこの4つの指標の中でいわゆるまず1つ目の実質赤字比率でございますが、広陵町、現在は黒字で決算を打ってございます。したがって、赤字となった場合の比率、これが一つの判断材料になるわけでございます。平成19年度も黒字決算の見通しでございます。そしてまた、20年度につきましても一応の収支のバランスをとった編成をしております。今後の状況でございますけれども、財政計画では当然赤字ということをご想定しないでいわゆる歳入歳出のバランスをとっておりますので、財政計画上の執行をいたしますと赤字が出ないわけでございます。しかしながら、収入面で減収、あるいはまた支出面でオーバーいたしますと当然赤字が出るわけでございますので、将来的な赤字比率については、財政計画を追って予算編成をすれば大丈夫だというふうな思いを持っております。

それから連結実質赤字比率、これにつきましても、まちのすべての会計がどうであるかということになってまいります。したがって、いろんな特別会計もございまして、それから、公営企業会計もございまして、そうしたすべての会計が赤字であるか黒字であるかと、こういう数値で展開してまいります。したがって、一般会計が赤字であっても、別の会計で黒字決算を打てば、これは相殺されて黒字決算となる場合もございまして、現在は私どもは水道企業会計が大きいいわゆる積立金という財源を持っておられる関係で、一般会計がもし赤字になろうとも、この合計で見ますと黒字決算というふうなことになる一つの指標ということでございます。したがって、一番会計の総合的な結果をもって赤字であるか黒字であるかというふうな判断につながる比率でございますので、これにつきましても、それぞれの会計がバランスのよいいわゆる決算を打てば赤字が出ないというふうな状況になります。

一番心配でありますのが国保特別会計でございます。この会計につきましては2億7,000万程度の赤字決算を想定しておりますので、今後、後期高齢者の特別会計とともにその状況を見守らなければならないというふうな感がございます。

それから、3つ目でございますが、実質公債費比率でございます。これが、本町の場合が、一番ややもすればこの比率で再建団体というふうな基準がございまして、早期健全化団体につきましては、この比率が25%以上になるといわゆる早期健全化団体に法律上はなるわけでございます。私どもの平成19年度見込みでは21%というふうな数値になってございます。しかるに、政府資金の繰り上げ償還を行うことによって、これら実質公債費比率についても25%にならないように、先手必勝策、いわゆる繰り上げ償還、借換債、こういったことで財

政事情の悪化を食いとめていきたいというふうに考えてございます。これにつきましても将来にわたる財政負担でございますので、今投資を多くしますと、10年先にそうした財政負担が伴うというふうな財政実情になってきますので、これらも財政計画とともに慎重に財政運営をしなければならないというものでございます。

それから、4つ目の将来負担比率でございます。これはすべての会計、それから土地開発公社、こういったことにつきましての、いわゆる総合的な町におけます、すべての公社も含まれてくる将来負担比率ということではじき出される数値でございます。これにつきましては、近隣の状況で恐縮なんですけれども、土地開発公社の持っております負債が大きければ、これはいわゆる当然この最終的な比率でもって早期再建団体、あるいは早期健全化団体、あるいは財政再建団体というふうな状況になってしまうわけでございます。将来の負担比率が標準財政規模の350%以上になれば、将来の負担比率としては早期健全化団体というふうな状況になってくるわけでございます。

広陵町の場合、土地開発公社におきましては、そうした財政負担を伴ういわゆる先行買収的なものはございません。将来にわたって必ず一般会計あるいはまた国費でもって買い取れる用地を取得しておりますので、焦げつき財産というものはないわけでございますので、この点につきましても将来の負担率では大丈夫だなというふうに感じておるものでございます。5年先までの財政計画を打ち立ててやっております。長期的には長期財政計画というものも持っております。この比率をオーバーしない財政計画を持って、今後財政の運営に当たってまいらなければならないというふうに感じておるところでございます。

一度に大きな投資をしますと、そのツケが将来10年後、20年後に回ってくるという状況をこの比率で、今の法律で防ごうというふうな観点もあろうかと思えます。そしてまた、財政が厳しくなった団体につきましては、国のもくろみでありますように、町長が申しましたように、やはり合併というふうなところへつなげていこうというもくろみもあるかというふうには感じておるところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

山田議長 14番議員！

青木議員 今の理事の答弁の中では、やはり広陵町にとって今現在、ある意味ではそうばたつかんでもええような状況であり、将来5年ですか、にはある程度瀕死の重症じゃないなというふうなお答えと、こう受け取ってよろしいですね。

そこでね、もちろんあらゆる手当てというのがありますわね。大手術以外いろいろ手当てしますわな、病気でもね。いわゆる末端の治療ちゅうやつですね。それはそんでええですけ

ど、やっぱり心臓にかかわる手術になれば大変なことになるわけですから、そこで、広陵町が今後、もちろん平成22年ぐらいがその償還金のピークになるということもお聞きしておりますし、峠が越えたときに、そこから税収の見込みもいろいろ出てくると思いますが、広陵町もおかげさんで人口増の売り上げが上がっているというのはあると思います。商売でも一緒ですわね。経費も食うけど、売り上げも上がる。しかし、経費をまさる売り上げがあったというのが香芝市と、今現在ですよ、と思います。

しかし、隣のまちのことを言うていきませんが、開発公社の相当なる塩漬けの問題もあるわけで。おかげさんで広陵町の場合はちょうど町長、助役さんのときにらつ腕を振るっていただきまして、そういう土地のちゃんとした買い戻しもして、有効活用もされ、おかげさんで塩漬け土地とかはないというのも、我々もかかわってちょっと力になったのかなと、こう思っているわけですね。そういうようなことで。

それと、いわゆる文化会館の建設とか、大いにみんなわあっとやったときに、広陵町は静かにしてたと。これも一つのよかったのかな。建てなかって褒められたというのはこのごろよく聞きます。青木さん、広陵町は偉いな、ややこしいもん建てへんでよかったがと言われて、前のときやったら、何、しっかりしやなあかんで、おれところは次1,000何人の観客の席やでと言われててんけど、やめるわ言うてね。そやから、広陵町は偉いなちゅうて、今褒めてもうてますねん。私の力じゃないわけですよ。全体にそうであったということで、それが今現在ちょっと部長もええ顔色で答えてくれた一つやと思うわけですね。

そこで、これがどこまで続くのかなというのが、未来永劫ずっといきますやなしに、それはないわけですから、そのところの踏ん切りですね、分岐点。そこで、平成22年のときに、新法、いわゆる合併新法に決断をしていかないかということになるわけですよ。ここももちろん議会で協議もしいろいろやるわけですが、その辺のことをやはりどこかでね、防災センターを建てるかどうかというのを、私は取りかじ、面かじあるけどね、町長の今のかじの取り方は、合併はここにないなと、こう思うてまんのやね。

ただ、いやいや、そう思うてますのや。そやけど、そうであったとして、食い逃げしといったらええなと思うてんのか、それは知りまへんけどね、そうであったとして、将来いろいろなことを踏まえまして、この広陵町の今現在、ある意味での多少若くて多少美人だというような状態のときにやはり将来のことも頭に入れた中で布石を打って、町長、ずっと町長をされるのではないわけですが、そういう意味で大いにその辺のことをきちっとやっぱり決断をしていく分岐点の中での、事前にこのような形でいきたいなということがあれば議会にも

問うていくということで、平成22年度以内にはやっぱりきちっと出さんなんと私は思うので、その辺のことをどこか、どの辺までで、どの状況で一応皆様にご相談しておっしゃると思いますけどね、その辺、町長、本音と言わんでも中音ぐらいいは聞かせていただきたいなと思いますので、ちょっとお願いします。

山田議長 町長！

平岡町長 青木議員からいろいろ広陵町の健康診断に例えてのお話をしていただいたところでございますが、大変わかりやすい例えでございます。国の方もいろいろ考えているようでございますが、我々市町村長寄りますと、そんな話をそれぞれやっております。例を出して悪いんですが、山添村さんは断固として合併はしないと、奈良には行かんというように何かはっきりと会議でも申されている。なかなかすごいなど。孤軍奮闘なまちもあるわけでございます。我々は葛城商工会議所が中心となって、合併をするように一生懸命動きをなさっているわけでございます。御所市さん、また香芝市さんは首長がおやめをいただくということを宣言されておるわけで、ことしまた新たな首長を選ぶわけでございます。またその人のかわればどういふ考えで出られるかわからないというような、首長がかわればその動きも変わるということにも言われているところでございます。

他のまちからすると広陵町は奈良県で一番大きなまちでございまして、広陵町はいいなど、人口はどんどんふえて、もう4万人単独市制を目指して、そして頑張ればいいんやというようなことをおっしゃっていただいているところでございます。我がまちは町民がどんどんふえているのではなく、他のまちからおいでをいただく、広陵町に住みたいなど、広陵町に暮らしたい、広陵町で一緒にまちづくりをしたいという、そういう人たちがおいでをいただくんですから、これももう元気のあるまちでございまして、まちを選んでもらったんですから、それだけ責務も重くなってまいります。

そういう意味で、私は小さなまちの合併よりも、大きなところで、奈良に次ぐ大きなまちをつくれればいい、そうすると、まちそのものも、この役所も、ある意味では残るんですね。このまちの支所としての役割も果たせるのではないかと。余り小さなまちにしますと、どちらが主で、どちらがすべて廃止やと。うちは極端に言えば、隣のまちで合併すれば、もう広陵町はここは公民館やというようなことになると、またこれも大変でございまして、そういうことを平気でおっしゃるわけでございます。こんなことのないように、皆さん方とよくその状況を、私は情報を提供しますので、議員全員協議会等も再三お開きをいただいて、ともに研究をし合ってまちの方向性をお決めをいただきたいなど、ご相談申し上げたいなど、

そのように思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

山田議長 ありがとうございます。

以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に、山村さんの発言を許します。

山村議員 3番、山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従ひましてご質問させていただきます。

厳しかった冬も弥生3月を迎え、ようやく春の兆しが見えます。私たち議員にとりましてはこれから厳しい1カ月間でございますが、見事勝利の花を咲かせられますよう頑張りたいと思っております。

まず1番目の質問でございます。学校支援ボランティア活動事業の推進についてでございます。

学校は地域の教育の拠点ですが、保護者の間には、先生が忙し過ぎる等の意見があります。子供にとって最大の教育環境は教師であり、教師が子供と向き合う時間を確保できる体制の整備は喫緊の課題でございます。文部科学省は、そのための処方せんの一つとしてボランティアの活用を目指しています。例えば海外勤務経験がある人には英語の授業を手伝ってもらったり、学生時代に運動部にいた人には部活動の指導をお願いします。造園が得意な人には校内の花壇づくりなどに力をかしてもらい、設備の修繕やグラウンド整備、登下校の際の安全確保なども想定されています。

小学校の授業を手伝ったり、図書館の運営を手助けしたりといった活動を地域の人に担ってもらい地域ボランティアの拠点になるのがボランティア本部です。文部科学省は、2008年度当初予算案に、新規事業として学校支援地域本部事業50.4億円を計上いたしました。全国の中学校区単位に、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進、教員の不足や忙しさを補うため、保護者や教育への意欲、能力を持つ人材など、地域住民が積極的に学校支援活動に参加することを積極的に促しています。同本部を全国に約1万ある中学校の学区ごとに設置することが検討されており、調整役など、学校というより、地域住民が中心となった活動が期待されています。

既に先進的な地域によってはこうした取り組みが行われておりますが、ボランティア探しの苦労や、多くの地域住民や保護者に呼びかける学校側の諸経費など、経済的な負担が重くなっています。このたび公明党の主張が反映され、各地域本部がボランティアを募る際の広告活動費用やボランティア名簿の作成経費、各種会議の費用など財政面での支援を行うこと

になりました。我が広陵町では小学校で放課後子ども育成教室が実施されますが、中学校も視野に入れ、学校と地域との連携体制の強化を図り、地域全体で学校教育の支援づくりを進めるため、広陵町においてボランティア本部を設置し、学校支援ボランティア活動事業を推進してはいかがでしょうか。

2番目の災害時要保護者支援対策の取り組みについてですが、広陵町防災センターの建設を2カ年で取り組みと施政方針にあります。ハード面はできますけれども、ソフト面はどうか。災害時にみずからの身を守ることが困難である高齢者や障害者等、要援護者を適切に避難させる体制を整備することが自治体に求められています。

阪神・淡路大震災では、死亡した被災者の多くが高齢者等、災害弱者でありました。災害時点で行政が駆けつけるまでには3日かかります。初期の救済体制はまさに地域の自主防災にかかっています。2007年3月の能登半島地震で震度6強を観測した石川県輪島市は、死者1人、重傷者46人、全半壊した建物は1,599に上るなど大きな被害に遭いました。その中で65歳以上が約半数という、市内でも特に高齢化が進んでいた門前町地区では、死者、行方不明者ともゼロで、地震発生から数時間後にはすべての高齢者の安否確認がとられたということです。それは同地区が日ごろから行政と民生委員が協力し、要援護者の情報を把握していたためだったと聞いております。寝たきりは桃色、ひとり暮らしは黄色といったぐあいに色分けし書き込んだ独自のマップが役立ったと聞いております。一方、同年7月に起きた新潟県中越沖地震では、地元の柏崎市が要援護者の名簿を作成はしていましたが、個人情報取り扱いに慎重だったことなどから地元との情報共有が不十分で、迅速な安否確認に活用されなかったそうです。広陵町地域防災計画の中に災害弱者に対する避難誘導體制を整備するとありますが、具体的にどう取り組まれているのかをお聞きしたいと思います。

3番目に健康づくりについてですが、真美ヶ丘体育館において実施していただきましたころ・からだ教室は大変好評です。参加者の方同士も友好を深められたようにお聞きしております。できましたら地域を変えて実施していただけたらとご要望があります。来年度においての実施予定ははいかがでしょうか。

4番目に、介護保険の優良家庭表彰制度についてですが、国民健康保険で実施されておりますが、介護保険でも実施してはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 3番、山村美咲子議員のご質問にお答えします。

まず1番目は、学校支援ボランティア活動事業の推進につきましては教育長がお答えいたします。

2番の災害時要援護者支援対策の取り組みとして、災害時の弱者対策を問われています。答弁として、ご指摘のとおり、有事の際、特に介護を要する高齢者やハンディキャップを持つ障害者の避難等につきましては、災害のあった地域においても対応のおくれ等で非常に大きな問題となったものであります。現在民生児童委員協議会におかれましては、災害時要援護者支援対策マニュアルを作成されたところであります。これからはひとり暮らしのお年寄りや障害者を初め、緊急時の援護が必要な方の同意を得て、住所、生年月日のほか、要介護度や体の状態などの要援護者台帳の作成を協議会で進められる予定であり、必要な情報を提供することにしております。このような要援護者台帳の共有、保管や支援対策マニュアル、災害時の安否確認をして一緒に避難する支援協力員等の隣人愛を持った支援組織づくりを地区民生児童委員と連携して進めてまいります。

3番の健康づくりについてでございます。真美ヶ丘体育館のころ・からだ教室について、来年度の実施の予定はどうかというお尋ねでございます。介護保険特別会計である介護予防事業の一環として、ころ・からだ教室を実施しております。8月から3月まで、主に真美ヶ丘体育館で合計14回の開催予定で、実人員27名、2月末現在で延べ162人ございました。生活習慣病予防や軽運動の実技、指導を踏まえて、自己啓発や地域活動にも関心を持って取り組んでいただくような内容で、参加者からは、楽しく、ためになるとの好評をいただいております。平成20年度においては、教室を終了された方が今後地域活動としてさらに積極的に自主的に取り組んでいただくための支援を行いたいと考えております。また、健康づくり事業の地域展開として、他の地域でも、身近に出かけやすい場所での新たな教室も実施すべく進めてまいります。

4番の介護保険優良家庭表彰制度についてでございます。医療保険制度と異なり、高齢者の介護問題を根幹として創設された介護保険制度であっては、持続可能な予防重視型の制度への転換が図られております。現在、介護保険特別会計の地域支援事業において、家族介護慰労金事業の名称で類似の制度が存在いたします。これは要介護4以上の重度の方が、一定の入院の期間を除き、1年間介護保険のサービス利用がなく、市町村民税非課税の介護者の世帯に10万円の慰労金を支出するものでありますが、現在のところ実績は発生しておりません。

本町の平成20年1月時点の65歳以上の被保険者数は5,694名であり、そのうち要

介護認定を受けている方は954名で、被保険者数に占める割合は16.8%であります。さらに、介護保険のサービスを利用されている方は750名で、同じく、被保険者に占める割合は13.2%であります。被保険者の86.8%、4,944名の方が保険サービスを受けないで、保険料のみを納付されている方である状況です。このようなことから、ご提案のサービス利用のない優良家庭表彰制度につきましては、全国の市町村の補てん・補助制度について調査し、平成20年度に設置する第4期介護保険事業計画の策定委員会において検討をお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

山田議長 教育長！お願いします。

安田教育長 山村議員の質問事項1、学校支援ボランティア活動事業の推進についての答弁をさせていただきます。

お心遣いいただきまして、まことにありがとうございます。教育を取り巻く制度も年ごとに変化をしており、日々対応に追われている状況で、確かに学校現場も忙しい毎日でございます。来年度は県におきましても主幹教諭を義務教育諸学校で10名程度配置される計画もあり、児童生徒への指導業務、個別課題や突発的な危機管理業務の充実が図られます。

ご提案の学校ボランティアでございますが、従前より社会福祉協議会におきましてボランティア登録の制度を設けさせていただいております。今後住民の方々に広く呼びかけ、ボランティアとして登録をお願いし、登下校の見守りはもちろん、学校行事の準備や支援、校内環境整備など、多岐にわたる分野の協力をお願いできれば幸いと存じます。

また一方で、総合的な学習の時間の指導者、部活動、クラブなどの指導者や助手なども協力いただきたいと思います。議員の皆様におかれましても、地域で協力をお願いできる方がおられましたら、登録のお声がけをよろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

山田議長 2回目の質問を受けます。3番議員！

山村議員 では、まず1点目の学校支援ボランティア活動事業の推進についてでございます。

今、教育長がご答弁をいただきましたけれども、社会福祉協議会でボランティア登録をされているということですが、一般的に広い範囲でということで、少し目的という意識が薄くなってしまうかなということも懸念があります。

先進的な事例、教育長もよくご存じだと思いますし、今、世間を騒がせました杉並区の和田中学の例でございますが、和田中学校では情報産業大手のリクルート出身の藤原校長が中心となって地域本部を設置されたということで、地域の方に土曜日の活動を任せたり、芝生の整備をしてもらったり、また、地域全体で学校への支援ボランティアが活発に行われてい

るといふことで、最近では有名になりましたのは、学校と塾のかかわりに一石を投じた学校での大手進学塾講師による有料授業、夜スペシャル、夜スペといふことが大きな話題を呼びました。

これは一つの例ではございますが、閉鎖的な学校から開かれたネットワーク型への学校といふことの変革をテーマに、外部のエネルギーを取り込むことで学校教育の効果と向上をねらっているといふことではございます。このネットワーク型学校とは、地域に開かれた学校を目指すために、学校・教員・地域がともに連携し、外部のエネルギー、人、物、情報等を取り込む新しいスタイルの学校で、和田中学校で実践している地域本部を核にした学校運営は代表的なモデルと言えらると思います。

なかなかこういふ、さっき教育長も言われたとおり、ボランティアを募るといふことは非常に難しいものがあるかなと思ひます。私も今、各地域を回っておりますけれども、やっぱり教育経験をされた方が非常に多いといふことには気づかせていただきました。こうして地域に埋もれている、きのう町長が坂口議員のときに言われたように、埋蔵金ですね、知的財産、こういふものをどんどん発掘していくべきだなど。それはネットワークも利用しなければいけないかなといふのも感じております。こうした先進的なといふのは、本当に中学校のこの藤原校長が核になって、熱意を持ってこういふふうに取り組まれた結果であると思ひますけれども、今後広陵町でこうした非常に強力に進めていこうといふ意欲があるのかどうかといふものをお聞きしたいと思ひます。

山田議長 教育長！

安田教育長 基本的には、私は信頼される学校を目指してといふところで、地域と家庭と学校が一体化していくことについてはもろ手を挙げて賛成しております。

昨年度から取り組んでおります早寝早起き朝ごはん、ああいうのも、私は横断幕をつくるときに、行政の方もつくるのも一つの方法ですけども、私は学校の方にお任せしました。材料は私らの方で提供するけど、アイデアと労力、それはボランティア、また学校なり考えてほしいといふような形で、同じようなことで、いろんなところで、例えば小学校だったら遠足、そういうようなものについてもいろんな方々のお手伝いをいただいております。そういうメリットはあります。

それからまた家庭教育学級とか、いろんな校内での中ですね。特に広陵町は、中部にしては外国経験者が多いですので、そういう方々の話も聞かせていただく。また、この間も私のところへ転入の方が来られたわけですけども、そういう方々が私のところに来られてそんな話

をしたときに、その方もぜひ日本を知るためにもしたいし、また、私の出身の国のことも知ってほしいと、こういうことを言われて帰っております。

ただ、そういういいところばかりではないことも私は知っております。そのデメリットの話もしておきたいと思えますけれども、よくクラブと部というのは皆さん一緒に使われるわけですけれども、中学校の場合は部活動というふうにするわけですが、やっぱり日本の部活動はまだ教育の中の一環ですし、そういう制度です。だから、例えば引率も学校の教師がしなくてはならないと、こういうことになっておまして、外国のように社会教育にお任せするということはできておりません。そういうところもよく踏まえながら地域の人々の力はおかりしたいと、同時にアイデアも、いろんなところをおかりしながら開かれた学校を目指していきたいと思っております。以上です。

山田議長 3番議員！

山村議員 今の教育長のご答弁のとおり、本当に開かれた学校ということを、地域の方がこれから、団塊の世代とよく言われますけれども、多く地域に帰ってきていただくときに、その築かれた経験というのをもっともっと生かしていただくというためにも、ぜひ広報というか、ボランティア募集というものを、こういうことに協力していただきたいということをもう少し強烈にというか、強く募集というか、訴えていっていただけたらって。もともと。

私は、今はインターネットというんですか、ホームページというのをいつも言わせていただきますけれども、こういう教育を目指しています、広陵町はこういう子供を、放課後子ども育成教室というのも広陵町にとって本当に初めての、近辺でもないものを取り組みますっていうアピールをしながらね、ぜひ地域の方の力を必要としていますとかいうアピールとかをもっと宣伝、PRしながら、地域の力というのをもっともっと取り入れていっていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

山田議長 教育長！

安田教育長 私は何事に取り組むのも小心者でございますので、初めから大きな何ちゅうんですかね、PRというのは余りしたくありません。うまく一歩が踏み出せたときに、大体こういうことをやっていくと。だから、自分自身で、例えば早寝早起きのときもそうですけれども、私自身は2年、3年ほど前からそのアイデアを持ちながら、私自身はそういう学校とかにはトップダウンの方法はしたくはありません。やっぱりボトムアップというものを目指していきますので、そういうことを時間をかけてやっていきたいなと、こういうふうに。余り性急なものをやっていったときには、私はいい、きれいな花が咲かないのじゃないのかなと思う

わけですけれども、基本的には校長会等、またPTAの方にも働きかけてもらっておりますし、各学校いろんな、校長を初め、PTAをうまく協力しているいろんな人材を発掘していただいているのも事実だと思います。何というんですか、大募集もさることながら、やっぱりその校区校区の中で埋もれた人材というものをきちっと発掘していただくことは、私自身は期待しております。以上です。

山田議長 次に移ってください。

山村議員 じゃあ、2番目の質問に移らせていただきます。

災害時要援護者支援対策の取り組みについてでございますが、本当にきのうの八代議員の質問にもありましたとおり、やっぱり自主防災組織というのをこれからしっかり各地域で立ち上げていく必要があるのかなということを感じております。このご答弁にありましたけれども、民生委員さんが受け持たれている地域というのは非常に広範ではないかなって。真美ヶ丘でも2つ3つ地域を持たれての中で、範囲が広過ぎて、民生委員さんとともにやはり各地域地域でそういう自主防災とか核になる方というのをつくっていく必要があるのかなということを思いますが、川崎市でも、これも先進的な事例ではありますけれども、2007年の12月から災害時の要援護者避難支援制度というのをスタートさせたところであります。要援護者を地域の町内会とか自主防災組織でサポートする試みだそうです。この制度の流れには、まず1点目として、要援護者、またはその家族から市へ名簿を登録してもらおう。2点目に、名簿を要援護者の地元の町内会や自主防災組織、民生委員などに提供する。3点目に、災害時には町内会から要援護者の安否確認や避難支援を行うというものであるそうです。登録は区役所とか健康福祉ステーションで受け付けて、2007年12月末で467人が申し込んでおられるそうです。

こうした今非常に災害が多くなっておりますし、大きな地震も必ず来るだろうという中で、防災組織の建設でもあると思いますので、ぜひこうした役場の危機管理というのも、そういう設備だけでなく、また職員だけで対応できるものでもなく、地域で助け合うという互助の仕組みが大事だと思っております。そうした、もう一度、この自主防災組織とか援護者に対するもっと細かな把握というのを今これからされるところであるのか、今現状はどこまでつかんでいっていただいて、どうされるというのを、ここには進めてまいりますということですので、台帳がまだ予定ですね、これはまだね。ですので、これから具体的にどこまで進めていっていただけるのか、自主防災組織をどうやって、どこまで持っていくのかということ、少し具体的な目標値というものを聞かせていただけたらと思います。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 本当に、緊急時に際しますそうした防災組織、必要であることは実感しております。自主防災組織という、現在、町内の各大字につきましては、既にその編成をしていただいております。古寺、中、百済、広瀬、そして赤部、南郷といった区域につきましては、自主防災組織のいわゆる規約をお持ちでございます。これを広げていくという観点から、いろんな角度で県の方からのご指導も仰いでおります。そしてまた、区長・自治会長会につきましても、そうした自主防災組織の必要性、編成に向かったの取り組みをお願いをしておるところでございます。

当然、地域の力なければ、防災に対してのそうした対策が講じられないというふうなことも事実でございます。当然、防災センターとしての拠点づくりは、ことし、来年というふうな形でハード面は整備をいたす予定をしておりますけれども、職員といえども、やはりその災害の状況によっては本部まで詰めれないと、来れないというふうな実態もございますので、地域の必要性は十分考えられるわけでございますので、そうした積極的な取り組みを要請をしまいたいというふうにご考えておるところでございます。そうした自主防災組織の編成とともに、いわゆる災害弱者の方の対策も講じるというふうな内容に持っていきたいというふうにご考えております。

あと、池田部長が申し上げます。

山田議長 健康福祉部長！

池田健康福祉部長 要援護者の台帳、リストでございます。当然我々担当の方では、障害者とか介護認定を受けておられる方の高齢者の状況というのは把握しております。また、民生委員さんにおかれましても、地域でいろいろとそういう状況の人を把握はされております。そういうリストを当然つくっていくというのは必要でございます。今もう既に高齢者の部分については民生委員で把握をしていただいております。ただ、障害者とかの問題はあるわけです。

今後こういう名簿が作成できても、今度はその方が果たしてそういう災害の要望を持っておられるかどうか、支援をしていただきたいとか、こういうところへ踏み込んでいくということになりますと、地域でその自主防衛組織の中でそういうまたアンケートをとっていただいて、そういう下での対応をしていただくとか、そういうところも進めていかなければならない。しかし、それがまだできない状況であれば、当然災害が起こったときにどういう方がこの地域におられるかということは、名簿はやっぱりつくっていくべきであるということは十分に認識しておりますし、できるだけ早く名簿作成をしていきたい。

ただ、本人さんの同意は今この名簿には必要ないと。災害が起こったときには、この名簿は全部自治会とか消防団とかに提供してやりたいと思います。ただ、協力とかという部分については、今後ご本人さんの同意を得て、そして地域の自主防災組織の中で求められるところで、極端に言えば、最終的にはその方がどの場所で寝起きをしておられるかとか、そういうマップまでつくっていきけるというふうな形を進めていきたい。そういうことで、防災センターの中でいろいろなソフト面で研修の施設をつくって、そこで地域の方にその必要性を自覚していただいて組織を募っていただくようお願いをしていきたいと、このようには思っております。

山田議長 3番議員！

山村議員 ぜひ期限を決めてというか、目標値を持って、防災センターが建設した折には広陵町の全域に自主防災組織ができたというふうに、形はさまざまではありますが、そういう基盤が整った体制をとっていただきたいと切に希望いたします。

では、3点目に移らせていただきます。

健康づくりでございますが、もうこれは非常に真美ヶ丘体育館ですぐ取り組んでいただいて、参加者の方たちの喜びの声を聞いております。そこに参加することで一緒にウォーキングするようになったんですよとか、やっぱりこういう真美ヶ丘というのは人間関係が希薄なところもありますので、そこでやはり仲間ができたということもお声を聞いております。また、違うお声では、真美ヶ丘の中でも南とか、違う地域の方では全然知らなかったということで、こういう教室は余りにも人数が多過ぎるとできないということもありましたので、その地域の中で限定されたのかなということもありまして、ぜひまた違う、真美ヶ丘の南の地域でもというお声もいただいたりとか、できましたら旧村の方でも、そういう今、地域づくりというのか、地域でみんなで声をかけながら健康づくりということも必要なのかなと思ったりしますので、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思っております。

介護予防についての健康教室だけで、それもいろんな年代の健康づくりが大事かなって思われます。介護予防のためのそういう取り組みも必要ですし、もう少し若い方たちの心と体というか、この間、本当にこれは言っているのかどうかかわからないんですが、団塊の世代の方が家庭に入ってこられると奥さんのストレスがたまるという、そういう私たちの心のケアもしてほしいというお声をいただきましてね、なかよし広場の少し熟年バージョンというか、そういう交流の場というか、そういうことも必要なのかなというのも感じております。

やっぱりそういう非常に高い年齢の方が、介護予防で筋トレとか簡単な、されているとこ

ろが高知市なんですけども、100歳体操ということで、本当に少し負荷をかけて、重りをつけながら、40名の方たちが集われてそういう100歳の生き生き体操をされているとか、そういうこともありますので、広陵町でも筋トレのトレーニングマシンも買っていただきましたが、それを使う器械のところに行けないけれども、そういう負荷をかけながら地域のところでまたするというのも考えていただけたらなと思いますが、そういう、どこまで地域ごとで進めていけるかということの、これからの取り組みの具体的ということはあるでしょうか。

山田議長 健康福祉部長！

池田健康福祉部長 健康づくりのことについては、いつも議員さんからいろいろご提案いただきましてありがとうございます。

介護予防というふうな形でございますけども、介護保険につきましては、40歳から以上が保険料の方を納めていただいておりますので、そういう方も対象にしております。すべて1号被保険者というようなことでは我々は思っておりません。

そういうことでいろいろな教室を、今、こころ・からだ教室を実施しております。こういうところについて地域でまた実施したいという要望がありましたら、それには当然実施をしていきたいと。本年度も介護予防の一般高齢施策、介護保険の制度の中で一応予算の中です。200万程度の予算は組んでおります。1チーム15名ぐらいで5チームぐらいできるだろうというふうな形で予算は設けておりますし、また、OBの方につきましても当然今後は続けていただきたいというふうなことで支援をするということで、今、運動のクラブとか、それから栄養のクラブとかございます。こころ・からだ教室も一応今の部分は終了されますので、その後いろいろな支援をというふうなことがありましたら、講師派遣とか、保健師が行くとか、いろいろなことをさせていただきたいというふうなことで、これも60万ぐらいの予算は計上させていただいております。どんどんそういう申し出がありましたら喜んで支援をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

山田議長 3番議員！

山村議員 また違う話なんですけれども、健康づくりの中でサン・ワーク広陵にあったトレーニングの器械を中央体育館に移していただきましたが、そのお声の中で、非常に使い勝手が悪いという、もう少し使いやすい、何か雑然と置いてあるだけで、あれでは少し、スポーツジムのことを思えば違うとは思いますが、もう少し使い勝手のいいトレーニングルームにさせていただきたいというお声がありました。温水シャワーもつけていただくというこ

とですので、ぜひそれにも取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 トレーニングルーム、おっしゃっていただいたとおりでございますけども、温水シャワーを平成20年度に設置いたしまして、より多くの方にご活用いただきたいということでございますので、今いただいたご意見を十分生かしまして、配置などを検討を加えたいと思います。以上です。

山田議長 次に移ってください。

山村議員 4点目につきましては、またご検討を前向きにいただくということですので、どうかよろしくをお願いします。

以上で終わります。

山田議長 ご苦労さまでした。

以上で山村さんの一般質問は終了いたしました。

次に乾君の発言を許します。どうぞ。

乾議員 山田議長のお許しを得て登壇し、一般質問をいたします。10番、乾浩之です。1期目、10番としての最後の場を与えていただきまして、今回の質問は約4年間継続的に質問してきた事柄で、聞き苦しい点多々あると思いますが、4項目、9点について通告しておきましたので、ご答弁よろしくお願いいいたします。

それでは、まず1項目は公共交通の意向調査に関して2点お尋ねいたします。1点目は、半年前の9月、第3回定例会の町長答弁に関連して、その後各資料の集約や検討をいただいておりますが、その進捗状況を知りたい。2点目は、システム導入方法で、最適なものとして予約型配車運行、ダイヤモンドタクシーシステムについての調査や研究の進捗状況はどのようになっていますか。

次に、2項目は旧清掃センター解体工事に関して3点お尋ねいたします。まず1点目は、解体工事のためのダイオキシンやアスベストなどの事前調査と基本設計のコンサルタントに委託されていますが、その後の進捗状況を知りたい。2点目は、環境対策、安全対策、高度な技術からの総合評価落札方式についての基本的な定義を聞きたい。3点目は、地元業者の参加の仕方についていろいろご検討していただいておりますが、その後何らかの進展がありましたか。

3項目は地域の活性化のため2点質問いたします。1点目、大型店舗イズミヤの建設計画について、その後何らかの進展がありましたか。2点目はワンダーランド計画に関するもの

のです。新清掃施設を含む約1万1,200坪をワンダーランドとして位置づけて、約8,500坪、76パーをクリーンセンター広陵として19年2月から稼働していますが、残り24パー、2,700坪で有効利用計画立案は進展しているのですか。

最後の4項目めは通学路の安全確保について2点質問いたします。

1点目は、約1カ月前、1通のはがきが私の後援会事務所に届きました。1人の男子中学生のものです。原文どおり読みます。

育てる会のポスターを見て、絶対に訴えてくれると思ってお願いいたします。百済へ帰る中学生の通学路で、大山クリニックから変電所間は助けを求める家もなく、寂しく暗いので、街灯、投光器をつけてほしい。特に新森橋から森垣内へ下る坂道も同様に、カーブで下り坂でスピードがついてしまい、前方から何か来ても危なく、怖い。先生に言っても知らん顔で、おとろしい。知るかど全く力になってくれない。現地を一度見聞してやってください。

2点目は、広陵北小学校から本通りの危険箇所には白線などの延長を、年次的なものに計画できないものか。

以上、4項目、9点にわたり質問いたしました。長時間のご清聴に感謝いたしますとともに、厚くお礼申し上げます、私の壇上での質問を終わります。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。町長！

平岡町長 ただいま乾議員から、4年間の集大成による4項目、9点のご質問でございます。

まず初めは、公共交通のシステム導入について、調査や研究の進捗状況はどうかというご質問でございました。答弁として、公共交通の意向調査に関してのご質問であります。平成20年9月、高田平端線のバス路線廃止により、地域住民の老人や学童等、いわゆる交通弱者にとって公共交通機関は必要不可欠なものであると承知しており、本年度、広陵町東部地区まちづくり交付金事業の中で、補助枠として1,000万円を予算計上しています。

現在、アンケート調査、視察地における導入実施状況、インターネット情報による運行状況の把握に努めています。本町において、今後直営方式、委託方式、主要な駅、他町への乗り入れ、病院とか大型店舗等の経路ルート、料金体系など、想定される方策の幾つかをまとめ上げ、実際に乗っていただける地域の代表の人たちを交えて相談し、議会とも協議しながら、今年度上半期までに最善の方策を決定したいと考えています。

次、2番目でございます。旧清掃センター解体工事についてのご質問でございます。まず、現在施設解体案の工事手法について詳細にチェックをかけているところでございますが、案がまとまり次第、議会に報告させていただきます。

2番の本工事では、騒音、振動、粉じんなど、法による環境基準値が定められておりますが、周辺住民に配慮した環境負荷の低減対策を企業に求めています。総合評価落札方式とは、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法を総合的に評価します。例えば解体工事の場合、工法的には各社とも大差はないと思われませんが、防塵シートの覆い方や残骸の処理面での環境に対する配慮などで各社の主張が出されることを期待するものです。その上で、価格と技術の両面から最もすぐれた業者を落札者といたします。技術提案書の評価は副町長が委員長となっている総合評価審査委員会が審査をし、2名の学識経験者の意見を参考とした上で委員会が決定することになります。

なお、地元、馬見南3丁目自治会とは本計画の進捗について協議を重ね、ご理解をいただいていることも報告しておきます。

3番目、地元業者については12月議会でご質問をいただいておりますが、引き続き、どのような参加の仕方がよいか、現在検討しているところであります。

次に、3番目の、地域活性化のために、大型店舗イズミヤの建設計画についてのその後の進展がありましたかということでございます。安部地区計画の進捗状況であります。先月2月に奈良県庁内において、農政課、都市計画課、資源調整課、金融商業振興課、そして町を交え合同会議を行い、今後の進め方等に再確認し、道路や河川、交通などのインフラ整備の協議も並行して進める確認をしたところであります。その協議と同時に、新しい都市計画ルールにより、隣接するすべての市や町に計画の内容を説明を行ったところであります。すべての市や町からエールを送られる状況であります。

また、地元や地権者への説明会ではありますが、早急の実施すべく、地元と日程調整を行っております。町活性化のためにもぜひとも必要な地区計画であり、今後も早期実現に向け邁進してまいります。

次、3の2でございます。新清掃施設を含む1万1,200坪をワンダーランドとして位置づけておりますが、残り24%、4分の1の9,000平米、有効利用計画立案は進展しているのかというご質問でございました。

ワンダーランド計画につきましては昨年9月の議会においてご質問をいただいておりますが、その後の経過といたしましては、現在、現状に即した施設の整備手法や民間企業を誘致するための立地調査等について専門業者に発注をしたところであります。今後その調整結果を踏まえ、町としての具体的な素案をまとめた上で議員の皆さんと協議をさせていただき、整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度予算におきましては、多目的広場の部分の3,000平方メートルを補助事業として買い戻した上で整備を行ってまいります。

次に、通学路の助けを求める家もなくという中学生の声を届けていただきました。そしての質問でございました。通学路の安全確保のための街路灯設置に関するご質問をいただいておりますが、ご質問のちょうど百済赤部線につきましては現在整備中であり、街路灯も整備にあわせて新規につけかえをさせていただいておりますが、一部未整備の区間につきましては、今後の道路整備にあわせて街路灯のつけかえを行う予定をいたしております。なお、道路未整備の区間につきましても、電柱等への設置により対応させていただいているところであります。また、その他町内の住宅開発等により新たに不安視される箇所におきましても、あわせて順次計画的に改善を図ってまいります。

最後の質問でございます。北小学校から本通りの危険箇所、白線などを延長せよと、年次計画はできないかという質問でございます。ご質問の白線につきましては、歩道が設けられていない道路で、歩行者の通行安全を確保するための路側帯の設置についてお尋ねですが、本来通学路として指定されている道路における児童の安全確保からも路側帯の設置が必要であり、既に危険な箇所に路側帯を設置しております。毎年各学校ではPTAとともに通学路危険箇所の点検が実施されておりますので、これらの危険箇所、及び議員のご指摘のある区間もあわせて学校やPTA及び警察とも協議をしながら、路側帯及び停止線等の安全対策について検討を進めてまいりたいと考えます。

以上のおりでございます。

山田議長 2回目の質問をやってください。10番議員！

乾議員 町長、詳しい答弁をいただき、ありがとうございました。

1つ目の公共工事意向調査に関してですのやけど、先ほど答弁の中に平端高田線ですか、それが廃止路線になるということを今初めて聞きましたんやけども、これは町民の方々にももうこういうことは報告しておられるのかと。私はこれを今初めてちょっと知ったわけですよのやけど、そやけども、これいわゆる百済と高田線の廃止の路線と同じで、議員さんいてるのに、そのときに何で言うてくれんのと、もっと何かええ方法があったんと違うかというようなことも言われたこともあります。

そこで、私が思うのには、これ奈良交通ですか、NCですか、ちょっとわかりませんのやけど、その辺の話の中で当然赤字路線やというのはわかるんですけど、金額を上げて、廃止になるんだったら、全くなくなってしもうたら、今の利用している人らはもうたちまち大変

なことになると思います。そこで、金額を上げて、バス会社に対してどんだけ足りないのやと。何ぼあったら継続して今までどおり走ってくれるのやと。そういうふうなバス会社とのお話し合いをしていただいたんかと。全くそういうお話し合いはしてなかったんかと。いや、実はこんだけ足らんねんと。こんだけ見てくれはったら、どねんか、継続してまた考えてみますという声をいただいたんかと。そういう話をしてもうたんかということを私は聞きたいです。

これまあまあ、平端から高田までバスの利用をしている方も、私は朝、毎日会ってるんです。ちょっと古寺までそのバスに乗って行ってはるお方がおられます。ちょっと体は不自由ですわ。その人らはこれたちまちとまってしもうたらどうしてそこまで働きに行くのかということ町の方ももうちょっと考えて、廃止路線になったから、バス会社が赤字路線はあかんねと、ただそれだけではあかんのと違うかと。今、町長の答弁の中で1,000万の経費を計上してもらったと、それはありがたいお言葉をいただきましてんけど、廃止路線になる前にもうちょっとそのバス会社とお話ししていただいたんか、ちょっと少しその辺をお伺いいたします。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 現在の高田平端線のバス路線の廃止の件につきましては、町長に、いわゆる奈良交通からこういう経過によりまして廃止したいという、その申し出を文書として受け付けをさせていただきました。それで、その後に、奈良交通としてもこれら廃止につきましては県の許可も当然要るわけでございます。そうした経過につきましては、今後地元と話をする機会も経てこうした結論を出されるというふうになってまいりますので、まだ町としての考えを奈良交通に意見するというタイミングが残されておりますので、その協議の中でこうしたことを強く意見申し上げていきたいというふうに考えます。

山田議長 3回目にどうぞ。

乾議員 それで、町民の方に9月に廃止するということを、まだ報告とかいうことは全くしておられないんですか。

山田議長 じゃあ、副町長！

山村副町長 ただいま部長が申し上げましたように、奈良交通からは申し出があったことは事実でございます。ただ決定事項ではございませんので、一応奈良交通は9月に廃止をしたいという申し出がございました。資料等も添えて出ております。町長の方は、近隣の、これは広陵町だけの問題ではございませんので、この運行する路線の所在の市町がございましたので、

その市長、町長とも協議をしていただいております。それぞれの意向も確認をしていただいておりますが、雰囲気としては各市町が費用を出してまでというところは難しいというような雰囲気をつかんでいるのは事実でございますが、今後議会の方にも、また利用者の皆さんにもお知らせする機会をつくらなければならないと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

山田議長 次に移ってください。

乾議員 ありがとうございます。

次に移ります。

清掃センター解体工事に関しましてですけれども、解体する工事に当たりまして、煙突ですね、当然周りにはテントを張って防護壁いうのを立てて、粉じん飛ばないように、また騒音の抑えるような形でやられるのは当然だと思いますのやけども、煙突を倒すときに、ドーム形ですが、完全に囲ってやっていただくような方法とかはあるのかなど。完全に飛ばないようにね。それが飛んだりしたら、当然今までから粉じんできろいろ悩んでいる方がたくさんおられると思いますのやけども、とにかく飛ばないようにできる方法はあるのか、ちょっとお伺いしたい。

山田議長 中尾理事！

中尾理事 お尋ねの件でございますが、ご心配ごもっともだと思います。煙突、それとセンターの本体ともに、完全に天井までおおって作業をするという条件の中で設計を今させております。当然粉じんが外へ飛び出ない、洗濯物にそういうのがつかないという状態にして、解体を中でやると。そのおおうことによって振動、騒音も軽減されるというふうに思っておりますので、そういう設計でもって発注をかけていきたいというふうに計画いたしております。

山田議長 10番議員！

乾議員 よろしくお願ひします。

それと入札方法ですけれども、ちょっときのう私もしっかりしてたらよかったんですけど、下水の方で、年度内でできないから来年度の繰り越しで下水の方がなっていると。これは今見てるんですけどね、2,000万、4,000万、大体大きく1億足らずの金額が繰り越しされてます。これは年度内で、補助事業やから、なぜこの年度内にできやんかったのかと。何でこれを繰り越ししてまで、今私も私なりに思うてんですけど、その入札方法を考えると。今、総合評価方式を導入しようと考えてるといようなことをちらっと聞きましてんけどね。それはまあ国からお達し、町長のお考えで、そういう形でとっていくのも私はいいい

と思います。そやけども、今年の予算についているものやから、やっぱり町民も今年にはそこは下水が通るやろうと。通ってくるから、また家を建てて、今年のことやから、年度内に建てたら小学校は通えるようなこともできるのと違うかという考えも持っている人もおられると思います。そやのに、その町の入札方法のやり方だけで繰り越しに持っていくというのはちょっといかなるもんかなと思うんですけど、その辺のご答弁をよろしくお願いします。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 ただいま乾議員の方からご指摘ありました件につきましては、確かに年度をずれ込んだことにつきましては心よりお詫びさせていただきたいと思います。ただ、町の事務の効率化ということで、下水道工事につきましてもある程度の本数をまとめた上で入札手続をお願いしている段階であり、また、その答申につきましては、やはり最近特に費用対効果ということで投資効率を厳しく求められますので、町といたしましても、その投資する分について、本当にその効率、どの部分がやはり一番効率的にいけるかという場所選定等でいろいろ協議をさせていただいて、そういう中で1カ所の部分でちょっとおくれた部分がありまして、それがために入札手続に依頼する時期が少しずれ込みましたことによりまして、ちょっと年度内での完成がやはり到底見込めないということで、現在入札手続をさせていただいているところなんですけども、やはりこの3月末までではとても工期が厳しいということで繰越明許をお願いしたところですので、よろしくご理解いただきたいと思います。

山田議長 10番議員！

乾議員 もう1回いけるのかな。

山田議長 もう1回いける。

乾議員 わかりました。

それと、清掃センターの解体で、後の有効利用ですか、更地になって、当然家が建つということになっていきますのやけども、そのときに解体は解体、造成は造成と分けてやられるのか、また、一本で、皆業者に任せてやるんか。それと、その中で区画整理とかいろんな工事が伴ってくると思うんですけども、そこで、地元業者に当然そういう仕事をさせていただくような形を持っていけるのかと。当然大きなゼネコン業者が入札に参加してくると思います。当然地元の業者は金額的にも技術的にも参加できないと思うんですけどね。そこで、そういう特記事例ですか、入札のときに地元業者を使いなさいというようなことを掲げてやっていけるのか。それと、分離発注いうのか、造成、解体とは別であるのかとか、そういうふうなところはまだ表には出てないんですか。そこの方をよろしくお願いします。

山田議長 中尾理事！

中尾理事 跡地利用の計画につきましては、今、どういう方向でいいか、コンサル業者も交えて思案をしているところでございます。今、議員がおっしゃったように、跡地を住宅地として利用するという方針はもちろん決まっておるわけですが、町として跡地の区画整理の事業までやって販売をするのか、または更地の状態で販売するのかという部分の、どちらが町として有利になるのかという部分で、今、調査をまさにやっているという状況でございます。その中の計画がまとまりましたら、議員の皆様にもしっかりと報告させていただくというつもりですので、ご理解いただきたいと思えます。

また次の、後の質問の、地元の業者がそこで仕事をする場面があるのか、チャンスがあるのかというご質問だと思うんですけども、いわゆる町が更地で処分する場合と区画整理をして処分する場合とも変わってくる部分があると思うんですが、なるべく地元の者が、業者の方がチャンスが与えられるような、官製談合にならない範囲でチャンスをつくる話はあるんじゃないかなというふうには思いますので、その辺のところもあわせて、これからの協議に持っていきたいというふうには思います。どうかよろしく願いいたします。

山田議長 次に移ってください。10番議員！

乾議員 よろしく願いしておきます。

それでは最後に移ります。

一中学生が、私に個人的にそういう文書で送ってきてくれました。私も現地に行って確認したところ、やはり危なく、家もないというような状態でした。夜になればちょっと暗いです。そこで、道路が、ちょうど百済赤部線が完成するまでなかなか街路灯がつかないのかということになるんですけど、仮設でね、今、安心・安全な道路としてやね、通行しておるわけですから、仮設でも、こういう仮にでも完成するまでにちょっと明るくしてやるとか、事故があつてからでは遅いと。今もそういう一中学生が、先生に言うても知らん顔やと。そんな寂しいようなことを子供が感じているような文章でした。そやから、そういう経費もいろいろかかると思いますが、完成するまででもいいから、仮に仮設のような形でとっていただくようなことはできますか。

山田議長 森田整備部長！

森田都市整備部長 特に通学路につきましてはPTAの方も毎年通学路の安全確認ということで確認をさせていただいておりますので、そういう中で当然暗い、危険という箇所については、町としましても一応教育委員会と十分協議をさせていただいて、これが街路灯になるのか防

犯灯になるのかは別として、一応対応させていただく方向では検討させていただきます。

山田議長 10番議員！

乾議員 ありがとうございます。

それと、また広陵北小学校から本通りの危険箇所には白線というようなことを私は質問いたしましてんけども、できることなら安全・安心な道路になりますよう働きかけをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

山田議長 以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。1時半まで休憩いたします。

(A.M. 11:48 休憩)

(P.M. 1:30 再開)

山田議長 休憩を解き、再開いたします。

次に、松野さんの発言を許します。

松野議員 では、16年間、64回目の最後の質問をさせていただきます。最後のごあいさつは後日時間をとっていただけるといことで、このいただいた60分間は、最後の1分1秒まで住民要望実現のために頑張っまいます。また、ご答弁の方もよろしく願います。(拍手) ありがとうございます。ちょっと少ないな。

地区計画についてです。地区計画の策定につきましては、施政方針で早期の制定に向け事務を進めてまいりますと述べておられまして、大変大きな期待をしているところでございます。そこで、現在の進捗状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。また、条例制定の目標は来年度の何月議会を目標に制定したいと考えていただいているのかということもお聞きしたいと思います。また、自治会とは密接に連絡をとって、問題点や進捗状況なども含めて、きめ細かな十分な説明をしていただきたいと思います。この点についてもお尋ねいたします。

2つ目、馬見北5丁目の石材置き場等の問題解決をということ。馬見北5丁目の石材置き場、スクラップ置き場、また、最近は大塚の駐車場になっています。この問題は何回も町にも解決の手だてをお願いをしてきた経緯がございますが、もう既に20年以上の長きにわたって解決がしておりません。住民はこれ以上我慢ができない、早期解決に向けて町としてもご尽力を願いたい。この点についてお願いをいたします。

また、3つ目が、南4丁目のマンション建設問題についてでございます。マンション建設について、昨年12月にフクダ不動産と町住民との間で話し合いが行われ、1戸当たり10

0 平米の計画を提示されました。この点につきましては住民との合意事項であったわけですが、ところが、ことしの2月に入って、突然60平米、68戸に変更したい旨を自治会と町に連絡があったということを知っています。町は毅然として指導要綱を守らせるべきであるが、町はフクダ不動産にどのような行政指導をこの間しているのか、具体的に、正確に報告をしていただきたいと思います。

4つ目、男女共同参画事業についてでございます。平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、奈良県では平成13年7月に奈良県男女参画推進条例が制定されました。県内では平成19年4月現在で男女参画に関する計画を12自治体が策定、4自治体で検討中でございます。条例は4自治体が策定、10自治体が検討中ということです。

デートDVが横行しているとテレビの方で耳にしましたけれども、この原因は男女の関係について保守化しているからという指摘がございました。男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず一人一人が個性と能力を認め、発揮することができる男女共同参画社会の構築は広陵町にとっても急務でございます。計画、条例の早期策定を求めます。

5番目、放課後子ども育成教室について。来年度の児童育成クラブの入園受け付けは既に昨年11月に行われています。放課後子ども育成教室で従前の児童育成クラブの機能は保持されるのかどうか。また、受け入れ体制はどうか。これは前の議案質疑でもございましたが、簡単にご答弁をお願いいたします。

6番目、図書館活動の充実について。子供の読書活動計画の策定を施政方針で約束いただき、喜んでいるところでございます。計画策定に当たって子供読書活動計画策定委員会を設置し、委員にはお話し会などのボランティアグループの方や公募による委員を加えていただきたい。2つ目が、学校図書館支援センターと共同でされることは望ましいが、連携の対象は高校生も含めていただきたい。人生の大切な時期に読書離れになるというのが今の実態でございますから、ぜひ生駒のように高校生も対象に含めていただきたいと思います。この点については生駒市を参考に研究していただきたいと思います。3つ目が、学校図書館支援センターの成果が実っているということですが、教師に対する学校図書館サービスを町立図書館と連携して充実し、再来年度以降も町単でも事業を持続されることを強く要望いたしますが、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

7番目、平和を大切にする広陵町にでございます。国民を守るイージス艦が国民を殺すというような、こんな事態が起きて、今、本当に平和に対する問題、関心が高まっている中で、大きな驚きが寄せられているところでございます。そこで、広陵町も平和を大切にするまち

づくりを進めていただきたいと思います。1つ目は、広陵町も非核平和都市宣言をしています。垂れ幕は時々活用していただいていると聞いていますが、看板やモニュメントで平和のまちをアピールしていただきたいと思います。これは玄関の広陵町役場の入る入り口のところに暴力排除宣言のまちという大きな看板が立っているわけですが、暴力排除宣言のまちといえば、逆に暴力が何と多いまちだからこういう宣言をしているのかなと、こんな声も聞くところがございます。ですから、あのようなあの看板を非核平和都市宣言の看板に立て直していただくとか、そういうことも検討していただきたいと思います。

また、毎年自衛隊の新入隊者に対して町長が激励をされ、広報に掲載されておりますが、大変違和感を持つ町民が多いことを聞いておりますし、私も違和感を持っております。他町の方からも疑問を持たれています。今後は激励会をしないでいただきたい。なぜ自衛隊の入隊者だけ激励するのかということは大変アンバランスであり、理解しがたいことですので、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

以上、今回7項目とちょっと数が多いですので、答弁の方は簡便に、的確によろしくお願いしたいと思います。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。町長！

平岡町長 松野議員からご質問をいただきました。16年間の長きのお勤め、本当にご苦労さまでございます。64回も一般質問をなさったということも、よく頑張ってくださいました。今回も7項目にわたりのご質問でございます。簡略にせよということでございますので、簡単にまとめたいと思います。

まず初めの地区計画でございますが、現在、地区計画策定に必要な地区内の現況把握や地元の意向調査等の業務を行うに当たり、都市計画業務に精通している業者に委託するところであります。今後はその結果を集計、分析の上、早期策定に向け鋭意努力してまいります。また、地元へは適宜説明会等を開催し、内容説明や意見交換を伺ってまいりたいと存じます。

2番目の、馬見北5丁目の石材置き場等の問題解決でございます。ご質問の対応につきましては、問題等が発生すれば、関係機関との連携を図りながら問題解決のため協議を重ねてまいっておりますが、北5丁目内の敷地に資材が置かれていることや、ダンプカーが駐車することについては法的には何ら問題ないことであり、規制する理由に当たらないとの結論に達しております。地元自治会長さんとも現地を確認し、土地所有者に対し、歩行者を初め、地域内の交通安全には特に注意するよう申し入れしております。今後も関係機関と協議を続け、違法行為には断固対処していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろ

しくお願いします。

南4丁目のマンション建設問題でございます。本町としては当初から町の開発指導要綱に沿った指導をしてまいりましたが、今回事業者から指導要綱に従わないところの申請があり、現在指導について、県及び弁護士とも協議を重ねているところであります。

要綱とは行政機関の内部規定であり、法的拘束力を有するものではなく、弁護士との協議においても否定的な見解であります。しかしながら、本町としては今後も引き続き開発指導要綱の目的である住民の生活と環境を守り、良好な住環境の形成と秩序あるまちづくり実現のため、根気よく指導してまいりたいと考えます。その旨記した事前協議書の回答をいたしました。

次に、男女共同参画事業についてでございます。個人の尊重と法もとの平等は日本国憲法にうたわれており、差別のない、人権が尊重される社会を目指しているところでございます。しかし、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会における制度または慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されております。本町としましても、性別にかかわらず、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる分野において男女共同参画社会形成の促進に努めています。

また、女性問題につきましては、総合相談、法律相談等、各種相談窓口において相談指導をしています。今後も共同参画社会の実現に向け、講演会、セミナー等の開催や相談窓口の充実を図ってまいりたいと考えております。

ご提案の男女共同参画推進条例の策定につきましては検討してまいりたいと考えています。

次に、5番目は放課後子ども育成教室でございますが、教育長がお答えします。

次、6番目の図書館活動の充実も同様でございます。

7番目の平和を大切にする広陵町というご質問でございますが、激励会をしないでいただきたいということでございますが、答弁として、平和を大切にする広陵町にとのご質問ですが、まず初めに、非核平和都市宣言の看板やモニュメントで平和のまちをアピールしてはどうかとの質問であります。本町は昭和60年12月18日、議員提案で広陵町非核兵器平和宣言を求める決議案が提出され、原案可決されました。これにより玄関前に看板を設置し、住民に啓発等をしてまいりました。

現在の玄関前の暴力追放などといった看板類につきましても、優しい言葉、表現に改めたいと考えています。同時に、国や県及び運動団体により作成されたパネルやポスターについ

でも展示しながら、町民への平和に対する大切さを訴えてまいります。

自衛隊は日本の国を守る使命を担っています。また、自治体は自衛官の募集に関する事務の一部を担う定めもあります。町民が隊員となられたときは、郷土、生命、財産を守るという大きな目標を掲げ活動される崇高な精神に対し、激励を行っているところであります。

以上のとおりでございます。

山田議長 教育長！

安田教育長 松野議員の質問の放課後子ども育成教室についてお答えいたします。

放課後子ども育成教室につきましては、共稼ぎ家庭など、留守家庭の1年生から3年生までの児童を対象とする児童育成クラブと、昨年9月から実施しておりますすべての家庭の4年生から6年生までの児童を対象とする放課後子ども教室を、1年生から6年生までの児童を対象を拡大し、一体的に実施するものであります。現在、文部科学省、厚生労働省、両省において、放課後の子供の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として放課後子どもプランが推進されていますが、今回の放課後子ども育成教室はこの考え方を県内において先駆けて取り組むものであり、町内の小学校に在籍するすべての児童に安全・安心の居場所づくりを提供するものであり、従前の児童育成クラブの機能に比較し、飛躍的な改善を図るものと期待しております。受け入れ体制についても、専属のクラブ長の配置など、スタッフの充実を図ります。

続きまして、質問事項6、図書館活動の充実についてであります。子ども読書活動推進基本計画につきましては、平成20年度中の策定を目指し、現在素案づくりを進めています。策定委員会の委員の選出に当たっては多くの意見が反映できるようにしたいと思っております。

平成13年度に制定された子ども読書活動の推進に関する法律第2条に、子供はおおむね18歳以下の者をいうとあり、高校生も対象になることは当然でございます。

また、学校図書館支援センターも1年が経過する中で、各学校の成果を冊子にまとめ、保護者、教諭等に配付しようと考えております。平成20年度も、支援センター推進計画を立て、文部科学省に現在申請中でございますので、まずは2年目を目標に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

山田議長 2回目の質問を受けます。12番議員！

松野議員 まず最初に、前回の12月議会では寺前議員が質問事項を簡単に書き過ぎて、もっと詳しく書いてくれないと答弁できないって町長もおっしゃっていましたが、私は大変細

かく今回も質問しておりますが、的確に答弁いただいております。そのことについて、まず最初に抗議しておきたいと思います。その上で再度質問いたします。

地区計画についてでございますが、これについては、私は町の方から出された計画に従って、大体14か月かかるという計画に従って、これに従って何月議会が最終的の目標になるのかと、今提出されている分ですね、それについては当然こういう計画をお持ちだから確認をさせていただきたいという意味で質問させていただきましたが、これについても答弁がありません。はっきりと、今の計算でいえば12月議会か3月議会には必ずできるであろうというふうに思いますが、この点について、目標ですからいろいろな場合もありますけれども、目標を明確に定めて推進するのが役場の事業のやり方ではなかろうかと思しますので、この点について明確にお答えいただきたいと思います。

それから、現在の進捗状況なんですけれども、今、業者に委託するところでありましてということですが、もう既に地区計画制定の申し入れをしていただいてから4か月たっているんです。これがあと8か月間の計画でいえば、都市計画審議会へ報告をするまでが8か月間ということですから、この間に県との協議、地元と協議とか、たくさんのなさねばならないことがございますが、この状況であれば出された計画すら守れないと、そういうことになってくるんですけれども、この点について、これでも1年4か月も長いなと思っていたんですけれども、今なお誠実にこの地区計画をつくっていくための流れができていないと思うんですが、実際のところ、どの程度の進捗状況になっているのかですね。それから、その8か月ということであれば、これで6月には都市計画審議会へ報告できるという段取りになりますが、この点について計画を確認をしていきたいと思っております。

それから、自治会との協議なんですけれども、自治会とは、アンケート調査される、町の方がされるわけですが、そのアンケート調査を事前に内容、時期について自治会と相談をしていただく、また、その結果についても自治会の方に報告していただく。当然だと思います。また、原案につきましては、これは自治会と話し合っただけで承認していくということについては当然なんですけれども、また、縦覧の手続の方法、日程などについてもその都度、今具体的に言いましたから、この具体的なことについて相談をし、説明をしていただけるのかということを確認したいと思います。

山田議長 都市整備部長！

森田都市整備部長 まず最初の何月議会かということですが、一応担当課といたしましては12月議会を目標に今取り組んでいるところでございます。

それから、まず現況調査、地区内の現況を把握する必要がありますので、そういう件で一応コンサル業務に委託をということで、あす、そういう業者の入札を予定いたしております。その業者が決まり次第、早急に事務を前へ進めていきたいというように考えております。

それから、地元との協議を十分してくれるかということですが、これは議員さんがおっしゃらなくても、当然私どもは地元と十分協議をさせていただいた中で、地元の資産を制限をかけていきますので、やはり地域内の方とは十分綿密に協議もさせていただく、相談もさせていただく、これは、この部分についてどうこうじゃなしに、必要な部分については必ずさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

山田議長 12番議員！

松野議員 では、地区計画につきましては12月議会目標ということで、地元と相談しながら進めていただくことを確認いたしましたので、これで質問を終わります。

2つ目の馬見北5丁目の石材置き場の問題についてなんですけれども、この間何回かご相談しながら、対応も一定はしていただけてきたわけなんですけれども、この20年という間に、最初は周りが全部空き地だったんですけれども、周りが全部家並みができ上がって、大変あそこの部分が異様な風景になっているんです。そういう中で、やはり従前どおりのトラブルが起きているということは変わっていないわけですから、これについて、私は昨年、国土交通省の方に直接お電話で問い合わせをさせていただきました。そしたら、やっぱり地区計画では難しいので、景観法で対応されたらどうでしょうかということでしたけれども、景観法、また新しくつくるといってもなかなか大変エネルギーが要ることです。

ですから、地区計画を策定するに当たって、あわせてあの空き地の問題も自治会と一緒に力を出していただけて、業者あるいは土地の所有者との話し合いの場を持っていく。あるいはここにはそぐわないので、代替地、どこかこういうところはどうか、そういう提案をしていただくとか、そういう解決のために、法律違反でなければ何でもいいのではなくして、地区計画も法律違反でないけれども、法律を新たにつくっていくわけですから、景観法についても法律はないけれども、新たにつくっていくわけですから、広陵町の真美ヶ丘ニュータウンの方向性はそういう方向性でございますから、とにかく地区計画を推進するに当たって、自治会と協力して、そのような協力を一体となつて力を尽くしていただきたいんですが、どうでしょうか。

山田議長 吉村理事！

吉村理事 この件に関しましては、特に空き地という状況の中で、地元自治会長を初め大変ご

尽力をいただいております。我々担当といたしましても、やはり個人の所有地とというのは、私有地ではあってもそれなりの義務というものが当然ございます。また、所有権ということもございます。そのあたりのところで我々は所有者とも今後もいろんな議論を重ねながら、地域にそぐう利用あるいは環境対応をしていただけるように努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

山田議長 12番議員！

松野議員 それでは、この問題につきましても自治会と協力して一緒に進めていっていただくということですので、具体的な部分につきましては今後鋭意努力していただいて、自治会と協議をしながら最大限協力をしていただきますようお願いをいたしまして、この問題を終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、南4丁目のマンション建設問題についてでございます。これも質問をさせていただいて、具体的にどのようなことをしているのかということで、私は内容が、何月何日に弁護士ともこういう協議をしたとか、フクダ不動産にこういう指導をしたとか、そういうところをご答弁を期待していたんですけれども、全体の方向というところの答弁になっているわけなんですけれども、まず、指導要綱は、指導してまいりたいということでは答弁いただいているんですが、これは業者が守るという、そういうものじゃなくて、広陵町が守るべき内容だということですね。それは広陵町がつくったんだから、業者は押しつけられるわけですから、ですから、こういう点でいいましても、事業者は前項の協議を行う前に地元利害関係者と協議し、その同意書を事前協議書に添付しなければならない。町長は協議を申し出た事業者に対し、本町のまちづくりに整合するように指導するものとするということを明記しているわけですから、これはやはり町が本当に一生懸命になって、これに整合させるような行政指導を強くしていくということが求められているわけです。

そういう点について、じゃあフクダ不動産にいつ、どのような話がフクダ不動産からあって、そのときに具体的にどういう行政指導をなされたのか。それから、弁護士とご相談いただいているということでありがたいんですけども、町の顧問弁護士ですからそれはいいですけども、いつ、どのような相談をして、ここに少し見通しがよくないようなことも書いておられますが、どのような言葉を言っておられるのかということ。それから、事前申請ですね。これ、事前申請は出ているのか、いないのかね。弁護士さんをとということですので、事前申請が出されているんじゃないかなと思うんですけども、その確認も、具体的にそういう部分で教えていただきたいと思っております。

山田議長 都市整備部長！

森田都市整備部長 この部分につきましては、2年ほど前から一応話がある部分で、最近までは町の指導要綱に沿った100平米で建設するというので、地元との協議がなかなかできないと。ですので、何とか地元との協議できる場を設けてくださいということで、町も自治会長さんにご無理を願って説明会の日程を設定させていただいて、一応第1回目の説明会を行わせていただきました。これはもう議員さんもお存じだろうと思うんですけど。

で、地元からいろんな要望がありまして、それを地元の方から文章でフクダ不動産に対して、こういう点についてどうしてくれるかという質問状を出された。それについて、フクダ不動産の方から後日それに対する回答をさせていただくということで、地元はその回答の日を設定して、地元へ来られて、その場で、フクダ不動産としては町の指導要綱による100平米は守れませんか、60平米でいきますということをおっしゃったということで、その日はそれで流会になって、それ以降、2月の22日にフクダ不動産の方から、町に対して60平米による事前協議書が出てまいりました。それで、町としましては、一応事前協議書が出てまいりましたので一たん受け付けさせていただいて、それに対して一応内容を確認する上で、面積的に広陵町の指導要綱に沿ってないということで、きょうフクダ不動産に、町の指導要綱に沿ってない部分があるので、町の担当部署と再度協議をするようにということで通知を出しました。

その間、一応町といたしましても、指導要綱といいますのは、以前からも申ししておりますようにあくまでも要綱であり、法的には拘束力がないということですので、県も当然その指導要綱によって県内の開発については指導をされてます。ですので、県にも寄せていただいて、県としてこういう指導要綱はどうされるんですかという話の中で、県としては町の指導要綱は町で考えてくださいと、県の指導要綱は県が責任持って対処すると。負けるか勝つかは別として、県はあくまでもその指導要綱によって指導をします。町もその指導要綱に沿って指導されるか、法的に争われたら負けるものであると、どうするかは町として考えてくださいということでした。

それから、顧問弁護士の方にも、一応、法的にどうなるかということで協議に寄せていただきました。顧問弁護士さんのおっしゃるには、現在の今の時代の流れの中で、指導要綱ではもう対等に争うことはまず不可能だと。指導要綱を改める方が先ではないですかというような、法律の上から見ればそういうことになりますよと。このまま法律上の争いをして、負けてすれば、当然業者は地元との協議も一切なしに建設をしますよと。ですので、そこまで

いくか、ある程度地元の要望を聞いてもらった中で調整していくか、いずれかの方法はあるけどもという返事でしたので、町として、そしたらこれをどうしようかということで、町としても一応内部で協議をさせていただいて、町は過去からそういうことで、まちづくりということで指導要綱で指導をしてきていますし、また、それで今までは皆それに沿った一応開発をしてきてもらっている中で、今、負ける、勝つは別として、町として、そうしたらもう認めようというわけにはいかないということで、町としては町の指導要綱で今後もフクダ不動産に指導はしていくと。

ただ、フクダ不動産がその中で司法の場に訴え出るかというのはちょっとうちではわかりませんが、訴えられたら多分負けるであろうと。負けた場合は当然賠償請求もされるであろうということだけは、議員の皆様方も、当然そういう方向でいけば最終的には賠償請求ということもあり得るということだけのご理解いただきたいと。町は、一応あくまでも町の指導要綱で今後もフクダ不動産には指導をしていくと。ですので、事前協議書は成立しないと。結局協議されても、うちはそれに沿って指導をしていきますので、あくまでも平行線をたどっていくということでご理解いただけたらと思います。

山田議長 12番議員！

松野議員 いろいろご努力をいただいていることをご説明いただきました。本当に一生懸命頑張ってほしいと思うんですけども、この前ちょっと触れました、真鶴町の給水裁判ですね、これにつきましては、まちづくりでマンションが建つということで、そのマンションを建てることをストップさせるために真鶴町が給水規制条例をつくって、それで裁判になったわけですけども、裁判になる前に真鶴町は、業者は裁判を起こしてくるかもしれない、それは受けて立つしかない、覚悟ができていたということで、かなり決意を持って臨んだわけです。

今回も、これは南4丁目だけの問題ではなくして、真美ヶ丘全体の問題、ひいては、今後広陵町全体のまちづくりに大きな影響を及ぼしていく大変大切な問題なんですね。今、それも南4丁目も地区計画をつくらうという中で、指導要綱すら守らせることができないとなると、やはり行政の指導力についても問われるんです。

この指導力の弱さという部分につきましては、今回はとりわけ当初60平米が町長の方から提案があったんじゃないかということで耳にもしておまして、その点はフクダ不動産はずっと言い続けているわけなんですけれども、そういう経過の中で弱点があったことがこのような結果にあらわれてきているのではなかろうかというふうに心配をしているんですけども、それは町長の方はそんなことはしていませんということで対立しておまして、町長

は言っておられないかもしれませんが、その辺は真偽のほどはわかりませんが、町と業者と自治会との先ほどの話し合いの中でも、やはり裁判になったらあの指導要綱は勝てませよというようなことを町の方も説明をするという、そういう一貫して大変業者に対して弱い姿勢をとってこられたことがこういう結果になってきたのではなかろうかと大変心配をしているところです。

今後、事前協議書が出たということについては、自治会の方とどうい話し合いをしていただいているのかですね。やはり私は大変重大な問題ですから、南4丁目の自治会の力をおかりし、そしてまた真美ヶ丘住民全体の力をかりても、広陵町と一体になって業者を何とか説得をしていただくと、こういう大きな運動を起こしていただかなければ、なかなかこれはここまで来たら解決は難しいと思っているんですけども、こういう点で、本当に今は一生懸命頑張らせていただいていることをご説明いただきました。それは信頼いたしますし、今後も頑張ってもらいたいですけれども、そういう部分で頑張らせていただくのに、今の状態で町だけで頑張っていくのもなかなか難しい点がございますから、住民と一緒に力を合わせて、手をしっかりとつないでいただいて運動を進めていっていただくということが今一番大きな成果につながる可能性があるのではなかろうかと思いますが、この点についてはどのようにお考えいただいているのか、お聞きしたいと思います。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 4丁目が今ちょうど自治会長さんがかわられるとかいう話で、今までの自治会長さんにも一応この件についてはお話はさせていただいてはいますけれども、その自治会長さんももう私かわりますのでということで、ちょっと今のところは話が前へ向いては進んでおりません。

弁護士との協議の中で、先ほど言い忘れましたけども、1つは、地元が住民から裁判を起こすというのも一つの手であると、建設差し止めということでね。それしか手はないであろうということでしたので、町としても今後どうしていくか。フクダ不動産を指導していった中で、それはまたその状況に応じて地元の力もからなければならぬとは思いますが、それはまた今後の成り行きで考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

山田議長 12番議員！

松野議員 今、ひとつ差し止めというご提案もございまして、それも一つの有効手段だろうというふうに私も思います。今、本当に自治会長さんがかわられる、そういう時期でありまし

て、どこまでということもありますが、かわられるに当たっても、引き継いでいく大変大事な問題であることには自治会としても間違いないわけですので、そういう部分について現自治会長さんにしっかりとお話をさせていただき、あるいは住民説明会を町が住民に対してしていただくという方法をとって、ぜひ住民が一致団結して、何としてもここをストップをしていくということを最大限努力していただくことを心からお願いをいたしまして、この質問については終わらせていただきたいと思います。

それから、4つ目の男女共同参画事業についてでございます。これにつきましては策定について検討していただくということで大変喜ばしいことですが、広陵町の実態を、これは奈良県がつくった男女共同参画課の方で奈良県がつくった資料なんですけれども、これによりますと広陵町の実態が明らかになってきているわけです。

これでいきますと、広陵町の方では、審議会等における登用状況ですね、女性の登用の状況ですけれども、これが175分の27で15.4%、近隣に比べましてもかなり低いんですね。それから、地方自治法に基づく委員会等における登用状況では、これは多分教育委員さんが入っていただいたんで、この資料ではゼロですけれども、1になると、31分の1になるだろうと思います。これも全体として低い方ではないかと思います。例えば明日香村では4人、上牧で3人ということですので、そういう部分では、女性の比率がこの部分についても低い状況です。管理職の、これは課長補佐級以上の管理職の在職状況ですけれども、これにつきましては81分の16ということで、現在の配置状況も確認いたしましたけれども、これは19.8%で高い方なんですけど、広陵町は幼稚園とか保育園とか直営でやっていますので、そこでの管理職が多いから人数が多いんですけど、一般職だけで見ますと3人か4人だったかな、で、ちょっと少ないんですね、やっぱり。さらに課長補佐級以上の課長とか、また部長はおられませんし、何年か前にいらっしやいましたけれども、そういう部分で見れば、ほかのところでは管理職の中で教育長が女性であったりとかいろいろありますので、大変寂しい状況やなという実態です。

あとは自治会における登用状況も広陵町はゼロで、これはゼロのところも多いんですけど、近隣では2人とか3人とかなられておられるところがあるというふうな実態の中で、全体としてやはり広陵町は女性の進出がおくれているまちだなということを、数字の上からも実感せざるを得ないんですね。その点については、従前から大変職員さん、女性の管理職にということで努力をさせていただいているということもお聞きしているんですけど、管理職になったらちょっとおやめになったりというケースも私も幾つか目にしているところ

なんですけれども、なぜ、じゃあ管理職になられたらやめられるのかという、その基本的な問題をきちっと解決をして、やはり人口の半分は女性ですから、女性の能力を大いに生かして、それから、女性の目線を大いに行政の中で取り入れていくということは大変必要な問題ですね。

ですので、そういう点では実態調査のアンケート、役場の中だけじゃなくて、外の職場の問題とかいろいろありますけれども、女性全般に係るアンケート、DVなんかも調査したりですね、実態の、されている自治体もあるんですけれども、実態調査のアンケート等を、アンケートを含めた実態調査をしていただいて、その上で数値目標を設定していただいて、問題点を整理し、ぜひそういう形での実効性のある計画、条例を策定をしていただきたいなというふうに思いますが、そのやり方についてですね、どのようにご理解いただいているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほども言いましたけれども、DVがやっぱりなかなか多いということ、特に若い子のDVが多いということ、テレビで知りまして本当に私もショックを受けた状態なんですけれども、そういう問題では教育にもかかわる問題もあろうかというふうに思います。若いときからの教育、学生時代からの教育も必要だということも指摘されているところですが、そういう問題点が今新しい問題として大変大きく浮上してきている状態です。

やはり取り組みを進めておられる自治体では、例えば奈良市でしたら女性問題相談室というのが常設されておりますので、平成18年度の女性問題に対する相談が3,017件も寄せられているんですね。河合町も女性DV問題電話相談ということで、毎週火曜日と金曜日ときちっと決めてなさっておられるから、1年間に64件、誇れる数字では全然ないんですよ。ない方がいいんですけれども、やはりそういうふういきちっと対応されているところでは相談があるんですけれども、広陵町ではそういう体制が整っていないのでゼロ件という、こういう報告になっているんですね。ですので、そういう点では、ぜひ男性も女性も生き生きとした広陵町、生き生きとして働ける、生き生きとして生活ができる広陵町をつくるためにもそのような実効性のある男女共同参画条例を策定していただきたいんですが、再度、今、具体的な部分について述べましたので、その点についてお考えをお聞かせいただけたらと思います。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 男女共同参画基本計画法の中、あるいはまた県の条例の中で、当然、女性の社会進出を阻むという状況はあってはならないというふうには感ずるところでございます。特に女

性職員の登用につきましてですが、管理職につきましての考え方といたしましては、やはり男女同様の考え方で、自己啓発、自覚、認識の向上心、こういったものを配慮しながら、女性の管理職員の昇格につきましても取り組んでいるところでございます。

ただ、平成17年12月に改正されました防災分野における女性の参画の拡大と、こういったこともあります。こうしたところでは、私どもには女性消防団の登用ということで、そうした女性の登用、社会への進出といったことにつきましても、女性消防団の登用を実態としては見ることができるわけでございます。また、比較的各種委員会、それから行政組織そのものにつきましての女性の登用あるいはまた就任は少ないかというふうには思われますが、今後も積極的に男女の隔たりなく登用を考慮してまいりたいなという思いを持っております。

それから一方、女性に対するセクハラ問題や、そして虐待は、これもあってはならないというふうなことでございます。当然奈良市のようなところでは相談件数が多いというふうな実態もご報告いただいておりますけれども、広陵町として、果たしてその相談窓口でないからゼロか、あるのやけども相談がないかといったことにつきましても少し定かではございませんけれども、相談窓口として相談のしやすい体制をとるというふうなことは必要かなというふうには考えてございます。総合相談としての窓口、あるいはまた法律相談としての窓口、本町も開設しておりますので、そういったところで相談しやすい窓口体制にしていかなければいけないなというふうには感ずるところでございます。

また、アンケートそのものでございますけれども、女性に対するそういう日ごろの社会に対する考え方、そういったことにつきましては女性アンケートをとるのも一つの方法だなというふうには感ずるところでございます。今後よく検討してまいりたいと思います。

それから、参画推進条例のことでございますけれども、県下で3市1町が条例の可決をされておるわけでございます。計画書につきましては12団体と、ご指摘いただいておりますように、比較的市部の方でその計画プランというものをお持ちでございます。本町といたしましても、プラン、いわゆる男性女性生き生きプランというふうな、こうしたプランの策定から考え、そして、条例化に進む方法をベターかなというふうにと考えるとございまして、今後そうした内容について、女性の社会進出を阻むことのないように努力してまいりたいというふうには感ずるところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

山田議長 12番議員！

松野議員 前向きに検討していただいておりますけれども、まだまだ、今おっしゃっていただいたことを、もう少しですね、やはり具体的な形で計画としてまずは策定して条例化してい

くという部分について、手順も含めて研究をしていただく必要があるなというふうに思いますので、今後どうか早急にそういう点についても着手されますようお願いをしておきます。

続きまして、放課後子ども育成教室についてでございますが、これはあすの総務委員会でも議論することができますので、この前質問できなかった1点についてだけ、ここでは質問をしておきたいと思います。

これは別にこれと本質的な問題ではないかもしれませんが、このクラブの申請の仕方なんですけれども、去年、申請に行く期間が限られているので、仕事を持っていたら申請に行くのに仕事を休むことが大変厳しいという状況の中で無理して休まれたんですけれども、そういう点については、郵送なり、違う手段も考えてほしいということがありまして、直接担当課の方にご相談して改善をお願いしたことがあるんですけれども、その点について、現状が改善されているのか、改善されていないとすれば、どういう方向でしていただけるのかということについてだけお聞きをしておきたいと思います。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 その件につきましては、申請は来ていただいて、説明をさせていただくと。いろいろやはり説明しなくては誤解を生むこともございますので、きちっと説明をさせていただくために来ていただきたいというのが原則ではございます。しかし、中には来られないという方も、当然家庭の事情でおられます。そういう方に対しましては、郵送なり、来なくてもいい方法を考えて申請を受けるということにいたしたいと。ケース・バイ・ケースで対応していきたいと存じます。以上です。

山田議長 12番議員！

松野議員 ありがとうございます。またそういう形で柔軟に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

それでは、次の問題に移らせていただきたいと思います。

図書館活動の充実についてでございます。これにつきましては前は方向性は答弁していただいておりますが、今回の施政方針の中で、子ども読書活動推進基本計画について策定を目指すということで明確にさせていただき、本当に喜んでいるんですが、これに対して、委員会について具体的に、例えばボランティアグループの方や公募による委員を加えていただきたいということを具体的な提案をしておりますが、これについての具体的な答弁がございませんが、再度この点について明確にご答弁をいただきたいと思います。

それから生駒の方、前も言いましたけれども、生駒市の子ども読書活動推進計画などは

文科省の方も大変推奨している、なかなかレベルの高い内容になっております。ですから、ぜひ生駒の方で学んでいただきたいというふうに思っているんですけども、学校図書館だけでなく、やはり地域が幅広く協力して、子供と本をつなぐ、そういうチャンスをつくる必要があります。そういう部分でいえば、学童保育、今、本を置いてあるところもあるんですけども、本当に良質な、子供に読んでもらいたい本がちょっとどうかなという部分もございます。

ですから、学童保育とか、学童保育などに図書館と連携してきっちりと貸し出しをするということも含めて検討していただきたいんです。それから、塾とか、そういうところであれば、立ち寄り先ですね、子供がよく立ち寄るところへはブックリストや図書館のお便りとかを置いておくとか、あるいはまた入院中の子供とか、さまざまな障害を抱えて図書館に来れないという困難な子供たちに対してはそれなりの別建てのサービスをするということとか、本当にきめ細かい形で生駒の教育委員会の方はこの計画を立てております。

そういう点で、さっきの具体的な委員に対する問題、どうしていただけるのかということと、この計画について、別に生駒だけがいいというわけじゃありませんから、もっと視野を広くして研修をしていただいて、いい計画を策定していただきたいと思いますが、その点についてどうかということをお願いをいたします。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 策定委員会につきましては、現在素案づくりを進めておりますので、それが一応大まかにでき上がりましたら委員会のメンバーなどを具体的に決めていきたいと存じております。

それから、生駒市を参考にとということでございますけども、生駒市も含めた先進地の事例を参考としたいと思っております。

それから、あらゆる場所におきまして団体貸し出しということなんですけども、それは図書館の使命でもございますので、申請があればどの場所にも団体貸し出しをする方向でサービスをしたいと思っております。以上です。

山田議長 12番議員！

松野議員 申請があればじゃなくて、積極的に働きかけをしながら進めていただいて、私も今後住民の一人として図書館を利用させていただきますので、どうかよい計画をおつくりいただきますように、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、平和を大切にする広陵町にとということでございますが、この点につ

きましては答弁がきちっと前向きな答弁が出なくて大変残念だと思っているんですけども、非核平和都市宣言の看板とかモニュメントをつくっている自治体、ちょっと今回何自治体、奈良県であるのかということ調べておりませんが、結構あちこちで目につくんです。近隣でも目につきます。ですが、ここにご答弁いただいている、看板を設置して住民に啓発等をしてまいりました。過去にそういうことがされたことがあるかもしれませんが、これは常に恒常的に啓発していただかなきゃいけない。今、とりわけ平和の問題が取りざたされておりますが、だれもが平和を願っている。これは町長も同じだと思います。ですので、こういうアピールはぜひ住民の皆さんが目につくように、また、町外から来られた方が目について、ああ、ここは平和を願って力を合わせているまちだなということがアピールできるようにしていただきたいんですけど、再度その点についてお願いいたします。これについて大変たくさんお金をかけてやってというわけじゃありませんで、先ほど言いましたように、広陵町の役場の敷地内でも、今眺めましたら十分に立てれるスペースはありますし、どうかその点で再度前向きな答弁をお願いいたします。

それから、同時に国や県及び運動団体により作成されたパネルやポスターについても展示しながら、町民への平和に対する大切さを訴えてまいります。この点については大いに今までやってきていただきましたし、そういう運動団体から平和に関するそういうアピールのポスターが張りたいという申し込みがあればですね、広陵町のすべての公共施設についてぜひ積極的に町が協力していただきたいと思うんですが、これは確認だけしておきたいと思えます。

それから、隊員の問題については、もうこれはちょっと時間がないので、議論をしたいんですが、大変問題があると思います。

私はもう一つはここに書かなかったんですが、小学校の平和使節団の派遣についてですね、広島へ派遣しておられた、この事業が取りやめになったのは本当に残念なことだと思うんですが、なぜ取りやめになったのか。今後、再度検討していただきたいと思うんですが、その点について簡単に、時間がないのでご答弁をお願いします。

山田議長 副町長！

山村副町長 2回目の質問にお答えをいたしますが、先ほど町長も玄関の看板等を、それを表現を変えると申し上げております。議員ご指摘のように、暴力追放のまちというような表現は余り好ましくないのではないかというご意見をちょうだいいたしておりますので、そういった財産を活用して、そのような表現も取り入れて、非核平和都市宣言のまちであることを

訴えてまいりたいというふうに思います。

それから、平和使節団が取りやめになりましたのは、子供たちが、広島に派遣いたしましたし、その式典だけに参加して強行日程で帰ってくるということもございましたし、また、小学生が、すべての町内の小学校が広島へ修学旅行で出かけるということもございまして、重複するということで取りやめをさせていただきました。かわって、平和を訴えるパネル展等を計画を今後も続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

山田議長 以上で松野さんの一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。ご苦労さまでございました。では、50分まで休憩いたします。

(P.M. 2:31 休憩)

(P.M. 2:55 再開)

山田議長 では、休憩を解き、再開いたします。

次に、寺前君の発言を許します。寺前君！どうぞ。(拍手あり)

寺前議員 それでは、32年間の最後の一般質問をさせていただきます。

町長を初め、きょうここに前に座っておられる方々、すべて同じく席を並べた方々で、皆さん方ともお別れして、一町民としてまたお会いさせていただきたいと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、第3次行政改革の答申の住民協働のまちづくりについてであります。地方分権が言われ、そして、第2期分権改革が発せられて、地方六団体が分権型社会のビジョンの概要について最終報告が出されています。そこにも住民自治の確立という項目が入っているわけがあります。また、先ほどから出ている地区計画制定、あるいはまた読者活動計画などは住民参加の試金石であろうとも思います。

第3行政改革大綱は行政改革の具体的な方策として3つに分けており、1つは健全な財政運営の推進、2つ目には優しい行政と住民サービスの向上、3つ目に住民協働のまちづくり推進というようになっています。今回はこの住民協働のまちづくり推進、第3次行政改革大綱を町が真摯に受けとめる、当たり前のことをこれから議論させていただこうとしているわけであります。

1については盛んに答申の実行と成果を賛美し、今回の施政方針でも、歳入につきましては云々、今後におきまして受益と負担の適正化を図るため云々、行政改革の答申を踏まえながらよりきめ細かな見直しを云々と述べています。2005年に総務省が出した新地方行革指針にのっとり、国の責任である地方交付税などの負担を減らすため、住民負担に切りかえ

る方針を忠実に実行しているところでもあります。一方、答申の3本柱の一つである住民協働のまちづくりについて再三質問してきたわけですが、認識に差がありました。ようやくその差が埋まってきているというように私自身も認識しております。そのようなこの重要な3本目の柱についてより深めて、町長がこの答申を大綱を責任持って遂行していかれることを、この最後の一般質問で確認をできればと思っております。

2番目に移ります。

地域公民館、集会所の積極的な活用を。これは合併しない自治体では、最近、地域の力を活用する手法が新たに進展していることは町長もご存じだと思います。この分野での本来の地域自治を実現させていく大きなかなめは、やはりその施設でもあります。幸い広陵町は大字、自治会等に公民館があり、それぞれが規約等に基づいて利用されているわけですが、町の行政課題から見れば、防災、環境、お年寄り、子育て、子供会の新たな育成など、大字、自治会との連携、地域の力の活用を視野に、より密接な取り組みが必要になってきています。町長部局、教育委員会協働の取り組みも必要であり、地域の力の活用と援助のための総合計画立案のため、区長、自治会長だけでなく、専門家や住民参加の審議会を設けてはどうかと提案させていただいているところであります。

3番目に、地域公共交通の整備についてであります。今回イズミヤが包括的な移動手段をつくるということを町に提案していると聞いています。このことを取り入れるためにも、町が責任を持つ公共交通システムの確立が必要です。これも議論を深めてきたところであり、乾議員にも答弁されているところであります。9月に平端線の廃止が予定されている。一層対策が急がれている状態です。公共交通導入検討支援業務委託の報告書も出ており、長期的な展望に立った地域公共交通施設も必要になっていきます。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、これも生活交通の確保のため、利用者や関係機関の参加で協議会をつくることできるようになっています。協議会の設置を要望するとともに、当面の対策も必要であります。今回、公共交通試行運行車両使用料200万円を組んでいただいているわけですが、この具体的な遂行状況についてもお聞きしたいと思います。

4番目に、地場産業の振興と観光行政についてであります。広陵町の特性は、靴下日本一が示すように、明らかであります。経済の活性化はまちづくりに欠かせないことであり、このことも、今、私が議員になって以来数々の提案をしてきました。施政方針でも靴下の市と広陵物産フェアへの引き続く支援を述べておられるわけですが、当然ながら、行政担当の職員が深くかかわり、一体となって取り組む必要性があります。現状は後退していると思

われません。企画段階から職員がかかわり、地場産業の実態を肌身で勉強し、中小企業基本法第6条の理念、理解を実践が必要であります。さらに町内に人を呼び集めることで活性化も図られます。近鉄駅等でもマップが置かれ、近鉄自身が沿線の観光資源の活用に積極的、百済路のリーフづくりも述べているわけですが、関係機関との系統的な協議や活用をきちんと位置づけ、産業振興との連携した取り組みが必要だと思われまます。また、成功例の一つである靴下の市の全国展開を視野に入れた積極的な手だての検討を試みてもいいのではないかとということを再三述べてきたわけですが、改めて最後の質問にさせていただきたいと思ひます。以上です。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 32年間の議会人としてご活躍をくださり、ありがとうございます。最後の一般質問をいただいたわけですが、定評ある寺前節、もう聞けないと思うと寂しい限りでございます。しっかりと聞かせていただいたところでございます。このたびの事前通告書も問題点をしっかりお書きをいただきまして、回答を的を射たものにしたと思ひます。

まず初めの第3次行政改革の答申、住民協働のまちづくりについてということでございますが、ご指摘の2005年3月29日付総務省が指針として打ち出した地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針は、人口減少時代を目前に控え、厳しい財政状況の中で、今後の我が国は地方公共団体が中心となって、住民の負担と選択に基づき、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があると思ひしています。

この指針に沿い、平成18年12月に策定された第3次広陵町行政改革大綱、第3章、住民協働のまちづくり推進につきましては、再三のご質問にお答えさせていただいておりますように、住民参加の機会拡充に努めており、町の附属機関、関係機関、行政団体及び各種行政組織役員などを合わせて約3,000人の方々の参画により行政を支えていただいているものであります。また、人に優しいまちづくりの基本は、住民の皆さんがさまざまな行政のお手伝いをいただくことで、行政施策の推進と、ひいてはまちづくりを支えているという認識を実感していただけるものと考えております。

2番の地域公民館、集会所の活用は教育長がお答えします。

3番、地域公共交通の整備についてでございます。先ほど乾議員に説明させていただいたとおりであります。方策につきましては、ご指摘の協議会設置も一つの策であります。実際に乗っていただける方々の意見を取り入れながら、最終結果を出したいと考えています。

また議会と相談をいたしますので、よろしくお願いいたします。そのときは議員さんおられないですな。よろしく引き継ぎをお願いしたいと思います。

次に、地場産業の振興と観光行政でございます。靴下のまちや交流物産フェアの支援につきましては、商工会館を中心に靴下の市として地場産業の振興にご努力いただいていることに対し、町も積極的に企画から実施、そして反省に至るまで支援をしています。今後も産業振興のため、いろいろな面から支援しますとともに、職員の指導力強化も図ります。

次に、地場産業の実態を肌身で勉強をとのことですが、地場産業のためにはそれぞれの立場で力を合わせる必要があります。町としましては、いかに地場産業をPRし知名度を高めるかであると考え、そのため、行政間のネットワークを生かしたPR活動等、事あることにその機会をとらえ、PR活動に努めているものです。

また、観光資源の活用と地場産業の振興について連携した取り組みをとのことですが、広陵町の文化財に触れて感じていただく機会を拡大していくべく、現在、広陵町古文化会を中心として文化財ガイドのボランティアを立ち上げる取り組みをしているところであり、その中で観光資源とあわせ、地場産業のPRも行っていくこととしています。

靴下の市の全国展開につきましては、業者の方にはメーカーとの間でいろんな問題点があり、大変厳しいと考えています。以上でございます。

山田議長 教育長！お願いします。

安田教育長 寺前議員の質問事項2、地域公民館、集会所の積極的な活用についてお答えしたいと思います。

ご質問いただきました地域公民館、集会所についてでございますが、議員がご指摘いただいたとおり、それぞれの大字、自治会等で管理運営がされているところであります。なお、ご提案いただきましたご意見については、今後、教育委員会、また町部局とも検討いたしたい、そのように存じます。以上でございます。

山田議長 では、2回目の質問を受けます。6番、寺前君！

寺前議員 いつもよりも簡単な答弁になっているんですけども、残念ながら、詳しく書いた割にはでなくて、答弁がいつもより簡単になっているということでもあります。

実際にこの中身は、聞いているのは、第3の柱である協働のまちづくりの問題であります。12月議会で副町長や町長がどのように答えているかといいますと、行革大綱の住民との協働の項目については我々も重要事項として受けとめております。それを踏まえて行政に当たっているということも事実であります。こういうように言われているんですね。これは昨年

の9月議会、12月議会、そしてその前から議論をして、一番最初の答弁が今回出てきた答弁だったんです。一番最初の答弁がこれです。3,000人の参画してやっています。これが大綱の質問の一番最初の答弁です。なぜこの答弁がまたここに出てくるのか。私は行政の方々、特に町長の熱意、これが行政改革大綱の第3の柱のところの認識が不足している。不足よりも、それを敵対する立場に立とうとしているかのように思います。当然第3次行政改革大綱は、町長初め、議会、全町民にその進行を課したプログラムであります。当たり前のことだと思います。それがなぜ一番最初に質問した回答が出てくるんですか。私は、これは広陵町の将来いろいろ言っているけれども、分権時代を迎える広陵町の将来を憂えざるを得ないと強く感じた次第であります。

もう一度、12月議会では、副町長は議員は住民参加基本条例等をシステムづくりに先に行われということをご指摘いただいていると思いますが、その理念に基づいて、行政もいろいろな部門で制度として、あるいは具体的行動として起こそうとしていることはご理解いただいていると思います。今後この行政大綱に基づいてどのように進めていくべきか、再度確認していきたいと思います。

12月議会の答弁ですよ。町長はどのようにおっしゃっているかという、どうした形でつくれば理想とした組織ができるかどうか。条例ができるかどうかは今やっているのであって、その条例をつくらないということを決して言っているわけではない。そういう、今、その条例をつくるための対話をさせていただきたいといただいているところでございます。全くしないということとはかみ合っていないと思います。町長はこのように答えているんです。これは12月議会ですよ、去年の。このところから全く進展するどころか、所信表明にはそのような部門が全くない。

再度大綱を読みますけれども、第3は、住民参加を推進するため、住民と行政がともにパートナーとして相互の役割を果たし、町政を協働して進めることが大きな課題となっている。そこからいろいろ続いていきます。その次に1として、協働への仕組みづくり、方針、住民が主体の行政運営を実現するため、住民活動と町政に関する情報を、住民への公開から住民と共有する体制へ移行する。さらに、住民ニーズを的確に把握するために、さまざまな方法で意見を聞く制度の導入を図る。これが1です。取り組みとしてパブリックコメントの制度、これは奈良県が盛んに取り入れている制度の一つであります。2番目に、仮称、住民協働まちづくり推進条例の制定。3番目に地域コミュニティ活性化の推進、これが3の1であります。3の2ではどのように言っているかといいますと、住民主体の政策立案の推進、

まちづくりの主役は住民であることから、政策形成段階からともにまちづくりに取り組むためのパートナーシップを構築する。取り組みとして、広陵町のまちづくりの各種会議を開催、このようになっているんです。その他いろいろ出ております。住民協働による事業の推進、住民の協働による安心・安全なまちづくり、住民との協働による防災体制の整備。こういう形で出ているものを、なぜこんな答弁書が返ってくるんですか。私は本当に、町長を初め広陵町が、分権型社会、住民主体のまちづくり、このことを真剣に考えているどころか、住民を軽視する姿勢がこういうところにあらわれていると言わざるを得ないと思います。

再度お聞きしますけれども、12月議会で答弁された、その前進のために当然20年度予算編成に当たって、9月議会にも述べておられるところを省いているわけですが、その当時の植村部長は、来年度予算に向けてその取り組みを強めたいとおっしゃった。それで、12月議会では町長及び副町長が先ほど述べた答弁をしていただいている。だから、私はこの質問書に認識が一致してきたと、このようなことで質問したわけです。残念ながら、せっかくこれほど長く今までの事実経過を書いてきたにもかかわらず、答弁が全くなっていないということで、残念でなりません。それでは、先ほど述べた12月議会の答弁に引き続いて、この大綱に基づき私が読み上げたその具体的な取り組みはどうか、質問をしたいと思います。

とめてくれとかなあかんで、とめてくれんと。動いたんで。（不規則発言あり）

山田議長 副町長！

山村副町長 12月議会のときの答弁と違うではないかという、後退しているというご指摘でございますが、趣旨は12月と同じようなご質問をいただいているということから、このようにお答えをさせていただいております。ただ、基本は行政というのは住民あつての行政ですので、住民のための行政を進めるというのは当たり前のご話でございます。そういった……（「いやいや、私が聞いているのはその大綱の中身なんです」の声あり）行革大綱を今後これを踏まえて行政を進める、そのシステムづくりをせよというのが議員ご指摘の点だと思います。条例そのものというよりも、いろいろな施策を立案するにおいていろいろな審議会を立ち上げて計画をさせていただいているのも事実でございますので、その姿勢は……（「いやいや、（聞きとれず）答弁してほしいのや、その大綱の書いている内容、私が読み上げた内容」の声あり）はい、それも踏まえて今後の行政を進めていくということを町長も私も申し上げているところでございますので、この大綱を踏まえて今後も施策を立案してまいるといってございまして、ご理解いただきたいと思います。

山田議長 6番議員！

寺前議員 これ、2回目の最後になってしまうんですけども、それでは、具体的にこの大綱の内容についてどうするのかという答弁をお願いしたいと思います。

1つは、先ほど言った、何度も言っているわけですがけれども、住民への公開から、住民と共有する制度へ移行する。取り組みとして出されたパブリックコメント制度についてはどうなのか。もう一つ、仮称、住民協働まちづくり推進条例の制定、これについてはどうなのか。もう一つ、地域コミュニティ活性化の推進、これについてはどうなのか。きちっと答弁していただきたい。

それから、住民主体の政策立案の推進、政策形成段階からともにまちづくりに取り組むためのパートナーシップを構築する、広陵町のまちづくりの各種会議を開催、こういう内容についてどのように取り組まれるのか。これ以下であれば何のための大綱かということになるわけなんです。大綱を実行するというのが、理事者を初め職員の方々の責任でもあります。それを、この以下の内容で答弁書をつくること自体、私は理解できないということを再度申し述べておきたいと思います。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 住民協働のまちづくりでございます。当然12月議会の答弁におきましても、私どもの答弁につきましては、各組織3,000人の方々によりましてまちを育てた、育てていただいておりますというふうな答弁を繰り返し行っておりますものでございます。それで、当初の答弁というふうなことに戻っておるかのようにおっしゃっておりますけれども、これは一貫して私どものまちづくりは町民の方々によって……（「これに従いながら答弁をしてください、質問した内容で」の声あり）そういう形でいわゆる……（「議長、指導してくださいね。答弁書、質問事項はこれです」の声あり）大綱のそれぞれの住民協働のまちづくり推進につきましては、開かれた町政の推進、まずは広報・広聴の充実……（「パブリックコメント制度、住民協働のまちづくり推進条例、地域コミュニティ活性化の推進、これを僕は聞いているんです」の声あり）2番目の意見広聴制度の導入検討、パブリックコメントを通じての間接的な町参画の機会をふやす、こういったことにつきましても18年度、19年度、20年度、5カ年計画でそれぞれの実行のできるまでの期間を定め、その検討期間も設けておるわけでございます。

それで、大綱で申しますならば、審議会等の統廃合の推進、公募委員の拡大、こういったこともすべてこの項目にあっておりますが、見直し年度としては19年度まで見直しをさせていただきます。そしてまた20年度につきましても、条例の制定に向けて、そうし

た各種いろいろな協働のまちづくりの推進条例の制定につきましても、今年度の条例策定の研究年度から条例策定年度に予定としてはなっております。地域コミュニティ活動の活性化の推進につきましても、今年度方針を策定する年度となっております。こうした関係につきましても、第3のこの住民協働のまちづくり推進につきましても、今年度を基本として、ここ数年で確立しようという努力目標を掲げた大綱となっております。まずは、第1、第2、そして第3の協働のまちづくり推進というふうなところで行政改革推進計画に基づき実施していこうと、こういう思いでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

寺前議員 それから、政策形成段階からのともにまちづくりに取り組むためのパートナーシップを構築するという取り組みの例として、広陵町のまちづくりについて各種会議、これは政策形成段階からのまちづくりという意味の会議ですよ。それも答弁してください。

笹井理事 研究します。

山田議長 答弁してください。

笹井理事 政策決定からのまちづくりにつきましても、今後そのような広聴会等を考慮してまいりたいというふうに考えてございます。どうぞよろしく申し上げます。

山田議長 寺前君！

寺前議員 結局はその文章があるにかかわらず答弁書がこういうことになっているという点で、予定、努力ということになっているんですね。私はそういう点ではぜひその計画どおりに進める、それも公開して進める、当たり前のことを言っているわけなので、随時、後の議員諸侯についてはこのことについて追及していただきたいというようにお願いをしておきたいと思っております。

それでは2番目に移ります。

これは広陵町の財産でもあります。公民館、集会所、そして、地域の力を集める場所でもあります。合併しないまちづくり、町、村の努力の一端として、地域の力をいかに生かすのか。非常に努力をされてきた経緯があります。こういうようなところの問題に対して教育委員会は町長部局と相談するということですが、今、重要なことは、予算を使わなくてもできること、地域の方々の力を活用すること、これは行政がその気になればできることでは間違いありません。

そういうような問題とあわせて取り組んでいく。これは先ほど言った協働のまちづくり、大綱が述べている問題そのものでもあるんです。だから、地域の力、財産を生かしていくと

いうことを真剣に考えていかなければ、広陵町の財源でいかに働いても地域自治が破壊され、そして国からの財政的な締めつけが進む。このような過程の中で生き残っていくための知恵を出し切る、このことは重要であります。そういう点で、先ほどからの地域の力ということを言っているわけであります。

また、その他の議員、一般質問をされている方々の共通しているところは、ボランティアや、または住民参加の住民の力を活用する、このように述べておられるわけですが、結局は地域の力をその地域で活用していく。赤部では、12月議会にも質問したように、自主防災組織があります。これも区長の大変な努力のもとに実現、「自主防災組織」の声あり）自主防災組織であります。地域の力であります。こういうことについて、これは一貫した内容ですが、私はやっぱり述べているように、防災や環境、お年寄り、子育て、子供会などの拠点としての位置づけが必要だと思うんですね。これは他の市町村に見られない特徴なんです。立派な公民館、集会所がきちっとあって、そこが拠点になって活用されている。この財産はもっともっと生かすことができるんです。このことについて、やはり町長部局と教育長が本当に審議会をつくっていくような方向でも積極的に考えて、そして、その財産の活用をきめ細かに発揮していく。その中から出てくる課題について行政が解決していくことが必要だということに思うんですが、この公民館、集会所の積極的な活用のための施策、審議会等々をつくっていくという点については、具体的にどのようにお考えでしょうか。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 寺前議員のご指摘の趣旨は十分理解しておるつもりなんですけれども、現実に公民館、集会所は地域が管理されておるという実態はございます。しかし、条例の目的がございまして、集会所と公民館、分館とは少し目的が異なっておるのも事実でございます。山村議員の午前中の一般質問でもございましたように、やはり地域の人たちが力を結集して地域を支えると、そうした一つの拠点となることも事実でございますので、やはりその財産を生かしていかなければならないということは確かでございます。

そこで、そういう審議会をつくれとおっしゃっておるわけですが、審議会をつくる前に、教育委員会の方では社会教育委員会とか公民館運営審議会等ございますので、その場でまたご検討いただき、ある程度の意見をもらった段階で、必要とあらば町長部局と相談いたしまして、そうした組織を立ち上げたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

山田議長 6 番議員！

寺前議員 手順の問題としてはいろいろあると思うんです。しかし、今、私が言っているのは、分館と集会所、地域公民館とは、中央公民館とは違うという点についても前提で言っております。しかし、いずれにしてもこれは広陵町の財産であり、地域の財産であります。そして、それを活用するという視点でとり行うというのは、きょう午前中の質問でもしたように、要は実態把握ができていない。

各それぞれの公民館は地域の方々が管理運営されています。これは今おっしゃったとおりであり、あるいは私が述べました。そして、そのための規約やその活動をつぶさに調査、研究する必要はまず第1点であります。これがなければ、いかに広陵町がいろいろしようとしたとしてもできようはずがないし、地域の方々の力をかりれるはずもありません。今、徴税義務、徴税に公民館を活用したり、町はそこを貸してもらったりしているのがせいぜいあります。

自主防災組織、広陵町の赤部では、公民館に新たにその対応をすべく集まっているいろいろ研究をしております。そして、緊急時にとっさに必要な物を前へ出したり、いろいろ出したり、いろんな議論もした中で実行しているわけであります。そして、こういうものが子供会も活用、これは赤部にも子供会はあります。そして、それを束ねている町子連があります。そういうところでの議論の出発でもあるわけなんですね。あるいは先ほど言った防災組織、環境づくり、そしてまた子供の安全のための拠点として、そこを拠点にして地域の方々が通園、通学の見守りも拠点としてできていると。そういうような場所です。PTAは毎年夏休み前に各公民館に出かけて、PTAや村の役員の方々と懇談をする。そして、その活用も図っておられる。

こういうようないろんな例があるんですけれども、要は、実態、何日使われているのか、あるいはどんな規約があるのか。こういうことを収集して、実態を調査した上でどんな企画が持てるのか。これは広陵町の企画力であります。企画力と、そして地域の力を合体させるための手だては行政の専門家の指導です。そして、その指導を生かすために審議会や等々をつくる。その前に、おっしゃった社会教育委員会や公民館審議会もあろうと思います。そういうような流れをきちんとつかんだ上で、地域公民館や集会所の財産を活用するという視点、この視点から出発するのであって、そのための手だてしてたんは、手段は行政の中でいろんな方向が出てくるやろうと思うんですけれども、私が今言いました実態把握と、それから町の財産でもあり、地域の財産をもっと積極的に活用するという、その出発点についての認識

は一致できるのかどうか確認しておきたいと思います。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 議員おっしゃるとおり、地域の財産でありますし、また町の財産であります地域の公民館、または集会所を幅広く活用していく方向を検討していきたいということでございますので、寺前議員のおっしゃる方向で考えておるということを申し上げさせていただきます。

それと、昨日の笹井理事の答弁の中で、規約などの資料を収集し、検討するという答弁もされておりますので、つけ加えさせていただきます。以上です。

山田議長 6番議員！

寺前議員 企画力の答弁。町長、教育長も皆、（聞きとれず）

山田議長 じゃあ、副町長！

山村副町長 公民館の利用実態、寺前議員さんの話を聞いておりますと、公民館、集会所はほとんど活用されていないというふうにも聞こえるんですが、そうではないだろうと思います。（「赤部の例を挙げているから」の声あり）私の村でも、公民館で婦人会が手芸や、お年寄りもカラオケをされたり、いろんな催しに使って活用していただいておりますので、この各地域にある公民館、集会所をもっと活用してはどうかと、それを町主導でやってはどうかというご提案でございますので、町としてそういった利用方法をどのようにされているのかという情報を集めて、またそれをお知らせをして、各地域で工夫をしていただく。また、新たな提案をしていくということを町の方で主導でやっていきたいというふうに思います。

山田議長 6番議員！

寺前議員 3番目に移りたいと思います。

今回の問題は小手先で解決できる問題ではないというふうにも私は認識しております。奈良交通が利益の上がないところのを廃線にする。これは国の規制緩和の流れの中で、結局今まで認可制であった路線などは、現在は6カ月前に届け出制になった。廃止かどうかは6カ月前までの届け出制で廃止になる。こういう法律改正も行われてきたところであります。

そういうような状態の中で、今、単純に広陵町で企画されている車両の200万の予算、これはどのように使うのかという問題もあらうと思いますけれども、この一つ一つについては、当然、当面の緊急の課題として実行しなきゃならないというように思うんですね。公共交通試行運行車両使用料を200万組まれております。これをダイヤモンドバス、あるいはまた予約型乗り合いタクシーなどのイメージを持っておられるんだろうというように思うんで

すけれども、このような問題の一つ一つは緊急の課題として大切だというふうに思うんですが、公共交通システムの問題というのは衣食住というように今まで言われていました。しかし、昨今は衣食住交、移動困難者などの利便を図っていくことが重要だというように言われています。

そして、そういう中で、21世紀の（聞きとれず）の諸環境、車社会からの脱皮というような大きな取り組みも始まっています。その1つには高齢社会到来による移動制約者の著しい増加、2つ目には石油価格の高騰ないし石油の枯渇、3つ目には京都議定書の誠実な対応というような大きな枠から、公共交通システムの再構築が今全国的にも展開されているし、そしてまた、流行のようにになっている巡回バスなどを住民主導でやられている地域も全国的に多くなってきています。

広陵町でどんなシステムがいいのかという問題は別の話だろうと思うわけですが、営利一辺倒から、やっぱりどうしてもやらなきゃならない問題というのは、高齢者を初めとするすべての人々の日常移動を保障する、人に優しい地域公共交通機関の確保・整備・拡充という問題であります。先ほどの高齢者が増大してくる。これは社会福祉の分野だけではありません。当然地域のまちづくりにとっても欠かせない。こういうところの理念に基づいて取り組む必要があるというように思います。

こんなことからいえば、イズミヤを誘致し、イズミヤがそのバスを運行していくような依頼も、広陵町のこの全体のシステムをつくった中での補完的な作業だと。そして、それがあがる時期は、補完的といっても主要になる場合もあるでしょう。あるいはまた、イズミヤがいざ倒産しては困るけれども、倒産してなくなれば、それもなくなってしまふ。あらゆる想定は、結局は広陵町の住民の移動困難者の状況把握と生活の確保であります。こういうようなところの問題をきちんと理念として持っていていただきながら、ケース・バイ・ケースの取り組みが必要であり、今年度予算で取り上げられた200万の使い道もあろうと思います。

そういう点で、具体的に、先ほど言った、一般質問の先ほどで述べました法律に基づく協議会、これはどんな効果を持っているかということ、奈良交通が廃止したいと言ってきた、そこでの議論を踏まえなければ廃止できないような強力な場になっているわけですね。それは、結局は奈良交通が専門的な知識を生かしてどうすればいいのかという知識をかりる場もあるんです。そして、利用されている方々がもちろん参加する。これも法律では利用者もその協議会に入るという位置づけになっています。もちろん行政もそうです。そして、それに関連して他町村の関係者も入ることになります。こういうようなところの部分が、先ほど

言った法律の趣旨であります。

こういうようなことも、先ほど何回も言っている新しい時代の公共交通システムの理念が背景にあるわけなんですから、そういう点で、今述べた問題についてですね、法律に基づく協議会まではいかなくても、先ほど利用者を踏まえて懇談会か協議会か、ちょっとそれもわからなかったらつくるとおっしゃっていますけれども、そのような理念に基づいてぜひ利用者を踏まえた懇談会をつくっていただきたいと思うわけですが、その点についてはどのようにお考えなのか。

それと、200万の使い方をどのような計画で考えているのか。乾議員については、先ほど答弁された内容は具体的な内容になっていませんので、さらに踏み込んだ具体的な内容で答弁をお願いしたいと思います。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 公共交通システムにつきましては、平成20年度のまちづくり交付金事業の中で補助枠ということで、先行して、予算をとりあえず手数料200万です。そして、委託料として700万と100万円、計画策定委託料として100万円と、運行委託料として700万、計1,000万円を計上させていただいておるところでございます。

ご指摘いただいておりますように、衣食住交、交通の手段につきましてもやはり大切なことでございます。当然移動困難者での生活の確保、そしてまた、CO₂の削減からも京都議定書の関係のお話もいただきました。我々の今までの検討しておる中で、運行システムの種類、こういったものを、コミュニティーバスあるいはダイヤモンドタクシー、ルート型、予約型、そして、現在の福祉型の移送サービスに伴い地元の自主運行、あるいはまた言っているように企業などが所有するバス等の送迎バスの活用、こういった幾つかのいわゆるパターンを今検討材料として持つておるわけでございます。

当然それぞれの道路運送法による4条許可の必要とする試行の段階での話もございすけれども、それぞれにメリット、デメリットもございす。そうしたことから、いろんな関係の方々いわゆる協議をして、そして、最良のものを結論を出したいというふうにも考えてございす。いろんな方々といいますれば、やはり運送の関係していただく業者、あるいはまた地域でのいわゆるどうしても利用したい方の代表の方の意見、通勤者あるいはまた通学者、こういった方々のそれぞれの意見を集約して最終的に結論を出したいなというふうにご考えてございす。年度半ばまでにそうしたことを結論づけ、今年度の1,000万の予算の消化に当たっていききたいなというふうにご考えております。どうぞよろしく申し上げます。

山田議長 6番議員！

寺前議員 9月末で高田平端線が廃止される可能性もあるというような状況の時期だけに、いわゆる今答弁いただいた年半ばまでにとにかくつくっていくということですので、時期的にも間に合うのではないかとこのように思うんです。そのためにも、先ほど乾議員にも答弁されたように、実際に乗っていただける地域代表の人たちを交えて相談するということですが、これはやはりきちんとそういう専門性のある方も含めてご相談する機会をつくっていただきたいというように思いますけれども、その点については、協議会、運営委員会等々、どのような形で範囲を広げていくかということについては今後の課題として考えていただけるかどうか、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 東部地区のいわゆる交付金事業でもございますので、東部地区の中心とした、そしてまた、それを広げたまち全体のそれぞれの利用者の方にも協議をしてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしく。

山田議長 6番議員！

寺前議員 最後になったわけですが、4番目、地場産業の振興と観光行政についてであります。本当に広陵町は地場産業について振り返ってみると、その時々の課長、部長、責任者の積極的な意識、取り組みがあったときは進みました。これは名前は省かせていただきますけれども、看板などもそうです。そして、現在、靴下市についてもやはりそのような形で、靴下市が開催された当初は、企画あるいはまたその反省会、そういうところにも職員は参加して実態把握が進んでいたんですね。そして、それが軌道に乗った後はなかなかそれが後退してきていると。

昨年度、ある町外のところの方が私ところの地場産品を出せるのかどうか私に聞いてこられて、そして、担当者に聞いたら、ちょっとどうなっているかわからないんですということだったんですね。ああ、そしたらこれは結局実態も何も把握してないなということで、商工会に行くと、五條についてはその日にかち合っただめだって、どことどことどこは相談にあって、これはまた来年にするとか、そういうことがありました。けども、そんな実態についてもやはり市町村間の行き来の問題でもありますし、町職員が随時その企画の中で把握できるような体制づくりが必要だということで私は後退しているのではないかとこの言葉を述べたわけですが、全体として、意識についてはそれぞれの方々が持っていていただいていることは間違いないということでもあります。

それで、質問させていただきますけれども、地域の活性化の問題でいえば、先ほど観光の問題についておっしゃいました。私は観光ガイドを今現在20名ちょっとですかね、2人で、20名ちょっと、20名ですか、40名になっていますか。（「22名」の声あり）22名。20名ちょっとの組織になっているというように聞いてまして、その1人の方から、自主的にやはり知識を持っている方が、観光ルート開発のために、ここからこう行って、こう行って、こう行くんだというようなことの構想も持っておられました。私も古文化に興味が非常にありますので、天皇制の25代まで私すらすら覚えるようになりましたよという形で話をしたんですけれども、こういうような問題のところに地場産業の活性化を結びつけるということが必要なんですね。

そのおっしゃっておられたあるケースは、靴下さんもあるんですね。営業も立てられておられると、製造業兼小売もされていると。そういうようなところの問題も含めて、実際にこの観光が広陵町の地域産業と結びついていくというような視点というのは取り組みがおくれているわけなんですけれども、必要だというように思うんです。そういう点で観光の問題についていえば、観光がコミュニティーにとり真の利益となるためには、そこで生活し働く人々の生活の質の向上に、環境の保全に役立つものでなければならないということが、WHO、国連の一機関がその観光と地域文化という形で理念をまとめて、全国に発信しているものがあります。

また、こういうような問題で例を挙げると、非常に観光資源ゼロであったところの長野県の小布施町いうところがあるんですね。この長野、本当にゼロ、在来の農村型のところだそうです。岐阜県の出身の方がおられますけども、ここが……。

山田議長 今初めてばらしたんやが。そういうのは初めてやわ。

寺前議員 ここは北斎館とか、北斎が泊まっていたということで、その人を売り物にして、年間100万人を超える集客を持つようになったと。あるいはこれはもう私も、京都府の美山町ですね、美山町もわらぶき小屋やその他がまだまだあったところを観光を呼ぶための資源として活用したと。現在、今では25万人になっているというような状況であります。こういうような状況があるわけなんですけれども、そういうようなところではやっぱり地域の方々の活用というのが進んでいるのが特徴です。

また、私が視察して、ここでも一般質問した高知県の馬路村、こういうところの部分も観光と産業に力を入れておられるところだと。実際につぶさにそれを拝見して、驚いて帰ってきたわけであります。帰ってきた少したって、馬路村の村長ですか、が樫原の何とかいうと

ころで講演会をされていたということで、このような状況があるということから……（「万葉ホール」の声あり）万葉ホールですね、そこで講演されたんですけれども……。

山田議長 いいかげんなことを言うてん違うか、みんな、万葉ホールって。

寺前議員 いや、万葉ホールです。

そういうような状況がある中でお聞きしたいんですけれども、やはりこの点について、広陵町の観光資源というのは古墳日本一というように掲げておられます。こういう活用と、先ほど言った地場産品の活用というのは考えられるのではないかというように思うんですけれども、その点での新しい切り口からの取り組みについてどのようにお考えなのかということをお聞きしたいのと、靴下の市というのは、成功した一例なんですね。これを、奈良市だったら奈良市で2日間、広陵町と同じように宣伝し、やるのは業者の方ですけれども、会場確保等については町が尽力を尽くすと。こういう形で積極的な靴下フェアを取り組んでいくということがあると思うんですが、こういうような取り組みについての計画などを議論することとはやっていただけないか。あるいは皮革ですね。皮の産業は毎年百貨店、近鉄百貨店やその他の百貨店で皮革フェアをやって、これは地場産業をやって、そこで県のこれは大きなバックアップでやっておられるんですけれども、奈良県でやっておられる、それも。そういう形で靴下の市についても取り組んでいくというようなことも考えられるわけですが、そういう具体的な内容についてご答弁をお願いしたいと思います。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 最初に、申しわけございません、えらい能力不足ということでご指摘いただきまして。

まず、観光と地場産業の連携ということで、現在、ガイドのボランティアの関係で、一応これにあわせて地場産業の振興をとっているのか、PRのできる部分はないかということで、これについては現在検討を進めさせていただいております。

また、靴下の市の県外、もしくは県内、他市町村での開催ということですが、これにつきましては、靴下市が盛況であるのは結構なんですけれども、ただ業者の皆さんは、反対にメーカーとのトラブルを抱えると。というのは、町内の業者さんはそれなりのメーカーと一応提携されていますので、当然そのメーカーのブランド品を扱っておられますので、そのブランド品をこういう靴下の市等で販売することについては、メーカーからの許可がなかなか得られないと。広陵町内での長らく続いてきた靴下市に限っては、メーカーとしても了解してくれてると。ただ、その中で、それを大量に仕入れてネット販売等で販売される方が中

にあるということで、そうなったときにはメーカーとその業者の方でいろんな問題が生じると。ですので、盛況であれば結構なんですけども、反面そういう問題も抱えているということで、余り今後これをもっと回数をふやすとか、町内であればよろしいですけども、町外で、もしくは県外でそういうことを大々的にやるということは、多分町内の業者さん自身がメーカーとの交渉の中で、多分それは成り立たないのではないかという話でございますので、その点、もしできるものであれば、今後もっと大々的に進む方向では検討させていただきますけども、大変その点で難しい部分があるということを議員さんもよろしくご理解賜りたいと思います。

山田議長 6番議員！

寺前議員 大前提を言い忘れたんですけども、確かに福助やナイガイ、あるいはアシックス等々のところについての品物がそろえてるちゅうことに対しては相当神経質になっておられます。これについては靴下組合と、私が産業委員長をしているときに、広陵町のブランドづくりについては賛同されていたんですね。広陵町のブランドの活用をするという道はあるんです。そういう点で、メーカーのブランドで来るお客さんもいるから悩ましいんだというのが靴下屋さんの実態なんですけれども、やはり広陵町のブランドを全国展開していくということが欠かせない課題だというように思いますけれども、そういうことを前提に取り組みができるのかどうかということが、靴下組合での課題だというように思います。

そういう点で、靴下組合のブランド化についてもぜひ協議していただきたいということと、最後になりますけれども、このためには、やはり専門の職員の養成ちゅうのは必要なんです。今、部長がおっしゃってますけれども、部長が済みませんねというように、それはそうじゃないんですね。専門家がないということからこういう問題が起こってきているということが最大の問題です。

そういう点で、それとやっぱり竹取公園の有料化を廃止するということも必要です。これは人を呼び集めるためには、町の財産を活用するという点では積極的な活用だと思うんですけども、最後にその点を答弁をお願いしたいと思うんです。

山田議長 町長！答えてあげてください。

平岡町長 いつも寺前議員は地場産業には、大変産業振興には心を寄せていただいているところでございます。また、いろいろな地域の情報を本当に赤裸々にお教をいただいている。寺前議員は全国を飛び回って生の声を私たちに教えていただいていることを、本当に感謝でございます。本当やと思いますわ。参考にいたしたいと思います。

有料化については、地場産業のあの会場のときには無料にしておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

勇退なさった後もこうしてお知恵を我々にいろんな機会でお教えをいただき、行政の方にも力をおかしたいきたいと思います。ありがとうございました。

山田議長 以上で寺前憲一君の一般質問は終了いたしました。（拍手あり）ご苦労さまでございました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（P.M. 3：56散会）

平成20年第1回広陵町議会定例会会議録（最終日）

平成20年3月14日

平成20年3月14日広陵町議会

第1回定例会会議録（最終日）

平成20年3月14日広陵町議会第1回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
6番	寺前憲一	7番	長濱好郎
8番	山本悦雄	9番	坂口友良
10番	乾浩之	11番	八代基次
12番	松野悦子	13番	吉岡章男
14番	青木義勝	15番	笹井正隆
16番	竹村博司（副議長）		

2 欠席議員 5番 山本 登

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	平岡 仁	副 町 長	山村 吉由
教 育 長	安田 義典	理 事	中尾 寛
理 事	笹井 由明	理 事	吉村 元伸
健康福祉部長	池田 誠夫	都市整備部長	森田 久雄
教育委員会事務局長	北神 理	水道局長	植村 和由
会計管理者	松井 定市		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長	大西 利実		
書 記	野瀬 一吉	上 田 勝 代	

山田議長 おはようございます。

3月3日から始まりました広陵町議会第1回定例会、きょうが最終日であります。大変皆さんには選挙戦忙しい中、最終日にこうして元気に集まっていたいただき、ありがとうございます。

ただいまより第1回定例会最終日を開会いたしたいと思えます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付議事件
1 議案第 2号	広陵町放課後子ども育成教室条例の制定について
議案第 3号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
議案第 5号	広陵町立学校設置条例の一部を改正することについて
議案第 6号	広陵町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正することについて
議案第 7号	広陵町立集会所条例の一部を改正することについて
議案第 12号	平成19年度広陵町一般会計補正予算(第4号)
2 議案第 1号	広陵町後期高齢者医療に関する条例の制定について
議案第 4号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
議案第 8号	広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて
議案第 9号	広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについて
議案第 10号	広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについて
議案第 11号	広陵町心身障害者等福祉年金条例の一部を改正することについて
議案第 13号	平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
3 議案第 14号	平成19年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 15号	平成19年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)
4 議案第 16号	平成20年度広陵町一般会計予算
議案第 17号	平成20年度広陵町国民健康保険特別会計予算

- 議案第18号 平成20年度広陵町老人保健特別会計予算
議案第19号 平成20年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算
議案第20号 平成20年度広陵町介護保険特別会計予算
議案第21号 平成20年度広陵町下水道事業特別会計予算
議案第22号 平成20年度広陵町墓地事業特別会計予算
議案第23号 平成20年度広陵町学校給食特別会計予算
議案第24号 平成20年度広陵町用地取得事業特別会計予算
議案第25号 平成20年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算
議案第26号 平成20年度広陵町水道事業会計予算
- 5 議員提出議案第2号 広陵町議会委員会条例の一部を改正することについて
6 議員提出議案第3号 国民健康保険税（料）の補助制度創設を求める意見書について
7 議員提出議案第4号 道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書について
8 議員提出議案第5号 道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書について
9 議員提出議案第6号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書について
10 議員提出議案第7号 公費による妊婦健康診査に助成を求める意見書について
11 議員提出議案第8号 国保中央病院の一部事務組合の体制強化を求める意見書について
12 議員提出議案第9号 国保税の値上げに反対する決議について

山田議長 まず、日程1番、議案第2号、3号、5号、6号、7号及び12号を議題とします。

本案について、総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、長濱君！

長濱総務文教委員長 それでは、総務文教委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会は、本会議において付託されました6議案につきまして3月7日に委員会を開き、慎重に審査いたしました。その結果を報告いたします。

まず初めに議第2号、広陵町放課後子ども育成教室条例の制定については、現行の施設に加え、具体的な学校施設の利用方法と運営方法及び児童の意思で選択できる余地を残し、自由に参加できるような運営を求める意見や児童帰宅時の対処方法に対し、すべて形を整えてのスタートではなく、子供の実態に合わせ実情に即した運営を心がけ、また、放課後子ども教室として一斉授業を行うのではなく教育を受けるための基本を教える場としていくこと、

及び児童帰宅時の対処法としては保護者の迎えとなることを確認した。直近の登録状況及び途中登録も随時受け付けられることなどを聞き取り、採決の結果、全員一致で可決するものと決しました。

次に議第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて及び議案第5号、広陵町立学校設置条例の一部を改正することについては、何ら異議なく全員一致で可決すべきことと決しました。

次に議案第6号、広陵町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正することについては、振替日をなぜ変更することになったかについてただしたところ、金融機関のシステム変更によるものであるとの説明を受け、何ら異議なくこれも全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第7号、広陵町立集会所条例の一部を改正することについて及び議案第12号、平成19年度広陵町一般会計補正予算（第4号）についても、異議なく全員一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務文教委員会の審査の結果を報告いたします。ありがとうございました。

山田議長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第2号、広陵町放課後子ども育成教室条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番！

松野議員 賛成ですけれども、少し意見をつけて賛成とさせていただきたいと思います。

今回6年生まですべての子供を対象ということで門戸が開かれたことについては、大変よかったなというふうに思います。しかし一方で、遊びから学びということへの転換については、やはり子供の放課後ですので、学校の授業をしてきてからまたさらに勉強というふうな形になると大変子供にとっても緊張感が一日じゅう持続するということにもなりかねないので、その辺のところはよく保護者、また子供の様子を見て適切な対応をしていただきたいということをお願いして賛成といたします。

山田議長 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山田議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第5号、広陵町立学校設置条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第6号、広陵町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第6号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第7号、広陵町立集会所条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第7号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第12号、平成19年度広陵町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第12号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程2番、議案第1号、4号、8号、9号、10号、11号及び13号を議題とします。

本案について、厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。厚生委員長、八代君!

八代厚生委員長 委員長の許可により、厚生委員長の報告をいたします。

厚生委員会は、さきの本会議において付託されました7議案について、3月7日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議案第1号、広陵町後期高齢者医療に関する条例の制定については、後期高齢者医療制度によって新しく変わる事、老人保健制度から変わらない事について詳しく説明を受け、さらに後期高齢者医療の運営については国民健康保険とは別に広域連合が保険者となり、実際に給付を伴うことから、もしも広域連合が破綻したとき広域連合はその責任

を負うことができるのか、また新しい保険証はできているのか、また、その質問に対し、広域連合制度のバックには国、県、各自治体が後押ししており、破綻は考えていない、保険証は1人1枚の保険証となり、現在その準備を進められているとの詳細な説明を受けました。また、資格証の発行に関する本会議での答弁の再確認と短期の保険証に対する考え方の質問に対し、新たに資格証を発行する考えはなく、短期の保険証についても現行のよい部分は残していき、きめの細かい対応を考えているとの説明を受け、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第4号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについては、国民健康保険会計はどのように推移していくのか、後期高齢者支援金等の負担割合についてのわかりやすい説明を要請し、詳細の説明を受け、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第8号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについて、次に議案第9号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについて、議案第10号、広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについては、改正趣旨を再度伺い、各議案とも福祉医療制度に関する制度で、老人保健という文言が含まれており、後期高齢者医療制度創設によりこの文言を整理するものであるとの説明を受け、これら3議案につきましては、採決の結果、すべて全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第11号、広陵町心身障害者等福祉年金条例の一部を改正することにつきましては、現状についての説明を求め、改正内容、受給者の状況、18歳未満と18歳以上とでは何か変わりがあるのかとの質問に対し、制度の解説をいただき、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

最後に議案第13号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、高額医療が多いように見受けられるが、本町の状況についての質問に対し、県下全体において高くなっているが、30万円を超える高額医療費に対しては共同事業の枠組みの中でほぼ平準化されているとのことであり、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

山田議長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第1号、広陵町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員!

松野議員 反対の立場で討論いたします。

まず、繰り返しますけれども、この後期高齢者医療制度の本当に問題点、たくさんございます。保険料につきましては、政府がもともとと言っていた保険料よりも高くなっているのが実情です。さらに2年ごとに値上げについて見直しをされていく、歯どめなく保険料が値上げされる準備がされております。また、2つ目は、年金から天引きする、本当にわずかな年金から介護保険料と、また後期高齢者保険料引かれますと、本当に生活できる年金が手元に残らない、こんなことが起きるわけでございます。また、滞納しますと資格証明書の発行になります。先ほど委員長報告の中で広陵町では資格証明書を発行しないということ、発行する考えはないということをお聞きしましたけれども、しかしこれは広域連合でやりますので、その点については広陵町の要綱なり条例なりきっちりとしたものを制度をつくっていただかなければ、やはり広域連合からの要請でその資格証明書を発行せざるを得ない状況ができるのではないかということをお大変危惧いたします。保険証を取り上げられると、本当に医療に行くのが50分の1という医者に行けない状態になるのは本会議でも、また委員会でも指摘したとおりでございます。さらに、受けられる医療につきまして制限がされるということです。一定の額までは治療を保険を使って受けることができるけれども、その額を超えると全額自己負担ということになります。これは国民皆保険制度を存続するためにいい制度だというふうな理事者の答弁は全く間違っている。ここには保険が適用されないので、国民皆保険制度の崩壊でございます。そういう大変な制度について、この点につきましては、憲法違反の年齢差別の医療制度でございます。

そしてまた、このような大変深刻な重大な問題を抱えている後期高齢者医療制度でございますが、本当にこの制度の内容を知った国民の皆さんは大きな不安と怒りの声を上げておられます。国会の中では野党4党が、共産党、民主党、社民党、それから国民新党がそろってこの廃案をするようにということを提案しているわけでございますが、また地方議会におきましても、500を超える地方議会がこの制度について廃止または改善を求める意見書を国に送っているという、このような実情でございます。さらに野党じゃなくても自民党の方々でも、岐阜県大垣市では、自由連合クラブという名前だったと思うんですけれども、自民党

の議員が中心になって、このような制度は大変な大きな問題だということで、廃止を求める意見書を国にまとめて送ったというように聞いております。

このような本当に今までにない大変な後期高齢者医療制度につきましては、何としてもストップをする、この立場で反対をいたします。そして本当に理事者も、本当は私はこのようなひどい制度だということをおわかっておられると思うんです。ですから、そういう部分が本当に理解しておられる中で行動とつながっていないのではないかというふうに思います。ぜひ理事者の方もこの大変な問題を抱える後期高齢者医療制度について大いにですね、ストップをするために今一緒に頑張ってくださいと思います。また、ほかの議員の皆さんもこんなに深刻な問題を抱えている、そして弱者に優しいということをやっている政党、公明党もやはり中身をきっちり知ったらとても賛成できる内容ではないというふうに思います。ですので、皆さんそろって反対していただきますようお願いいたします。

山田議長 討論ありませんか。16番議員！

竹村議員 私は、反対者がおりますので、議案第1号について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者制度は老人保健制度にかわるもので、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合と各市町村が協力して運営する新しい保険制度で、今加入している保険にかわって加入することになる制度です。75歳以上の高齢者を対象にした新しい医療制度であることはご承知だと思います。私は、国保財政の改善策としても期待できる制度だと思っております。また、保険税についても、所得の低い人たちに対する軽減措置も講じてあり、広陵町としては、全対象の41%に当たる約1,200人が軽減対象であると聞いております。制度が定着するまでには少し時間を要するとは思いますが、私は弱者を守るよい制度だと考えて私は賛成いたします。

山田議長 6番議員！

寺前議員 今、賛成の理由に国保財源の改善、あるいはまた軽減されてる対象が1,200人ということで賛成だとおっしゃいました。今、国会ではこの後期高齢者医療制度に対する国民の多くの怒りを受けて、共産党を含め野党が、廃止を求める法律案が提案されています。これは、今、竹村議員がおっしゃった、この新しい制度という意味からいっても、根本的に国民の反対の声が多い。この多い理由は何かといえば、先ほど松野議員が指摘したとおりであります。こういうような制度になっているということも前提にしながら、国保財源に影響を与えるという点で言えば、結局は高齢者の数が多くなる、そして高齢者の数が多くなるにかかわらず、その分は国の支出する上限が決められているわけですから、必ずこの2年に1

度の見直しの中で上がっていく仕組みになっているわけなんです。その仕組みになっている点を見落として、この後期高齢者の国保にいい影響を与える、あるいはまた軽減されているという点をとらえても、今後のこの法律の実態は無意味になってしまうということを忘れてはならないと思うんです。結局は国が医療費抑制のために75歳以上の年寄りには別建ての枠にし、そしてここに医療費の削減を目玉として行うわけですから、とんでもない制度だということになっています。

そういうようなことから、先ほど言った全国で500以上の市町村の自治体でこの後期高齢者医療の中止あるいは見直しを求める意見書が採択され、国に上げられている、こういうことを考える必要があると思うんです。結局は広陵町議会の議員の皆さんが本当にこの後期高齢者医療制度の中身を十分に議論をしたのかどうか。私はそういう点では非常に不安を伴うものになっています。議員がこの後期高齢者医療制度の中身を知れば、本当にこの国の制度と、75歳以上のお年寄り、あるいは65歳以上の障害者の一定の方々が対象になる、この制度がいかにお年寄りを苦しめるものになるのか、そしてわずかな年金から天引きをして確かなところで金を取るといって制度に仕立て上げているのかということがわかろうかと思えます。そういう点で、今、国会で廃止法案が出されて、この4月1日からこの法律が施行されるかどうか分からない、こういうような状況のもとで広陵町議会が早々この条例に賛成するというのは、その一歩のところから間違っていると思いますので、反対いたします。

山田議長 8番議員！

山本悦雄議員 国でできた法律に伴う条例の設定でございます。（「廃案法案出てる」の声あり）廃案法案出ても廃案法案が通ったわけではない。（「参議院は通る」の声あり）参議院通ったか衆議院で通らない。だから、まず問題はやはり国の法律に従った条例改正を町がするのは当たり前のことなんです。そうでしょう。条例改正しないとどうなるんですか、これ。あるいはこの広陵町議会がこの条例を否決したらどうなるんですか。そのぐらいのこと、廃止法案出すなんてだれでも出せるんです。通るから通らへんかの問題です。だから、それは廃止法案が通れば通ったときの対応をしたらいいわけなんです。

もう一つ、共産党さんに聞いておきます。全国に共産党さんが市長をしてる市町村があると思うんですよね。ここではこの条例を出してないのか出してるのか。議会提案されてないのか。その辺は、これに反対される以上は少なくともその辺は調査されてると思うんです。今の議会で討論できませんので、次の機会にそのことについて共産党さんの討論をお聞きしたい。以上で私は賛成の立場の討論でございます。

山田議長 討論を打ち切り、採決いたします。

本案について、反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第1号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立多数であります。よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論。6番議員！

寺前議員 反対の立場から討論いたします。

まず第1に、広陵町はこの後期高齢者医療にかかわって支援金に対する考え方、今年度については非常に住民の負担増を懸念されている立場から、抑制された予算を提出していただいた。これは本当に住民にとって喜ばしいことだというように思います。この後期高齢者医療の制度自体、山本議員がおっしゃったように、国の制度であります。しかし中身については、この問題をどうするのかということで、国会自体でも先ほどから言っている廃案法が出ているわけです。だからこそ中身をどう考えるのかということが特に自治体、地方自治体にとっては必要なことであります。制度の問題については、これは私たちは消費税同様、その制度が施行される限り消費税は私たち自身も払っております。反対ですけれども、払っております。そういうような立場で条例、法律を考えるべきだと思うんです。だからこそ議論をして、その自治体が国や県に意見を述べていくということが大事だというように思います。そういう点で、この国民健康保険税条例の一部改正についてですね、まず広陵町の真摯な取り組みについて評価をさせていただきたいということを述べたいと思うんです。

ただ問題は、法律であるにしても、いわゆるわずかな年金から保険料を差し引く、こういう制度になっている点であります。これも国から求められているものですが、私たちはこの問題も国に対して反旗を翻していくということが国民あるいは広陵町民の気持ちを代弁して国に意見を述べることにつながっていくというように思うわけでありまして。まず年金の制度ですけれども、皆さんも既にご存じのように、結局は国民年金の階層別で見ても、そう所得等のない方が30%、1,190人おられるんですね。こういう方からも年金から天引きする。もちろん1万5,000円以下の方は普通徴収になるわけなんですけれども、基

本的にすべての方から取られるということになります。結局は毎月毎月のやりくりができない状態、なぜかといえば、国民健康保険税が高いからであります。そういう点からいっても年金から天引く、そしてさらに年金者から意見が多く出ている問題は、なぜ同意もしていないのに年金から取るのか、こういう怒りであります。知らない方も多く、年金から天引かれて初めてなぜ減ってるのかと、50円年金が減ってもなぜ減ってるのかということ聞かれる方々が多いという状況の中で、介護保険料が引かれるようになり、あるいはさらに国民健康保険税が年金から引かれる、このようなことは決して許すわけにはいかないというように考えるわけであります。

そういう点で、この制度が先ほどの竹村議員は国の制度、国保会計により影響を与えるということをおっしゃいましたけれども、国保会計の問題で言えば、この20年間、国の責任の後退が大きく繰り返されました。定率国庫負担、医療費の45%が38.5%に削られた。そこから始まって、国保の苦しみが始まったわけであります。私たちはそういう点で国保総収入に占める国保負担金の割合、チラシで皆さん方にお知らせさせていただきましたけれども、6億以上、現在の18年度決算で見れば、結局このいわゆる国保負担金の比率ですけれども、算定すると6億以上になる、こういうようなことから、この国保会計の苦しみというのは国の大きな負担減から生じているということでありまして。そういう点で、この今回の条例改正については3万円上限、支援金の方では上限3万円のアップだけにとどめて努力をされたという点の評価は先ほど述べましたけれども、年金から天引くという制度を残しているということから、私たちは反対するわけでありまして。

山田議長 8番議員！

山本悦雄議員 議案第4号について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度の創設に伴う対象者の医療費財源で後期高齢者支援金として国民健康保険から拠出する、そのための改正であります。あと、先ほど寺前議員が申されたとおり、上限を3万円ですか、アップしただけと。本来は、私が考えますのは、国民健康保険税、これは税の改正をやらなきゃならないんです、今の広陵町の状況見ましたら。これは非常に上げるというのは町長もつらいだろうし、みんな大変だから、特に今議会ですとすれば4月に選挙控えてますので各議員から賛成が得られないということを出しておられないんだと思うんです。これ選挙終わったらすぐ出されるんじゃないかなと、私はそう思うてるわけなんですけど。

先ほど申しましたように、寺前議員申されませんでしたけど、寺前議員の共産党が推薦あ

るいは公認して市長になっておられると、こういう条例改正をされてないのかどうか。

（「議員は反対してます」の声あり）議員反対しても、出してるんでしょう。（「出すのは理事者だ」の声あり）理事者出してるでしょう。（不規則発言あり）だから、理事者はこれは出さざるを得ないもんなんです。そういうことだと思いますよ。

なおさら、先ほど後期高齢者について、1号議案で賛成多数で可決された。それに伴う国民健康保険の条例の改正、これは当たり前のことなんです。そうでしょう。私は、その制度の中身がいろいろ問題、これは立場によって必ず、どんな法律改正したって、ああ、これで国民全部が満足するという法律改正はありませんよ。立場が変わったら皆変わりますよ。そういうことだと思いますよ。

それとね、これはこれで通して、そして問題点があれば、それは意見書とかいろんな意見で上へ持っていくという形にするのが普通やと思うんです。これは一つ余計な話ですけれども、あこに奈良中央市場ありますね。あこで競りやって品物が動いてます、ものすごく。仲買が品物買います。中に腐ったものが入ってる場合もあります、生鮮食料ですから。どうして代金決済するか。腐ったものを買おうと何を買おうと、一たんは代金決済するんです。その後、そのものをどうしようかと、どう処理しようかというのを別にやるわけなんです。買ったものが腐ったから金払いませんではいけないわけなんです。それもルールおかしい。共産党さんから言うたらおかしなルールだと思いますけれど、それはそれでやっぱりやっておられるんですよ。だから、私はこの中身に問題、立場が変わったら当然問題ありますよ。だから私は、今まで国民健康保険税の延滞、これも多かったです。今回、源泉徴収される。そしたら100%入ってくる、源泉徴収に関しては。当たり前のことです。そして、寺前君の言うたように、何たらその少ない金から取られて、その人はもともと払う意思がないのかと、そういうことになりますよ。入った金から払う意思がないからそういうこと言うんですよ。どっからでも金みたい、払おうと、1万5,000円以下は取らないということですね。残り2万円の人は取るんです。2万円の年金もうてる人が皆、貧乏だらけだ、そうじゃないですよ。金がある人もいますよ、たくさん。だから、そういう点、役場というか当局の事務経費がかなり軽減される。これも大きな問題ですよ。これから社会はそういう事務経費をいかに軽減するか、これは何もこれに限ったことじゃないです。いろいろな役場の事務の中で、またこれは余計な話になりますけど、町長にもっと考えていただいて、どうしたらもっと事務経費が削減されるか、ほかのものも含めて、そこまで考えてもらいたいぐらいです。

そういうことで、何ら私はこれに問題ない。これを通さない方が恥だと。民主党さんも何

かややこしいこと言うてます。天下とったらよろしいんですよ、民主党さんが、今度。これで反対されて、これで国民が大半反対であれば、参議院は自民党少数派でしょう。今度の総選挙でひっくり返して、これもやってみたらええんです。絶対ようしませんわ、民主党さんが。それだけ申し上げといて、反対討論といたします。

山田議長 12番議員！

松野議員 すごい力説、演説をお聞きいたしましたけれども、やはり大分誤解をなさってるように私は思います。もし共産党の私が町長になりましたら、平岡町長と同じことにはなりません。といいますのは、まず1つは、私はこのような大変な制度が出てきましたら議会にも問題点をきちっと説明いたします。住民の方にも、あらゆる機会をつくって問題点をきちっと説明いたします。そして一緒になって、やはり国や県にこの制度はだめだと、改めてほしいということを最大限ぎりぎりまで努力をいたします。しかし期限が来て、広陵町に無保険者をつくることはできませんから、議案は提出いたしますけれども、まずそこが一番違うところです。町長はこの制度は、例えば後期高齢者でも言われましたけれども、皆保険制度を維持するのに大事な制度だし、みんなの役に立つとおっしゃいましたけど、私はそれは言いません。本当に皆さん苦しい制度ですということを説明して、苦しい制度だけど、無保険になっちゃいけないので我慢して提案するということを説明いたします。それから、そしてあわせて、この条例だけじゃなくて広陵町独自の医療を受けられない人等に対する救済策を提案いたします。ですから、ここは大きく共産党の町長になったら変わるところだということ、山本議員も認識をしていただきたいと思いますし、皆さんもぜひそういうところは理解していただきたいというふうに思います。

それからですね、今ちょっとだけ町長になったつもりで発言いたしました、まあまあ冗談は置いといて、今度議員の仕事、これ町長の仕事と議員の仕事は全く違います。議員の仕事は、理事者に対していろんな問題点を指摘して問題点をたすように……。

山田議長 本題に入ってください。本題にしてください。

松野議員 これ本題ですよ。山本議員の反対討論に対して、賛成討論に対して反対討論言ってるんですから。山本議員はまるっきり町長になったつもりで賛成討論してるんです。議員でしょ、山本議員は。議員の立場忘れたらあきません。議員は、そのような制度に対して問題点をきちっと言って、それで町民の立場を暮らしや医療を守る立場で問題点を指摘して、改善できること、町でこういう条例つくらないととかいろんなことについて指摘をして改善を求めるのが議員の仕事なんです。ですから、その2つの点で大きな山本議員は誤解持ってお

られるということをおぼろげに得ません。

そういうことでよく理解していただいたと思うんですけども、もう一つ反対のところ、本当に保険料を抑制していただきたいということにつきましては本当に大変ご苦労いただいて喜んでいただいておりますが、もう一つは特別徴収、前期高齢者の特別徴収の問題とあわせて、やはり最高限度額で100人弱の方が負担増になるということについては、やはり高額所得だからいいというふうな言いわけもあるかもしれませんが、国保の最高限度額というのは本当に高額所得者というわけにいかないというような状況もございますので、この点も反対の内容に加えたいと思います。

山田議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。(不規則発言あり)おまえら、ぼっとしてるのやないかい。ぼっとしてんのやないかい。(「反対討論してる」の声あり)そうやな。

本案について、反対者がいますので、起立により採決いたします。もとへ。ごめんごめん。おれが間違ってますわ。もとへ。本案について、反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第4号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立多数であります。よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第8号、広陵町母子医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第9号、広陵町老人医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第9号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第10号、広陵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第10号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第11号、広陵町心身障害者等福祉年金条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第11号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第13号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第13号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程3番、議案第14号及び15号を議題とします。

本案について、産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。

産業建設委員長、乾君！

乾産業建設委員長 産業建設委員会委員長報告をいたします。

産業建設委員会は、さきの本会議において付託されました2議案について、3月10日委員会を開き、慎重審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず初めに議案第14号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、借換債の条件及びどのような変化が生じるのかを質問し、繰越明許費について再説明を求めました。借換債及び繰り上げ償還に当たっては、19年、20年、21年の3カ年ですべて借りかえまたは繰り上げ償還することにしており、償還期間については残期間を超えないこと、利息は現在のレートより年利2パーで、その効果額としては約3億8,400万の利息が助かるとの説明を受けました。このほか、繰越明許費において工事のおくれなどを聞き、地元の対応のことも絡むことから、工事等の変更については今後も少し早く経過を知らせてほしいとのお願いし、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第15号、平成19年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)については、上水道料金を値上げしてから水道会計が健全化してきていることから、15年以降の値上げ効果はどのようになっているか、並びに施設整備の今後の計画、自己水開発に関する考えや将来の見通しなどについて伺い、送水管の入れかえなどの施設改善の必要性や将来ビジョン策

定などの考えを聞き、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上、簡単であります、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

山田議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第14号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

寺前議員 賛成いたします。しかし、この問題は本当に国と地方自治体の矛盾を露呈したものはありません。私たちは過去何度も国にこれだけの高金利と現状の低金利のさやをとる国の制度は認められないということを訴えてきました。そして、この制度自体の改善で今回ペナルティーのない借りができるようになったと、まだ5%以上といえども4%、3%の利率があり、現在で言えば1%前後で借りられる、1%に満たないというような利率で借りられるような状況もある中で、このような問題については一層広陵町議会も含めて国に要求していく必要があるというように思いますので、意見をつけ加えて賛成いたします。

山田議長 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第14号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第15号、平成19年度広陵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第15号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に日程第4番、議案第16号、17号、18号、19号、20号、21号、22号、23号、24号、25号及び26号を議題とします。

本案について、予算審査特別委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。予算審査特別委員長、山本悦雄君！

山本予算審査特別委員長 予算審査特別委員会は、去る3月5日の本会議において設置され、調査及び審査の付託を受けた11議案につきまして11日及び12日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

審査を行った順に行います。

初めに議案第16号、平成20年度広陵町一般会計予算についてであります。国や県の補助施策の減額や税収減の見込みも相まって非常に厳しい財政状況の中、行財政改革の徹底した推進を図り、安全で環境に優しい・子供の夢を育てるまちづくりをテーマとした安全で安心なまちづくり、人に優しい環境づくり、生き生きとした子供の教育環境づくりに取り組む予算として、前年度当初に対し7.5%増の100億円の予算規模とされております。

歳入面では、その根幹となるべき税収については、人口の増加や土地の有効活用施策の成果として家屋の新築が増加し、個人住民税、法人税、法人町民税、土地家屋に対する固定資産税の増加が見込めるものの、税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除の影響を受け、1.5%の増収を見込むに至ったとのことでございます。

また、滞納に関する徴収率については、税源移譲の影響もあるが、前年度実績を維持したいと伺ったところであります。

このほか、道路特定財源の法制審議を見据えてのまちづくり交付金の見通しについての質問に対し、現在の状況にあっては今後の事業推進についての心配はないとの答弁を伺いました。

また、くみ取り手数料に関する会計処理においては、適正な処理を求めるという意見がありました。現在の処理方法は長年にわたって築き上げられた方法であり、現在のところ、最善の方法ではないかと考えているが、今後検討するとの答弁でありました。

歳出面においては、国庫補助事業として地域防災拠点整備モデル事業の採択を受け、2カ年計画で防災センターを整備し、防災意識の高揚と住民の安全確保の拠点とするほか、多世代住民の交流の場として、人に優しい環境と健康づくりのためのパークゴルフ場や百済寺公園整備や清掃センターの解体撤去など、必要不可欠な事業や数々の行政需要を積極的に推進

する費用が組み込まれている予算であるとのことでございます。

各予算費目ごとでは、総務費では、口座振替制度の奨励制度について20年度の考え方を尋ね、公共交通の車両使用料はどのような用途か、及び公共交通の運行ルートを検討に当たっては、議員の一部から、満遍なく住民の意見を聞いてほしいとの意見がありました。

電算関係の委託料で、財政削減や職員の定数減の中で、その方向性について専門職員の配置によってシステムのメンテナンスができないか等の質問がありましたが、内容が複雑多岐にわたっており、昨年度に続き専門知識を持ったアドバイザーに内容のチェックをお願いするとのことでありました。

次に、公用自転車の件については、町内公共施設間の業務連絡等に活用する、また自転車通勤奨励の考えについても伺い、環境保全対策の一環と健康管理の一助及びモデル事業として週1回程度の自転車通勤を呼びかけようとしているとのことでありました。しかし、議員から、道路条件が整っていないし、自転車は広陵町にそぐわないのではないかと、実施するならば十分危険を回避するように、また、公用自転車の理由はわかるが、現実的には非効率的ではないかとの意見もありました。

消防費では、各家庭の火災報知機の設置義務化推進に対する考え方と補助の実施についての質問には、各戸へのチラシ配布で周知しており、シルバー人材センターでも取りつけのPRを行っているほか、民間でも設置のPRをされているが、補助の考えはないとの答弁でした。

このほか、災害対策費において、一部議員から、国民保護協議会について予算化する必要がないとの意見が出されましたが、国民を守るという意識の高揚を図るための会議であり、それを組織する委員会であるとの答弁を伺いました。

また、地域防災拠点整備事業についての詳細説明を求め、国庫補助モデル事業として取り組む姿勢と詳細な説明をいただいたところであります。

民生費、衛生費では、他の自治体で問題報道のあった民生児童委員活動費負担金の使途に問題はないか、また更生保護女性会活動補助金の積算根拠などの質問に対し、民生児童委員活動費負担金は活動に要する費用が建前の補助金であり、より適切な使途方法を研究していくと伺ったほか、更生保護女性会活動補助金の積算根拠については、他の補助金と同様、過去から実施している補助金であるが、精査して考え方をはっきりさせたいとの考えを伺いました。このほか、有線放送の補助金や防災無線の検討、敬老金の減額内容、保育所の職員や支援スタッフの状況など、国保中央病院の状況などのいろいろな内容について詳細に

伺いました。

また、町内に産院の誘致を求める意見がありましたが、答弁として、具体的な案を示してほしいとのことでありました。

懸案事項であります旧清掃センターの撤去に関し、ダイオキシンの測定を行った結果を聞きたいとの質問に対し、まだ公式な発表はないが、ほとんどゼロに近いものであったと伺いました。

また、旧清掃センター内の樹木や石材について、今後の各事業において有効活用をしていくとのことでありました。

ごみの不法投棄対策については、きれいなまちづくりのため各大字自治会の協力を得て、みんなで取り組めるような環境整備を進めたいとする考えを伺いました。

クリーンセンターの燃料費抑制のためにも稼働時間を延長するなど効率よくできないのかなどについても考えや問題点を詳しく伺ったものであります。

農商工費、土木費、災害復旧費では、農業の担い手の育成、生産量をふやすための施策、農地を守るための農地有効活用などについて営農組織の整備を考えていることや認定農業者の育成にも努めていくとの答弁を、また魚がすみやすい環境、きれいな川を取り戻す施策や町営住宅の将来見通しや古寺町営住宅の改修内容についての詳細を伺ったものであります。

続いて教育費において、学校評価の内容やメリット、デメリットについて伺ったほか、既存小学校の立派な施設の有効活用や放課後のクラブ活動支援スタッフについて及び図書館のリファレンスの拡充についての考えをお聞きしたほか、奨学金制度の実態、人権教育関連予算や図書購入時の選書方法等についても詳細な説明を伺ったところであります。

以上、各分野にわたり細かくお聞きいたしました。いずれも適正にご答弁いただいたものであります。反対者がおられましたので、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第17号、平成20年度広陵町国民健康保険特別会計予算については、まず初めに、赤字決算が予測されるものの値上げをせずに税収も含め期待財源が多く含まれての収支が図られているが、実際にはどの程度の予測をしているのか、また単年度赤字に対する対策について伺いました。また、国民健康保険制度の認識について、その考え方を聞き、さらに保険税滞納者対策や実態を伺い、債権回収機構の設置について提案したところであります。

保険制度の内容や税体系にかかわる意見に対し、制度の内容及び税の仕組みについて詳しく説明をお聞きいたしました。反対者がありましたので、採決の結果、賛成多数で原案ど

おり可決すべきものと決しました。

次に議案第18号、平成20年度広陵町老人保健特別会計予算については、後期高齢者医療制度への移行による精算分であり、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第19号、平成20年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算については、制度そのものに多くの問題があるとの意見や保険料徴収方法に対する違法性の認識についての質問に対し、県下を一元化した広域連合が保険者となり、地域自治体は窓口役割であり、制度の円滑な運用に努力するものであるとの説明を受けました。また、この反対意見を広域連合議会に紹介するとの答弁を受けました。ほかに特別健診の見込みなどの説明をいただきましたが、反対者があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第20号、平成20年度広陵町介護保険特別会計予算については、職員給与費の繰り入れの妥当性、介護事業所の不正行為に対する自治体の責任の所在、介護予防の取り組み、高齢者福祉政策の拡大運用を求める意見に対し、詳細な説明を受け、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第21号、平成20年度広陵町下水道事業特別会計予算については、年利5%を超える高利率の起債を低利率の起債へ借り替えや繰り上げ償還によって軽減される金利効果は19年度では約2,720万円、20年度、21年度で15億の償還で、3億8,420万円の効果があると伺いました。今後の料金改定についても伺いましたが、料金については定期的に事業を見直した上で判断すべきものとの答弁でした。このほか、くみ取り処理と下水道利用者の費用負担についてのバランスについて伺いましたが、いずれの処理方法であっても個人の負担額については余り格差はないとの答弁等詳しく説明をいただきましたが、反対者がおられましたので、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第22号、平成20年度広陵町墓地事業特別会計予算については、現在1区画の永代使用料が97万円であることを伺い、採決の結果、特に問題なく全員一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第23号、平成20年度広陵町学校給食特別会計予算については、食物アレルギーに対する対応について伺ったところ、詳細について把握していただいております、調理にご苦労をいただいている様子を伺うことができました。また、ショック等を起こしたときの対応として、対応方法を学校職員全体に周知できるように現場指導をお願いしたいところであり、このほか、給食材料の購入に当たっては業者間に競争の原理が働くようにできないか

や、産直資材としての提供を願っているハウレンソウ、コマツナ、チンゲンサイ、ナスについて、今後計画生産の予定や給食調理員の雇用の実態、栄養教諭配置による効果などについてお尋ねいたしました。食材の計画生産については、生産者と相談しながら計画的に進めたいとするほか、質問事項に対し詳細に説明を伺ったところであります。このほか、地産食材の納入単価や方法に対し、市場へ出荷するような荷姿にすると経費が膨らみ割高になる、ケースにばら入れの納品ならばどこよりも安価で入るとの忠告もあり、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第24号、平成20年度広陵町用地取得事業特別会計予算については、買い戻し場所が防災センター予定地で、防災センターに予定していない倉庫がある。ここを職員の福利厚生施設に活用できないかとの質問に対し、シルバー人材センターの資材倉庫としての使用予定があり、福利厚生施設としての予定はないことを伺い、採決の結果、別に問題なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第25号、平成20年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算については、何ら問題なく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第26号、平成20年度広陵町水道事業会計予算でございますが、有収率は94%目標で、自己水の給水率は29%であるが、有事の場合には日量6,000トンの浄水能力があることや、社会全体が節水型社会となり、1人当たりの給水量が伸びていないことなどを伺いました。このほか、石綿管の残り区間や使用料金徴収で給水停止処置のあり方について質問がありましたが、石綿管は残り約500メートル程度であること、使用料については使ったものの料金を払ってもらうことが基本であり、滞納時の処置としては給水停止もあり得るとの考えを伺いましたが、これも反対者がありましたので、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、予算審査特別委員会の審査の結果報告といたします。長らくご清聴ありがとうございました。

山田議長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第16号、平成20年度広陵町一般会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

松野議員 反対の立場で討論をいたします。

まず、福田内閣になりましてから半年になりますが、しかしその基本的な姿勢は、基本方針2006に基づくものです。これは小泉内閣が最後の年に決定した骨太方針でございまして、2011年度までの構造改革路線のレールを敷いたものです。このレールに沿って来年度予算を福田内閣が提案したということでございます。そういう構造改革の中で、これは労働法則の規制緩和、大きな課題としているわけですが、この規制緩和の中で、非正規労働者や成果主義を拡大して人件費をふやさない仕組み、これは広陵町でも本当に削減しているという状況がありますが、民間の企業におきましても人件費をふやさない仕組みをつくり出してきました。市場万能主義で弱肉強食の競争を野放しにして、中小零細企業を際限のないコスト削減に追い込んでいます。この間、大企業は大変好調な収益を上げているんですけども、この収益は家計に波及しないどころか、逆に労働者や中小企業から吸い上げることで生み出されてきている、こういうものでございます。その上、自民・公明政権は、大企業の国際競争力を名目にして、大企業には減税、庶民には増税という逆立ち税制を続けてきました。企業からの波及が断ち切られて、ただでさえ所得が減っている国民に、税や社会保障の負担を押しつけているのが現状でございます。このような構造改革路線が来年度の予算の骨子となっているのは言うまでもありません。こういうことを前提にして、広陵町でも2008年度予算が組まれたわけでございます。

広陵町の予算見ますと、まず評価すべきところも多々あるわけですが、まず1つは地区計画、これは本当に住民の念願でございましたが、地区計画策定に向けての予算を組んでいただきました。また、妊婦健診公費負担も1回から3回、また非課税の世帯では5回ということで引き上げていただきました。なかよし広場に本を設置して子供の読書活動推進計画を策定していく方向も示していただきました。また、問題点は残っているものの、放課後子ども育成教室の中で、小学校6年生まで全児童を対象にするということで、今まで学童に入りたくても入れなかった高学年の児童が大変活用できる、喜ばしい施策であるということも言えると思います。

そのようにいろいろと工夫をして前進をしていただいた分はございますけれども、やはり基本的な部分あるいは具体的な幾つかの施策について、反対をいたします。

まず第1に、消費税の問題でございます。消費税はこの2008年になってから本当に財界、経団連の御手洗会長も1月7日に消費税引き上げを真剣に考えざるを得ないと発言をい

たしましたし、経済同友会の桜井代表も同じ日に、真に長持ちする年金制度改革の中で、消費税の扱いを考えるべきと述べているわけです。また、日経新聞なども追随した社説を載せている状況でございます。自民党・公明党、与党はこのような経済界の通信簿によって左右されるという、このような財界が政治を動かしている状況の中で、今、消費税の値上げの大合唱でございます。住民にとって、とりわけ所得の低い人にとっては、消費税の増税は本当に生活に大きく響くものでございます。特に低所得の方が大変たくさんふえてきている中で、民間給与所得者で年収200万円以下の人が2006年、1年間で40万人以上ふえて1,033万人に達したわけでございます。所得の低い人の年収200万円未満の方では、生活必需品の購入割合が67%に達するんです。そして、500万以上の高所得世帯では生活必需品の購入割合が37%なんです。ですから、消費税が増税されれば、このような低所得の方々の生活を直撃するということは目に見えております。こういう消費税に対して、町長は賛成の姿勢を示しておられますので、この点については一貫して反対の根拠としたいと思います。

また、以前は同和と言っておりましたが、今は人権推進予算として一括して計上されているわけですが、これはやはり経過から見て、名前を変えてもやはり旧態依然とした同和行政が引き続き実施されているということでございます。これは町長も本当に努力していただいて、予算は削減をしてきていただいたという経過もございますが、今回特にですね、予算の中で一括して計上され、この点についてどのような状況になっているのか、どのように使われるのか、わかりにくくなっているという問題点も一つございます。そして、トータルといたしましても、この点では人権啓発負担金124万2,000円ということでは努力していただいていることを再度確認しておきますが、これはきちっと廃止をしていただくまでやはり共産党は反対をしていきたいと思えます。

それから、もう一つ反対点は、竹取公園の駐車場の有料化です。お聞きいたしましたところ、予算委員会で、この公園駐車場の有料化に伴う実質的な収益がたったの250万円なんです。なぜ250万円のために住民の皆さんが利用しにくいような状況を生み出すのか、せつかくたくさんのお金を投入してつくったすばらしい竹取公園でございます。本当にこの間も何人にも聞くんですけど、有料化になってから1回も公園に行っていないという方も結構たくさんいらっしゃるんです。図書館は土日になると自動車が行列になって利用しにくい、こんな状態の中で、本当に公園自体は自慢できるけれども、これに対する有料化について本当に自慢できるんでしょうか。わずかたった250万、どうにでもできる金額で

すから、これは直ちに有料化を廃止していただきたいと思います。これが有料化について反対といたします。

また、ごみ袋の有料化ですけれども、これも実質利益が約2,200万ということでした。これも半分の1,000万は基金に積み立てて、それで住民の皆さんに還元をする施策をするということですが、住民の皆さんは本当にごみ袋、負担も大きいと、有料化はやっぱりやめてほしいという声は今でもたくさん寄せられているんです。その有料化で得た収益をそのような住民に還元すると言いながら、本当に一方ではむだ遣いとも言えるような予算編成になってるわけですから、これは到底住民も納得できない問題でございます。

あわせて、これは意見として加えますけれども、SSサイズのごみ袋を4月1日から販売していただくということになってると思うんですが、それがなぜ店舗に置かないのか、やはり店舗にも置くべきです。しばらく役場とか図書館とかに置いて様子を見てから店舗に置くことも検討するということですが、全く理解できません、このやり方については。何を様子見るんでしょうか。条例をつくったときには、需要があると見込んで条例を変えたんでしょう。それなのに、一人でもたくさんの人にそしたら利用してもらったらいいのに、多くは店舗で手に入れてはるんです。それを何で公的施設にしか置かないのか、ほかのごみ袋とどう違うのか、わけがわかりません、私は。このやり方は、まだ半月ありますから、その間に改めていただいて、全部の店舗に置いていただきたい。このことは強くお願いしておきます。

それから、その次に国民保護法の問題です。これも条例制定のときに議論してまいりましたが、本当に国民保護法は、名前は国民保護ですけれども、国民を保護する内容ではございません。なぜ戦争やテロを前提にする社会状況が今あるのか、全然ないです。どこが戦争を仕掛けてくるのかと理事者に聞いても、あのときも答えられなかったと思いますし、今回だって答えられないと思います。そういう中で国民保護法に基づく訓練を実施していくなど言語道断でございます。この点について、今、本当に憲法が、憲法9条を変えて、そして戦争にアメリカの応援に行ける、そんな日本にしようとしています。やはりこの広陵町の町長初め全部の町民が戦争は嫌いです。平和を望んでいます。そのためには、憲法9条を守っていく住民の大きな運動も起きています。これは本当に町民全部一丸となって平和を守る取り組みを強めることが本当に今、大きな課題となっているのではないのでしょうか。そういう点で、それに大変逆行する国民保護法について審議会など予算計上されていることについて

ては、反対せざるを得ません。

それから、もう一つ反対を加えますけれども、学校評価の問題でございます。教育委員会で学校評価をしていくということが施政方針の中で出されておりましたけれども、学校評価をどのように評価し、それをどのように公表し、どのように活用していくかによっては、教育の中に分断と混乱を持ち込みます。ですから、このような学校評価については、やはりきっぱりと反対をしたいと思います。

また、あと意見として加えますけれども、先ほど産院の誘致、委員長から報告があったと思いますが、本当に産科の医者が少ない中で誘致することは大変困難が伴うことは十分に承知するわけですが、奈良県で一番の人口を持つ町です、町レベルでね、市以外に。それから、若いお母さんがたくさんいる元気な町でもございます。今ばあばが集まると、孫はどここの産院で産んだんだということが真剣に話題になるということが本当にご近所でも、ぜひ、妊婦健診もいいけども、産科の誘致をお願いしたいんだということも聞いております。場所があればということでしたけれども、私は町有地で真美ヶ丘の馬見中2丁目に幼稚園用地がまだ遊んでおりますし、それからまた古寺の町営住宅の北側も、運動会とかは駐車場に使われるスペースではございますが、まだいろいろ広陵町の町有地を検討していけば、やはりスペースは生み出せると思います。そういうスペースをつくって、そしてその用地を提供して、ぜひ産科の誘致を真剣に積極的にしていただくことを強くお願いをしたいと思います。

また、これは道路特定財源についてでございますが、これは反対にしようかと迷ったんですが、意見として述べておきたいと思います。道路特定財源につきましては、まだ国会の中でどうなるかわからない状態でございます。きのうの新聞報道におきましても、これは年度内に解決できない可能性がまた出てきたということも報道されておりました。このような状況の中で、やはり道路特定財源、これは一般財源化して広陵町にも回していただくという方法もございますし、これはまた意見書でも出ておりますので議論することになりますが、これはぜひそういう状況の中で考えていただきたいということで意見として加えておきたいと思います。

また、職員さんの問題なんですけれども、自転車通勤、また自転車での移動を予算にも、通勤には予算計上されてないけど、移動について予算計上されているんですけれども、本当に人員削減の中で職員さんが移動に自転車を使うと、人員削減は効率的な行政運営ということだと思うんですが、自転車だと自動車で5分で行けるとところが15分かかるんじゃないで

しょうか。それが往復となると、時間的にもたくさんロスができるんじゃないでしょうか。そういう点では、やはり今まで町長がやってこられた行政とは逆行すると言わざるを得ません。

さらに、今、広陵町の道路を眺めてみますと、委員長も委員会の中でおっしゃってありましたけれども、本当に自転車で安心して通れる道路は少ないんです。十分に交通安全対策がとられていない中でこういう自転車での通勤、またあるいは移動になりますと、事故が起きたときには本当に大変な問題になると思うんです。それと、暑いとき、寒いとき、本当に自転車で移動するのは体にもつらいです。ですから、こういう点につきましてはぜひ再検討をですね、お願いしたいと思います。環境のためということであれば、もっと全町民的な取り組みを提案して進めていくということは十分にできるのではなかろうかというふうに思います。これは意見ですので、再度職員さん含めてみんなで検討していただけたらいいのではないかなと思います。

そして、またもう一つは人員削減が本当に今後も繰り上げ償還等の計画の中で人員削減が一層170人まで進めるという計画提示されておりましたけれども、本当にこれ以上の人員削減はもうできないんじゃないかというふうに思います。本当に元気で働きがいのある職場にしていくためには、これ以上の人員削減、あるいは短期雇用の拡大をやめて、正規職員を必要な分ふやしていただいて、本当に職員の皆さんが元気に働ける職場にしていだけますようにお願いをいたします。

山田議長 ほかにありませんか。11番議員！

八代議員 この一般会計予算、賛成の立場で討論いたします。

非常に厳しい財政状況の中にありまして、家屋にかかわる固定資産税や法人町民税の税収も確実に伸びているものの、税源移譲の影響が残る面もありますが、まず徹底した経費削減を実施して、しかしながら数々の必要不可欠な事業や行政需要推進の費用も組み込んでおられ、安全で安心なまちづくりを目指した予算であると私は思います。

財源の期待をしている道路特定財源についても、きっちり法案審議を見据えておられます。今後の事業展開に対する心配はないということでもあります。

新しい事業についても、積極的に国庫補助事業を選択し、後世に負担を残さない事業展開を計画しており、限られた財源の中で新しい施策に意欲的に取り組んだ予算の編成でないかと思っております。

また、旧清掃センターの解体についても計画どおり推進する予定であり、随所に苦勞の跡

がうかがえる予算ではないかと思っております。現在の本町にとって、そういう意味で適切な予算であると考えます。

反対討論のあった消費税については、税負担の公平化をするために広く、浅く負担を求めたものであり、税率、対象範囲などについては、これは日本の税制度全体の中で議論される問題であると私は解釈しております。

また、人権教育関連予算については、必要最小限度の費用積算であり、政治判断を交えるものではないと思います。

さらに、竹取公園の駐車場料金については、現有図書館の駐車場とは区別されております。公園施設の維持経費の確保と受益者への応分の負担の観点から、しかるべき処置ではないかと考えております。

次に、ごみ袋有料化に関して、ごみ処理に要する費用の負担公平を目指したものであり、利益を環境維持施策の財源とするものであり、反対に値するものではないかなと考えております。

また、道路特定財源の問題につきましては、国会で法制審議がなされていますが、今議会での審議内容ではありません。また、町にとっては貴重な財源であり、法制審議がどうなりましようとも本町の事業遂行には余り支障がないのではないかと反対しておりますので、反対に当たらないと思います。

国民保護計画については、武力攻撃事態等における国民の保護のための処置に関する法律であり、基本的人権の尊重のもと、組織体制の整備及び避難、救済等々の備えをするものであり、町の責務などの計画であります。

以上が賛成の趣旨であります。一言私はもうちょっとつけさせていただきますと、先ほど松野議員は評価をする面が多々あると申されました。松野議員の立場、町の理事者の立場、我々議員の立場、それぞれ三者三様違うわけであります。したがって、すべての問題でその三者が一致することはありません。そこでですね、この予算が約3万4,000の広陵町住民にとって、その人、彼ら、我々の毎日の生活にとっていかに重要であるかということをもまず最大限の判断の基礎にするべきではないかと私は思っております。100億の予算があります。その中の九牛の一毛にも少ない小さなことを取り上げて、それを反対の論拠にするということは私は納得がいかないんであります。

それから、松野さんの属する党の広報紙によりますと、我々はあれをした、これをしたとおっしゃっておられる。しかし、おっしゃっておられる事業、必ず予算がついとるわけです。

その予算本体に反対しておいて、あれをしました、これをしました、これは私は論理の矛盾ではないかと思えます。（不規則発言あり）したがって、ごく一部のこれを説いて、だから反対だ、これだから反対だ、しかし私はこれをしました、これが共産党の功績ですと、こういうのはやっぱりね、だからやっぱり大所高所に立って、松野さんとこれから議論できないのは、本会議におきましても、休憩時間中におきましても、私は寺前議員とも松野さんとも16人の議員の中では一番よう議論したんじゃないかと思えますんで、そういう面では非常に寂しいんでありますが……（「ありがとうございます」の声あり）また機会ありましたらやるんですが、そういう意味で、ちょっとつけ加えましたけども、賛成の討論の一部といたして終わります。

山田議長 6番議員！

寺前議員 反対討論としてはかみ合ったところの部分があって、非常に議論が深まっていく内容だというように思います。もっとこういう内容が以前からあれば、議会の質の向上になってきたのではないかというように思うわけですが、私もこれで終わりになりますので、残念なことだと思います。

まず最初に、町長の評価の問題であります。施策の評価の問題であります。それは、私たちは何度もこの場で述べているように、国と地方の関係をまず町民の暮らしから見てみる必要だと思います。町民は国、県、町の行政施策の中で生きているわけですから、町の問題だけをとりえて賛否という点では、町民の暮らしから見た場合、その不公平さは明らかだと思います。そういう点で、本当に町民の暮らしを第一に見る場合、町だけの予算や町の施策だけで見るとは誤っているということは明確ではないでしょうか。現実それが私たちの暮らしの中にあるからであります。

もう一つは、三割自治の中にあって、その自治体が町民の暮らしを優先して予算組みをするかどうか、これはまた別の話であります。1つは、国の施策のところ、松野議員も述べたように、社会保障費が非常に削られてきている、ここが大きな問題です。八代議員は予算の90分の1をとらえて反対するのはいかなものかというようにおっしゃっていますけれども、そうではありません。結局それが国の施策と結びついて住民がいじめられている、苦しめられている根源があるからであります。よくご存じのように、国民健康保険税の問題、これも一般会計からの補てんをどうするのかということが議論の対象になります。あるいは竹取公園の有料化の問題、これも図書館の活用がもっと活発になっていく、あるいは竹取公園に集まってきた人々が町の資源、観光や、また地場産業に結びつく資源として考えた場合

に間違いではなかったのかということにもなります。あるいはその他、松野議員が指摘した反対のものがそのとおりであります。こういう問題は、町独自の問題であります。国の施策にはかかわりない問題、こういうところについては三割自治の中で大きな評価を私たちも、大きな評価というか、先ほど実績としてたくさん、実績じゃなくて、町長が住民のために行ってる施策として発言されているとおりであり、その点については松野議員の指摘も八代議員の指摘も変わらないわけであります。しかし、90分の1をとらえてという見方は根本から間違っています。というのも、先ほど言ったように、住民の暮らしに直結する部分でどうなのかということにかかわるからであります。そういう部分の見直しを私たちは求めているわけであります。

そして、それは八代議員が、賛成して実績を多く上げているのに、その本体である予算に反対しているというようにおっしゃっていますが、それは八代議員がその反対しなければならない部分が悪いと思えば反対をして、そして町がその予算の再編成を求めていくということが当たり前であります。もちろん私たちがもっと能力を高めて予算の動議、組み替えを提出する方法はあります。しかし、そういう点では予算全体の取り組みについては、議員の側の予算編成という点については、職員多数がかかわった予算編成を議員だけでやるというのは大変な作業で、それには及んでいないわけですが、そういう点で、反対のための反対ではなく、いわゆる住民の暮らしに直結した部分についてどう評価するのかということにかかわっているからであります。決して90分の1のものをとらえて反対と言っているわけではありません。社会保障が、先ほど一番最初に指摘されたように、2008年度の予算でも自然増収分2、200億円が削減されています。これは2007年から2011年までの社会保障費の抑制を、いわゆる骨太の方針を継続するという方針から出ています。こういうことを私たち町民が国、県からの大きな影響を受けているという点を見逃してはならないところだというように思います。

また、八代議員は消費税の問題をおっしゃいました。公平で薄くというようにおっしゃっていますけれども、これは見方、事実と大きな違いがあるんじゃないでしょうか。八代議員もその点については認識はされるものだと思います。当然これは、公平というのはその人の能力に応じて課税されているかどうかによって決まります。1億円の方の1%と200万円の所得の方の1%では、その可処分部分の負担は大きな違いがあります。これをもって公平と言うのは明らかに生活実態を無視した形式論的な公平と言わざるを得ません。こういう点でも議論を深めれば八代議員の誤りが間違いだったというように認識していただけるのでは

ないかというように思うわけですが、そういうような点についても、この論議を一層深めていくことが必要だと思います。

そして、もともとこの問題は国の施策の問題だ、だから町にとっては国の問題だから関係ないんだという立場もあります。しかし、この問題を抜きにしてですね、町の予算を論じることはできないというふうに思います。先ほども言いましたけれども、私たちは反対しているけれども、消費税は当然法律に従って納めております。これについては、拒否をするつもりもありません。税金が上がったからといって、私たちが税金を拒否するつもりもありません。条例に従った施策は当然、私たちも甘受しなければならないわけですが、その制度、仕組みについては、町民の暮らしから国、県、あるいは町長が一体どのような認識を持っているのかということに直接結びつく問題であります。先ほど松野議員が町長になったときの、先ほどの後期高齢者医療制度の提案の仕方を述べたわけですが、これこそが住民と結びついて町政を運営していく立場、そしてその立場に対決するところに与党、自民・公明党の予算の編成にかかわる問題があります。

道路財源の問題についても発言がありました。道路財源について、私たちは、例えばバブル期の道路計画をそのまま現在に引きずっているものであります。これをもってどのように認識するのかということでもあります。この問題を抜きにしても始まりません。いわゆるむだな道路がたくさんある。高規格道路やその他、むだな道路を削減するというのは当たり前であり、そして道路財源が削減、廃止されれば、当然地方自治体に及ぶ影響は地方交付税で算入されていくという当たり前の財源処置があり、あって当たり前であり、またそれが当然であり、民主党が述べている問題も地方交付税算入という形で地方に還元していくということになっているわけですから、その分も影響がありません。

というような問題であって、私たちはこの一部をとらえて予算に反対するという立場を決してとっておりません。一部という問題は住民が苦しんでいる問題であり、そして県、国の施策の誤りを指摘しているということから発している問題です。三割自治の枠の中でどうして住民の暮らしを守るのか、地方自治法の原則であり、住民の暮らしの増進に役立つ行政、それこそが地方自治が求めている自治体の姿であり、私たちはそのような立場でこの議会を頑張ってまいりました。

以上、反対の討論にいたします。

山田議長 本案について、反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第16号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立多数であります。よって、議案第16号は、原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:55 休憩)

(P.M. 1:31 再開)

山田議長 休憩を解き再開をいたします。

次に、議案第17号、平成20年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員!

松野議員 国保の予算につきましては、反対の立場で討論をいたします。

まず1つは、この予算の審議の中で、本当に先ほども言いましたように、保険料の値上げにつきましては、最高税額以外の部分については本当によく頑張ってくれて抑えていただいたことは喜んでおります。そしてまた、さらに2008年度は値上げをしないということを確認いただきました。その点についても大変ありがたく思っております。しかし、制度上の中で前期高齢者の方の保険料が特別徴収になるという点、そしてまた最高税額の部分で100人弱の方がやはり値上げをするということにつきましては大変残念ですけれども、その点で反対とさせていただきますと思います。

山田議長 ほかにありませんか。4番議員!

吉田議員 議案第17号、国民健康保険特別会計予算について、賛成者の立場で討論いたします。

国保会計を取り巻く環境は、今年度もさらに大変厳しいものと判断しております。安定的で持続可能な制度を維持するために、20年度は後期高齢者医療制度の創設に相まって、後期高齢者医療制度対象者が国保の被保険者から新しい後期高齢者医療制度の被保険者に移行し、対象者の医療給付額に相当する支援金を国保会計から後期高齢者広域連合に拠出するなど、制度が大きく変革するスタートの年であるわけでございます。委員会審議において、苦しい経営を続けている国保制度に対して若干の光明を期待するものであります。

予算全体からは、期待財源を充てる処置を講じるなど、新制度の動向が不透明ではあるが、20年度に対応できる内容として編成された予算であり、保険税についても課税税率の引き

上げをせずに難局を乗り越えようとする保険者の姿が見てとれるものであります。

反対討論の中で、賛成と思われるような発言もあったわけですが、制度の法制化については、国政レベルでの議論で我々が代表に送り出した国会議員による審査事項であり、我々市町村議員は法制化された制度をいかに円滑に運用していくかを議論するものではないでしょうか。ここでの議論ではないと思っています。

保険税の値上げについても、これまでの経過の中で確かに財政見通しなど危惧する部分はありますが、低所得者に対してはそれなりの軽減措置があり、決してむやみに税を課しているものではないと思います。負担の公平さを堅持し、適正な状況を見きわめて議論する事案であり、政策的論争とするために早々に取り上げるのはいかがなものかと思います。

私は、住民全体の福祉向上のため、世界に類を見ない国民皆保険制度の適切な運用を期待するとともに、住民の方々が安心して医療サービスを受けられることを願い、私の賛成討論といたします。

山田議長 6番議員！

寺前議員 制度の問題としては国の問題というようにおっしゃっていますが、結局先ほどから言ってる問題と同じことに尽きるというふうに思うんですね。先ほど言ったわけですが、制度の問題で言えば、1983年の改正のときの国庫負担率、それが56.1%だったわけです。これがいわゆる先ほど言った45から38.5に下がったときですね。その後、いわゆる国の負担は給付に対して50、50という制度に変わったわけですね。その間、改悪をされてきたわけですが、これが2005年度になると国保の総収入に占める国庫負担金の割合は30.6%になるんです。これは厚生労働省保険局が出している国民健康保険事業年報というところからの資料です。これに現在、国が従来と同じようにしているとどうなるのかといえば、広陵町でも6億2,700万の国庫負担がおりてくるというような状態にあったわけですね。だから、こういうような問題を、ただ単に制度の問題は国政でやってもらって広陵町ではあずかり知らぬことだということにはならないということなんです。

私たちは、地方六団体も国保の問題ということは全国の方々がこれほどの赤字を生む体質を持つ国保はたまらないということで、声を上げておられます。こういう点で言えば、私たちはこの議会の中でもこういう国保の問題に対して国保会計が出されてくる、そういうときに町長がどういう立場でこの提案をされるのかということによっては変わってくる問題です。ですからですね、地方六団体が言ってる内容では私たちとは違うところもありますけれども、

実情は国保会計というのはもう赤字の一途をたどる性質を持つてるということからいって、住民負担をさせるというのは間違ってるという点はきっちりと表明しなきゃならない問題だというふうに思うんです。当面は、その対策としては一般会計からの繰り入れが必要だというように思います。共産党はこれにかわって意見書も出してるように、県においても1世帯1万円の補助を出せという運動を行っています。こういう運動と相まって、この議会でどのような対応をとるのかということが決められるというふうに思うんです。そういう点で、制度の問題だという形で賛成するという点はいただけないというふうに思います。

ましてこの問題は、今年度については、先ほども評価させていただいたように、町は最大の努力をしていただいた。来年度どうなるのかという問題について、20年度を1年かけて議論するということですが、そのような中で現状は町民負担にさせるかどうかということについて迫られる問題であります。それとともにもう一つは、いわゆる老人保健拠出金は来年とることがなくなるわけですから、今年度はちょっとの間、残ってくるということで、来年度のこれがなくなってくるということ、国がまたその分肩がわりするということですから、あるいは社会保険基金からの繰り入れ等含めて、単年度で見れば黒字の可能性もあるという点からいって、来年度の値上げについてもより慎重に対処していただきたいということを述べておきたいと思います。

そういうことで、吉田議員の賛成討論に対しては反対いたします。

山田議長 ほかにありませんか。

本案について、反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第17号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立多数であります。よって、議案第17号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第18号、平成20年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第18号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第19号、平成20年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

松野議員 反対の立場で討論をいたします。

内容につきましては、先ほども議論いたしましたし、省略いたしますが、本当にこれからだれもが年をとっていくんです。だれもが死ぬ前には一度は、元気でも医者に行くことになるんです。元気でも、死ぬ間際には必ず医者に行くことになるんです。そういう後期高齢者の方、必ず医者に行かなきゃいけない後期高齢者の方にとって、今回のあの制度改悪については本当に深刻な改悪で、とりわけ在宅での治療を重視していく、ベッド数を大幅に減らして在宅での治療、そして在宅でのみとりということが強化されていくわけですけれども、これについては、かかりつけ医の制度を本当に今民間の開業医のお医者さん、最後のみとりがどこまでできるのかという部分については、お医者さん自身も大変不安を抱いておられるという状況の中で、また在宅でのみとるための制度あるいは設備が不十分な中で、このような本当に若いときに一生懸命働いて税金を納めて、まじめに頑張ってきた方々の最後の後期高齢者の時代に、このような医療の仕打ちをするのは、大変冷たい行政の仕打ちだというふうに私は思います。

それから、先ほども言いましたが、混合診療が憲法違反という東京地裁の判決が出ております。そういう中で見れば、この年齢差別の医療につきましては、やっぱりこれは憲法違反でございます。ですから、こんな憲法違反の後期高齢者医療制度の予算については、きっぱりと反対をいたします。

山田議長 ほかにありませんか。14番議員！

青木議員 引退される松野議員に反論するのは大変心苦しいですねんけど、反対の討論がありましたので、賛成の討論をさせていただきます。

後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

この制度は、既にご存じのことで、釈迦に説法となりますが、平成14年から国において医療保険制度改正として議論され、国民皆保険制度を将来にわたって堅持し、安心安全に質の高い医療が受けられる制度の集大成として新たに創設されたものと理解しております。2

0年4月から施行されるものであります。

大きくは、疾病の予防を重視し、医療費に関しては現役世代と高齢者世代の負担を明確にして、公正でわかりやすい制度にするとともに、運営に当たっては財政運営の安定化を図るため、各都道府県単位の広域連合を組織したものであります。

このように国において定められた法律その他法令に基づいて制度が創設され、制度運用のため必要な事柄を決めるため、各層代表者をメンバーとする広域連合によって、保険料算定方法や軽減基準などそれぞれ議決されたものを各市町村の務めとして住民との窓口となって、制度が円滑に運用されるように努力する責務があると理解をしております。

これらのことから、反対の討論にあった制度そのものに問題が山積しているとか、保険料の徴収方法について論じておられますが、制度の法制化については国政レベルでの議論で、我々が代表に送り出した国会議員による審議事項であり、我々市町村議員は法制化された制度をいかに円滑に運用していくかを議論するものではないでしょうか。議員の持論なのか政党論なのかわかりませんが、ここでの議論ではないと私は思います。そういう意味で私は賛成といたします。

山田議長 ほかにありませんか。6番！

寺前議員 先ほどから出てる内容と全く一緒なんですけれども、今回の後期高齢者の医療制度については、世代間の公平という点を上げておられますけれども、結局そのように見られないから大変だというように思うんです。つまり、今度の後期高齢者の問題については、明らかに先ほどから言ってる国の社会保障費全般を減らすという計画から出発しています。決して世代間の公平を目指した制度でないということは明らかなんです。そういう点を世代間の公平とあたかもみなすような方法あるいは宣伝をして、この後期高齢者医療制度を強引に押し進めるというところに大きな問題があると思います。

それと、先ほど来出ている後期高齢者の制度の問題ですけれども、先ほどと同じことになるわけなんですけれども、結局この後期高齢者問題については、制度だけではなく広陵町の医療問題にかかわってきます。つまり、本会議でも質問をして、75歳以上のお年寄りに係る医療の質の問題が決まっているのかという質問に対しては、いまだ決まっていないと。もう現時点では決まっているかもしれませんが、本会議のところでは決まっていないという答弁をされていたんです。これほど国の混乱、そして75歳以上の方々の反乱、いわゆる反対の声、これは非常に大きなものがあります。

こういうような点で、市町村議員は国の定めたものについては従わなければならないとい

うことであれば、実際のところ、三割自治を担う状態の中では、国の問題を論じない議員は、国の問題を論ぜずして議会議員が務まるというような状態ではありません。まして、国の問題に敏感にならなければ町民の暮らし守れないというのは当然のことであって、私はそういう広陵町の議員としては、国の制度に逆らわないで、従わざるを得ない上意下達の制度はいまだに生きてる。こういうような考え方に基づく議員の皆さんでしかないというように思います。やはり住民の目線を見た広陵町の暮らしに対しては、議員みずからが痛みを感じ、そして議員がその町民の暮らしに基づいて国や県に堂々と物を言う、こういうようなものでなければならぬというふうに思います。

もちろん先ほど申しましたように、地方自治法は住民の福祉の増進をその目的としているという点を明確にしておいていただきたいと思います。以上です。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 本案について、反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第19号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。青木さん、立てへんのか。(不規則発言あり)

(賛成者起立)

山田議長 起立多数であり、よって、議案第19号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第20号、平成20年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第20号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第21号、平成20年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。12番議員！

松野議員 反対の立場で討論をいたします。

まず1つは、消費税の問題です。これは広陵町の方で内税にされているわけですが、やはりきちっとこの消費税に対しては、とりわけ下水道は上水道とセットになっておりまして、上水道をとめるということは絶対できないはずで、そういう本当に毎日の暮らしにどうしても欠かすことができない下水道について、消費税を上乗せする、その上乗せについて基本的な姿勢が、やはり町長は住民の暮らしを守るという立場で国や県の方に消費税はやっぱり平等という名のもとに行われていますが、先ほども言ったように、200万以下の所得の人であれば、本当に日常の食べ物とか衣服で67%消費するわけですから、本当に暮らしを圧迫する大変不平等な税制であることをきつく言っていただいて、反対をしていただくということが大変大切で、そういう姿勢を示していただければ、私たちは賛成をする用意がございましたが、残念ながら消費税については賛成の立場でおっしゃっておられますので、消費税が反対の一つです。

それから、繰り上げ償還やっていただくのは大変よかったなど、私たちは常々やるべきだということで指摘をしてきましたので、大変よかったなど。大胆にまた3カ年15億円ということをしていただくこともすばらしいなどということで評価をするんですけども、その条件の中に下水道の値上げ計画ですね、本当にこれは予算委員会の中ではその時期時期に、見直す時期としての設定だということでしたけれども、やはりそういうことであれば、値上げ案は撤回していただかなきゃいけないというふうに思います。そういう点で、大変今後の広陵町民の生活を脅かすこの値上げ計画案を推進するということが、おっしゃっておられる中で、その点も反対の一つといたします。

山田議長 9番議員！

坂口議員 私は今会計について、次の点から賛成となしたいと思います。

私もこの下水道については非常に借金が多い。これは問題であると、こういうふうなことを申し上げておりました。今回の予算において、このような点が考慮されております。非常に高金利、この高金利の起債を借りかえ、繰り上げ償還される。なら、将来における金利負担を抑制していく、このような策が取り入れられているところであります。長期的な視点に立って、これから効果が期待できるのかなど、このようなことが私も感じてるところで、予算については賛成としたい。意見でございます。

山田議長 6番議員！

寺前議員 繰り上げ償還については私も賛成です。しかし、これだけで賛成ということで、私

が反対してる消費税の問題、それと先ほど値上げ計画の問題について反論がなかったんですけども、さらにもう一つ意見をつけ加えておきたいんですけども、下水道値上げのときに議論をした問題で、いわゆる汚水原価率、これが広陵町は非常に悪い。こういう点で、なぜ汚水原価率が高いのかということからいって、今回も数字を述べますけれども、全国平均でいうと147.21ですね。ところが広陵町での汚水原価率は非常に悪いわけですね。だから……。

山田議長 みんな期待してあんねんから、数字を。もうええわ。

寺前議員 そうような問題が明確にされないままいくと、結局は政府が主張する値上げの枠から逃れることができないということになろうと思いますので、そういう点についても町においてきちっとした原因を明確にさせることが必要だというふうに思います。以上です。

山田議長 本案について、反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第21号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立多数であります。よって、議案第21号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第22号、平成20年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第22号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第23号、平成20年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第23号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第24号、平成20年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第24号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第25号、平成20年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第25号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第26号、平成20年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

松野議員 では、最後の討論をいたします。

今回の議案についてはね、水道事業会計の予算につきましては、まず1つは、消費税につきましては先ほどの下水道予算についてと同じ内容でございます。それからもう一つ、やはり大変水道の滞納について、いろいろな経過、手順を踏んでいただいているのはわかるし努力

もしていただいている、大変だなというのは、滞納を一掃するという努力で大変だなということで、それについては本当に感謝するところですが、ただやはり給水ストップをして、滞納徴収の、言うたらね、悪い言葉でいえばおどしみたいなことになりますよね、水がないと生きていけませんし、手を洗うこともできないし、水洗だったらトイレも行けないということになりますからね。ですから、これについては、言ってるのは、給水規制条例に対しての違法だから、多分違うということでおっしゃってるだろうと、理事の皆さんは思うんですけども、やはりこういう命の水の給水をどこまでもストップするということは、本当に憲法違反だというふうに思いますので、この点についてもやはり、とにかく取ればいいというような形での給水ストップの手法については反対をしたいと思います。

それから、あと、これはちょっと予算委員会で議論していなかったんですけども、従前から議論してきたことで、最近本当に水道料金まで滞納が発生してるということですね。以前私が議員になった当初、何年かは水道料金で滞納はなかったと思います。しかし、今は学校給食でも、またこんな水道料金でも滞納が出てくる。それだけ広陵町の住民の皆さんの生活が苦しくなっている方がいらっしゃるということのあらわれだと思うんです。ですから、この水道料金について、減免制度、幾つかの自治体で積極的にやっております。ですから、ぜひ減免制度を検討していただくことをお願いいたしまして、反対の討論といたします。

山田議長 討論ありませんか。3番議員！

山村議員 平成20年度水道事業会計について、賛成の立場で討論いたします。

いつも消費税のことについて言われますけれども、これも議員のもちろん持論か政策論か存じませんが、国の指導に従ったものと考えております。また、水道使用料についても、私は自分が使ったものを支払うのは基本ではないかと思っております。滞納していて給水が停止されたという前に、支払うべきことへの導きがあつてしかりではないでしょうか。水道当局も、支払う意思のある方に対しては給水を停止することはしないと思います。私はこの水道事業予算に賛成いたします。

山田議長 ほかに。6番議員！

寺前議員 今度の水道会計ですね、未収金が7,498万6,000円あるんですね。これは滞納の部分が多くを占めてるというふうに思います。こういう、すべてが滞納ではないですけども、この中で今、山村議員が支払うのは当たり前だと、これはもう当然の話です。しかし、実態は、ここに示された未収金の滞納の実態は、やはり生活苦からくるものが非常に多いということは、実態としてあります。それをすべて一からげに支払って当たり前だとい

うことを前提にするという点は、温かい政治を目指す者にとっては耐えがたい発言であろうというように思います。そういう点で、この問題は、ただ単に水道会計を健全にするというだけでなく、生活実態に合わせた水道の問題を側面から見て、衣食住、最も基本的な部分でありますから、そういう点では、水道についても低所得者層に対する温かい施策が求められるというように思います。

もちろん今まで定率、いわゆる10リッターまでは定率であったものが変更になって、一定水準までは以前よりも下がってくると。使用料少ない者は下がるけれども、10リッター前後の方は逆に上がっていくというような状態もあるわけですから、そういうようなところについても見直しを図っていただくことが必要だというように思います。

先ほどの下水道料金の問題についてですけれども、先ほど汚水処理原価は、広陵町では、先ほど漏れたんですけれども、5年平均で360円から370円、16年度で合わせますと369円です。全国平均が147円21銭と比べると、2倍以上の汚水処理原価になっていると、これが問題だということを数字をあわせて指摘しておきたいと思います。水道料金については、そういう点で反対いたします。

あと、消費税については先ほどからのとおりですので、説明は、反対の理由は省かせていただきます。以上です。

山田議長 本案について、反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第26号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立多数であります。よって、議案第26号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程5番、議員提出議案第2号、広陵町議会委員会条例の一部を改正することについては、吉岡君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。吉岡君！

吉岡議員 それでは、広陵町議会委員会条例の一部を改正する条例。広陵町議会委員会条例（昭和32年4月広陵町条例第13号）の一部を次のように改正する。第1条中「厚生委員会」を「厚生建設委員会」に改め、「産業建設委員会」を削る。第2条を次のように改める。（常任委員会の所管事項）第2条、常任委員会の所管事項は次のとおりとする。総務文教委

員会、行政一般、財政及び他の委員会に属しない事項。厚生建設委員会、社会福祉、保健衛生、労働その他厚生一般に関する事項、並びに土木、耕地、都市計画その他建設一般に関する事項及び商工、観光、上下水道事業に関する事項。第3条を次のように改める。（常任委員会の委員の定数）第3条、常任委員会の委員の定数は、次のとおりとする。総務文教委員会7人、厚生建設委員会7人。附則、この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月15日から適用する。よろしくをお願いします。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程6番、議員提出議案第3号、国民健康保険税（料）の補助制度創設を求める意見書については、寺前君より提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。寺前君！

寺前議員 それでは、意見書の提出理由を説明させていただきます。

先ほどからも述べているように、国民健康保険会計は、全国的にも厳しい状態にあります。広陵町でもたびたび言うておりますように、所得なし階層が30%を占めるという状態です。これは国民健康保険の加入者に年金生活者が非常に多いということをあらわしています。もともと制度的に国民健康保険会計はですね、財政的圧迫が非常に大きい。医療についてはそれぞれの保険の中でもお年寄りが多い。こういうことから、医療費、給付費も多い。こんな状態の中で制度的に赤字体質を生む内容になっているわけであります。

そこで、私たちは国の改善を強く求めてきたわけですがけれども、県、町に対しても意見を求めているところであります。そして、この理由を述べさせていただきます。国民健康保険

税は、余りにも高過ぎます。最近、県下の市町村は、払いたくても高過ぎて払えない人から正規の保険証を資格証や短期保険証に切りかえて発行したり、差し押さえをしたりするなど、厳しい措置をしています。このため、全国でも保険証がないために病院に行くのがおくれ、重病に至り、さらには死亡する例が生まれています。憲法25条は、国民の健康で文化的な生活を保障しています。これを実現するために国民の皆保険制度として生まれたのが国民健康保険です。一人でも多くの方が安心して十分な医療施設にかかれるためにも、奈良県においては国保制度改善のために緊急に下記の項目の内容を実施していただくよう要望いたします。1、県独自の施策として、年間保険税、1世帯1万円の補助制度を創設していただくこと。

以上、奈良県知事に意見書を提出していただきたいと思います。

ぜひ、これは議員が奈良県に対して物を言う、議会の重要な役割を果たしていただくかどうかということですので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。4番議員！

吉田議員 寺前議員に最後の質問をさせていただきます。

広陵町からも共産党の県議の方がおられるわけですが、この1万円の財源をどういった形で出されるのかということに対してご質問させていただきます。

山田議長 6番議員！

寺前議員 財源の問題については、20億の予算が要するというような想定です。例えば、奈良県は今、京奈和自動車道を建設しようとしています。そして、奈良の遺跡の地下構想が先般認可された。奈良県の審議会です承されたという記事を見たわけですが、この問題については、国連も含めて重要な遺跡に対する不安を表明して、地下をくぐることについては反対だというように言っています。

ところで、この地下をつくる京奈和自動車道の費用ですけれども、2,400億円かかるというように言われてるわけです。1メートルにすると2,500万。このような巨額な費用をかけて、平城旧跡に眠る木簡等々ですね、地下水の変更になり得るかもわからないとい不安を押し切って使うと。そして、それも完成には20年かかるというように知事部局は表明しています。このようなむだを省けば、県の予算から見ればわずかな金額で国保会計への補助ができます。さらに、遷都1300年の問題もあります。これは前知事から現知事に引き継がれましたけれども、県民の多くの反対で見直しを図られ、経費は削減されました。しかし、それでも遷都1300年の内容に至っては、いまだ不安要素が積みまとっている状態

です。縮小したといえども、この予算についても削れば十分な財源が生まれるということを述べておきたいと思います。さらにまだ3つも4つも用意してありますけれども、それだけにとどめておきたいと思います。

山田議長 いいですか、もう吉田君。8番議員！

山本悦雄議員 共産党さんの書いてる文章で非常に気になるんですけどね、差し押さえをするなど厳しい措置をして、差し押さえしたら悪いんかどうか、まず1点お聞きしておきたいですね。どういう状況のどこを差し押さえして悪いのか。どういう状況のどこは差し押さえしていいのか。差し押さえ全体が悪いのかということです。その次にね、今、20億円とおっしゃったということは、奈良県の世帯数が2万件、2万世帯と……（「20万世帯」の声あり）20万世帯、いや、ごめん、20万世帯ということです。もっと多いのちゃうのかな。（「いやいや、国保入ってる人だけやから」の声あり）ああ、そうか、そうか。

それとね、これ毎年1万円ずつ払えということです。（不規則発言あり）いやいや、これから毎年1万円ずつ払えと。年間1万、保険で1万円を補助をするということは、これから毎年1万円払えということですね。

その次にね、これ、こんなに当然おたくも県会議員がおられますのでね、県会でやはりこういうことを出された。（不規則発言あり）どうなりましたかということと、実際に全国でこういうことをやってる、ばらまきですよ、これはっきり言った話。ということはね、何も国保を納めてる人だけが奈良県の県民でおられるわけじゃないわけなんですね。そやのに、国保の人だけに1万円ずつ払えと、補助せえと。この辺、ほかの人はどう思われるか。例えば団地の方へ行かれたらね、ほな国保に入っていない人ぎょうさんいますわね。そんな人らはどう思われるのか、これ。選挙目当てやと思うねんけどね。今、突然選挙前に出て行って、だけど、これ選挙でも、そっちへ行ったらマイナスなるの違うかなという懸念はいたしますねんけどね、どうですやろね。

山田議長 答えてください。6番議員！

寺前議員 1つは、差し押さえがいいのか悪いのかということでもあります。もちろん私たちは悪質で金をうんざり持っても払わないというところについては、法的処理も必要だというように思います。そういう点では、差し押さえというのは、そういう一つの大きな行政の権力行使だというように思いますけれども、実態は、この差し押さえによってどうなのか。王寺、あるいはまた、広陵町では差し押さえが町民税も含めた話で20数件ですか、やっておられるということですけども、いわゆる悪質ということの前提が差し押さえの大前提に

なるというように思います。そういうことで、先ほどの水道水の栓をとめるということについても同じですけれども、差し押さえの問題については、国も介護保険やその他の問題で、差し押さえについては、あるいはケース・バイ・ケースだと。資格証についてもケース・バイ・ケースだという形で、実態を把握しながらやらなきゃならないということを共産党の質問に述べています。これは福岡県の事故、事件や生活保護の問題をあわせて、非常に最近、全国的に行政が財源確保という一方的な財源確保という状況に追われている中で、弱者もその他も一からげに行政が実行しているところが見られるために、国も国会で答弁でしてる状態です。ですから、結局はケース・バイ・ケースで考えていかなきゃならないけれども、特に低所得者層に対しては、一層その内容を吟味した上で実行しなきゃならない。あるいは実行すべきではないというように思います。

それと、ばらまきだということですが、京都市が先般の京都市長選挙で1,000票弱の差で共産党が推薦する候補者が惜敗をした事実があります。その事態が変わらないときに、京都市は1世帯2万円余りの国保会計に補助を出すということを決めました。これは全国的にも国保会計の状況が非常に悪い。そして値上げするけれども、滞納がふえるという悪循環のところを切るためにはどうするのかということが言われています。そういう点では、この国保会計に一般会計を繰り入れるということは、ばらまきどころかその会計に加入している方々の健全な加入を保障するということになり、またその他の保険とのつり合いですが、結局、例えば健保は中小企業の方々の保険、健康組合保険は大企業の方々の保険、そういう中では、一定の給料に従って保険料を設定しています。しかし、国保会計は、残念ながらそのような仕組みになっていない。つまり、応能、応益割を60%、50%取るという仕組みになっているために、この問題を解決できない。あるいは資産割という利益を生まないものにまで課税すると、こういうような保険制度の根本的な矛盾があるわけです。そこに低所得者層においても、応益部分については、金持ちであろうと貧乏人であろうと、同じような割合で負担するということになっているわけですから、そういうようなところに一般会計を繰り入れるということは、社会保障制度の基本中の基本だろうというように思います。それだけです。（「県会」の声あり）

県内の県会議員が先般ですね、これは今やったものではなく、昨年の7月ぐらいから全県的な運動として、社会保険協会やその他病院関係のところ、国保税が高いという県民の多くの声に促されて運動を展開しています。奈良市については、独自に奈良市についても1万円の助成をしろという形の運動をされています。そして、これは件数は忘れましたが、

相当な署名が集まって、去年の暮れ、そして今年に入って、県会議員先頭にその署名を集めて、知事に署名を持っていっているところであります。そういうのがこの運動の取り組みで、突然に始めた運動ではないということもあわせて述べておきたいと思います。（不規則発言あり）知事に出してる。県会はまだその署名を集めてる最中で、最終を3月10何日かにするというので、その後県会で取り上げられていく課題だと思います。これはもともと知事に対しての要望ということで行っているところであります。県会の中でも議論は、この部分は十分にされています。以上です。

山田議長 毎年出すのかという質問あったけど。毎年すんのかと。1回ぼつきりか。

寺前議員 これの署名については、1回です。

山田議長 いや、署名についてというのは、1年間だけでええん。

寺前議員 1万円。

山田議長 1年間だけでずっと続く、20億円、毎年要るのかという意味や。

寺前議員 毎年出すの、私ちょっと認識欠けていました。毎年出すということです。

山田議長 認識欠けるも何もあらへん、あんたが出してん。

寺前議員 毎年出すということです。

山田議長 毎年20億要るちゅうことやな。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

8番議員！

山本悦雄議員 金をもらう方の話はだれも反対する人はおりません、はっきり申し上げてね。

署名も何ぼでも集まります。金出せという署名を集めんのやったら、なかなか集まりませんけどね。そうでしょう。僕は奈良県のね、はっきり申し上げて、奈良県の予算がわからないんですよ。奈良県の財政状況がどうなったんのか、これわからない。事実、今、橋下さんが知事になられて、大阪府が大変だということいろんなこと新聞に載ってね、どんどんどんどん出てきますので、何ぼかそれはわかるようなわからんようなところがありますけれども、大変だなという感じはしています。奈良県の場合がどこまでどうなったんのか。そのはっきりしたことわからないんで、これを決議してどうなるんかということがあります。

さっき自動車、道つけんのやめたら、ほかのことしたらと、1300年ですか、それを、やめたらって。何もかも皆やめたらよろしいんや、ほかのもんも。（「むだをやめるという

こと」の声あり)それがむだかどうかの問題が難しいとこなんですよ。どれでもむだやと。共産党から見たらむだかもしれないけれども、見る方から見たら、それが非常に重要な事業だと、こういうことが多々あるわけなんですよね。(「京奈和どうです」の声あり)京奈和道も重要だと思ってる、京奈和道、何も奈良県だけでつくるもんじゃないですしね。だから、京奈和道早いこともっと開通してほしいと思ってる方もたくさんいるわけなんです。だから、そういうことでね、私はこの予算(聞きとれず)昔、よう共産党がおっしゃったね、自衛隊の飛行機1台買わへんだら、こんだけできるやないかと。その理屈と全く一緒だと思うんですね。我々これちょっと判断ができない。ただ、やる言わはんのやったら、もうたんがええやないかという程度の判断はできますけれども、それ以上の判断ができませんのでね。ちょっとこれ出すことは、急速にこれが出てきたからいうて、反対して広陵町議会の見識を疑われてもなんですので、もうこれ以上、私、次に議会でしゃべるときごさいませんので、今ここで反対を申し上げておきます。

山田議長 反対ありますので、12番議員!

松野議員 賛成の立場で討論をいたします。

今、山本議員がおっしゃいました財源の問題なんですけど、県の財政状況わからないからということですが、先ほど寺前議員も京奈和自動車道、それとか1300年遷都の祭りですね、等々示しているんで、そこについては私は信頼していただくしかないだろうというふうに思います。それで、道路については、本当に地下を通過するというので、今、全県的にもまた全国的にも反対が大きくなっている状況です。候補的には地下を通すと、本当に工事費が大変たくさんかかって、1メートル2,400万円というふうに言われておりますから、この部分を道路の是非については賛否両論あるとは思いますが、ただ、今、県が計画している工法は、文化財の問題からも大変大きな問題があるということを指摘されていて、その地下を通るのは工費が高いんです、工事の単価が。だから、是非は別としても、そのこの工事、地下を通過ということを見直しさえすれば、相当な財源、1メートル2,400万円ですからね、相当な財源がここで生まれるんですね。だから、何でもやめたらということ言ってるわけでもありません。1300年祭につきましても、共産党の県会議員は県会の中で、当初350億だったんですね、予算が。それを350億、それも藤原、旧址にあったあその公園ですね、あれは国の文化庁の許可がおりないというような状況の中で、なぜ350億も要るのかということも指摘して、今、幾らだったかな、百何十億だったかな、かなり削減されたという経緯もございます。さらに、そういう広陵町においての一般会計でいえば、10

0億の20億っていったら、大変な莫大な財源だというふうに思うけれども、県のレベルでいえば、そういうお祭りに使うお金をちょっと節約すれば、20億はすぐに浮かすことができるという、そういう財源なんですね。ですから、財源問題については全く問題がないということはこちらで明言したいと思います。

それで、これをやっていただく県の制度として、国保の制度そのものが本当に負担の大きい制度ですから、例えば今回も、福田内閣は2,200億円抑制するための財源の一部として、中小企業の政管健保への国庫補助を1,000億円削減して、またさらに大企業の健康組合で750億、私学共済とか公務員共済で250億を上乗せして拠出させているという状況の中で、財界、マスコミからも大変な非難もあるわけですが、社会保障はもう破綻したというふうにも言われている状況です。そういう状況の中でね、何としてもやっぱりこの皆保険制度を存続させていこう、やっぱり払いやすい制度にしていこうということになれば、制度の矛盾を改善しよう、こういうことも含めていけば、やはり1世帯1万円っていったら、本当にそれほど大きなお金ではないんですが、所得の低い方にとったら大変助かりますし、それだったら払えるなということにもつながっていくところも期待できるわけですから、全部がそういうふうにつながるということではないですが、徴収率向上にも貢献することも期待できるわけですから、どちらを考えましても、広陵町から財源をお願いしてるわけでもなし、県の方でほんの少しお祭りをちょっと見直しするだけで十分に20億が出るというような金額ですので、広陵町民の皆さんはとても喜ばれるし、国保に加入されている方は、町の方もやっぱりありがたいんじゃないでしょうか。それによって、町の国保の納税もですね、多少は期待できるということもあると思うんです。ですから、広陵町にとって全くマイナスのないこういう提案ですので、それを否決すれば……（不規則発言あり）ちょっと静かにして。ですから、今、山本議員がおっしゃったように、否決をしたら、本当に見識を疑われるかもしれないから、もう棄権しようかないうような状況を落合っておられますけど、まさにそのとおりで、これを否決したら、広陵町議会の見識が疑われるということは明白ですので、ぜひ皆さん賛成してください。

山田議長 本案について、反対者がありますので、起立により採決します。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

山田議長 起立少数であります。よって、本案は、否決されました。（不規則発言あり）何で。

（不規則発言あり）

山田議長 次に、日程7番、議員提出議案第4号、道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書については、長濱君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。長濱君！

長濱議員 それでは、提案理由の説明を行います。

道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書。道路は、活力ある地域づくりや豊かで潤いある快適な住民の暮らしを実現するための最も基本的な社会資本整備でございます。広陵町は国道がなく、幹線道路や鉄道等の公共交通網も希薄な地域であるため、主幹幹線道路とアクセス道路の連携整備による住民生活の利便性を高めることが必要であり、道路整備の状況は依然として不十分な状況にあります。よって、おこなっている地方の道路整備を引き続き着実に推進し、適切な道路管理ができるよう、道路整備のための財源を引き続き確保するため、次の事項について強く要望いたします。1、地方においては、道路整備の必要性が依然として高いことを踏まえ、おこなっている地方の道路整備を引き続き着実に推進し、適切な道路管理ができるよう、道路整備のための財源を引き続き確保すること。2、道路特定財源諸税の暫定税率の延長及び地方道路整備臨時交付金制度の継続に関する法律の成立を期限切れまでに確実にを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成20年3月14日、奈良県広陵議会。以上でございます。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

松野議員 反対の立場で討論をいたします。

この道路特定財源の問題なんですけれども、まず1つは、今、テレビ等マスコミで本当に連日のようにむだ遣いを指摘しておりますが、その中に道路特定財源のむだ遣いもたくさん指摘されております。この前言ったように、1台1億円もする駐車場を建設するなど、ずさんな使い方がなされているということが日々明らかになってきている状況でございます。そういうところを放置して、引き続き道路特定財源としてさらに暫定税率を延長するという意

見については、全く納得することができません。

この地方においては、道路整備の必要性が依然として高く、おこなわれている地方の道路整備を引き続き着実に推進するというように、ここの意見書、要望で書いているんですけども、道路特定財源の中でですね、大きな約4割を占めるのは、高規格道路に使われるんです。ですから、59兆円のうちで4割が高速道路の新設なんですね。ですから、これを地方の道路整備は大体は、例えば通学路の整備とか踏切の改善とか、そういうことを期待されていると思うんですけども、これは実際には大半が地方自治体の一般財源、補助金も含めてはありますけれども、そういうところで賄われているのが実態でございます。ですから、今回、引き続き特別財源としていくということについては、筋が通らない。とりわけ地方の道路の整備のためというのであれば、これを一般財源化してもらって、地方の方にそういう小さい道路を整備できるお金として回してもらった方が、よっぽど地方の道路は充実していくということになります。ですから、言っておられることが理解できません。

また、暫定税率の問題は、今、国会の中で議論をされているところでございますけれども、この暫定税率につきまして、なぜこれは10年間の問題で、この問題につきましては、やはり特別、上乘せの部分ですから、それをもとに戻すというのはやはり大変住民の強い要望でございます。今とりわけガソリン代が値上がりしてる中で、特別な、言うたら上乘せをずっとしてきてるわけで、今回もこれを引き続き暫定税率をやっていくとなれば、10年間また高いガソリン税を払うということになります。こういう問題についても、これは一旦もとに戻して、正規の税率に戻して、そして共産党の方は住民の皆さんと議論して、環境税をどの程度にするかという部分については議論をして合意を得ながら、環境税は少しいただくということと、それからその環境税は一般財源として活用していくということを提案しているわけです。

本当にこういう中で今、暫定税率の見直しについても国民的関心が高まっている中で、これは高規格道路、これ以上の高規格道路、本当に必要かどうか、本当に国民も不審に思っている、こんな状況ではないでしょうか。そういう点で、この意見書には反対をいたします。

山田議長 ほかに。8番議員！

山本悦雄議員 何もこの道路特定財源にもろ手を挙げて賛成というわけではないんです。だけど私、今、国会でこの問題やられてますね。ねじれ国会です。衆議院は政府系が3分2以上持つてる。参議院は少数派だと。僕は今、国会において非常にこれ、お互いに協議するチャンスだと思うんですね、いろいろ妥協し、話し合う。それが、両方とも見とったら、こっ

ちはこっちではあつと反対やと。ただ困らせてやろうと、政府を。3月31日、4月になったら、これ大変な混乱起きるの目に見えてますわ。途端に税金取れないわけでしょう、25円。これ必ず参議院で否決されるか、60日たてば否決されたものとみなして、衆議院へ戻ってくるわけですね。3分の2以上をここで復活させてしまう。一番知恵のないやり方になるんじゃないかと、私は非常に心配してるわけなの、実際見とってね。もうちょっと何とか妥協、何で10年本当に、10年もこれ続けんないかんのか。あるいは5年なら5年、もうちょっとそういう期間を短縮したらええの。そういう話し合いをすることすらできないような国会議員を我々が選んだことが非常に残念だというような気持ちであるぐらいです、本当のこと言ってね。両方ともですよ。両方ともそういうところがあると。（不規則発言あり）

だから、道こんだけつくとで、今これを廃止してね、きょうこれ、道みたいに今ぱつとやめられるわけじゃないわけですね。継続してずうっとやってるわけなんです。だから、やめるとしても、僕は5年は最低かかると思いますわ、このことを廃止するとしてもね。そんなきょう言うて、あしたやめられるような問題ではない。そういうことでね、やはり一旦何らかの形であれ、こういうものをそのままいただいて、なおさら日本の官僚のね、これ国土交通省の最大の省益でしょう。こんなん絶対国土交通省の役人は死に武者でしがみついていると思いますわ、これに。これの権力で物すごく金やってると思うんですよ、僕は。

（不規則発言あり）けども、それが今の日本の実態なんです。

ほな今度、これね、民主党さんが総選挙で衆議院で多数をとられたと。民主党さん、共産党、自民公明以外の勢力で多数をとられたと。もしやって、これを言うてるようなことできるかいうて、100%できませんわ、はっきり言った話。わしはそう思いますわ。民主党に、自民党にあのぐらいのやつら、やつら言うたら失礼やけど、そんなんがいてても、なかなか手をつけられない。民主党の今、ひよこみたいなね、何十人って一遍に1期議員に上がってきたもんで、そう簡単にできる問題やない。ただ、政局にしたいだけだからいろんなこと言ってるんだということを私思いますのでね、これは何とか通して、あるいは国会で何とか妥協を見つけていただいてやっていただきたい。このように思う次第でございます。

山田議長 6番議員！

寺前議員 もろ手を挙げて賛成でないということで、公明党さんも今度、10年の期間を短縮してはどうかという提案をしているようで、非常に流動的な内容になってきていることは事実だと思います。また、共産党は、この特定財源の問題については、従来からその問題点を

指摘してきております。民主党との違いがどこにあるのか、よくわかりませんが……
(不規則発言あり) よくその点は見えておいていただきたいと思います。

それと、共通意識のあるところでは、役人がしがみついている事業の一つというようにおっしゃっている点は共通してると思います。つまり天下り先をつくるという実態が明らかになっているのも、この道路特定財源の大きな特徴であろうと思います。

問題はですね、この道路特定財源がバブル期につくられたものだということでもあります。バブル期につくられたものが現在も生きてる。1987年に閣議決定された四全総がこの前提になっていて、小泉内閣のときに見直しを図るということで、現在法案が出されていると。これでも59兆円の目標達成の費用を確保しようとしているわけでありまして。そして、法案では、国際競争力を高めるということで、現実には基幹ネットワークの整備に23兆6,000億円を確保しようとしている。こういうところが大問題なんだということを言っているわけでありまして。こういうことに使われることは、結局は先ほどから出ている問題点、つまり不急不要の道路をつくるということであり、現在、国の財政が非常に困窮してると言いながら、社会保障の部分にはばっさりと削り続けてきて、こういう天下り先を確保する道路財源については、がっちりとその確保をするという。このようなやり方にとっては、国民の方々が我慢ならんというようにおっしゃってるのは当たり前だのように思います。そういう点では、この意見書については賛成できないと思います。以上です。

山田議長 本案について、反対者がおりますので、起立により採決します。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立多数であります。よって、本案は、決議されました。

しばらく休憩します。

(P.M. 2:44 休憩)

(P.M. 3:07 再開)

山田議長 休憩を解き再開いたします。

山田議長 次に、日程8番、議員提出議案第5号、道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書については、坂口君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。坂口君！

坂口議員 それでは、提案趣旨について説明します。

だんだんちょっと国会みたいになってきたんですが、今ちょうど国会でこの問題が2つ、がっぷりになっているところでございます。道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書と、このようなことでございます。既にテレビとか新聞とかでいろいろ報道されております。これ全部読んでると、こういうふうな初めて見せる、一冊の本があるんですわ。ここに全部Q&A書いてあって、こんな大変時間かかるので、端的に言います。

そもそも、もうええか、中読んでもうたらわかると思いますが、昭和29年にこういうのが出てきて、昭和54年、暫定税率ちゅうのは、これは昭和49年にできて、もう34年間も同じこと続いていると、こういうようなことでございます。ほんで、ここに至って、いろいろ各、この小泉さんもありました。またあとは鳥取の片山元知事とかですね、一般財源化したらどうやと、いろいろな案が出ております。基本的にはね、ここに書いてあるように、地方に十分な自主財源を保障するというので、特定道路財源の一般財源化をしたらどうだとともに、道路関係の暫定税率、これを廃止したらどうだということの意見書でございます。この目的には、ここに書いてありますように、いわゆる地方分権化ということが進んできましたので、この制度も見直しやって、道路以外への特定財源制度は廃止して一般財源化したらどうだというのが一つ、もう一つは地方の自主財源として、その使い道を地方が自主的に判断できるようにしたらどうだというようなことの目的で、今回の意見書を出しております。

国の方では、前回ね、先ほどやられたことと今回と、与党、野党両方から出ております。今ちょっと審議、いましばらくされてるということでございますので、このような意見書を提出したということでございます。よろしくをお願いします。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。8番議員！

山本悦雄議員 これは民主党さんの国会での主張だと思っております。道路特定財源を一般財源化する。暫定税率を廃止するということですよ。それをせよということですねけれども、そしたら今つくってる道路はどうなるのか。今つくってる、継続されてる道路はどういうふうになるのか。いや、これで半分になると思うんですよ。暫定税率を廃止したら半分の税金になってしまうと思うんですよ。今、6兆円ぐらいかな。その3兆円ぐらいになってしまうと。その3兆円を一般財源化しろということなんです。その後、今、高速道路やらも広陵町でも道つけてる、あるいはまたこの会計から別のとこ金来てる、いろんな問題があ

りますよね。そういうものはどういうふうに解決しようとしてるか。全く出てないわけなんです。それについて、これ意見書を出すと。やはりこれだけの大きな問題の意見書を出すとすれば、そういうことはどうするというようなことが必要じゃないかと思うんですよ。これをこのまま出してきたら、こんなもん何をしてんのかと、私はそういう感じもしますのでね、一つその点、一番大事なのは、今継続されてる事業がどうなんのかと。まず1点、この点です、お聞かせ願いたいということです。

廃止するというだけなってる、暫定税率廃止したらそれだけでええのかと。新たな税を創設する必要があるんじゃないかと。暫定税率を廃止し、車乗ってるものの車のガソリンではかなり迷惑してる人もたくさんいるわけなんです。だから環境にも悪い。一番いいのは、車でね、税金で高くっていうたって、ヨーロッパ行ってもっと高い税金、これは何も道路特定財源じゃないですけども、環境税等いろんなところでもっと高い税率を取ってるとこもたくさんあるわけなんです。だから、そういうのが廃止してこういうものにしようというて、ただ廃止して、税金下げようと。格好のいい話だけやねん思いますねんけど、そういうこと全く出てないので、ちょっとその辺のことについてお聞かせ願いたいと思います。

山田議長 9番議員！

坂口議員 当然そのような問題が出てくるのは当然のこととございます。そこで、このように民主党はQ&Aというのをつくりまして、これが中央から出ておるのでございます。これによりますと、まず今皆さん方が非常に心配されている、私もちょっと聞きたかったのはこういうことなんです。皆さん方も同じのが聞きたいと思います。

暫定税率を廃止すると地方は道路がつかれなくなるのではないかと。これが一番皆さん方の心配してるところとございます。例えば奈良県下でもいろいろ道つくって、こういうこととね。ここです、今、暫定税率、これを詳しく見ますと、まず地方にはこういうことになっていくんです。暫定税率廃止分として約9,000億、これが地方に流れてくるんですよ。この暫定税率中止分約9,000億円については、おかしいのは国直轄事業負担金制度というのがございまして、国直轄事業負担金制度の廃止によって対応するという。これ一体何のことやということなんです。これは国の直轄事業について、地方自治体は今、国直轄事業負担金制度というのは、この制度に今、地方全体で約1兆円の資金を国の直轄事業に対する地方負担金として義務的に負担していると、現状はこういうことがございます。これはこの地方は非常にしんどいということで、地方六団体、地方六団体ちゅうのは、いわゆる知事さんとか市長さんとか、こういう方々が既に平成18年6月7日には地方分権の推進に

関する意見書という中で、地方六団体が、1、2、3、4、5といろんなことを国に要望しております。この中の一番最後、5番目、ここにいわゆる道路関係で出ております。国の直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止する。特に維持管理費にかかわる国直轄事業負担金は本来管理主体が負担すべきことから、早急にこれを廃止してほしいということで、国の直轄道路について、地方自治体の負担ということで、約1兆円を負担していると。この財源を、ここにも書いてる、全額を、これは一体何の財源でこんなもん地方自治体が負担せなあかんやと、こういうことになってきましてね、これを負担する、この中に入ってんですよ、一般財源のこの提案の中に。これを負担することで全額を道路整備に充てるかと思うか当然、自治体は考えてなにしてはよろしいと、こういうことなんです。

このように、民主党の特定財源制度改革では、地方に財政的な負担を及ぼさないように、地方税の減収は同規模の負担軽減措置を実施、実施というのは財源確保する、国からの交付金、補助金を法改正にこれも同等の水準を交付すると、このようなことを中央は言っているのでございます。

先ほど言うたように、地方自治体が負担する1兆円の資金、これはどのようなバランスしてるかといいますと、ただいま一番問題は、特定財源による、特定財源というのは、じゃあ奈良県にそんなにたくさん来てるんかと、このような問題なんです。特定財源ちゅうのは、先ほどちょっと共産党みたいに、いわゆるごっつい中央の高規格道路、そこに大半が行ってると。じゃあ、奈良県には一体この特定財源の暫定税率分は一体どんだけ来てんかちゅうこと、ちゃんとこれ政府資料あるいはこれに出ております。奈良県については、地方税の道路特定財源分、軽油取引税ということで43億円、地方譲与税の特別道路財源、地方道路譲与税分ということで、暫定税率分27億円、合計70億が奈良県に来てますよと。それに対して奈良県は、ただいま言われた直轄事業負担金、これによって（聞きとれず）が何と208億も負担していると。奈良県の場合は非常にこの負担してる割合大きい。地方によって違うんですよ。たくさん、この特定道路財源が来てるというところもあるんですわ。特定道路財源が来てて、地方の負担が少ない、当然そういうところは、たくさんこの道路財源についてはメリットがあるというところの地方もございませう。奈良県は実態としては、特定の暫定税率を掛けてるけど、県に来てる税金は少ないと、このようなことがちゃんと政府資料によっても出されております。

そこで民主党は、この特定の暫定税率を廃止して、今言うてるいわゆる国の直轄の事業の

負担金を廃止してくれと、こういうことも言っておりますね。これでプラス・マイナスでこういうふうになるのではないかと。

もう一つ。

山田議長 もうええわ。

坂口議員 いいですか。これ言うと、ごっつい長いんですわ。いっぱいあんねん、全部ついて、資料もついてね。

山田議長 読んでてもわからん。

坂口議員 先ほど、言うてるように……（不規則発言あり）いや、こういうふうに資料とですね、毎年、毎年ですよ。

山田議長 言ってももうわからんやろう。

坂口議員 というふうな資料で来ているところがございますということです。そのようなことでして、やっぱりこういうふうなことはまずいということで、一般財源化してくださいと、こういうことになっているわけがございます。（不規則発言あり）ということの資料は、私がちょっと説明させていただいたので、よろしくお願ひしたいと思います。

山田議長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

山田議長 討論に入ります。討論ありませんか。8番議員！

山本悦雄議員 さっきの数字の説明、わし、数字持ってないんでね、それに反論することはできないんですけどもね、60億や70億の金来てるだけちゅうようなことはめったにないはずですわ。これは軽油取引税はこれは県税ですよ。これは県の方に当然じかに入ってくる税金。それを除いたら20億しか奈良県来てないのかと。それなら何も問題ないはずですけどね。そんなはずはないと思いますよ。要するに6兆円ですよ、あれ暫定と両方とも合わせたら。そのうちの3兆円を減税せえというなら、その3兆円の金はなくなるはずなんです。どっから国債発行するか、ほかの税金上げるか、何かしないと、それを負担できないはずなんです。と思いますよ。それでね。

私が先ほど言いましたようにね、そんな一遍に何も廃止し、少なくとも車が走ってる、ガソリン上がったって、それは何でも上がったら、皆それを国が負担するんだったら、ほかに上がるもんってたくさんありますよ。だから、そういうことでね、やはりこれからの環境整備、そういうものに使うんだとかなんとかいうことで、そのかわり車の方がみんなは辛抱してくれと。税金は車からもらうけれども、みんなは辛抱してくれということならいいんです

よ。だけど、本当にただ廃止してこうしますと、私はさっきも申しましたよね、やはり民主党ももうちょっと大人になって、やはり両議長のおっせんで3月末までに結論を得るということ言うてるんですから、何らかの結論を得るなり、そこでそれを利用してね、何らかの妥協を図ってやってもらいたい。ただ、こんなものを出して廃止する、どうすると、余り理論が極端過ぎると思いますのでね、私はせっかく出していただいたんですけども、数字の説明もはっきりわかりませんし、反対いたします。

山田議長 12番議員！

松野議員 賛成の立場で討論をいたします。

山本議員の方が、継続されている道路どうなるのか、また財源が減るとどうなるのかということ心配されておりますけれども、今、今後10年間の道路特定財源の見直しについては、揮発油税、地方税、自動車、こういう適用期限の10年延長を決めたんですけど、政府の方は。これは10年間で、さっき言いました総額59兆円の道路中期計画を推進するための財源を確保するために、今この暫定税率も見直しをしないで延長するんだということも含めて言っているんですね。

しかし、その内容が、例えばバブル期に策定された1万4,000キロの高規格幹線道路、7,000キロもの地域高規格道路、さらに6本の海峡横断道路まであるんです。そういう中で、冬柴大臣は海峡横断プロジェクトの調査をやめるとは答弁したらしいですけども、このような、道路をつくっても採算もとれそうもない、あるいは必要性もない、こんな道路を高規格道路をまだ見直しもしないで、そのまま作り続けることがいいのかどうかの議論なんです。だから、今作りかけている道路については、やっぱり延長した方がいいのかどうか、国民を含めて、あるいはその地域住民を含めてきちっと議論したらいいんです。そして、今のある計画の59兆円の計画の中は、余りにもずさんな、先に道路財源ありきでつくった計画ですから、それは大胆に見直しをして、大変厳しい財政状況の中でですね、本当にこの部分を見直しすれば、たくさんの大きな財源を生み出すことができるんです。今、財源がない、財政が厳しいって、国も地方も大合唱じゃないですか。そしたら、こういうところへメスを入れたらいいんです。ですから、暫定税率を廃止しても、これは財政的には十分にやっていけるという見通しを共産党は持っています。

それから、先ほどから山本議員が、それにかわる税金ということをおっしゃっていますが、先ほども言いましたように、共産党は、大体ヨーロッパの方では排出減に着目した課税をしているそうです。ですから共産党も、もちろんこれは国民の合意がなければいけないことで

すので、国民の合意を得ながらですけれども、二酸化炭素の排出に着目した環境税の導入を提言をしているんです。これは特定財源じゃなくて一般財源化するということにしております。

それと、先ほど国保のときに、意見書のときに、山本議員は、もらうときにはだれだって署名するし、払うときには署名しないとおっしゃいましたけど、逆に国の立場でいえば、もらう財源ができたなら、もう暫定であるにもかかわらず取り続ける。暫定の意味が全然なくて、恒久税になってるじゃないですか。だから、逆に、取れるところはもうずっとどんどんと強引にでも取っていく。山本議員がさっきおっしゃってたような、そういう中身と一緒にじゃないかなと私は思います。ですから、こういう部分について、そういう情緒的な話し合いではなく、情緒的な議論ではなく、やはり道路について、本当に必要かどうかをきちっと見きわめをしていく、国民の合意をとっていくと、そういう中での話だというふうに私は思っています。その一方で、先ほど質問しなかったんですけども、先ほどから言ってる、マスコミに通じてでも、本当に道路財源も大変なむだ遣いが多いですよ。そのむだ遣いで、それをじゃあまずは国民の信頼回復するのに、そのむだ遣いを、じゃあ自民党、公明党はどうやってただすのか、そこも聞いておきたいです。そうでないと、本当に国民はこの問題について納得もしません。

それから、もう一つ、先ほどの言い忘れでしたが、一般財源化して、つくりかけの道路をつくる、財源をそこに回すということは十分できますからね。会計、財政处理的にも何ら問題ないということも重ねて言っておきたいと思います。以上です。

山田議長 次ありません。3番議員！

山村議員 反対の立場で意見を言わせていただきます。

松野議員がおっしゃるとおり、この10年間の道路整備中期計画っていうのは、さらなるコスト削減とか、建設の優先順位の明確化っていうことについては、今後見直すことがあってもいいと思います。そういうことはどンドン討論すべきだと思います。この意見書の中にも、原油高騰によるということで、暫定税率廃止により燃料価格を少しでも引き下げと書いてありますが、公明党の強い主張で自動車ユーザーの負担軽減が図られ、理解が得られるよというお声をいただきながら、4月から自賠責保険の保険料が大幅に引き下げられました。道路特定財源というのは、道路をつくるだけではなく、さっきも松野議員が言われておりましたけれども、交通渋滞の緩和とか通学路の安全対策、またバリアフリー化、また防災ということで、本当に国民生活を守る役割を果たしておりますので、もう暫定税率が3月末

で切れてしまえば、国民生活の大混乱は必至だと思いますので、私はこの意見書に反対いたします。

山田議長 討論がないようですので、6番議員！

寺前議員 今、賛成された中身で、結局争点が合っていないんですね。私たちも生活道路を建設する点については、積極的に推進する立場を表明しています。そういうところは一致しているわけですから、その部分の一致で、なぜこの道路財源に賛成するのかというのが、意味がわからないというように思います。つまり、先ほども言いましたけれども、この部分について、国際競争力の確保というのは先ほど言いました。これはバブル期につくられた計画です。その中で、小泉内閣の改革によって、道路財源、特定財源を財源の主にした約60兆円もの財源をつくっていると。そのうちの約40兆円が高規格の部分に使われるわけですから、その部分についてどうするのかということをお聞きしたいわけなんです。だから、その部分について意見を言わないで、意見を言ったのは、優先順位を今後話し合えばいいじゃないかというだけで、そういうところからいけば、本当は反対するというような立場に共通する部分の方が多いわけです。つまり、バブル期の財源をそのまま引き続いて今後やるというのは、そんなばかげたことはないというのが国民の声なんです。だから、そういうところの部分で、地方にいる公明党の議員さんが、やはり公明党の大臣が10年間は長過ぎるといって、縮めればいいじゃないかと、そこまで踏み込んでいるわけですから、地方においてはもう少し踏み込んで、生活道路、バリアフリー等々、渋滞対策等々については、一般財源で確保すると、バブル期につくられた高規格あるいはまた不要な高速道路、赤字が明確な高速道路はもうやめるということまで踏み込む必要があると思うんです。そうすると、公明党の大臣さんも意を返して、5年間って言ったけれども、やっぱりもう暫定税率はやめようかという方向で、与党の中で意見を言ってくださるわけですから、そういうようなことを言うべきだと思います。それが言えないという点で言えば、やはり一般国民が求めている、ガソリンを安くしてほしい、あるいはまたむだなお金を使わないでほしい、あるいは天下り先の確保のための仕事を保障するのはやめてほしい、こういうところについて明確にやっぱり言うべきだと思います。そういう点が言えないという点では、与党になって、福祉や社会保障が削られるのに、我慢をしている地方の公明党の議員さんの姿が出てくるんじゃないかというように思いますんで……（不規則発言あり）そういう賛成討論については、納得いかないというふうに思います。

山田議長 きょうは許してあげるけどね。

本案について、反対者がありますので、起立により採決します。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立少数であり、よって、本案は、否決されました。

山田議長 次に、日程9番、議員提出議案第6号、乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書については、八代君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。八代君！

八代議員 先達での厚生委員会で、全会一致で本意見書の提出を決めました。若干意見書を朗読する前に、私の意見を述べさせていただきます。

私はこ存じのように子供がおりません。したがって、子供を育てた経験もございません。したがって、女性問題、妊産婦問題、幼児問題等、これは私の専門分野としては全くの素人なんですありますが、この意見書提出に当たりまして、若干私論を述べさせていただきます。

少子高齢化時代というこの言葉が叫ばれて、相当期間経過しております。日本国の将来が人口減少によって極めて深刻な危機に陥ると。50年後にはどうだ、100年後には人口5,000万割ると言われております。やはり今の合計特殊出生率ですね、これが2.1以上ないと、超長期的には人口は減少します。そういう認識を持って考えてみますと、生まれるときの子供さん、妊婦あるいは若い夫婦が、子供が生まれる、子供が必要、子供を産みたい、こういう気持ちになるためには、生まれるための条件整備が必要だと思います。妊産婦の健診とか産婦人科医の充実、あるいは産婦人科病院の設置問題、こういうのは生まれるときの気持ちを高進させるための条件整備であります。

今回、私が言いますこの意見書は、生まれた後どうするかというときの意見書であります。やっぱり生まれたとき、やはり安心して子供を育てられないと、結果的に子供を持つ不安を取り去ることはできません。そういう気持ちでこの意見書を読ませていただきます。

乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書。我が国の合計特殊出生率は年々低下し、2007年の数値は人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回る1.3にまで低下し、まさに危機的な水準を推移している。少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少につながり、子供の健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり

方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、すべての都道府県及び市区町村において、乳幼児、児童医療費助成制度が実施されている。しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、またアトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなどの長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役目を担っている。さらに厚生労働省が推進する8020運動の達成のためには、永久歯が完成する中学時期までの口腔管理の充実を図るためにも、同制度の果たす役割は大きくなっている。このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子供を安心して産み育てることのできる社会の実現を目指すには、国による支援が不可欠である。

よって、政府におかれては、当面、義務教育就学前児童に対する医療費無料化制度を早急に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。平成20年3月14日、奈良県広陵町議会。内閣総理大臣、福田康夫殿。厚生労働大臣、舛添要一殿。以上であります。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第6号は、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程10番、議員提出議案第7号、公費による妊婦健康診査に助成を求める意見書については、松野君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。松野君！

松野議員 では、最後の意見書の提案をさせていただきます。

本当の最後ですが、この内容につきましては、前の議会でも議論をしておりますし、皆さんも十分ご理解いただき、また広陵町の方も2008年度からは3回の公費負担をするということをお決めいただきました。非課税の場合は5回ですけれども、国の方は5回までということをお求めているんですけれども、そういう中で、国が5回までということをお求めながら、なぜなかなか実現できないのかということは、財源の問題が横たわっています。ですから、やはり国がそうやって言う以上はですね、財源をしっかりと地方に出していただく。これは当然だと思います。そういう点では残念ながら今回の公費負担の部分において、県から7万円ですかね、の助成だけで、交付税として算入しているというようなことを言っているような、言っていないような、そういうあいまいな事態で実際には入っていないというのが実態でございます。そういう状況を踏まえて、では最後、意見書読み上げさせていただきます。

近年、安全な妊娠、出産に重要なかかりつけ医での健診を全く受けなくて、陣痛が始まってから初めて医者へ行く飛び込み出産がふえている。青森県立中央病院では、このような飛び込み出産の増加と危険性を指摘している。同病院による飛び込み出産の場合、周産期死亡は全国平均の1.5倍、低体重児は2.0倍以上と、異常出産の危険性が高いことが数字の上でもあらわれているとしている。

日本医大の調査では、健診を受けなかった妊婦の3人に1人がお金がないを理由に上げた。このような実態を国も重く受けとめ、公費での健診を5回にするよう自治体に求めているが、国からの明確な財源が伴っていないため、自治体の持ち出しで実施することになっている。公費での妊婦健診診査を充実させるための国の助成を強く求める。

地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。平成20年3月14日。最後まで読みます。奈良県広陵町議会。内閣総理大臣、福田康夫殿、厚生労働大臣、舛添要一殿。

どうか最後の意見書を提出させていただきましたので、議員の皆さんの全員のご賛同を心からお願いいたしまして、終わります。（拍手）

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第7号は、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程11番、議員提出議案第8号、国保中央病院の一部事務組合の体制強化を求める意見書については、寺前君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。寺前君！

寺前議員 それでは、私も最後の意見書提出の説明をさせていただきます。

これは国保中央病院、今、病院全体が非常に厳しい状況にあります。政府もこの間、病院改革のためのガイドラインを出しているわけですが、医療法には、国及び地方公共団体は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。都道府県は基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて、当該都道府県における医療体制の確保を図るための計画を定めると記されています。

こういう中で、広陵町のこの国保中央病院とのかかわりは、もともとは広陵町はかかわりがなかったところでありました。ところが、県は、大三輪病院を移転するに当たって、田原本に誘致してきた。そこで大口の田原本ともう一つ広陵町が必要だということで、広陵町が知らない間にその中に組み込まれたということでもあります。そして、この問題では、このほかに参加する場合については、一般財源については持ち出さないという意見が多数を占めていたというように思います。こういうような流れの中で、現在病院を取り巻く状況は厳しいものがあります。

そこで、現在加入ができる議員が数が少ないということで、今回の提案となりました。国保中央病院は、今後にとっても広陵町に大切な病院として育てなければならないというふうに思います。公立病院は、地域の中核病院として大きな役割があります。国保中央病院でも、がんケアや救急といった民間では大変な部分を救急病院として期待されています。

しかし、最近の国の医療行政は病院経営に大きな打撃を与えています。国保中央病院も例外でなく、どのような本旨を持っているのか、実態など、関係町の一部の関係者でしかわからないありさまです。まして主役である住民は知る由もありません。建設の経過から見ても、広陵町は絶えず病院の状況を把握する必要がありますが、町議会では不可欠な情報すら、議

長など充て職の参加者しかわからず、今までも議会報告もないありさまです。

昨年12月には総務省から公立病院改革ガイドラインが出され、住民不在の改革を押しつけています。よって、まず事務組合議会の強化を図るため、議会構成を抜本的に改革し、関係自治体からの議員数を大幅にふやすよう求めるものです。これは広陵町は国保中央病院の報告については、他町よりも町長が絶えず詳細に報告をしているというのは事実であります。しかし、現実問題として、中の予算、決算についてかかわるということは、一部の者しかできてないという点で、そのかわりをやはり広陵町の議員が一層深めていただいて、国保中央病院が広陵町の住民が少な過ぎるという点について、きっぱり参加して物を言うていただく方がふえていくことが必要だというように思いますので、ぜひ国保中央病院の立場、改革を皆さん方が担っていただきたいと思います。よろしくお願いします。（拍手）

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。4番議員！

吉田議員 議員数を大幅にふやすということを求められてるわけですけども、大体何人ぐらいが妥当だと考えておられるわけですか。

山田議長 6番議員！

寺前議員 人数については協議しながら進めないでだめですし、人口比で、議長等々の充て職以外は人口比、あるいはまた広陵町での負担は8,700万、これは負担金として8,700万払ってるわけですから、人口比やまたその負担の率に応じて議員数を決めていくということになれば、広陵町、田原本がその多くの議員を占めるということにはなると思います。定数については、今後の議員の方々が議論して決めていただくことになるだろうと思います。

山田議長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

14番！

青木議員 私は最後の寺前君の意見書ですけど、残念ながら反対の立場で討論をさせていただきま。と申しますのは、私も2回、議長という形でこの国保議会に参加させていただいた経験もありますので、反対討論をさせていただきたいと思います。

おっしゃるようにね、町長も逐一いろんな説明もされて、これは当然です。それで、私、最初の議長のときにね、いろんな国保の消費税の問題とかいろんな問題のときにね、傍聴をお願いするという形で、共産党さんを中心に傍聴のなにながあったと思います、申し入れがね。でも、そのとくにね、私がいち早く賛成をさせていただきまして、それで傍聴を可とすると

いうことになって、これは私ね、そのときの議員でしたからね。ところが、ほとんど傍聴がないという、後々ね、実態もあったわけで、そやから傍聴は大いに可能であるわけですし、その意味では傍聴は、開かれてることも事実でございます。

そこで、おっしゃるように、そこで一部事務組合議員のもっとふやしなさいとかいうことですねんけどね、多分最初は町長と議長だけやったと思いますけど、副議長もこれ入るようになりまして、今現在、正副議長と町長と。ほいで、参画町が全部同じ数字、3人ずつですよ。私ね、先ほどちょっと何か人口比とか云々が出てまして、あれちょっと間違ってるんじゃないかな、こう思うわけでございます。なぜいうたらね、国保中央病院という一つの病院の一つの形態でございますので、人口が少なからうが、また負担金額の問題においても、やはり病気になって、その地域の人たちの医療機関であればね、やはり人口が少ないから意見の言いにくいとか、議員を少なくするという自体は私は理にかなってないと、こう思うわけで、その1点。

それと、ちょっと例は変わりますけどね、葛城清掃事務組合、これは不公平きわまりないと私は思っております。なぜかいうたらね、町と市でね、いわゆる組合議会議員の数が全く違うわけですね。葛城清掃事務組合と国保中央病院と全く違う性格のもんですので、私はそっちの方は怒っているわけですので、ただこの国保中央病院議会については町長と正副議長、そしてそこで傍聴もしていただくようになっております。その中で、私はそれ以上大勢、人口比でどうとかいうことを、かえってね、逆に混乱が生じる可能性も私はあると思いますので、私はその意味では今現況の国保組合議会の形がベターじゃないかなと、こう思うわけで、反対とさせていただきます。

山田議長 12番議員！

松野議員 まず、傍聴が可能であるということについては、私も認識しております。人口比という問題は、先ほど寺前議員が例えばということと言ったんですが、これについてはやはり人口比が妥当かどうかは、私もやっぱり人口比じゃない方がいいかなというふうに思います。小さいところでも、やっぱり大きいところでもきちっと議論をしていく、対等に議論するということが大事かなって思います。ただ一つの案として先ほど言っただけで、そのほかの案も言っておりますので、これだけで反対の根拠にされるということは、ちょっとあり得ないというふうに思います。

今ね、組合議会の言われましたけど、町長と議長と副議長でしょう。全部充て職なんですよ。だから、充て職だけ……（不規則発言あり）議員じゃないの。ああ、正副議長ね、執行

の方ね。議会の方で言えばね、やっぱり充て職で常に行っていたという状況ですので、やはり充て職じゃなくて、一般の議員の方も一緒に参加しながら、多様な意見交換をしていくということは、大変大切なのは、今後、国保病院は赤字になった場合に、赤字負担をどうするかって厳しい議論をしなきゃいけない時期が来るんです。ですから、そういうときに、やはりそういう充て職、あるいは少人数で議論するより、いろいろな意見を出し合って切磋琢磨して議論していただいて、本当にきちっとした方向性を出していくということについて、ぜひ議員をふやすことについては、何らマイナスにならないと思います、議会にとってね。そういうことですので、ほかの議員の皆さんも、最後の寺前の議員の意見書にどうぞ賛同いただきますようお願いいたします。

山田議長 8番議員！

山本悦雄議員 寺前議員が最後にこの国保中央病院のことを非常に気になる、私も非常に気になります、この国保中央病院というのは。私も議長として1回だけ国保中央病院の事務組合の議員として行かせていただきました。それは会議はええかげんなもんです、はっきり申し上げまして。もうそなんええやんか、山本君、そなんええやねんかっていうような感じの、ちょっと後から事務長、また説明したってくれえて、そんな、実際ぶっちゃけたらそういうとこです。だからね……（不規則発言あり）本当にだからわしも気になることは事実なんです。だからね、これほんまにここで赤字出た場合のやつが、実質公債比率の中に組み入れられるのかどうかも、ちょっとまだ……（不規則発言あり）そしたらね、やはりこれは次に構成されます来年の、次の4月の選挙で構成されますね、議員の皆さんで特別委員会というか勉強会というか、何かそういうものをつくって、これ一番よう知ってるのは、中の事務長ですわ。あとの病院長とか、ここの書いてある、これは今は川西の町長でっか。川西の町長とか次のこの議長、わかりませんわ、きっと話。だからね、一番ようわかるその人を定期的にそういう委員会みたいなものをつくって、そしてそこでやっついていかれるのが一番、これ私の提案、別にこんなもの送ったかて、向こうぺっとこないとこっいたらしまいですわ、はっきり言った話。いや、ぶっちゃけた話です、そんな無視しよったらしまいですわ。だけど、こちらでそういう委員会なりなんなりつくって、向こうの事務長とあわせてね、定期的に呼んで、やっぱりそこでやっついていかれる。私はそういうぐあいにやられるのが一番いいんであつてと思いますんでね。別にこんなん出さんでもいいという、ただ単純なそっちの方でやっついていただきたいという希望で、反対させていただきます。（不規則発言あり）

山田議長 討論を打ち切り、採決いたします。

本案について、反対者がいますので、起立により採決します。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

山田議長 次に、日程12番については、提案者から取り下げの申し出があり、先ほどの議会運営委員会で協議されました結果、了承されましたので、本案は日程から除きます。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

平成20年第1回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 3:57閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成20年3月14日

広陵町議会議長 山 田 光 春

署 名 議 員 笹 井 正 隆

署 名 議 員 竹 村 博 司